見え消し版（改定した章のみ抜粋）

# 土木工事等共通仕様書

# 公園緑地共通仕様書

# 港湾・漁港共通仕様書

令和８~~７~~年７月

佐賀県　県土整備部、

農林水産部及び地域交流部

# 土木工事等共通仕様書目次


| | | | 旧 | 新 |
|---|---|---|---|---|
| 第1章 | | 総則 | | 1-1-1 |
| 第1節 | | 適用 | ~~1-1-1~~ | 1-1-1 |
| 第2節 | | 用語の定義 | ~~1-1-1~~ | 1-1-1 |
| 第3節 | | 設計図書の照査等 | ~~1-1-3~~ | 1-1-3 |
| 第4節 | | 請負代金内訳書 | ~~1-1-4~~ | 1-1-4 |
| 第5節 | | 工程表 | ~~1-1-4~~ | 1-1-4 |
| 第6節 | | 施工計画書 | ~~1-1-4~~ | 1-1-4 |
| 第7節 | | 工事実績データ作成、登録 | ~~1-1-5~~ | 1-1-5 |
| 第8節 | | 監督員 | ~~1-1-5~~ | 1-1-5 |
| 第9節 | | 主任技術者及び管理技術者~~現場技術員~~ | ~~1-1-5~~ | 1-1-5 |
| 第10節 | | 工事用地等の使用 | ~~1-1-5~~ | 1-1-5 |
| 第11節 | | 工事の着手 | ~~1-1-6~~ | 1-1-6 |
| 第12節 | | 工事の下請負 | ~~1-1-6~~ | 1-1-6 |
| 第13節 | | 施工体制台帳 | ~~1-1-6~~ | 1-1-6 |
| 第14節 | | 受発注者間の情報共有 | ~~1-1-7~~ | 1-1-7 |
| 第15節 | | 受注者相互の協力 | ~~1-1-7~~ | 1-1-7 |
| 第16節 | | 調査・試験に対する協力 | ~~1-1-7~~ | 1-1-7 |
| 第17節 | | 工事の一時中止 | ~~1-1-8~~ | 1-1-8 |
| 第18節 | | 設計図書の変更 | ~~1-1-8~~ | 1-1-8 |
| 第19節 | | 工期変更 | ~~1-1-8~~ | 1-1-8 |
| 第20節 | | 支給材料及び貸与品 | ~~1-1-9~~ | 1-1-9 |
| 第21節 | | 工事現場発生品 | ~~1-1-9~~ | 1-1-9 |
| 第22節 | | 建設副産物 | ~~1-1-9~~ | 1-1-9 |
| 第23節 | | 監督員による確認及び立会等 | ~~1-1-10~~ | 1-1-10 |
| 第24節 | | 数量の算出及び完成図 | ~~1-1-12~~ | 1-1-13 |
| 第25節 | | 品質証明 | ~~1-1-13~~ | 1-1-13 |
| 第26節 | | 工事完成検査 | ~~1-1-13~~ | 1-1-13 |
| 第27節 | | 既済部分検査等 | ~~1-1-14~~ | 1-1-14 |
| 第28節 | | 中間検査 | ~~1-1-14~~ | 1-1-14 |
| 第29節 | | 部分使用 | ~~1-1-14~~ | 1-1-15 |
| 第30節 | | 施工管理 | ~~1-1-15~~ | 1-1-15 |
| 第31節 | | 工事情報共有化 | ~~1-1-16~~ | 1-1-16 |
| 第32節 | | 不具合等発生時の措置 | ~~1-1-16~~ | 1-1-16 |
| 第33節 | | 履行報告 | ~~1-1-16~~ | 1-1-16 |
| 第34節 | | 週休二日の対応 | ~~1-1-16~~ | 1-1-16 |
| 第35節 | | 使用人等の管理 | ~~1-1-16~~ | 1-1-16 |
| 第36節 | | 工事関係者に対する措置請求 | ~~1-1-16~~ | 1-1-17 |
| 第37節 | | 工事中の安全確保 | ~~1-1-16~~ | 1-1-17 |
| 第38節 | | 爆発及び火災の防止 | ~~1-1-18~~ | 1-1-18 |
| 第39節 | | 後片付け | ~~1-1-18~~ | 1-1-19 |
| 第40節 | | 事故報告書 | ~~1-1-18~~ | 1-1-19 |
| 第41節 | | 環境対策 | ~~1-1-18~~ | 1-1-19 |
| 第42節 | | 文化財の保護 | ~~1-1-21~~ | 1-1-21 |
| 第43節 | | 交通安全管理 | ~~1-1-21~~ | 1-1-21 |
| 第44節 | | 施設管理 | ~~1-1-22~~ | 1-1-23 |
| 第45節 | | 諸法令の遵守 | ~~1-1-22~~ | 1-1-23 |
| 第46節 | | 官公庁等への手続等 | ~~1-1-25~~ | 1-1-25 |
| 第47節 | | 施工時期及び施工時間の変更 | ~~1-1-25~~ | 1-1-25 |
| 第48節 | | 工事測量 | ~~1-1-25~~ | 1-1-26 |
| 第49節 | | 提出書類 | ~~1-1-26~~ | 1-1-26 |
| 第50節 | | 不可抗力による損害 | ~~1-1-26~~ | 1-1-26 |
| 第51節 | | 特許権等 | ~~1-1-26~~ | 1-1-27 |
| 第52節 | | 保険の付保及び事故の補償 | ~~1-1-26~~ | 1-1-27 |
| 第53節 | | 臨機の措置 | ~~1-1-27~~ | 1-1-27 |
| 第54節 | | 下請負人等の県内優先活用 | ~~1-1-27~~ | 1-1-28 |
| 第55節 | | ダンプトラック等の使用 | ~~1-1-27~~ | 1-1-28 |
| 第56節 | | 石綿使用の有無~~架空線等事故防止対策~~※ | ~~1-1-28~~ | 1-1-28 |
| 第57節 | | ワンデーレスポンス~~石綿使用の有無~~ | ~~1-1-28~~ | 1-1-29 |
| 第58節 | | ウィークリースタンス~~ワンデーレスポンス~~ | ~~1-1-28~~ | 1-1-29 |
| 第59節 | | 補則~~ウィークリースタンス~~ | ~~1-1-28~~ | 1-1-29 |
| 第2章 | | 材料 | | 1-2-1 |
| 第1節 | | 適用 | ~~1-2-1~~ | 1-2-1 |
| 第2節 | | 工事材料の品質 | ~~1-2-1~~ | 1-2-1 |
| 第3節 | | 土 | ~~1-2-3~~ | 1-2-3 |
| | 第1項 | 一般事項 | | 1-2-3 |
| 第4節 | | 石 | ~~1-2-3~~ | 1-2-3 |


※「第37節　6.架空線等事故防止対策」と重複するため削除

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第1項 | 割ぐり石 | …… | | 1-2-3 |
| | 第2項 | 雑割石 | …… | | 1-2-3 |
| | 第3項 | 雑石（粗石） | …… | | 1-2-3 |
| | 第4項 | 玉石 | …… | | 1-2-3 |
| | 第5項 | ぐり石 | …… | | 1-2-3 |
| | 第6項 | その他の砂利、砕石、砂 | …… | | 1-2-3 |
| 第5節 | | 骨材 | …… | ~~1-2-3~~ | 1-2-3 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-2-3 |
| | 第2項 | セメントコンクリート用骨材 | …… | | 1-2-4 |
| | 第3項 | アスファルト舗装用骨材 | …… | | 1-2-6 |
| | 第4項 | アスファルト用再生骨材 | …… | | 1-2-9 |
| | 第5項 | フィラー | …… | | 1-2-10 |
| | 第6項 | 安定材 | …… | | 1-2-11 |
| 第6節 | | 木材 | …… | ~~1-2-12~~ | 1-2-12 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-2-13 |
| 第7節 | | 鋼材 | …… | ~~1-2-13~~ | 1-2-13 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-2-13 |
| | 第2項 | 構造用圧延鋼材 | …… | | 1-2-13 |
| | 第3項 | 軽量形鋼 | …… | | 1-2-13 |
| | 第4項 | 鋼管 | …… | | 1-2-13 |
| | 第5項 | 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 | …… | | 1-2-13 |
| | 第6項 | ボルト用鋼材 | …… | | 1-2-13 |
| | 第7項 | 溶接材料 | …… | | 1-2-14 |
| | 第8項 | 鉄線 | …… | | 1-2-14 |
| | 第9項 | ワイヤロープ | …… | | 1-2-14 |
| | 第10項 | プレストレストコンクリート用鋼材 | …… | | 1-2-14 |
| | 第11項 | 鉄網 | …… | | 1-2-14 |
| | 第12項 | 鋼製ぐい及び鋼矢板 | …… | | 1-2-14 |
| | 第13項 | 鋼製支保工 | …… | | 1-2-15 |
| | 第14項 | 鉄線じゃかご | …… | | 1-2-15 |
| | 第15項 | コルゲートパイプ | …… | | 1-2-15 |
| | 第16項 | ガードレール（路側用、分離帯用） | …… | | 1-2-15 |
| | 第17項 | ガードケーブル（路側用、分離帯用） | …… | | 1-2-15 |
| | 第18項 | ガードパイプ（歩道用、路側用） | …… | | 1-2-16 |
| | 第19項 | ボックスビーム（分離帯用） | …… | | 1-2-16 |
| 第8節 | | セメント及び混和材料 | …… | ~~1-2-16~~ | 1-2-16 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-2-16 |
| | 第2項 | セメント | …… | | 1-2-17 |
| | 第3項 | 混和材料 | …… | | 1-2-18 |
| | 第4項 | コンクリート用水 | …… | | 1-2-18 |
| 第9節 | | セメントコンクリート製品 | …… | ~~1-2-19~~ | 1-2-19 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-2-19 |
| | 第2項 | セメントコンクリート製品 | …… | | 1-2-19 |
| 第10節 | | 瀝青材料 | …… | ~~1-2-19~~ | 1-2-19 |
| | 第1項 | 一般瀝青材料 | …… | | 1-2-19 |
| | 第2項 | その他の瀝青材料 | …… | | 1-2-22 |
| | 第3項 | 再生用添加剤 | …… | | 1-2-22 |
| 第11節 | | 芝及びそだ | …… | ~~1-2-23~~ | 1-2-23 |
| | 第1項 | 芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝） | …… | | 1-2-23 |
| | 第2項 | そだ | …… | | 1-2-23 |
| 第12節 | | 目地材料 | …… | ~~1-2-23~~ | 1-2-23 |
| | 第1項 | 注入目地材 | …… | | 1-2-23 |
| | 第2項 | 目地板 | …… | | 1-2-23 |
| 第13節 | | 塗料 | …… | ~~1-2-23~~ | 1-2-23 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-2-23 |
| 第14節 | | 道路標識及び区画線 | …… | ~~1-2-24~~ | 1-2-24 |
| | 第1項 | 道路標識 | …… | | 1-2-24 |
| | 第2項 | 区画線 | …… | | 1-2-25 |
| 第15節 | | 合成樹脂製品 | …… | ~~1-2-25~~ | 1-2-25 |
| 第16節 | | 路側防護柵工 | …… | ~~1-2-26~~ | 1-2-26 |
| | 第1項 | 路側防護柵工（塗装仕上げ） | …… | | 1-2-26 |
| | 第2項 | 路側防護柵工（亜鉛めっき地肌） | …… | | 1-2-26 |
| | 第3項 | 視線誘導標の形状及び性能 | …… | | 1-2-26 |
| 第17節 | | 遮水シート | …… | ~~1-2-28~~ | 1-2-28 |
| 第18節 | | 植栽維持 | …… | ~~1-2-30~~ | 1-2-30 |
| 第19節 | | 遮音壁工 | …… | ~~1-2-30~~ | 1-2-30 |
| 第20節 | | 道路植栽 | …… | ~~1-2-31~~ | 1-2-31 |
| 第3章 | | 諸基準 | …… | | 1-3-1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第1節 | | 適用 | ~~1-3-1~~ | 1-3-1 |
| 第4章 | | | 土工 | | 1-4-1 |
| | 第1節 | | 作業土工(床掘り・埋戻し)、覆土工 | ~~1-4-1~~ | 1-4-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-4-1 |
| | 第2節 | | 一般土工 | ~~1-4-2~~ | 1-4-2 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-4-2 |
| | | 第2項 | 掘削工(切土工) | | 1-4-4 |
| | | 第3項 | 盛土工 | | 1-4-6 |
| | | 第4項 | 盛土補強工 | | 1-4-7 |
| | | 第5項 | 法面整形工 | | 1-4-8 |
| | | 第6項 | 堤防天端工 | | 1-4-8 |
| | | 第7項 | 作業残土処理工(作業残土処理) | | 1-4-8 |
| | 第3節 | | 道路土工 | ~~1-4-8~~ | 1-4-8 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-4-8 |
| | | 第2項 | 掘削工(切土工) | | 1-4-10 |
| | | 第3項 | 路体盛土工 | | 1-4-10 |
| | | 第4項 | 路床盛土工 | | 1-4-12 |
| | | 第5項 | 法面整形工 | | 1-4-13 |
| | 第4節 | | 構造物撤去工 | ~~1-4-13~~ | 1-4-13 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-4-13 |
| | | 第2項 | 構造物取壊し工 | | 1-4-13 |
| | | 第3項 | 道路施設撤去工 | | 1-4-14 |
| | | 第4項 | 旧橋撤去工 | | 1-4-14 |
| | | 第5項 | 骨材再生工 | | 1-4-14 |
| | | 第6項 | 殻等運搬処理工 | | 1-4-15 |
| 第5章 | | | 浚渫工 | | 1-5-1 |
| | 第1節 | | 適用 | ~~1-5-1~~ | 1-5-1 |
| | | | 一般事項 | | 1-5-1 |
| | 第2節 | | 適用すべき諸基準 | ~~1-5-1~~ | 1-5-1 |
| | 第3節 | | 浚渫工(ポンプ浚渫船) | ~~1-5-1~~ | 1-5-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-5-1 |
| | | 第2項 | 浚渫船運転工 | | 1-5-1 |
| | | 第3項 | 作業船及び機械運転工 | | 1-5-2 |
| | | 第4項 | 配土工 | | 1-5-2 |
| | 第4節 | | 浚渫工(グラブ船) | ~~1-5-2~~ | 1-5-2 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-5-2 |
| | | 第2項 | 浚渫船運転工 | | 1-5-2 |
| | | 第3項 | 作業船運転工 | | 1-5-3 |
| | | 第4項 | 配土工 | | 1-5-3 |
| | 第5節 | | 浚渫工(バックホウ浚渫船) | ~~1-5-3~~ | 1-5-3 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-5-3 |
| | | 第2項 | 浚渫船運転工 | | 1-5-3 |
| | | 第3項 | 作業船及び機械運転工 | | 1-5-4 |
| | | 第4項 | 配土工 | | 1-5-4 |
| | 第6節 | | 浚渫土処理工 | ~~1-5-4~~ | 1-5-4 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-5-4 |
| | | 第2項 | 浚渫土処理工 | | 1-5-4 |
| 第6章 | | | 無筋・~~,~~鉄筋コンクリート~~工~~ | | 1-6-1 |
| | 第1節 | | 適用 | ~~1-6-1~~ | 1-6-1 |
| | 第2節 | | 適用すべき諸基準~~コンクリート~~ | ~~1-6-1~~ | 1-6-1 |
| | 第3節 | | レディーミクストコンクリート | | 1-6-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-6-2 |
| | | 第2項 | 工場の選定~~レディーミクストコンクリート~~ | | 1-6-2 |
| | | 第3項 | 配合 | | 1-6-3 |
| | 第4節 | | コンクリートミキサー船 | | 1-6-3 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-6-3 |
| | | 第2項 | コンクリートミキサー船の選定 | | 1-6-3 |
| | 第5節 | | 現場練りコンクリート | | 1-6-4 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-6-4 |
| | | 第2項 | 材料の貯蔵 | | 1-6-4 |
| | | 第3項 | 配合 | | 1-6-4 |
| | | 第4項 | 材料の計量及び練混ぜ | | 1-6-4 |
| | | ~~第5項~~ | ~~練り混ぜ~~ | | |
| | 第6節 | | 運搬・打設 | | 1-6-5 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-6-6 |
| | | 第2項 | 準備 | | 1-6-6 |
| | | 第3項 | 運搬 | | 1-6-6 |
| | | ~~第6項~~ | ~~運搬~~ | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第4項 | 打設 | …… | | 1-6-6 |
| | ~~第7項~~ | ~~コンクリート打込み~~ | | | |
| | 第5項 | 締固め | …… | | 1-6-8 |
| | 第6項 | 沈下ひび割れに対する処置 | …… | | 1-6-8 |
| | 第7項 | 打継目 | …… | | 1-6-8 |
| | 第8項 | 表面仕上げ | …… | | 1-6-9 |
| | 第9項 | 養生 | …… | | 1-6-9 |
| | ~~第8項~~ | ~~養生~~ | | | |
| | ~~第9項~~ | ~~施工継目~~ | | | |
| | ~~第10項~~ | ~~表面仕上げ~~ | | | |
| 第7節 | | 鉄筋工 | …… | | 1-6-10 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-6-10 |
| | 第2項 | 貯蔵 | …… | | 1-6-10 |
| | 第3項 | 加工 | …… | | 1-6-10 |
| | 第4項 | 組立て | …… | | 1-6-10 |
| | 第5項 | 継手 | …… | | 1-6-11 |
| | 第6項 | ガス圧接 | …… | | 1-6-12 |
| 第8節 | | 型枠・支保 | …… | | 1-6-12 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-6-13 |
| | 第2項 | 構造 | …… | | 1-6-13 |
| | 第3項 | 組立て | …… | | 1-6-13 |
| | 第4項 | 取外し | …… | | 1-6-13 |
| 第9節 | | 暑中コンクリート | …… | | 1-6-14 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-6-14 |
| | 第2項 | 施工 | …… | | 1-6-14 |
| | 第3項 | 養生 | …… | | 1-6-15 |
| 第10節 | | 寒中コンクリート | …… | | 1-6-15 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-6-15 |
| | 第2項 | 施工 | …… | | 1-6-15 |
| | 第3項 | 養生 | …… | | 1-6-16 |
| 第11節 | | マスコンクリート | …… | | 1-6-16 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-6-16 |
| | 第2項 | 施工 | …… | | 1-6-16 |
| 第12節 | | 水中コンクリート | …… | | 1-6-17 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-6-17 |
| | 第2項 | 施工 | …… | | 1-6-17 |
| | 第3項 | 海水の作用を受けるコンクリート | …… | | 1-6-18 |
| 第13節 | | 水中不分離性コンクリート | …… | | 1-6-18 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-6-18 |
| | 第2項 | 材料の貯蔵 | …… | | 1-6-18 |
| | 第3項 | コンクリートの製造 | …… | | 1-6-18 |
| | 第4項 | 運搬打設 | …… | | 1-6-19 |
| 第14節 | | プレパックドコンクリート | …… | | 1-6-20 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-6-20 |
| | 第2項 | 施工機器 | …… | | 1-6-20 |
| | 第3項 | 施工 | …… | | 1-6-21 |
| 第15節 | | 袋詰コンクリート | …… | | 1-6-22 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-6-22 |
| | 第2項 | 施工 | …… | | 1-6-22 |
| ~~第3節~~ | | ~~特殊コンクリート~~ | | | |
| | ~~第1項~~ | ~~一般事項~~ | | | |
| | ~~第2項~~ | ~~材料~~ | | | |
| | ~~第3項~~ | ~~暑中コンクリート~~ | | | |
| | ~~第4項~~ | ~~寒中コンクリート~~ | | | |
| | ~~第5項~~ | ~~水中コンクリート~~ | | | |
| | ~~第6項~~ | ~~海水の作用を受けるコンクリート~~ | | | |
| | ~~第7項~~ | ~~マスコンクリート~~ | | | |
| ~~第4節~~ | | ~~型枠及び支保~~ | …… | ~~1-6-9~~ | |
| | ~~第1項~~ | ~~一般事項~~ | | | |
| | ~~第2項~~ | ~~支保~~ | | | |
| | ~~第3項~~ | ~~型枠~~ | | | |
| | ~~第4項~~ | ~~塗布~~ | | | |
| 第7章 | | 基礎工 | …… | | 1-7-1 |
| 第1節 | | 一般事項 | …… | ~~1-7-1~~ | 1-7-1 |
| 第2節 | | 土台工 | …… | ~~1-7-1~~ | 1-7-1 |
| 第3節 | | 法留基礎工 | …… | ~~1-7-1~~ | 1-7-1 |
| 第4節 | | 既製杭工 | …… | ~~1-7-1~~ | 1-7-1 |
| 第5節 | | 場所打杭工 | …… | ~~1-7-4~~ | 1-7-4 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第6節 | | 深礎工 | ~~1-7-6~~ | 1-7-6 |
| | 第7節 | | オープンケーソン基礎工 | ~~1-7-6~~ | 1-7-6 |
| | 第8節 | | ニューマチックケーソン基礎工 | ~~1-7-7~~ | 1-7-7 |
| | 第9節 | | 鋼管矢板基礎工 | ~~1-7-8~~ | 1-7-8 |
| | 第10節 | | 切込砂利及び栗石基礎 | ~~1-7-10~~ | 1-7-10 |
| | 第11節 | | 木杭基礎 | ~~1-7-10~~ | 1-7-10 |
| 第8章 | | | 石・ブロック工 | | 1-8-1 |
| | 第1節 | | 一般事項 | ~~1-8-1~~ | 1-8-1 |
| | 第2節 | | コンクリートブロック工 | ~~1-8-1~~ | 1-8-1 |
| | 第3節 | | 緑化ブロック工 | ~~1-8-2~~ | 1-8-2 |
| | 第4節 | | 石張・石積工、捨石張工 | ~~1-8-2~~ | 1-8-3 |
| | 第5節 | | 笠コンクリート工 | ~~1-8-3~~ | 1-8-4 |
| 第9章 | | | カルバート工 | | 1-9-1 |
| | 第1節 | | 一般事項 | ~~1-9-1~~ | 1-9-1 |
| | 第2節 | | 場所打函渠 | ~~1-9-1~~ | 1-9-1 |
| | 第3節 | | プレキャストカルバート工 | ~~1-9-1~~ | 1-9-1 |
| 第10章 | | | 鉄筋工 | | 1-10-1 |
| | ~~第1節~~ | | ~~一般事項~~ | ~~1-10-1~~ | |
| | ~~第2節~~ | | ~~貯蔵~~ | ~~1-10-1~~ | |
| | ~~第3節~~ | | ~~加工~~ | ~~1-10-1~~ | |
| | ~~第4節~~ | | ~~組立て~~ | ~~1-10-1~~ | |
| | ~~第5節~~ | | ~~継手~~ | ~~1-10-2~~ | |
| | ~~第6節~~ | | ~~ガス圧接~~ | ~~1-10-3~~ | |
| 第11章 | | | 法面工 | | 1-11-1 |
| | 第1節 | | 法枠工 | ~~1-11-1~~ | 1-11-1 |
| | 第2節 | | 鋼製枠工 | ~~1-11-2~~ | 1-11-2 |
| | 第3節 | | 鋼製柵工 | ~~1-11-2~~ | 1-11-2 |
| | 第4節 | | 金網張工(落石防止網) | ~~1-11-2~~ | 1-11-2 |
| | 第5節 | | 吹付工 | ~~1-11-2~~ | 1-11-2 |
| | 第6節 | | 植生工 | ~~1-11-3~~ | 1-11-3 |
| | 第7節 | | アンカー工 | ~~1-11-5~~ | 1-11-5 |
| | 第8節 | | アンカー工(プレキャストコンクリート板) | ~~1-11-5~~ | 1-11-5 |
| 第12章 | | | 法面保護工 | | 1-12-1 |
| | 第1節 | | 多自然型護岸工 | ~~1-12-1~~ | 1-12-1 |
| | 第2節 | | 羽口工 | ~~1-12-1~~ | 1-12-1 |
| | 第3節 | | かご工 | ~~1-12-1~~ | 1-12-1 |
| 第13章 | | | 擁壁工 | | 1-12-1 |
| | 第1節 | | プレキャスト擁壁工 | ~~1-13-1~~ | 1-13-1 |
| | 第2節 | | 場所打擁壁工(コンクリート擁壁工) | ~~1-13-1~~ | 1-13-1 |
| | 第3節 | | 補強土壁工 | ~~1-13-1~~ | 1-13-1 |
| | 第4節 | | 井桁ブロック工 | ~~1-13-2~~ | 1-13-2 |
| | 第5節 | | 落石防護工 | ~~1-13-2~~ | 1-13-2 |
| 第14章 | | | 樋門・樋管工 | | 1-14-1 |
| | 第1節 | | 一般事項 | ~~1-14-1~~ | 1-14-1 |
| | 第2節 | | 函渠工 | ~~1-14-1~~ | 1-14-1 |
| | 第3節 | | 翼壁工 | ~~1-14-3~~ | 1-14-3 |
| | 第4節 | | 水叩工 | ~~1-14-3~~ | 1-14-3 |
| 第15章 | | | 堰・機場工 | | 1-15-1 |
| | 第1節 | | 適用 | ~~1-15-1~~ | 1-15-1 |
| | 第2節 | | 可動堰本体工 | ~~1-15-1~~ | 1-15-1 |
| | | 第1項 | 床版工 | | 1-15-1 |
| | | 第2項 | 堰柱工、閘門工 | | 1-15-1 |
| | | 第3項 | 門柱工 | | 1-15-1 |
| | | 第4項 | ゲート操作台工 | | 1-15-1 |
| | 第3節 | | 固定堰本体工 | ~~1-15-1~~ | 1-15-1 |
| | | 第1項 | 固定堰本体工 | | 1-15-1 |
| | 第4節 | | 魚道工 | ~~1-15-1~~ | 1-15-1 |
| | | 第1項 | 魚道本体工 | | 1-15-1 |
| | 第5節 | | 排水機場 | ~~1-15-2~~ | 1-15-2 |
| | | 第1項 | 適用 | | 1-15-2 |
| | | 第2項 | 機場本体工 | | 1-15-2 |
| 第16章 | | | 地盤改良工 | | 1-16-1 |
| | 第1節 | | 一般事項 | ~~1-16-1~~ | 1-16-1 |
| | 第2節 | | 路床安定処理工 | ~~1-16-1~~ | 1-16-1 |
| | 第3節 | | 置換工 | ~~1-16-1~~ | 1-16-1 |
| | 第4節 | | 表層安定処理工 | ~~1-16-1~~ | 1-16-1 |
| | 第5節 | | パイルネット工 | ~~1-16-2~~ | 1-16-2 |
| | 第6節 | | サンドマット工 | ~~1-16-2~~ | 1-16-2 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第7節 | | バーチカルドレーン工 | ~~1-16-2~~ | 1-16-2 |
| | 第8節 | | 締固め改良工 | ~~1-16-3~~ | 1-16-3 |
| | 第9節 | | 固結工 | ~~1-16-3~~ | 1-16-3 |
| 第17章 | | | 水路工 | | 1-17-1 |
| | 第1節 | | 側溝工 | ~~1-17-1~~ | 1-17-1 |
| | 第2節 | | 集水桝・マンホール工 | ~~1-17-1~~ | 1-17-1 |
| | 第3節 | | 暗渠工 | ~~1-17-1~~ | 1-17-1 |
| | 第4節 | | 現場打水路工 | ~~1-17-2~~ | 1-17-2 |
| | 第5節 | | 暗渠工(海岸) | ~~1-17-2~~ | 1-17-2 |
| | 第6節 | | 水路接合部構造物(海岸) | ~~1-17-3~~ | 1-17-3 |
| 第18章 | | | 道路付属物工 | | 1-18-1 |
| | 第1節 | | 道路付属物工 | ~~1-18-1~~ | 1-18-1 |
| | 第2節 | | 縁石工 | ~~1-18-1~~ | 1-18-1 |
| | 第3節 | | 小型標識工 | ~~1-18-1~~ | 1-18-1 |
| | 第4節 | | 防止柵工 | ~~1-18-2~~ | 1-18-2 |
| | 第5節 | | 路側防護柵工 | ~~1-18-2~~ | 1-18-2 |
| | 第6節 | | 落石防止工 | ~~1-18-3~~ | 1-18-3 |
| | | 第1項 | 落石防止網工 | | 1-18-3 |
| | | 第2項 | 落石防護柵工 | | 1-18-3 |
| | 第7節 | | 区画線工 | ~~1-18-3~~ | 1-18-3 |
| | 第8節 | | 境界工 | ~~1-18-4~~ | 1-18-4 |
| | 第9節 | | 遮音壁工 | ~~1-18-4~~ | 1-18-4 |
| | 第10節 | | 道路植栽工 | ~~1-18-4~~ | 1-18-4 |
| | 第11節 | | 踏掛版工 | ~~1-18-6~~ | 1-18-6 |
| | 第12節 | | 組立歩道工 | ~~1-18-6~~ | 1-18-6 |
| | 第13節 | | 照明工 | ~~1-18-6~~ | 1-18-6 |
| 第19章 | | | 水路付属物工 | | 1-19-1 |
| | 第1節 | | 根固めブロック工 | ~~1-19-1~~ | 1-19-1 |
| | 第2節 | | 間詰工 | ~~1-19-1~~ | 1-19-1 |
| | 第3節 | | 沈床工 | ~~1-19-1~~ | 1-19-1 |
| | 第4節 | | 捨石工 | ~~1-19-1~~ | 1-19-1 |
| | 第5節 | | 牛・枠工 | ~~1-19-2~~ | 1-19-2 |
| | 第6節 | | 杭出し水制工 | ~~1-19-2~~ | 1-19-2 |
| | 第7節 | | 水叩工 | ~~1-19-2~~ | 1-19-2 |
| | 第8節 | | 床止め工 | ~~1-19-2~~ | 1-19-2 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-19-2 |
| | | 第2項 | 本体工 | | 1-19-2 |
| | | 第3項 | 水叩工(床止め工、床固め工) | | 1-19-3 |
| | 第9節 | | 床固め工 | ~~1-19-3~~ | 1-19-3 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-19-3 |
| | | 第2項 | 本堤工 | | 1-19-4 |
| | | 第3項 | 垂直壁工 | | 1-19-4 |
| | | 第4項 | 側壁工 | | 1-19-4 |
| | 第10節 | | 水門 | ~~1-19-4~~ | 1-19-4 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-19-4 |
| | | 第2項 | 水門 | | 1-19-5 |
| | | 第3項 | 名板及び標示板 | | 1-19-5 |
| | 第11節 | | 境界工 | ~~1-19-5~~ | 1-19-5 |
| 第20章 | | | 舗装工 | | 1-20-1 |
| | 第1節 | | 一般事項 | ~~1-20-1~~ | 1-20-1 |
| | 第2節 | | 材料 | ~~1-20-1~~ | 1-20-1 |
| | 第3節 | | アスファルト舗装の材料 | ~~1-20-1~~ | 1-20-1 |
| | 第4節 | | コンクリート舗装の材料 | ~~1-20-7~~ | 1-20-7 |
| | 第5節 | | 舗装準備工 | ~~1-20-8~~ | 1-20-8 |
| | 第6節 | | 橋面防水工 | ~~1-20-8~~ | 1-20-8 |
| | 第7節 | | アスファルト舗装工 | ~~1-20-8~~ | 1-20-8 |
| | 第8節 | | コンクリート舗装工 | ~~1-20-13~~ | 1-20-13 |
| | 第9節 | | 薄層カラー舗装工 | ~~1-20-21~~ | 1-20-21 |
| | 第10節 | | ブロック舗装工 | ~~1-20-21~~ | 1-20-21 |
| | 第11節 | | コンクリート舗装補修工 | ~~1-20-22~~ | 1-20-22 |
| | 第12節 | | アスファルト舗装補修工 | ~~1-20-22~~ | 1-20-22 |
| | 第13節 | | 半たわみ性舗装工(道路) | ~~1-20-23~~ | 1-20-23 |
| | 第14節 | | 排水性舗装工(道路) | ~~1-20-23~~ | 1-20-23 |
| | 第15節 | | 透水性舗装工(道路) | ~~1-20-26~~ | 1-20-26 |
| | 第16節 | | グースアスファルト舗装工(道路) | ~~1-20-26~~ | 1-20-26 |
| | 第17節 | | コンクリート舗装工(道路) | ~~1-20-30~~ | 1-20-30 |
| | 第18節 | | ブロック舗装工(道路) | ~~1-20-30~~ | 1-20-30 |
| | 第19節 | | 道路修繕 | ~~1-20-30~~ | 1-20-30 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第1項 | 材料 | | 1-20-30 |
| | | 第2項 | 路面切削工 | | 1-20-30 |
| | | 第3項 | 舗装打換え工 | | 1-20-31 |
| | | 第4項 | 切削オーバーレイ工 | | 1-20-31 |
| | | 第5項 | オーバーレイ工 | | 1-20-31 |
| | | 第6項 | 路上再生路盤工 | | 1-20-31 |
| | | 第7項 | 路上表層再生工 | | 1-20-32 |
| | | 第8項 | プレキャストRC舗装版工 | | 1-20-34 |
| | | 第9項 | 歩道舗装修繕工 | | 1-20-34 |
| 第21章 | | | 橋梁下部工 | | 1-21-1 |
| | 第1節 | | 橋台躯体工、RC橋脚躯体工 | ~~1-21-1~~ | 1-21-1 |
| | 第2節 | | 鋼製橋脚工 | ~~1-21-1~~ | 1-21-1 |
| | | 第1項 | 鋼製橋脚フーチング工 | | 1-21-1 |
| | | 第2項 | 鋼製橋脚架設工 | | 1-21-2 |
| | | 第3項 | 現場継手工 | | 1-21-2 |
| 第22章 | | | コンクリート管理橋上部工、<br>コンクリート橋上部工、木造橋 | | 1-22-1 |
| | 第1節 | | コンクリート主桁製作工 | ~~1-22-1~~ | 1-22-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-22-1 |
| | | 第2項 | プレテンション桁購入工 | | 1-22-1 |
| | | 第3項 | ポストテンション桁製作工 | | 1-22-2 |
| | | 第4項 | プレキャストセグメント購入工 | | 1-22-4 |
| | | 第5項 | プレキャストセグメント主桁組立工 | | 1-22-4 |
| | | 第6項 | プレビーム桁製作工 | | 1-22-4 |
| | | 第7項 | PCホロースラブ製作工 | | 1-22-5 |
| | | 第8項 | RC場所打ホロースラブ製作工 | | 1-22-5 |
| | | 第9項 | PC版桁製作工 | | 1-22-6 |
| | | 第10項 | PC箱桁製作工 | | 1-22-6 |
| | | 第11項 | PC片持箱桁製作工 | | 1-22-6 |
| | | 第12項 | PC押出し箱桁製作工 | | 1-22-6 |
| | 第2節 | | コンクリート橋架設工 | ~~1-22-6~~ | 1-22-6 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-22-6 |
| | | 第2項 | 架設工(クレーン架設) | | 1-22-7 |
| | | 第3項 | 架設工(架設桁架設) | | 1-22-7 |
| | | 第4項 | 架設支保工(固定) | | 1-22-7 |
| | | 第5項 | 架設支保工(移動) | | 1-22-7 |
| | | 第6項 | 架設工(片持架設) | | 1-22-7 |
| | | 第7項 | 架設工(押出し架設) | | 1-22-7 |
| | 第3節 | | 床版・横組工 | ~~1-22-7~~ | 1-22-7 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-22-7 |
| | | 第2項 | 床版・横組工 | | 1-22-7 |
| | 第4節 | | 床版工 | ~~1-22-7~~ | 1-22-7 |
| | 第5節 | | 木造橋 | ~~1-22-8~~ | 1-22-8 |
| | | 第1項 | 適用 | | 1-22-8 |
| | | 第2項 | 一般 | | 1-22-8 |
| | | 第3項 | 材料 | | 1-22-9 |
| | | 第4項 | 木げた橋 | | 1-22-9 |
| 第23章 | | | 鋼橋上部工(架設工)、<br>鋼管理橋(架設工) | | 1-23-1 |
| | 第1節 | | 地組工 | ~~1-23-1~~ | 1-23-1 |
| | 第2節 | | 架設工(クレーン架設) | ~~1-23-1~~ | 1-23-1 |
| | 第3節 | | 架設工(ケーブルクレーン架設) | ~~1-23-1~~ | 1-23-1 |
| | 第4節 | | 架設工(ケーブルエレクション架設) | ~~1-23-1~~ | 1-23-1 |
| | 第5節 | | 架設工(架設桁架設) | ~~1-23-2~~ | 1-23-2 |
| | 第6節 | | 架設工(送出し架設) | ~~1-23-2~~ | 1-23-2 |
| | 第7節 | | 架設工(トラベラークレーン架設) | ~~1-23-2~~ | 1-23-2 |
| | 第8節 | | 歩道橋(側道橋)架設工 | ~~1-23-2~~ | 1-23-2 |
| | 第9節 | | 現場継手工 | ~~1-23-3~~ | 1-23-3 |
| 第24章 | | | 橋梁付属物工 | | 1-24-1 |
| | 第1節 | | 支承工 | ~~1-24-1~~ | 1-24-1 |
| | 第2節 | | 橋梁付属物工 | ~~1-24-1~~ | 1-24-1 |
| | | 第1項 | 伸縮装置工 | | 1-24-1 |
| | | 第2項 | 落橋防止装置工 | | 1-24-1 |
| | | 第3項 | 排水装置工 | | 1-24-1 |
| | | 第4項 | 地覆工 | | 1-24-1 |
| | | 第5項 | 橋梁用防護柵工 | | 1-24-1 |
| | | 第6項 | 橋梁用高欄工 | | 1-24-1 |
| | | 第7項 | 検査路工 | | 1-24-1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第8項 | 銘板工 | …… | | 1-24-1 |
| 第25章 | | 橋梁修繕工 | …… | | 1-25-1 |
| | 第1節 | 一般事項 | …… | ~~1-25-1~~ | 1-25-1 |
| | 第2節 | 床版補強工(鋼板接着工法) | …… | ~~1-25-1~~ | 1-25-1 |
| | 第3節 | 床版補強工(増桁架設工法) | …… | ~~1-25-1~~ | 1-25-1 |
| | 第4節 | 床版増厚補強工 | …… | ~~1-25-2~~ | 1-25-2 |
| | 第5節 | 床版取替工 | …… | ~~1-25-2~~ | 1-25-2 |
| | 第6節 | 鋼桁補強工 | …… | ~~1-25-2~~ | 1-25-2 |
| | 第7節 | 伸縮継手修繕工 | …… | ~~1-25-2~~ | 1-25-2 |
| | 第8節 | 鋼製支承修繕工 | …… | ~~1-25-2~~ | 1-25-2 |
| | 第9節 | PC橋支承修繕工 | …… | ~~1-25-2~~ | 1-25-2 |
| | 第10節 | 検査路修繕工 | …… | ~~1-25-3~~ | 1-25-3 |
| | 第11節 | 沓座拡幅工 | …… | ~~1-25-3~~ | 1-25-3 |
| | 第12節 | 落橋防止装置修繕工 | …… | ~~1-25-3~~ | 1-25-3 |
| | 第13節 | 排水施設修繕工 | …… | ~~1-25-3~~ | 1-25-3 |
| | 第14節 | 橋梁地覆・高欄修繕工 | …… | ~~1-25-3~~ | 1-25-3 |
| | 第15節 | 横断歩道橋修繕工 | …… | ~~1-25-3~~ | 1-25-3 |
| | 第16節 | 橋脚鋼板巻立て工(エポキシ系樹脂) | …… | ~~1-25-3~~ | 1-25-3 |
| | 第17節 | 橋脚鋼板巻立て工(無収縮モルタル) | …… | ~~1-25-3~~ | 1-25-3 |
| 第26章 | | 仮設工 | …… | | 1-26-1 |
| | 第1節 | 矢板工 | …… | ~~1-26-1~~ | 1-26-1 |
| | 第2節 | 木矢板工 | …… | ~~1-26-1~~ | 1-26-1 |
| | 第3節 | 工事用道路工 | …… | ~~1-26-2~~ | 1-26-2 |
| | 第4節 | 仮橋・作業構台工 | …… | ~~1-26-2~~ | 1-26-2 |
| | 第5節 | 路面覆工 | …… | ~~1-26-2~~ | 1-26-2 |
| | 第6節 | 土留・仮締切工 | …… | ~~1-26-2~~ | 1-26-2 |
| | 第7節 | 水替工 | …… | ~~1-26-4~~ | 1-26-4 |
| | 第8節 | 地下水位低下工 | …… | ~~1-26-4~~ | 1-26-4 |
| | 第9節 | 地中連続壁工(壁式) | …… | ~~1-26-4~~ | 1-26-4 |
| | 第10節 | 地中連続壁工(柱列式) | …… | ~~1-26-4~~ | 1-26-4 |
| | 第11節 | 仮水路工 | …… | ~~1-26-5~~ | 1-26-5 |
| | 第12節 | 残土受入れ施設工 | …… | ~~1-26-5~~ | 1-26-5 |
| | 第13節 | 作業ヤード整備工 | …… | ~~1-26-5~~ | 1-26-5 |
| | 第14節 | 電力設備工 | …… | ~~1-26-5~~ | 1-26-5 |
| | 第15節 | 用水設備工 | …… | ~~1-26-6~~ | 1-26-6 |
| | 第16節 | コンクリート製造設備工 | …… | ~~1-26-6~~ | 1-26-6 |
| | 第17節 | 橋梁足場等設備工 | …… | ~~1-26-6~~ | 1-26-6 |
| | 第18節 | 防塵対策工 | …… | ~~1-26-6~~ | 1-26-6 |
| | 第19節 | 汚濁防止工 | …… | ~~1-26-6~~ | 1-26-6 |
| | 第20節 | 防護施設工 | …… | ~~1-26-6~~ | 1-26-6 |
| | 第21節 | 除雪工 | …… | ~~1-26-7~~ | 1-26-7 |
| | 第22節 | 仮締切工(治山) | …… | ~~1-26-7~~ | 1-26-7 |
| | 第23節 | 足場工 | …… | ~~1-26-7~~ | 1-26-7 |
| | 第24節 | 作業構台工(治山) | …… | ~~1-26-8~~ | 1-26-8 |
| | 第25節 | ケーブルクレーン架設 | …… | ~~1-26-8~~ | 1-26-8 |
| | 第26節 | モノレール | …… | ~~1-26-9~~ | 1-26-9 |
| 第27章 | | 工場製作工 | | | 1-27-1 |
| | 第1節 | 一般事項 | …… | ~~1-27-1~~ | 1-27-1 |
| | 第2節 | 材料 | …… | ~~1-27-1~~ | 1-27-1 |
| | 第3節 | 桁製作工~~、刃口金物製作工、鋼製橋脚製作工 横断歩道橋製作工、梁製作工、屋根製作工 床版補強材製作工、桁補強材製作工~~ | …… | ~~1-27-3~~ | 1-27-3 |
| | 第4節 | 検査路製作工 | …… | ~~1-27-12~~ | 1-27-13 |
| | 第5節 | 鋼製伸縮継手製作工 | …… | ~~1-27-12~~ | 1-27-13 |
| | 第6節 | 落橋防止装置製作工 | …… | ~~1-27-13~~ | 1-27-13 |
| | ~~第7節~~ | ~~鋼製排水管製作工~~ | …… | ~~1-27-13~~ | |
| | 第7節 | 橋梁用防護柵製作工 | …… | | 1-27-14 |
| | ~~第8節~~ | ~~プレビーム用桁製作工~~ | …… | ~~1-27-13~~ | |
| | 第8節 | アンカーフレーム製作工 | …… | | 1-27-14 |
| | ~~第9節~~ | ~~橋梁用防護柵製作工、橋梁用高欄製作工~~ | …… | ~~1-27-13~~ | |
| | 第9節 | プレビーム用桁製作工 | …… | | 1-27-14 |
| | ~~第10節~~ | ~~鋳造費~~ | …… | ~~1-27-14~~ | |
| | 第10節 | 鋼製排水管製作工 | …… | | 1-27-15 |
| | ~~第11節~~ | ~~アンカーフレーム製作工~~ | …… | ~~1-27-14~~ | |
| | 第11節 | 工場塗装工 | …… | | 1-27-15 |
| | 第12節 | 仮設材製作工 | …… | ~~1-27-14~~ | 1-27-15 |
| | ~~第13節~~ | ~~鋼製排水管製作工~~ | …… | ~~1-27-14~~ | |
| | 第13節 | RC橋脚巻立て鋼板製作工 | …… | | 1-27-15 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ~~第14節~~ | | ~~RC橋脚巻立て鋼板製作工~~ | ~~1-27-14~~ | |
| | 第14節 | | 工場製品輸送工 | | 1-27-15 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-27-15 |
| | | 第2項 | 輸送工 | | 1-27-15 |
| | ~~第15節~~ | | ~~工場製品輸送工~~ | ~~1-27-15~~ | |
| | | ~~第1項~~ | ~~一般事項~~ | | |
| | | ~~第2項~~ | ~~輸送工~~ | | |
| | 第15節 | | 刃口金物製作工 | | 1-27-16 |
| | 第16節 | | 鋼製橋脚製作工 | | 1-27-16 |
| | 第17節 | | 橋梁用高欄製作工 | | 1-27-16 |
| | 第18節 | | 横断歩道橋製作工 | | 1-27-16 |
| | 第19節 | | 屋根製作工 | | 1-27-16 |
| | 第20節 | | 床版補強材製作工 | | 1-27-16 |
| | 第21節 | | 桁補強材製作工 | | 1-27-16 |
| 第28章 | | | 塗装工 | | 1-28-1 |
| | 第1節 | | 工場塗装工 | ~~1-28-1~~ | 1-28-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-28-1 |
| | 第2節 | | 水門の塗装 | ~~1-28-3~~ | 1-28-3 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-28-3 |
| | | 第2項 | 材料 | | 1-28-3 |
| | | 第3項 | 水門塗装 | | 1-28-3 |
| | 第3節 | | 橋梁現場塗装工 | ~~1-28-5~~ | 1-28-5 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-28-5 |
| | | 第2項 | 橋梁現場塗装工 | | 1-28-5 |
| | 第4節 | | 鋼製ダム現場塗装工 | ~~1-28-7~~ | 1-28-7 |
| | 第5節 | | コンクリート面塗装工 | ~~1-28-8~~ | 1-28-8 |
| | 第6節 | | 付属物塗装工 | ~~1-28-8~~ | 1-28-8 |
| 第29章 | | | 電線共同溝 | | 1-29-1 |
| | 第1節 | | 電線共同溝工 | ~~1-29-1~~ | 1-29-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-29-1 |
| | | 第2項 | 管路工 | | 1-29-1 |
| | | 第3項 | プレキャストボックス工 | | 1-29-1 |
| | 第2節 | | 付帯設備工 | ~~1-29-1~~ | 1-29-1 |
| | | 第1項 | ハンドホール工 | | 1-29-1 |
| | | 第2項 | 土留壁工(継壁) | | 1-29-1 |
| 第30章 | | | 海岸 | | 1-30-1 |
| | 第1節 | | 堤防・護岸 | ~~1-30-1~~ | 1-30-1 |
| | | 第1項 | 適用 | | 1-30-1 |
| | 第2節 | | 護岸基礎工 | ~~1-30-1~~ | 1-30-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-30-1 |
| | | 第2項 | 捨石工 | | 1-30-1 |
| | | 第3項 | 場所打コンクリート工 | | 1-30-1 |
| | | 第4項 | 海岸コンクリートブロック工 | | 1-30-2 |
| | | 第5項 | 法留基礎工 | | 1-30-2 |
| | 第3節 | | 護岸工 | ~~1-30-2~~ | 1-30-2 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-30-2 |
| | | 第2項 | コンクリート被覆工 | | 1-30-3 |
| | 第4節 | | 天端被覆工 | ~~1-30-3~~ | 1-30-3 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-30-3 |
| | | 第2項 | コンクリート被覆工 | | 1-30-3 |
| | 第5節 | | 波返工 | ~~1-30-3~~ | 1-30-3 |
| | 第6節 | | 裏法被覆工 | ~~1-30-4~~ | 1-30-4 |
| | 第7節 | | 付属物設置工 | ~~1-30-4~~ | 1-30-4 |
| | | 第1項 | 階段工 | | 1-30-4 |
| | | 第2項 | 境界工 | | 1-30-4 |
| 第31章 | | | 突堤・人工岬等 | | 1-31-1 |
| | 第1節 | | 適用 | ~~1-31-1~~ | 1-31-1 |
| | 第2節 | | 突堤基礎工 | ~~1-31-1~~ | 1-31-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-31-1 |
| | | 第2項 | 吸出し防止工 | | 1-31-1 |
| | 第3節 | | 突堤本体工 | ~~1-31-1~~ | 1-31-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 1-31-1 |
| | | 第2項 | 詰杭工 | | 1-31-2 |
| | | 第3項 | 石枠工 | | 1-31-2 |
| | | 第4項 | ケーソン工 | | 1-31-2 |
| | | 第5項 | セルラー工 | | 1-31-3 |
| | 第4節 | | 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤) | ~~1-31-3~~ | 1-31-3 |
| | | 第1項 | 適用 | | 1-31-3 |
| | | 第2項 | 海域堤基礎工 | | 1-31-4 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第3項 | 吸出し防止工 | …… | | 1-31-4 |
| 第5節 | | 養浜 | …… | ~~1-31-4~~ | 1-31-4 |
| 第32章 | | 砂防 | …… | | 1-32-1 |
| 第1節 | | 適用 | …… | ~~1-32-1~~ | 1-32-1 |
| 第2節 | | コンクリートダム工 | …… | ~~1-32-1~~ | 1-32-1 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-32-1 |
| | 第2項 | コンクリートダム工 | …… | | 1-32-1 |
| | 第3項 | コンクリート側壁工 | …… | | 1-32-1 |
| | 第4項 | 水叩工 | …… | | 1-32-2 |
| 第3節 | | 鋼製ダム本体工 | …… | ~~1-32-2~~ | 1-32-2 |
| 第4節 | | 護床工・根固め工 | …… | ~~1-32-2~~ | 1-32-2 |
| | 第1項 | 根固めブロック工 | …… | | 1-32-2 |
| 第5節 | | 付帯道路工 | …… | ~~1-32-3~~ | 1-32-2 |
| | 第1項 | 側溝工 | …… | | 1-32-3 |
| | 第2項 | 集水桝工 | …… | | 1-32-3 |
| 第6節 | | 山腹水路工 | …… | ~~1-32-3~~ | 1-32-3 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-32-3 |
| | 第2項 | 山腹集水路・排水路工 | …… | | 1-32-3 |
| | 第3項 | 山腹明暗渠工 | …… | | 1-32-4 |
| | 第4項 | 山腹暗渠工 | …… | | 1-32-4 |
| 第7節 | | 地下水排除工 | …… | ~~1-32-4~~ | 1-32-4 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-32-4 |
| | 第2項 | 集排水ボーリング工 | …… | | 1-32-4 |
| | 第3項 | 集水井工 | …… | | 1-32-4 |
| 第8節 | | 抑止杭・アンカー工 | …… | ~~1-32-5~~ | 1-32-5 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-32-5 |
| | 第2項 | 抑止アンカー工 | …… | | 1-32-5 |
| | 第3項 | アンカー工（プレキャストコンクリート板） | …… | | 1-32-5 |
| 第33章 | | 河川維持 | …… | | 1-33-1 |
| 第1節 | | 巡視・巡回工 | …… | ~~1-33-1~~ | 1-33-1 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-33-1 |
| | 第2項 | 河川巡視工 | …… | | 1-33-1 |
| 第2節 | | 除草工 | …… | ~~1-33-1~~ | 1-33-1 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-33-1 |
| | 第2項 | 堤防除草工 | …… | | 1-33-1 |
| 第3節 | | 堤防養生工 | …… | ~~1-33-1~~ | 1-33-1 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-33-1 |
| | 第2項 | 芝養生工 | …… | | 1-33-1 |
| | 第3項 | 伐木除根工 | …… | | 1-33-1 |
| 第4節 | | 構造物補修工 | …… | ~~1-33-2~~ | 1-33-2 |
| | 第1項 | クラック補修工 | …… | | 1-33-2 |
| | 第2項 | ボーリンググラウト工 | …… | | 1-33-2 |
| | 第3項 | 欠損部補修工 | …… | | 1-33-2 |
| 第5節 | | 管理用通路補修工 | …… | ~~1-33-2~~ | 1-33-2 |
| | 第1項 | 天端補修工 | …… | | 1-33-2 |
| | 第2項 | 付属物復旧工 | …… | | 1-33-2 |
| 第6節 | | 植栽維持工 | …… | ~~1-33-3~~ | 1-33-3 |
| | 第1項 | ~~一般事項~~ | …… | | 1-33-3 |
| | ~~第2項~~ | 樹木・芝生管理工 | | | |
| 第7節 | | 応急処理工 | …… | ~~1-33-4~~ | 1-33-4 |
| 第34章 | | 道路維持 | …… | | 1-34-1 |
| 第1節 | | 適用 | …… | ~~1-34-1~~ | 1-34-1 |
| 第2節 | | 巡視・巡回工 | …… | ~~1-34-1~~ | 1-34-1 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-34-1 |
| | 第2項 | 道路巡回工 | …… | | 1-34-1 |
| 第3節 | | 道路付属物復旧工 | …… | ~~1-34-1~~ | 1-34-1 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-34-1 |
| | 第2項 | 付属物復旧工 | …… | | 1-34-2 |
| 第4節 | | 構造物補修工 | …… | ~~1-34-2~~ | 1-34-2 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-34-2 |
| | 第2項 | クラック補修工 | …… | | 1-34-2 |
| | 第3項 | 目地補修工 | …… | | 1-34-2 |
| | 第4項 | 漏水補修工 | …… | | 1-34-2 |
| | 第5項 | 欠損部補修工 | …… | | 1-34-2 |
| | 第6項 | 部材補修工 | …… | | 1-34-2 |
| | 第7項 | 部材塗装工 | …… | | 1-34-2 |
| 第5節 | | 道路清掃工 | …… | ~~1-34-3~~ | 1-34-3 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-34-3 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第2項 | 路面清掃工 | …… | | 1-34-3 |
| | 第3項 | 路肩整正工 | …… | | 1-34-3 |
| | 第4項 | 排水施設清掃工 | …… | | 1-34-3 |
| | 第5項 | 橋梁清掃工 | …… | | 1-34-3 |
| | 第6項 | 道路付属物清掃工 | …… | | 1-34-3 |
| | 第7項 | 構造物清掃工 | …… | | 1-34-3 |
| | 第8項 | 雑作業工 | …… | | 1-34-4 |
| 第6節 | | 植栽維持工 | …… | ~~1-34-4~~ | 1-34-4 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-34-4 |
| | 第2項 | 樹木・芝生管理工 | …… | | 1-34-4 |
| 第7節 | | 除草工 | …… | ~~1-34-6~~ | 1-34-6 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-34-6 |
| | 第2項 | 道路除草工 | …… | | 1-34-6 |
| 第8節 | | 応急処理工 | …… | ~~1-34-6~~ | 1-34-6 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-34-6 |
| | 第2項 | 応急処理作業工 | …… | | 1-34-6 |
| 第9節 | | 撤去物処理工 | …… | ~~1-34-6~~ | 1-34-6 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 1-34-6 |
| | 第2項 | 殻等運搬処理工 | …… | | 1-34-6 |
| 第35章 | | ほ場整備 | …… | | 1-35-1 |
| 第1節 | | 通則 | …… | ~~1-35-1~~ | 1-35-1 |
| | 第1項 | 事前~~着工~~準備 | …… | | 1-35-1 |
| | 第2項 | 施工順序 | …… | | 1-35-1 |
| | 第3項 | 石礫の除去 | …… | | 1-35-1 |
| | 第4項 | 任意仮設 | …… | | 1-35-1 |
| | 第5項 | 旧水路等の埋立 | …… | | 1-35-1 |
| 第2節 | | 整地工 | …… | ~~1-35-1~~ | 1-35-1 |
| | 第1項 | 表土はぎ取り | …… | | 1-35-1 |
| | 第2項 | 基盤切盛 | …… | | 1-35-1 |
| | 第3項 | 盛土部沈下の防止 | …… | | 1-35-2 |
| | 第4項 | 畦畔築立 | …… | | 1-35-2 |
| | 第5項 | 基盤整地 | …… | | 1-35-2 |
| | 第6項 | 表土整地 | …… | | 1-35-2 |
| 第3節 | | 進入路工 | …… | ~~1-35-2~~ | 1-35-2 |
| | 第1項 | 進入路の設置 | …… | | 1-35-2 |
| 第4節 | | 暗渠排水工 | …… | ~~1-35-2~~ | 1-35-2 |
| | 第1項 | 掘削及び配管順序 | …… | | 1-35-2 |
| | 第2項 | 被覆材 | …… | | 1-35-2 |
| | 第3項 | 泥水流入の防止 | …… | | 1-35-2 |
| 第5節 | | 用・排水路工 | …… | ~~1-35-2~~ | 1-35-2 |
| | 第1項 | 用・排水路 | …… | | 1-35-2 |
| | 第2項 | 耕区の取水施設 | …… | | 1-35-3 |
| | 第3項 | 付帯工 | …… | | 1-35-3 |
| 第6節 | | 道路工 | …… | ~~1-35-3~~ | 1-35-3 |
| | 第1項 | 耕作道路 | …… | | 1-35-3 |
| 第7節 | | その他 | …… | ~~1-35-3~~ | 1-35-3 |
| | 第1項 | 適用除外 | …… | | 1-35-3 |
| 第36章 | | 農用地造成 | …… | | 1-36-1 |
| 第1節 | | 通則 | …… | ~~1-36-1~~ | 1-36-1 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-36-1 |
| 第2節 | | 伐開工 | …… | ~~1-36-1~~ | 1-36-1 |
| | 第1項 | 刈払い | …… | | 1-36-1 |
| | 第2項 | 伐開物処理 | …… | | 1-36-1 |
| | 第3項 | 抜根、排根 | …… | | 1-36-1 |
| 第3節 | | 暗渠排水工 | …… | ~~1-36-1~~ | 1-36-1 |
| | 第1項 | 暗渠排水 | …… | | 1-36-1 |
| 第4節 | | 農用地造成工 | …… | ~~1-36-2~~ | 1-36-2 |
| | 第1項 | 基盤造成 | …… | | 1-36-2 |
| | 第2項 | 法面植生 | …… | | 1-36-2 |
| | 第3項 | 雑物及び石礫除去 | …… | | 1-36-2 |
| | 第4項 | 耕起 | …… | | 1-36-2 |
| | 第5項 | 土壌改良資材の散布 | …… | | 1-36-2 |
| | 第6項 | 砕土 | …… | | 1-36-3 |
| | 第7項 | 畑面保全工 | …… | | 1-36-3 |
| | 第8項 | 畑面暗渠排水工 | …… | | 1-36-3 |
| 第5節 | | その他 | …… | ~~1-36-3~~ | 1-36-3 |
| | 第1項 | 適用除外 | …… | | 1-36-3 |
| 第37章 | | 管類布設工 | …… | | 1-37-1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 第1節 | | 通則 | ~~1-37-1~~ | 1-37-1 |
| | 第1項 | 適用 | | 1-37-1 |
| 第2節 | | 運搬及び保管 | ~~1-37-1~~ | 1-37-1 |
| | 第1項 | 一般 | | 1-37-1 |
| 第3節 | | 掘削工 | ~~1-37-1~~ | 1-37-1 |
| | 第1項 | 一般 | | 1-37-1 |
| 第4節 | | 基礎工 | ~~1-37-1~~ | 1-37-1 |
| | 第1項 | 土基礎及び砂基礎 | | 1-37-1 |
| | 第2項 | 枕木及びはしご胴木基礎 | | 1-37-1 |
| | 第3項 | コンクリート基礎 | | 1-37-2 |
| 第5節 | | 布設接合工 | ~~1-37-2~~ | 1-37-2 |
| | 第1項 | 一般 | | 1-37-2 |
| | 第2項 | 硬質塩化ビニル管布設工 | | 1-37-3 |
| | 第3項 | 強化プラスチック複合管、鋼製異型管布設工 | | 1-37-3 |
| | 第4項 | ダクタイル鋳鉄管、鋼製異型管布設工 | | 1-37-4 |
| | 第5項 | 鋼管布設工 | | 1-37-4 |
| | 第6項 | 防食対策工 | | 1-37-7 |
| | 第7項 | 弁設置工 | | 1-37-7 |
| 第6節 | | 埋戻 | ~~1-37-8~~ | 1-37-8 |
| | 第1項 | 一般 | | 1-37-8 |
| 第38章 | | ため池 | | 1-38-1 |
| 第1節 | | 適用 | ~~1-38-1~~ | 1-38-1 |
| 第2節 | | 一般事項 | ~~1-38-1~~ | 1-38-1 |
| | 第1項 | 適用すべき諸基準 | | 1-38-1 |
| | 第2項 | 一般事項 | | 1-38-1 |
| | 第3項 | 定義 | | 1-38-1 |
| 第3節 | | 堤体工 | ~~1-38-1~~ | 1-38-1 |
| | 第1項 | 雑物除去工 | | 1-38-1 |
| | 第2項 | 表土剥ぎ工 | | 1-38-2 |
| | 第3項 | 掘削工 | | 1-38-2 |
| | 第4項 | 掘削土の流用工 | | 1-38-2 |
| | 第5項 | 掘削土の搬出工 | | 1-38-2 |
| | 第6項 | 堤体盛土工 | | 1-38-2 |
| | 第7項 | 裏法フィルター工 | | 1-38-3 |
| | 第8項 | 腰ブロック工 | | 1-38-3 |
| | 第9項 | ドレーン工 | | 1-38-3 |
| 第4節 | | 洪水吐工 | ~~1-38-3~~ | 1-38-3 |
| | 第1項 | 洪水吐工 | | 1-38-3 |
| 第5節 | | 取水施設工 | ~~1-38-4~~ | 1-38-4 |
| | 第1項 | 取水施設工 | | 1-38-4 |
| | 第2項 | ゲート及びバルブ製作工 | | 1-38-4 |
| | 第3項 | 取水ゲート工 | | 1-38-4 |
| | 第4項 | 土砂吐ゲート工 | | 1-38-4 |
| 第6節 | | 浚渫工 | ~~1-38-5~~ | 1-38-5 |
| | 第1項 | 土質改良工 | | 1-38-5 |
| 第39章 | | 渓間工 | | 1-39-1 |
| 第1節 | | 通則 | ~~1-39-1~~ | 1-39-1 |
| | 第1項 | 一般 | | 1-39-1 |
| | 第2項 | 丁張 | | 1-39-1 |
| | 第3項 | 床堀土砂の処理 | | 1-39-1 |
| | 第4項 | 廻排水 | | 1-39-1 |
| | 第5項 | 間詰及び袖かくし | | 1-39-1 |
| 第2節 | | コンクリートダム | ~~1-39-1~~ | 1-39-1 |
| | 第1項 | コンクリート打込み準備 | | 1-39-1 |
| | 第2項 | コンクリートの打込み | | 1-39-1 |
| | 第3項 | 施工 | | 1-39-1 |
| 第3節 | | 鋼製ダム | ~~1-39-1~~ | 1-39-1 |
| | 第1項 | 一般 | | 1-39-1 |
| | 第2項 | 枠工タイプ | | 1-39-1 |
| | 第3項 | スリットタイプ | | 1-39-1 |
| | 第4項 | バットレスタイプ | | 1-39-2 |
| 第4節 | | 木製ダム | ~~1-39-2~~ | 1-39-2 |
| 第5節 | | 護岸工 | ~~1-39-2~~ | 1-39-2 |
| | 第1項 | 一般 | | 1-39-2 |
| | 第2項 | 根固工 | | 1-39-2 |
| 第6節 | | 水制工 | ~~1-39-3~~ | 1-39-3 |
| | 第1項 | 一般 | | 1-39-3 |
| 第7節 | | 流路工 | ~~1-39-3~~ | 1-39-3 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-39-3 |
| 第8節 | | 異形コンクリートブロック工 | …… | ~~1-39-3~~ | 1-39-3 |
| | 第1項 | 異形コンクリートブロック工の製作 | …… | | 1-39-3 |
| | 第2項 | 異形コンクリートブロック工の運搬・据付け | …… | | 1-39-3 |
| 第40章 | | 山腹工 | …… | | 1-40-1 |
| 第1節 | | 通則 | …… | ~~1-40-1~~ | 1-40-1 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-40-1 |
| 第2節 | | のり切工 | …… | ~~1-40-1~~ | 1-40-1 |
| | 第1項 | 施工 | …… | | 1-40-1 |
| 第3節 | | 土留工 | …… | ~~1-40-1~~ | 1-40-1 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-40-1 |
| | 第2項 | コンクリート土留工 | …… | | 1-40-1 |
| | 第3項 | 鉄筋コンクリート土留工 | …… | | 1-40-1 |
| | 第4項 | 石積及びコンクリートブロック積土留工 | …… | | 1-40-1 |
| | 第5項 | 丸太積土留工 | …… | | 1-40-1 |
| | 第6項 | コンクリート板土留工 | …… | | 1-40-1 |
| | 第7項 | 鋼製土留工 | …… | | 1-40-2 |
| | 第8項 | 土のう積土留工 | …… | | 1-40-2 |
| 第4節 | | 埋設工 | …… | ~~1-40-2~~ | 1-40-2 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-40-2 |
| 第5節 | | 暗きょ工 | …… | ~~1-40-2~~ | 1-40-2 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-40-2 |
| | 第2項 | 礫暗きょ工 | …… | | 1-40-2 |
| | 第3項 | 鉄線篭暗きょ工 | …… | | 1-40-2 |
| | 第4項 | その他二次製品を用いた暗きょ工 | …… | | 1-40-2 |
| | 第5項 | ボーリング暗きょ工 | …… | | 1-40-2 |
| 第6節 | | 水路工 | …… | ~~1-40-2~~ | 1-40-2 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-40-2 |
| | 第2項 | 張芝水路工 | …… | | 1-40-3 |
| | 第3項 | 練張及び空張水路工 | …… | | 1-40-3 |
| | 第4項 | 鋼製及びコンクリート二次製品水路工 | …… | | 1-40-3 |
| | 第5項 | 丸太柵及び編柵水路工 | …… | | 1-40-3 |
| | 第6項 | 土のう等緑化二次製品水路工 | …… | | 1-40-3 |
| 第7節 | | 柵工 | …… | ~~1-40-3~~ | 1-40-3 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-40-3 |
| | 第2項 | 編柵工 | …… | | 1-40-3 |
| | 第3項 | 木柵及び丸太柵工 | …… | | 1-40-3 |
| | 第4項 | コンクリート板柵工 | …… | | 1-40-4 |
| | 第5項 | 鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工 | …… | | 1-40-4 |
| 第8節 | | 階段切付工 | …… | ~~1-40-4~~ | 1-40-4 |
| | 第1項 | 階段切付 | …… | | 1-40-4 |
| 第9節 | | 筋工 | …… | ~~1-40-4~~ | 1-40-4 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-40-4 |
| | 第2項 | 石筋工 | …… | | 1-40-4 |
| | 第3項 | 萱筋工 | …… | | 1-40-4 |
| | 第4項 | 丸太筋工 | …… | | 1-40-4 |
| | 第5項 | その他緑化二次製品を用いた筋工 | …… | | 1-40-4 |
| 第10節 | | 伏工 | …… | ~~1-40-4~~ | 1-40-4 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-40-4 |
| | 第2項 | わら伏工 | …… | | 1-40-4 |
| | 第3項 | むしろ伏工 | …… | | 1-40-5 |
| | 第4項 | 網伏工 | …… | | 1-40-5 |
| | 第5項 | その他二次製品を用いた伏工 | …… | | 1-40-5 |
| 第11節 | | 実幡工 | …… | ~~1-40-5~~ | 1-40-5 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-40-5 |
| | 第2項 | 筋実幡工 | …… | | 1-40-5 |
| | 第3項 | 斜面実幡工 | …… | | 1-40-5 |
| | 第4項 | 航空実幡工 | …… | | 1-40-5 |
| 第12節 | | 吹付工 | …… | ~~1-40-6~~ | 1-40-6 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-40-6 |
| | 第2項 | 種子吹付工　A | …… | | 1-40-6 |
| | 第3項 | 種子吹付工　B | …… | | 1-40-6 |
| | 第4項 | 植生基材吹付工(客土及び厚層基材) | …… | | 1-40-7 |
| | 第5項 | 特殊材吹付工 | …… | | 1-40-7 |
| 第13節 | | のり枠工 | …… | ~~1-40-7~~ | 1-40-7 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-40-7 |
| | 第2項 | 軽量のり枠工 | …… | | 1-40-7 |
| | 第3項 | プレキャストブロックのり枠工 | …… | | 1-40-7 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第4項 | 現場打及び現場吹付のり枠工 | …… | | 1-40-8 |
| 第14節 | | 植栽工 | …… | ~~1-40-8~~ | 1-40-8 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-40-8 |
| | 第2項 | 植栽 | …… | | 1-40-8 |
| | 第3項 | 追肥 | …… | | 1-40-9 |
| | 第4項 | 補植 | …… | | 1-40-9 |
| 第15節 | | 補強土工 | …… | ~~1-40-9~~ | 1-40-9 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-40-9 |
| 第16節 | | 落石防護工 | …… | ~~1-40-9~~ | 1-40-9 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-40-9 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 1-40-10 |
| | 第3項 | 鋼製落石防止壁工 | …… | | 1-40-10 |
| | 第4項 | 落石防護柵工 | …… | | 1-40-10 |
| | 第5項 | 落石防護網工 | …… | | 1-40-10 |
| | 第6項 | 落石防護土留工 | …… | | 1-40-10 |
| | 第7項 | 固定工(ロープ伏工) | …… | | 1-40-10 |
| 第41章 | | 地すべり防止工 | …… | | 1-41-1 |
| 第1節 | | 通則 | …… | ~~1-41-1~~ | 1-41-1 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-41-1 |
| 第2節 | | 渓間工、土留工、水路工等 | …… | ~~1-41-1~~ | 1-41-1 |
| | 第1項 | 渓間工、土留工、水路工等 | …… | | 1-41-1 |
| 第3節 | | 暗きょ工 | …… | ~~1-41-1~~ | 1-41-1 |
| | 第1項 | 暗きょ工 | …… | | 1-41-1 |
| 第4節 | | ボーリング暗きょ工 | …… | ~~1-41-1~~ | 1-41-1 |
| | 第1項 | ボーリング暗きょ工 | …… | | 1-41-1 |
| 第5節 | | 集水井工 | …… | ~~1-41-1~~ | 1-41-1 |
| | 第1項 | 掘削 | …… | | 1-41-1 |
| | 第2項 | 土質柱状図 | …… | | 1-41-2 |
| | 第3項 | 施工 | …… | | 1-41-2 |
| 第6節 | | 排水トンネル工 | …… | ~~1-41-2~~ | 1-41-2 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-41-2 |
| | 第2項 | 掘削 | …… | | 1-41-2 |
| | 第3項 | 支保工一般 | …… | | 1-41-3 |
| | 第4項 | 鋼製支保工 | …… | | 1-41-3 |
| | 第5項 | 覆工 | …… | | 1-41-3 |
| | 第6項 | その他 | …… | | 1-41-3 |
| 第7節 | | 排土工及び押え盛土工 | …… | ~~1-41-3~~ | 1-41-3 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-41-4 |
| | 第2項 | 排土工 | …… | | 1-41-4 |
| | 第3項 | 押え盛土工 | …… | | 1-41-4 |
| 第8節 | | 杭工 | …… | ~~1-41-4~~ | 1-41-4 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-41-4 |
| | 第2項 | 鋼管杭及び合成杭 | …… | | 1-41-4 |
| 第9節 | | シャフト工(深礎工) | …… | ~~1-41-5~~ | 1-41-5 |
| | 第1項 | 施工 | …… | | 1-41-5 |
| 第10節 | | アンカー工 | …… | ~~1-41-5~~ | 1-41-5 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-41-5 |
| | 第2項 | 施工 | …… | | 1-41-5 |
| 第42章 | | 海岸防災林造成 | …… | | 1-42-1 |
| 第1節 | | 通則 | …… | ~~1-42-1~~ | 1-42-1 |
| | 第1項 | 一般 | …… | | 1-42-1 |
| 第2節 | | 防潮工 | …… | ~~1-42-1~~ | 1-42-1 |
| | 第1項 | 防潮堤、防潮護岸工 | …… | | 1-42-1 |
| | 第2項 | 消波工、消波堤、突堤、根固工 | …… | | 1-42-1 |
| 第3節 | | 砂丘造成 | …… | ~~1-42-1~~ | 1-42-1 |
| | 第1項 | 堆砂工(堆砂垣、丘頂柵工) | …… | | 1-42-1 |
| | 第2項 | 盛土工 | …… | | 1-42-2 |
| | 第3項 | 覆砂工(伏工、砂草植栽) | …… | | 1-42-2 |
| | 第4項 | 実播工 | …… | | 1-42-2 |
| 第4節 | | 森林造成 | …… | ~~1-42-2~~ | 1-42-2 |
| | 第1項 | 防風工 | …… | | 1-42-2 |
| | 第2項 | 排水工 | …… | | 1-42-2 |
| | 第3項 | 静砂工(静砂垣) | …… | | 1-42-2 |
| | 第4項 | 植栽工 | …… | | 1-42-2 |
| 第5節 | | 防風林造成 | …… | ~~1-42-2~~ | 1-42-2 |
| | 第1項 | 防風柵 | …… | | 1-42-2 |
| | 第2項 | 水路工、暗きょ工 | …… | | 1-42-3 |
| | 第3項 | 植栽工 | …… | | 1-42-3 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第6節 | | 異形コンクリートブロック工 | ~~1-42-3~~ | 1-42-3 |
| | | 第1項 | 異形コンクリートブロックの製作 | | 1-42-3 |
| | | 第2項 | 異形コンクリートブロックの運搬・据付け | | 1-42-3 |
| 第43章 | | | 森林整備 | | 1-43-1 |
| | 第1節 | | 通則 | ~~1-43-1~~ | 1-43-1 |
| | | 第1項 | 一般 | | 1-43-1 |
| | 第2節 | | 植栽 | ~~1-43-1~~ | 1-43-1 |
| | | 第1項 | 地拵え | | 1-43-1 |
| | | 第2項 | 苗木運搬 | | 1-43-1 |
| | | 第3項 | 仮植 | | 1-43-1 |
| | | 第4項 | 植付け | | 1-43-1 |
| | | 第5項 | 支保(支柱工) | | 1-43-2 |
| | | 第6項 | 補植 | | 1-43-2 |
| | | 第7項 | 施肥 | | 1-43-2 |
| | 第3節 | | 保育 | ~~1-43-2~~ | 1-43-2 |
| | | 第1項 | 下刈り | | 1-43-2 |
| | | 第2項 | 刈出し | | 1-43-2 |
| | | 第3項 | つる切り | | 1-43-2 |
| | | 第4項 | 本数調整伐、受光伐、除伐 | | 1-43-2 |
| | | 第5項 | 枝落し | | 1-43-3 |
| | | 第6項 | 追肥 | | 1-43-3 |
| | | 第7項 | 雪起し | | 1-43-3 |
| | | 第8項 | 病虫獣害防除 | | 1-43-3 |
| | 第4節 | | 歩道整備 | ~~1-43-3~~ | 1-43-3 |
| | | 第1項 | 歩道作設 | | 1-43-3 |
| | | 第2項 | 歩道補修 | | 1-43-4 |
| 第44章 | | | 保安林管理道 | | 1-44-1 |
| | 第1節 | | 保安林管理道 | ~~1-44-1~~ | 1-44-1 |
| | | 第1項 | 一般 | | 1-44-1 |
| 第45章 | | | 施設機械設備及び電気通信設備 | | 1-45-1 |
| | 第1節 | | 適用 | ~~1-45-1~~ | 1-45-1 |
| | 第2節 | | 適用すべき諸基準 | ~~1-45-1~~ | 1-45-1 |
| | 第3節 | | 一般事項 | ~~1-45-1~~ | 1-45-1 |
| | | 第1項 | 使用機器及び材料 | | 1-45-1 |
| | | 第2項 | 承諾図書 | | 1-45-2 |
| | | 第3項 | 届出書 | | 1-45-2 |
| | | 第4項 | 完成図書 | | 1-45-2 |
| | | 第5項 | 検査 | | 1-45-2 |
| | 第4節 | | 共通設備工 | ~~1-45-3~~ | 1-45-3 |
| | | 第1項 | 製作 | | 1-45-3 |
| | | 第2項 | 据付工 | | 1-45-3 |
| | | 第3項 | 溶接工 | | 1-45-4 |
| | | 第4項 | ボルト接合工 | | 1-45-4 |
| | | 第5項 | 塗装 | | 1-45-4 |
| | 第5節 | | 用排水機設備製作工 | ~~1-45-4~~ | 1-45-4 |
| | | 第1項 | 主ポンプ設備工 | | 1-45-4 |
| | | 第2項 | 原動機工 | | 1-45-5 |
| | | 第3項 | 補助機械設備工 | | 1-45-6 |
| | | 第4項 | 付帯設備工 | | 1-45-6 |
| | | 第5項 | 電気設備工 | | 1-45-6 |
| | 第6節 | | 用排水機設備据付工 | ~~1-45-7~~ | 1-45-7 |
| | | 第1項 | 主ポンプ設備工 | | 1-45-7 |
| | | 第2項 | 付帯設備工 | | 1-45-7 |
| | | 第3項 | 電気設備工 | | 1-45-7 |
| | 第7節 | | 水門扉設備工 | ~~1-45-7~~ | 1-45-7 |
| | 第8節 | | 除塵設備製作工 | ~~1-45-7~~ | 1-45-7 |
| | | 第1項 | 除塵設備工 | | 1-45-7 |
| | | 第2項 | 電気設備工 | | 1-45-8 |
| | 第9節 | | 除塵設備据付工 | ~~1-45-8~~ | 1-45-8 |
| | | 第1項 | 除塵設備工 | | 1-45-8 |
| | | 第2項 | 電気設備工 | | 1-45-8 |
| | 第10節 | | 水管橋製作工 | ~~1-45-8~~ | 1-45-8 |
| | | 第1項 | 水管橋本体工 | | 1-45-8 |
| | | 第2項 | 水管橋付属物工 | | 1-45-8 |
| | 第11節 | | 水管橋架設工 | ~~1-45-9~~ | 1-45-9 |
| | | 第1項 | 水管橋本体工 | | 1-45-9 |
| | | 第2項 | 水管橋付属物工 | | 1-45-9 |
| | 第12節 | | 電気通信設備工 | ~~1-45-9~~ | 1-45-9 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 第46章 | | 区画線設置 | …… | | 1-46-1 |
| 第1節 | | 総則 | …… | ~~1-46-1~~ | 1-46-1 |
| | 第1項 | 適用範囲 | …… | | 1-46-1 |
| | 第2項 | 交通安全管理 | …… | | 1-46-1 |
| | 第3項 | 色彩 | …… | | 1-46-1 |
| | 第4項 | かし担保 | …… | | 1-46-1 |
| | 第5項 | 施工の中止 | …… | | 1-46-1 |
| | 第6項 | 跡片付け | …… | | 1-46-1 |
| 第2節 | | 溶融式 | …… | ~~1-46-1~~ | 1-46-1 |
| | 第1項 | 材料及び品質 | …… | | 1-46-1 |
| | 第2項 | 施工（ハンドマーカー工法） | …… | | 1-46-1 |
| 第3節 | | 加熱式 | …… | ~~1-46-2~~ | 1-46-2 |
| | 第1項 | 材料及び品質 | …… | | 1-46-2 |
| | 第2項 | 施工（車載式スプレーマーカー工法） | …… | | 1-46-2 |
| 第4節 | | 常温式 | …… | ~~1-46-3~~ | 1-46-3 |
| | 第1項 | 材料及び品質 | …… | | 1-46-3 |
| | 第2項 | 施工（手作業、ハンドスプレーマーカー工法、車載式スプレーマーカー工法） | …… | | 1-46-3 |
| 第5節 | | その他 | …… | ~~1-46-3~~ | 1-46-3 |
| | 第1項 | 標示の消去 | …… | | 1-46-3 |
| | 第2項 | 施工業者名及び施工年月日等の打刻表示（溶融式のみ） | …… | | 1-46-3 |

## 公園緑地共通仕様書目次


| | | | | 旧 | 新 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第1章 | | | 基盤整備 | | 2-1-1 |
| | 第1節 | | 摘要 | ~~2-1-1~~ | 2-1-1 |
| | 第2節 | | 適用すべき諸基準 | ~~2-1-1~~ | 2-1-1 |
| | 第3節 | | 施設撤去工 | ~~2-1-2~~ | 2-1-2 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-1-2 |
| | | 第2項 | 構造物取壊し工 | | 2-1-2 |
| | | 第3項 | 公園施設撤去工 | | 2-1-2 |
| | | 第4項 | 移設工 | | 2-1-2 |
| | | 第5項 | 樹木伐採・抜根工 | | 2-1-3 |
| | | 第6項 | 伐開工 | | 2-1-3 |
| | | 第7項 | 発生材再利用工 | | 2-1-3 |
| | 第4節 | | 敷地造成工 | ~~2-1-3~~ | 2-1-3 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-1-3 |
| | | 第2項 | 表土保全工 | | 2-1-3 |
| | | 第3項 | 整地工 | | 2-1-4 |
| | 第5節 | | 植栽基盤工 | ~~2-1-4~~ | 2-1-4 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-1-4 |
| | | 第2項 | 材料 | | 2-1-4 |
| | | 第3項 | 透水層工 | | 2-1-5 |
| | | 第4項 | 土層改良工 | | 2-1-5 |
| | | 第5項 | 土性改良工 | | 2-1-5 |
| | | 第6項 | 表土盛土工 | | 2-1-6 |
| | | 第7項 | 人工地盤工 | | 2-1-6 |
| | | 第8項 | 造形工 | | 2-1-6 |
| | 第6節 | | 法面工 | ~~2-1-7~~ | 2-1-7 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-1-7 |
| | | 第2項 | 材料 | | 2-1-7 |
| | | 第3項 | 法面ネット工 | | 2-1-7 |
| | | 第4項 | 編柵工 | | 2-1-7 |
| | | 第5項 | かご工 | | 2-1-8 |
| | 第7節 | | 公園カルバート工 | ~~2-1-8~~ | 2-1-8 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-1-8 |
| | | 第2項 | 材料 | | 2-1-8 |
| | | 第3項 | 場所打函渠工 | | 2-1-8 |
| | | 第4項 | プレキャストカルバート工 | | 2-1-8 |
| | 第8節 | | 擁壁工 | ~~2-1-9~~ | 2-1-9 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-1-9 |
| | | 第2項 | 材料 | | 2-1-9 |
| | | 第3項 | 石積工 | | 2-1-9 |
| 第2章 | | | 植栽 | | 2-2-1 |
| | 第1節 | | 摘要 | ~~2-2-1~~ | 2-2-1 |
| | 第2節 | | 適用すべき諸基準 | ~~2-2-1~~ | 2-2-1 |
| | 第3節 | | 植栽工 | ~~2-2-1~~ | 2-2-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-2-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 2-2-2 |
| | | 第3項 | 高木植栽工 | | 2-2-6 |
| | | 第4項 | 中低木植栽工 | | 2-2-7 |
| | | 第5項 | 特殊樹木植栽工 | | 2-2-7 |
| | | 第6項 | 地被類植栽工 | | 2-2-7 |
| | | 第7項 | 播種工 | | 2-2-8 |
| | | 第8項 | 花壇植栽工 | | 2-2-8 |
| | | 第9項 | 樹木養生工 | | 2-2-8 |
| | | 第10項 | 樹名板工 | | 2-2-8 |
| | | 第11項 | 根囲い保護工 | | 2-2-8 |
| | 第4節 | | 移植工 | ~~2-2-8~~ | 2-2-8 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-2-8 |
| | | 第2項 | 材料 | | 2-2-10 |
| | | 第3項 | 根回し工 | | 2-2-10 |
| | | 第4項 | 高木移植工 | | 2-2-10 |
| | | 第5項 | 根株移植工 | | 2-2-10 |
| | | 第6項 | 中低木移植工 | | 2-2-11 |
| | | 第7項 | 地被類移植工 | | 2-2-11 |
| | | 第8項 | 樹木養生工 | | 2-2-11 |
| | | 第9項 | 樹名板工 | | 2-2-11 |
| | | 第10項 | 根囲い保護工 | | 2-2-11 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第5節 | | 樹木整姿工 | ~~2-2-11~~ | 2-2-11 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-2-11 |
| | | 第2項 | 材料 | | 2-2-11 |
| | | 第3項 | 高中木整姿工 | | 2-2-11 |
| | | 第4項 | 低木整姿工 | | 2-2-12 |
| | | 第5項 | 樹勢回復工 | | 2-2-12 |
| 第3章 | | | 施設整備 | | 2-3-1 |
| | 第1節 | | 摘要 | ~~2-3-1~~ | 2-3-1 |
| | 第2節 | | 適用すべき諸基準 | ~~2-3-1~~ | 2-3-1 |
| | 第3節 | | 給水設備工 | ~~2-3-3~~ | 2-3-3 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-3-3 |
| | | 第2項 | 材料 | | 2-3-3 |
| | | 第3項 | 水栓類取付工 | | 2-3-4 |
| | | 第4項 | 貯水施設工 | | 2-3-5 |
| | | 第5項 | 循環設備工 | | 2-3-5 |
| | | 第6項 | 散水施設工 | | 2-3-7 |
| | | 第7項 | 給水管路工 | | 2-3-7 |
| | 第4節 | | 雨水排水設備工 | ~~2-3-8~~ | 2-3-8 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-3-8 |
| | | 第2項 | 材料 | | 2-3-9 |
| | | 第3項 | 側溝工 | | 2-3-9 |
| | | 第4項 | 調整池工 | | 2-3-10 |
| | | 第5項 | 貯留施設工 | | 2-3-10 |
| | | 第6項 | 管渠工 | | 2-3-10 |
| | | 第7項 | 集水桝・マンホール工 | | 2-3-11 |
| | | 第8項 | 地下排水工 | | 2-3-12 |
| | 第5節 | | 汚水排水設備工 | ~~2-3-12~~ | 2-3-12 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-3-12 |
| | | 第2項 | 材料 | | 2-3-12 |
| | | 第3項 | 汚水桝・マンホール工 | | 2-3-13 |
| | | 第4項 | 浄化槽工 | | 2-3-13 |
| | 第6節 | | 電気設備工 | ~~2-3-14~~ | 2-3-14 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-3-14 |
| | | 第2項 | 材料 | | 2-3-14 |
| | | 第3項 | 照明設備工 | | 2-3-14 |
| | | 第4項 | 放送設備工 | | 2-3-15 |
| | | 第5項 | 電線管路工 | | 2-3-15 |
| | 第7節 | | 園路広場整備工 | ~~2-3-15~~ | 2-3-15 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-3-15 |
| | | 第2項 | 材料 | | 2-3-15 |
| | | 第3項 | 舗装準備工 | | 2-3-16 |
| | | 第4項 | アスファルト舗装工 | | 2-3-16 |
| | | 第5項 | 排水性舗装工 | | 2-3-16 |
| | | 第6項 | アスファルト系舗装工 | | 2-3-16 |
| | | 第7項 | コンクリート系舗装工 | | 2-3-16 |
| | | 第8項 | 土系舗装工 | | 2-3-17 |
| | | 第9項 | レンガ・タイル系舗装工 | | 2-3-18 |
| | | 第10項 | 木系舗装工 | | 2-3-18 |
| | | 第11項 | 樹脂系舗装工 | | 2-3-18 |
| | | 第12項 | 石材系舗装工 | | 2-3-18 |
| | | 第13項 | 園路縁石工 | | 2-3-19 |
| | | 第14項 | 階段工 | | 2-3-19 |
| | | 第15項 | 公園橋工 | | 2-3-20 |
| | | 第16項 | デッキ工 | | 2-3-20 |
| | | 第17項 | 視覚障害者誘導用ブロック工 | | 2-3-20 |
| | 第8節 | | 修景施設整備工 | ~~2-3-20~~ | 2-3-20 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-3-20 |
| | | 第2項 | 材料 | | 2-3-20 |
| | | 第3項 | 石組工 | | 2-3-21 |
| | | 第4項 | 添景物工 | | 2-3-21 |
| | | 第5項 | 袖垣・垣根工 | | 2-3-21 |
| | | 第6項 | 花壇工 | | 2-3-21 |
| | | 第7項 | トレリス工 | | 2-3-21 |
| | | 第8項 | モニュメント工 | | 2-3-21 |
| | | 第9項 | 流れ工 | | 2-3-21 |
| | | 第10項 | 滝工 | | 2-3-21 |
| | | 第11項 | 池工 | | 2-3-21 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第12項 | 洲浜工 | …… | | 2-3-21 |
| | 第13項 | 壁泉工 | …… | | 2-3-21 |
| | 第14項 | カスケード工 | …… | | 2-3-21 |
| | 第15項 | カナール工 | …… | | 2-3-21 |
| 第9節 | | 遊戯施設整備工 | …… | ~~2-3-22~~ | 2-3-22 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 2-3-22 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 2-3-22 |
| | 第3項 | 遊具組立設置工 | …… | | 2-3-23 |
| | 第4項 | 砂場工 | …… | | 2-3-24 |
| | 第5項 | 現場打遊具工 | …… | | 2-3-24 |
| | 第6項 | 徒渉池工 | …… | | 2-3-24 |
| 第10節 | | サービス施設整備工 | …… | ~~2-3-24~~ | 2-3-24 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 2-3-24 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 2-3-24 |
| | 第3項 | 時計台工 | …… | | 2-3-24 |
| | 第4項 | 水飲み場工 | …… | | 2-3-24 |
| | 第5項 | 洗い場工 | …… | | 2-3-24 |
| | 第6項 | ベンチ・テーブル工 | …… | | 2-3-24 |
| | 第7項 | 野外炉工 | …… | | 2-3-24 |
| | 第8項 | サイン施設工 | …… | | 2-3-25 |
| 第11節 | | 管理施設整備工 | …… | ~~2-3-25~~ | 2-3-25 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 2-3-25 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 2-3-25 |
| | 第3項 | リサイクル施設工 | …… | | 2-3-25 |
| | 第4項 | ごみ焼却施設工 | …… | | 2-3-25 |
| | 第5項 | ごみ施設工 | …… | | 2-3-25 |
| | 第6項 | 門扉工 | …… | | 2-3-25 |
| | 第7項 | 柵工 | …… | | 2-3-25 |
| | 第8項 | 車止め工 | …… | | 2-3-26 |
| | 第9項 | 園名板工 | …… | | 2-3-26 |
| | 第10項 | 掲揚ポール工 | …… | | 2-3-26 |
| 第12節 | | 建築施設組立設置工 | …… | ~~2-3-26~~ | 2-3-26 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 2-3-26 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 2-3-26 |
| | 第3項 | 四阿工 | …… | | 2-3-27 |
| | 第4項 | パーゴラ工 | …… | | 2-3-28 |
| | 第5項 | シェルター工 | …… | | 2-3-28 |
| | 第6項 | キャビン（ロッジ）工 | …… | | 2-3-28 |
| | 第7項 | 温室工 | …… | | 2-3-28 |
| | 第8項 | 観察施設工 | …… | | 2-3-28 |
| | 第9項 | 売店工 | …… | | 2-3-28 |
| | 第10項 | 荷物預かり所工 | …… | | 2-3-28 |
| | 第11項 | 更衣室工 | …… | | 2-3-28 |
| | 第12項 | 便所工 | …… | | 2-3-28 |
| | 第13項 | 倉庫工 | …… | | 2-3-29 |
| | 第14項 | 自転車置場工 | …… | | 2-3-29 |
| 第13節 | | 施設仕上げ工 | …… | ~~2-3-29~~ | 2-3-29 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 2-3-29 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 2-3-29 |
| | 第3項 | 塗装仕上げ工 | …… | | 2-3-30 |
| | 第4項 | 加工仕上げ工 | …… | | 2-3-32 |
| | 第5項 | 左官仕上げ工 | …… | | 2-3-32 |
| | 第6項 | タイル仕上げ工 | …… | | 2-3-33 |
| | 第7項 | 石仕上げ工 | …… | | 2-3-33 |
| 第4章 | | グラウンド・コート整備 | …… | | 2-4-1 |
| 第1節 | | 摘要 | …… | ~~2-4-1~~ | 2-4-1 |
| 第2節 | | 適用すべき諸基準 | …… | ~~2-4-1~~ | 2-4-1 |
| 第3節 | | グラウンド・コート舗装工 | …… | ~~2-4-2~~ | 2-4-2 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 2-4-2 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 2-4-2 |
| | 第3項 | 舗装準備工 | …… | | 2-4-6 |
| | 第4項 | グラウンド・コート用舗装工 | …… | | 2-4-6 |
| | 第5項 | グラウンド・コート縁石工 | …… | | 2-4-9 |
| 第4節 | | スタンド整備工 | …… | ~~2-4-10~~ | 2-4-10 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 2-4-10 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 2-4-10 |
| | 第3項 | スタンド擁壁工 | …… | | 2-4-11 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第4項 | ベンチ工 | | 2-4-11 |
| | | 第5項 | スタンド施設修繕工 | | 2-4-12 |
| | 第5節 | | グラウンド・コート施設整備工 | ~~2-4-12~~ | 2-4-12 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-4-12 |
| | | 第2項 | 材料 | | 2-4-12 |
| | | 第3項 | ダッグアウト工 | | 2-4-13 |
| | | 第4項 | スコアーボード工 | | 2-4-13 |
| | | 第5項 | バックネット工 | | 2-4-13 |
| | | 第6項 | 競技施設工 | | 2-4-14 |
| | | 第7項 | 競技用砂場工 | | 2-4-14 |
| | | 第8項 | スポーツポイント工 | | 2-4-14 |
| | | 第9項 | 審判台工 | | 2-4-14 |
| | | 第10項 | 掲揚ポール工 | | 2-4-15 |
| | | 第11項 | 衝撃吸収材工 | | 2-4-15 |
| | | 第12項 | グラウンド・コート柵工 | | 2-4-15 |
| | | 第13項 | グラウンド・コート施設修繕工 | | 2-4-15 |
| 第5章 | | | 自然育成 | | 2-5-1 |
| | 第1節 | | 摘要 | ~~2-5-1~~ | 2-5-1 |
| | 第2節 | | 適用すべき諸基準 | ~~2-5-1~~ | 2-5-1 |
| | 第3節 | | 自然育成施設工 | ~~2-5-1~~ | 2-5-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-5-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 2-5-1 |
| | | 第3項 | 自然育成盛土工 | | 2-5-1 |
| | | 第4項 | 自然水路工 | | 2-5-1 |
| | | 第5項 | 水田工 | | 2-5-2 |
| | | 第6項 | ガレ山工 | | 2-5-2 |
| | | 第7項 | 粗朶山工 | | 2-5-2 |
| | | 第8項 | カントリーヘッジ工 | | 2-5-2 |
| | | 第9項 | 石積土堰堤工 | | 2-5-2 |
| | | 第10項 | しがらみ柵工 | | 2-5-2 |
| | | 第11項 | 自然育成型護岸工 | | 2-5-2 |
| | | 第12項 | 保護柵工 | | 2-5-3 |
| | | 第13項 | 解説板工 | | 2-5-3 |
| | | 第14項 | 自然育成型護岸基礎工 | | 2-5-3 |
| | | 第15項 | 床固工 | | 2-5-3 |
| | | 第16項 | 根固工 | | 2-5-3 |
| | | 第17項 | 水制工 | | 2-5-4 |
| | 第4節 | | 自然育成植栽工 | ~~2-5-4~~ | 2-5-4 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 2-5-4 |
| | | 第2項 | 材料 | | 2-5-5 |
| | | 第3項 | 湿地移設工 | | 2-5-5 |
| | | 第4項 | 水生植物植栽工 | | 2-5-5 |
| | | 第5項 | 林地育成工 | | 2-5-5 |

## 港湾・漁港共通仕様書目次


| | | | | 旧 | 新 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第1章 | | | 浚渫及び床掘り | | 3-1-1 |
| | 第1節 | | 適用 | ~~3-1-1~~ | 3-1-1 |
| | 第2節 | | 浚渫工 | ~~3-1-1~~ | 3-1-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-1-1 |
| | | 第2項 | 施工 | | 3-1-1 |
| | 第3節 | | 床掘工 | ~~3-1-1~~ | 3-1-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-1-1 |
| | | 第2項 | 施工 | | 3-1-1 |
| 第2章 | | | 地盤改良 | | 3-2-1 |
| | 第1節 | | 適用 | ~~3-2-1~~ | 3-2-1 |
| | 第2節 | | 置換工 | ~~3-2-1~~ | 3-2-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-2-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-2-1 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-2-1 |
| | 第3節 | | 敷砂工・砕石マット工 | ~~3-2-1~~ | 3-2-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-2-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-2-1 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-2-2 |
| | 第4節 | | サンドドレーン工・砕石ドレーン工 | ~~3-2-2~~ | 3-2-2 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-2-2 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-2-2 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-2-2 |
| | | 第4項 | 打込記録 | | 3-2-2 |
| | 第5節 | | ペーパードレーン工 | ~~3-2-2~~ | 3-2-2 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-2-2 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-2-2 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-2-2 |
| | | 第4項 | 打込記録 | | 3-2-3 |
| | 第6節 | | 載荷工 | ~~3-2-3~~ | 3-2-3 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-2-3 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-2-3 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-2-3 |
| | 第7節 | | サンドコンパクションパイル工 | ~~3-2-3~~ | 3-2-3 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-2-3 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-2-3 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-2-3 |
| | | 第4項 | 打込記録 | | 3-2-4 |
| | | 第5項 | 施工管理試験 | | 3-2-4 |
| | 第8節 | | ロッドコンパクション工(振動棒工法) | ~~3-2-4~~ | 3-2-4 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-2-4 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-2-4 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-2-4 |
| | | 第4項 | 打込記録 | | 3-2-4 |
| | 第9節 | | 深層混合処理工 | ~~3-2-4~~ | 3-2-4 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-2-4 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-2-4 |
| | | 第3項 | 材料の貯蔵 | | 3-2-4 |
| | | 第4項 | 硬化材の配合 | | 3-2-5 |
| | | 第5項 | 材料の計量及び練混ぜ | | 3-2-5 |
| | | 第6項 | 試験打ち | | 3-2-5 |
| | | 第7項 | 施工 | | 3-2-5 |
| | | 第8項 | 打込記録 | | 3-2-5 |
| | | 第9項 | 施工管理試験 | | 3-2-5 |
| 第3章 | | | マット | | 3-3-1 |
| | 第1節 | | マット工 | ~~3-3-1~~ | 3-3-1 |
| | | 第1項 | 適用の範囲 | | 3-3-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-3-1 |
| | | 第3項 | 製作 | | 3-3-1 |
| | | 第4項 | 施工 | | 3-3-1 |
| 第4章 | | | 捨石及び均し | | 3-4-1 |
| | 第1節 | | 基礎 | ~~3-4-1~~ | 3-4-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-4-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-4-1 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-4-1 |
| | 第2節 | | 被覆及び根固め | ~~3-4-1~~ | 3-4-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-4-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-4-1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第3項 | 施工 | …… | | 3-4-1 |
| 第3節 | | 裏込め | …… | ~~3-4-1~~ | 3-4-1 |
| 第1項 | | 一般事項 | …… | | 3-4-1 |
| 第2項 | | 材料 | …… | | 3-4-1 |
| 第3項 | | 施工 | …… | | 3-4-1 |
| 第4節 | | 基礎栗石工 | …… | ~~3-4-1~~ | 3-4-1 |
| 第1項 | | 一般事項 | …… | | 3-4-1 |
| 第2項 | | 材料 | …… | | 3-4-1 |
| 第3項 | | 施工 | …… | | 3-4-2 |
| 第5章 | | 杭及び矢板 | …… | | 3-5-1 |
| 第1節 | | 適用 | …… | ~~3-5-1~~ | 3-5-1 |
| 第2節 | | 鋼杭工 | …… | ~~3-5-1~~ | 3-5-1 |
| 第1項 | | 一般事項 | …… | | 3-5-1 |
| 第2項 | | 材料 | …… | | 3-5-1 |
| 第3項 | | 運搬及び保管 | …… | | 3-5-1 |
| 第4項 | | 施工 | …… | | 3-5-1 |
| 第5項 | | 打込記録 | …… | | 3-5-1 |
| 第3節 | | コンクリート杭工 | …… | ~~3-5-1~~ | 3-5-1 |
| 第1項 | | 一般事項 | …… | | 3-5-1 |
| 第2項 | | 材料 | …… | | 3-5-1 |
| 第3項 | | 施工 | …… | | 3-5-2 |
| 第4節 | | 鋼矢板及び鋼管矢板工 | …… | ~~3-5-2~~ | 3-5-2 |
| 第1項 | | 一般事項 | …… | | 3-5-2 |
| 第2項 | | 材料 | …… | | 3-5-2 |
| 第3項 | | 組合せ矢板及び異形矢板の製作 | …… | | 3-5-2 |
| 第4項 | | 運搬及び保管 | …… | | 3-5-2 |
| 第5項 | | 施工 | …… | | 3-5-2 |
| 第6項 | | 打込記録 | …… | | 3-5-2 |
| 第5節 | | コンクリート矢板工 | …… | ~~3-5-3~~ | 3-5-3 |
| 第1項 | | 一般事項 | …… | | 3-5-3 |
| 第2項 | | 材料 | …… | | 3-5-3 |
| 第3項 | | 運搬及び保管 | …… | | 3-5-3 |
| 第4項 | | 施工 | …… | | 3-5-3 |
| 第5項 | | 打込記録 | …… | | 3-5-3 |
| 第6章 | | 控工 | …… | | 3-6-1 |
| 第1節 | | 適用 | …… | ~~3-6-1~~ | 3-6-1 |
| 第2節 | | 控工 | …… | ~~3-6-1~~ | 3-6-1 |
| 第1項 | | 一般事項 | …… | | 3-6-1 |
| 第2項 | | 材料 | …… | | 3-6-1 |
| 第3項 | | 施工 | …… | | 3-6-2 |
| 第7章 | | コンクリート | …… | | 3-7-1 |
| 第1節 | | 適用 | …… | ~~3-7-1~~ | 3-7-1 |
| 第2節 | | レディーミクストコンクリート | …… | ~~3-7-1~~ | 3-7-1 |
| 第1項 | | 一般事項 | …… | | 3-7-1 |
| 第2項 | | 工場の選定 | …… | | 3-7-1 |
| 第3項 | | 材料 | …… | | 3-7-1 |
| 第4項 | | 品質 | …… | | 3-7-3 |
| 第3節 | | コンクリートミキサー船 | …… | ~~3-7-3~~ | 3-7-3 |
| 第1項 | | 一般事項 | …… | | 3-7-3 |
| 第2項 | | コンクリートミキサー船の選定 | …… | | 3-7-3 |
| 第3項 | | 材料 | …… | | 3-7-3 |
| 第4項 | | 品質 | …… | | 3-7-3 |
| 第4節 | | 現場練りコンクリート | …… | ~~3-7-3~~ | 3-7-3 |
| 第1項 | | 一般事項 | …… | | 3-7-4 |
| 第2項 | | 品質 | …… | | 3-7-4 |
| 第3項 | | 材料 | …… | | 3-7-4 |
| 第4項 | | 材料の貯蔵 | …… | | 3-7-4 |
| 第5項 | | 配合 | …… | | 3-7-4 |
| 第6項 | | 材料の計量及び練混ぜ | …… | | 3-7-4 |
| 第5節 | | 運搬打設工 | …… | ~~3-7-5~~ | 3-7-5 |
| 第1項 | | 一般事項 | …… | | 3-7-5 |
| 第2項 | | 準備 | …… | | 3-7-5 |
| 第3項 | | 運搬 | …… | | 3-7-6 |
| 第4項 | | 打設 | …… | | 3-7-6 |
| 第5項 | | 締固め | …… | | 3-7-6 |
| 第6項 | | 沈下ひびわれに対する処置 | …… | | 3-7-7 |
| 第7項 | | 打継目 | …… | | 3-7-7 |
| 第8項 | | 表面仕上げ | …… | | 3-7-7 |
| 第9項 | | 養生 | …… | | 3-7-7 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 第6節 | | 暑中コンクリート | …… | ~~3-7-7~~ | 3-7-7 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-7-7 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 3-7-8 |
| | 第3項 | 配合 | …… | | 3-7-8 |
| | 第4項 | 施工 | …… | | 3-7-8 |
| | 第5項 | 養生 | …… | | 3-7-8 |
| 第7節 | | 寒中コンクリート | …… | ~~3-7-8~~ | 3-7-8 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-7-8 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 3-7-8 |
| | 第3項 | 配合 | …… | | 3-7-8 |
| | 第4項 | 施工 | …… | | 3-7-8 |
| | 第5項 | 養生 | …… | | 3-7-9 |
| 第8節 | | コンクリートの品質管理 | …… | ~~3-7-9~~ | 3-7-9 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-7-9 |
| | 第2項 | 試験方法 | …… | | 3-7-9 |
| 第9節 | | 鉄筋工 | …… | ~~3-7-10~~ | 3-7-10 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-7-10 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 3-7-10 |
| | 第3項 | 貯蔵 | …… | | 3-7-10 |
| | 第4項 | 加工 | …… | | 3-7-10 |
| | 第5項 | 組立て | …… | | 3-7-11 |
| | 第6項 | 継手 | …… | | 3-7-11 |
| 第10節 | | 型枠及び支保工 | …… | ~~3-7-11~~ | 3-7-11 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-7-11 |
| | 第2項 | 構造 | …… | | 3-7-11 |
| | 第3項 | 組立て | …… | | 3-7-11 |
| | 第4項 | 取外し | …… | | 3-7-12 |
| 第11節 | | 水中コンクリート | …… | ~~3-7-12~~ | 3-7-12 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-7-12 |
| | 第2項 | 施工 | …… | | 3-7-12 |
| | 第3項 | 袋詰コンクリート | …… | | 3-7-13 |
| | 第4項 | 品質管理 | …… | | 3-7-13 |
| 第12節 | | 水中不分離性コンクリート | …… | ~~3-7-13~~ | 3-7-13 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-7-13 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 3-7-13 |
| | 第3項 | 材料の貯蔵 | …… | | 3-7-14 |
| | 第4項 | 配合 | …… | | 3-7-14 |
| | 第5項 | コンクリートの製造 | …… | | 3-7-14 |
| | 第6項 | 運搬打設 | …… | | 3-7-15 |
| | 第7項 | コンクリートの品質管理 | …… | | 3-7-15 |
| 第13節 | | プレパックドコンクリート | …… | ~~3-7-16~~ | 3-7-16 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-7-16 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 3-7-16 |
| | 第3項 | 配合 | …… | | 3-7-17 |
| | 第4項 | 施工機器 | …… | | 3-7-17 |
| | 第5項 | 施工 | …… | | 3-7-17 |
| | 第6項 | 品質管理 | …… | | 3-7-18 |
| 第8章 | | ケーソン | …… | | 3-8-1 |
| 第1節 | | 適用 | …… | ~~3-8-1~~ | 3-8-1 |
| 第2節 | | ケーソン製作工 | …… | ~~3-8-1~~ | 3-8-1 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-8-1 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 3-8-1 |
| | 第3項 | 施工 | …… | | 3-8-1 |
| 第3節 | | ケーソン進水 | …… | ~~3-8-1~~ | 3-8-1 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-8-1 |
| | 第2項 | 進水時期及び進水準備 | …… | | 3-8-1 |
| | 第3項 | 進水 | …… | | 3-8-1 |
| 第4節 | | ケーソン仮置 | …… | ~~3-8-2~~ | 3-8-2 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-8-2 |
| | 第2項 | 仮置 | …… | | 3-8-2 |
| 第5節 | | ケーソン曳航 | …… | ~~3-8-3~~ | 3-8-3 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-8-3 |
| | 第2項 | ケーソン引渡し | …… | | 3-8-3 |
| | 第3項 | 曳航準備 | …… | | 3-8-3 |
| | 第4項 | 曳航 | …… | | 3-8-3 |
| 第6節 | | ケーソン回航 | …… | ~~3-8-3~~ | 3-8-3 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-8-3 |
| | 第2項 | ケーソン引渡し | …… | | 3-8-3 |
| | 第3項 | 回航準備 | …… | | 3-8-3 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第4項 | 回航 | …… | | 3-8-4 |
| 第7節 | | ケーソン据付 | …… | ~~3-8-4~~ | 3-8-4 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-8-4 |
| | 第2項 | 施工 | …… | | 3-8-4 |
| 第9章 | | コンクリートブロック | …… | | 3-9-1 |
| 第1節 | | 適用 | …… | ~~3-9-1~~ | 3-9-1 |
| 第2節 | | ブロック | …… | ~~3-9-1~~ | 3-9-1 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-9-1 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 3-9-1 |
| | 第3項 | 製作 | …… | | 3-9-1 |
| | 第4項 | 運搬及び仮置 | …… | | 3-9-1 |
| | 第5項 | 据付 | …… | | 3-9-1 |
| 第3節 | | 異形ブロック | …… | ~~3-9-1~~ | 3-9-1 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-9-1 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 3-9-1 |
| | 第3項 | 製作 | …… | | 3-9-1 |
| | 第4項 | 運搬及び仮置 | …… | | 3-9-1 |
| | 第5項 | 据付 | …… | | 3-9-1 |
| 第10章 | | 中詰 | …… | | 3-10-1 |
| 第1節 | | 適用 | …… | ~~3-10-1~~ | 3-10-1 |
| 第2節 | | 中詰工 | …… | ~~3-10-1~~ | 3-10-1 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-10-1 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 3-10-1 |
| | 第3項 | 施工 | …… | | 3-10-1 |
| 第3節 | | 蓋コンクリート | …… | ~~3-10-1~~ | 3-10-1 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-10-1 |
| | 第2項 | プレキャストコンクリート | …… | | 3-10-1 |
| | 第3項 | 場所打コンクリート | …… | | 3-10-1 |
| 第11章 | | 上部コンクリート | …… | | 3-11-1 |
| 第1節 | | 適用 | …… | ~~3-11-1~~ | 3-11-1 |
| 第2節 | | 上部コンクリート工 | …… | ~~3-11-1~~ | 3-11-1 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-11-1 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 3-11-1 |
| | 第3項 | 施工 | …… | | 3-11-1 |
| 第12章 | | 舗装 | …… | | 3-12-1 |
| 第1節 | | 適用 | …… | ~~3-12-1~~ | 3-12-1 |
| 第2節 | | 路床 | …… | ~~3-12-1~~ | 3-12-1 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-12-1 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 3-12-1 |
| | 第3項 | 施工 | …… | | 3-12-1 |
| 第3節 | | 路盤工 | …… | ~~3-12-1~~ | 3-12-1 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-12-1 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 3-12-1 |
| | 第3項 | 施工 | …… | | 3-12-2 |
| 第4節 | | コンクリート舗装 | …… | ~~3-12-2~~ | 3-12-2 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-12-2 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 3-12-2 |
| | 第3項 | コンクリート舗装 | …… | | 3-12-3 |
| | 第4項 | 表面仕上げ | …… | | 3-12-4 |
| | 第5項 | 目地の施工 | …… | | 3-12-4 |
| | 第6項 | 養生 | …… | | 3-12-5 |
| 第5節 | | アスファルト舗装 | …… | ~~3-12-5~~ | 3-12-5 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-12-5 |
| | 第2項 | 材料 | …… | | 3-12-5 |
| | 第3項 | 配合 | …… | | 3-12-7 |
| | 第4項 | アスファルトプラント | …… | | 3-12-7 |
| | 第5項 | 混合及び運搬 | …… | | 3-12-8 |
| | 第6項 | 舗設 | …… | | 3-12-8 |
| 第6節 | | 道路付属工 | …… | ~~3-12-9~~ | 3-12-9 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-12-9 |
| | 第2項 | 縁石 | …… | | 3-12-9 |
| | 第3項 | 区画線及び道路標示 | …… | | 3-12-9 |
| | 第4項 | 道路標識 | …… | | 3-12-9 |
| | 第5項 | 防護柵 | …… | | 3-12-10 |
| 第13章 | | 付属工 | …… | | 3-13-1 |
| 第1節 | | 適用 | …… | ~~3-13-1~~ | 3-13-1 |
| 第2節 | | 係船柱工 | …… | ~~3-13-1~~ | 3-13-1 |
| | 第1項 | 一般事項 | …… | | 3-13-1 |
| | 第2項 | 基礎 | …… | | 3-13-1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第3項 | 材料 | | 3-13-1 |
| | | 第4項 | 製作 | | 3-13-1 |
| | | 第5項 | 施工 | | 3-13-5 |
| | 第3節 | | 防舷材工 | ~~3-13-5~~ | 3-13-5 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-13-5 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-13-5 |
| | | 第3項 | 製作 | | 3-13-6 |
| | | 第4項 | 施工 | | 3-13-7 |
| | 第4節 | | 車止め | ~~3-13-7~~ | 3-13-7 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-13-7 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-13-7 |
| | | 第3項 | 製作 | | 3-13-7 |
| | | 第4項 | 施工 | | 3-13-7 |
| | 第5節 | | 防食工 | ~~3-13-9~~ | 3-13-9 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-13-9 |
| | | 第2項 | 電気防食 | | 3-13-9 |
| | | 第3項 | 防食塗装 | | 3-13-9 |
| | | 第4項 | 被覆防食 | | 3-13-9 |
| 第14章 | | | 溶接及び切断 | | 3-14-1 |
| | 第1節 | | 適用 | ~~3-14-1~~ | 3-14-1 |
| | 第2節 | | 現場鋼材溶接工 | ~~3-14-1~~ | 3-14-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-14-1 |
| | | 第2項 | 溶接工及び溶接機材 | | 3-14-1 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-14-1 |
| | 第3節 | | ガス切断工 | ~~3-14-2~~ | 3-14-2 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-14-2 |
| | | 第2項 | 切断工及び切断機材 | | 3-14-2 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-14-2 |
| 第15章 | | | 土工 | | 3-15-1 |
| | 第1節 | | 適用 | ~~3-15-1~~ | 3-15-1 |
| | 第2節 | | 土工 | ~~3-15-1~~ | 3-15-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-15-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-15-1 |
| | | 第3項 | 排水処理 | | 3-15-1 |
| | | 第4項 | 土取場及び土砂処分場 | | 3-15-1 |
| | | 第5項 | 伐開工 | | 3-15-1 |
| | | 第6項 | 盛土工 | | 3-15-1 |
| | | 第7項 | 掘削、埋戻し及び裏込め | | 3-15-2 |
| | | 第8項 | 法面工 | | 3-15-2 |
| 第16章 | | | 埋立及び裏埋 | | 3-16-1 |
| | 第1節 | | 適用 | ~~3-16-1~~ | 3-16-1 |
| | 第2節 | | 埋立工及び裏埋工 | ~~3-16-1~~ | 3-16-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-16-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-16-1 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-16-1 |
| 第17章 | | | 植生工 | | 3-17-1 |
| | 第1節 | | 適用 | ~~3-17-1~~ | 3-17-1 |
| | 第2節 | | 張芝工 | ~~3-17-1~~ | 3-17-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-17-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-17-1 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-17-1 |
| | 第3節 | | 筋芝工 | ~~3-17-1~~ | 3-17-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-17-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-17-1 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-17-1 |
| | 第4節 | | 播種工 | ~~3-17-2~~ | 3-17-2 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-17-2 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-17-2 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-17-2 |
| | 第5節 | | 種子吹付工 | ~~3-17-2~~ | 3-17-2 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-17-2 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-17-2 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-17-2 |
| | 第6節 | | 植栽工 | ~~3-17-2~~ | 3-17-2 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-17-2 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-17-2 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-17-3 |
| 第18章 | | | 汚濁防止膜工 | | 3-18-1 |
| | 第1節 | | 適用 | ~~3-18-1~~ | 3-18-1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 第2節 | | 水質汚濁防止膜工 | ~~3-18-1~~ | 3-18-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-18-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-18-1 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-18-1 |
| | | 第4項 | 保守管理 | | 3-18-1 |
| | | 第5項 | カーテン引張強度の確認方法 | | 3-18-1 |
| 第19章 | | | 船揚場工 | | 3-19-1 |
| | 第1節 | | 適用 | ~~3-19-1~~ | 3-19-1 |
| | 第2節 | | 床掘工 | ~~3-19-1~~ | 3-19-1 |
| | 第3節 | | 基礎工及び被覆石工 | ~~3-19-1~~ | 3-19-1 |
| | 第4節 | | 裏込工及び裏埋工 | ~~3-19-1~~ | 3-19-1 |
| | 第5節 | | 基礎栗石工 | ~~3-19-1~~ | 3-19-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-19-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-19-1 |
| | | 第3項 | 施工 | | 3-19-1 |
| | 第6節 | | 貼りブロック工 | ~~3-19-1~~ | 3-19-1 |
| | 第7節 | | 中間止壁工 | ~~3-19-1~~ | 3-19-1 |
| | 第8節 | | コンクリート舗装工 | ~~3-19-1~~ | 3-19-1 |
| | 第9節 | | 滑り材取付工 | ~~3-19-1~~ | 3-19-1 |
| | | 第1項 | 一般事項 | | 3-19-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-19-1 |
| | | 第3項 | 製作 | | 3-19-1 |
| | | 第4項 | 施工 | | 3-19-1 |
| 第20章 | | | 魚礁工 | | 3-20-1 |
| | 第1節 | | 単体魚礁製作工 | ~~3-20-1~~ | 3-20-1 |
| | | 第1項 | 適用範囲 | | 3-20-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-20-1 |
| | | 第3項 | 製作 | | 3-20-1 |
| | | 第4項 | 運搬及び仮置 | | 3-20-1 |
| | | 第5項 | 沈設 | | 3-20-1 |
| | 第2節 | | 組立魚礁 | ~~3-20-1~~ | 3-20-1 |
| | | 第1項 | 適用範囲 | | 3-20-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-20-1 |
| | | 第3項 | 部材運搬及び保管 | | 3-20-2 |
| | | 第4項 | 組立 | | 3-20-2 |
| | | 第5項 | 沈設 | | 3-20-2 |
| 第21章 | | | 着定基質 | | 3-21-1 |
| | 第1節 | | 着定基質ブロック | ~~3-21-1~~ | 3-21-1 |
| | | 第1項 | 適用範囲 | | 3-21-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-21-1 |
| | | 第3項 | 製作 | | 3-21-1 |
| | | 第4項 | 運搬及び仮置 | | 3-21-1 |
| | | 第5項 | 設置 | | 3-21-1 |
| | 第2節 | | 着定基質石材 | ~~3-21-1~~ | 3-21-1 |
| | | 第1項 | 適用範囲 | | 3-21-1 |
| | | 第2項 | 材料 | | 3-21-1 |
| | | 第3項 | 投入及び均し | | 3-21-1 |

# 土木工事等共通仕様書

# 第1章 総則

## 第1節 適用

1. 土木工事等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する土木工事その他これらに類する工事(以下「工事」という。)に係る工事請負契約書(頭書を含み以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「佐賀県建設工事検査規定、佐賀県土木工事検査要領、佐賀県土木工事検査基準、佐賀県土木工事監督要領、佐賀県土木工事監督指針(以下「検査監督要領」という。)」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。
   また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあたっては、佐賀県財務規則(平成 4 年 3 月 31 日佐賀県規則第 35 号)(以下「規則」という。)第 117 条に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
4. 特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
5. 設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は( )内を非SI単位とする。

## 第2節 用語の定義

1. 監督員とは、総括監督員、主任監督員、一般監督員を総称していう。受注者には主として主任監督員及び一般監督員が対応する。
2. 総括監督員とは、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における収支等命令者に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。
3. 主任監督員とは、受注者に対する指示、承諾または協議(重要なもの及び軽易なものを除く)の処理、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施(他のものに実施させ当該実施を確認することを含む)で重要なものの処理、関連工事の調整(重要なものを除く)、設計図書の変更(重要なものを除く)、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、一般監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
4. 監督員とは、「土木工事監督マニュアル」に定める一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験の実施(重要なものは除く)を行い、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
5. 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
6. 設計図書とは、仕様書、契約図面、及び質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。
7. 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
8. 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

9. 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
10. 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。
11. 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。
12. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。
　なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
13. 工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
14. 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
15. 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
16. 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
17. 提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
18. 提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
19. 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
20. 通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により知らせることをいう。
21. 連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
22. 納品とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
23. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。
24. 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。
25. 書面とは、手書き、印刷等（情報共有システムを用いて作成したものを含む。）の伝達物をいう。
26. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。
なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化についての一部改定について」（令和 5 年 3 月 15 日付け国技建管第 6 号~~令和 3 年 3 月 26 日付け国技建管第 21 号~~）に基づき実施しなければならない。
27. 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、データ、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
28. 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。
29. 契約関係書類とは、契約書第 9 条第 5 項の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。
30. 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録とりまとめた品質記録台帳をいう。

31. 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
32. 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
33. 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。
34. 確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
35. 立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
36. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
37. 技術検査とは、「地方整備局工事技術検査要領について」（平成 18 年 3 月 31 日　国官技第 282 号）~~（国土交通事務次官通達平成 18 年 3 月 31 日改正）~~に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。
38. 工事検査とは、検査職員が契約書第 32 条、第 38 条、第 39 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
39. 検査職員とは、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
40. 検査とは、佐賀県土木工事検査要領に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。
41. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質いう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
42. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
43. 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
44. 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
45. 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。
46. 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
47. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
48. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
49. 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。
50. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
51. SIとは、国際単位系をいう。
52. 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
53. JIS 規格とは、日本産業規格をいう。
54. ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1 日あるいは適切な期限までに回答することをいう。
55. ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

## 第3節　設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。
　ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値等、市販されているものについては、受注者が備えるものとする。

2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。
　なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとし、受注者は監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。
　ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。
　また、施工前の設計図書の照査において該当する事実がない場合は、監督員にその旨を報告しなければならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

## 第4節　請負代金内訳書

1. 受注者は、契約書第３条に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を所定の様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。
2. 監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。
　ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。なお、内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

## 第5節　工程表

　受注者は、契約書第３条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

## 第6節　施工計画書

1. 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。
　この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

(1) 工事概要
(2) 計画工程表
(3) 現場組織表~~（施工体系図、施工体制台帳を含む。）~~
(4) 安全管理
(5) 指定機械、主要船舶・機械
(6) 主要資材
(7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
(8) 施工管理計画
(9) 緊急時の体制及び対応
(10) 交通管理
(11) 環境対策
(12) 現場作業環境の整備
(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
(14) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）
(15) その他

2. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度~~つど~~当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画

書を監督員に提出しなければならない。

3. 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項については~~は、受注者は~~、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

## 第7節　工事実績データ作成、登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日(変更契約後)から土曜日、日曜日、祝日を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後(完成通知書の提出日)、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。変更登録時は、工事請負代金、工期、配置技術者に変更が生じた場合に行うものとする。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

## 第8節　監督員

1. 当該工事における監督員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
2. 監督員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。
   ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。
   口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

## 第9節　主任技術者及び監理技術者

### 第1項　主任技術者及び監理技術者

1. 主任技術者及び監理技術者の設置
   当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第 26 条に規定した事項である。
2. 主任技術者及び監理技術者の設置の運用
   受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用(「監理技術者制度運用マニュアルについて」(平成 16 年 3 月 1 日　国総建第 316 号))を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

## ~~第9節　現場技術員~~

### 第2項　現場技術員

受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先及び工事を担当する現場技術員については、監督員から通知するものとする。

~~1.~~ (1). 受注者は、現場技術員が監督員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

~~2.~~ (2). 現場技術員は、契約書第 9 条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督員から受注者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。

また、受注者が監督員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。

## 第10節　工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。
   この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。
3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、第１項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。
   工事の途中において、発注者が返還を要求したときも同様とする。
5. 発注者は、第１項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。
   この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

## 第11節　工事の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。なお、海上工事の場合は、契約書に定める工事始期日以降 45 日以内に着手するものとする。

## 第12節　工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

1. 受注者自らが、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整に実質的に関与するものであること。
2. 下請負者が佐賀県の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。
3. 下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。なお、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

## 第13節　施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、別に定める様式により施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その写しを監督員に提出しなければならない。下請負契約書の写し（１次、２次下請負以降もすべて）を添付しなければならない。

   なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。
2. 第1項の受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その写しを監督員に提出しなければならない。
3. 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第 1 項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。なお、名札は図

1-1 を標準とする。(監理技術者補佐は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書きに規定する者をいう。)

4. 第 1 項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

［注1］　用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
［注2］　所属会社の社印とする。

図1－1　名札の標準図

## 第14節　受発注者間の情報共有

受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。

## 第15節　受注者相互の協力

受注者は、契約書第 2 条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

## 第16節　調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。
2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
   (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
   (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
   (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
   (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。
   また、工期経過後においても同様とする。
4. 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
5. 受注者は、当該工事が佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に基づく価格を

下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとなければならない。

(1) 受注者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じければならない

(2) 第 1 章第 6 節に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

(3) 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完成後、速やかに発注者に提出しなければならない。

(4) 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。
なお、監督員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。

6. 受注者は、新技術情報提供システム(以下、「NETIS」という)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

## 第17節 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。
なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第 53 節臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

(4) 第三者、受注者、使用人及び監督員の安全のため必要があると認める場合

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。

3. 前1項または前 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。
また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

## 第18節 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

## 第19節 工期変更

1. 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第5項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 受注者は、契約書第 18 条第5項及び第 19 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、

第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4. 受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議するものとする。

5. 受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

## 第20節　支給材料及び貸与品

1. 受注者は、~~発注者から~~支給材料及び貸与品~~の提供を受けた場合は、~~を契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 受注者は、支給材料及び貸与品~~について、そ~~の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常に~~、~~その残高を明らかにしておかなければならない。

3. 受注者は、工事完成時（完成前に~~あっても~~工事工程上、支給材料~~品~~の精算が可能な場合は~~行えるものについては~~、その時点。）に~~は~~、支給品精算書を、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

4. 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督員の指示によるものとする。

~~受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。~~

5. 受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。

~~契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」については、設計図書または監督員の指示によるものとする。~~

6. 受注者は、契約書第 15 条第 9 項「不用となった支給材料または貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。
　なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

7. 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

8. 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。

9. 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

## 第21節　工事現場発生品

1. 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 受注者は、第 1 項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

## 第22節　建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとする。ただし、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督員の承諾を得なければならない。

2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しな

ければならない。

3. 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について」（平成 14 年 5 月 30 日　国官総第 122 号、国総事第 21 号、国総建第 137 号）~~（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）~~、「再生資源の利用の促進について」（平成３年 10 月 25 日　建設省技調発第 243 号）、「再生資源の利用の促進について」（平成 3 年 12 月 25 日　港建第 324 号）、「再生資源の利用の促進について」（平成 4 年 1 月 24 日　空建第 10 号）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」（平成 18 年 6 月 12 日　国官技第 46 号、国官総第 128 号、国営計第 36 号、国総事第 19 号）~~（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）~~を遵守して、「建設副産物の取扱い方針」（令和 8~~5~~年 4~~8~~月　佐賀県）により、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を建設副産物情報交換システムに速やかに入力し、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない
　また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再資源利用計画書を公衆の見やすい所に掲げなければならない。

5. 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を建設副産物情報交換システムに速やかに入力し、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。
　また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画書を公衆の見やすい所に掲げなければならない。

7. 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。
　また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

8. 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、第 6 項に示す再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第 7 項に示す確認の結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

9. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

10. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに建設副産物情報交換システムにより実績を入力し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

## 第23節　監督員による確認及び立会等

1. 受注者は設計図書に従って監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ監督員に連絡しなければならない。

2. 監督員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、監督員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。
　なお、監督員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 監督員による確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

5. 受注者は、契約書第 9 条第 2 項第 3 号、第 13 条第 2 項または第 14 条第1項もしくは同条第 2 項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第 17 条及び第 32 条に規定する義務を免れないものとする。

6. 段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

(1) 受注者は、「表 1－1 段階確認一覧表」に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。

(2) 受注者は、施工計画書に段階確認に係わる計画表（種別、細別、施工予定時期等）を作成しなければならない。
また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

(3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。

(4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。
この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

## 表1－1　段階確認一覧表

| 種　別 | 細　別 | 確 認 時 期 |
|---|---|---|
| 指定仮設工 | | 設置完了時 |
| 河川・海岸・砂防土工（掘削工）<br>道路土工（掘削工） | | 土（岩）質の変化した時 |
| 道路土工（路床盛土工）<br>舗装工（下層路盤） | | プルーフローリング実施時 |
| 表層安定処理工 | 表層混合処理・路床安定処理 | 処理完了時 |
| | 置換 | 掘削完了時 |
| | サンドマット | 処理完了時 |
| バーチカルドレーン工 | サンドドレーン<br>袋詰式サンドドレーン<br>ペーパードレーン等 | 施工時<br>施工完了時 |
| 締固め改良工 | サンドコンパクションパイル | 施工時<br>施工完了時 |
| 固結工 | 粉体噴射攪拌<br>高圧噴射攪拌<br>セメントミルク攪拌<br>生石灰パイル | 施工時<br>施工完了時 |
| | 薬液注入 | 施工時 |
| 矢板工<br>（任意仮設を除く） | 鋼矢板<br>鋼管矢板 | 打込時<br>打込完了時 |
| 既製杭工 | 既製コンクリート杭<br>鋼管杭<br>H鋼杭 | 打込時<br>打込完了時（打込杭）<br>掘削完了時（中堀杭）<br>施工完了時（中堀杭）<br>杭頭処理完了時 |
| 場所打杭工 | リバース杭<br>オールケーシング杭<br>アースドリル杭<br>大口径杭 | 掘削完了時<br>鉄筋組立て完了時<br>施工完了時<br>杭頭処理完了時 |
| 深礎工 | | 土（岩）質の変化した時<br>掘削完了時<br>鉄筋組立て完了時<br>施工完了時<br>グラウト注入時 |
| オープンケーソン基礎工<br>ニューマチックケーソン基礎工 | | 鉄沓据え付け完了時<br>本体設置前（オープンケーソン）<br>掘削完了時(ニューマチックケーソン)<br>土（岩）質の変化した時<br>鉄筋組立て完了時 |
| 鋼管矢板基礎工 | | 打込時<br>打込完了時<br>杭頭処理完了時 |
| 置換工(重要構造物) | | 掘削完了時 |

| | | |
|---|---|---|
| 築堤<br>護岸工 | | 法線設置完了時 |
| 砂防ダム | | 法線設置完了時 |
| 護岸工 | 法覆工(覆土施工がある場合) | 覆土前 |
| | 基礎工・根固工 | 設置完了時 |
| 重要構造物<br>函渠工(樋門・樋管含む)<br>躯体工(橋台)<br>RC躯体工(橋脚)<br>橋脚フーチング工<br>RC擁壁<br>砂防ダム<br>堰本体工<br>排水機場本体工<br>水門工<br>共同溝本体工 | | 土(岩)質の変化した時<br>床掘掘削完了時<br>鉄筋組立て完了時<br>埋戻し前 |
| 躯体工<br>RC躯体工 | | 沓座の位置決定時 |
| 床版工 | | 鉄筋組立て完了時 |
| 鋼橋 | | 仮組立て完了時<br>(仮組立てが省略となる場合を除く) |
| ポストテンションT(I)桁製作工<br>プレビーム桁製作工<br>プレキャストブロック桁組立工<br>PCホロースラブ製作工<br>PC版桁製作工<br>PC箱桁製作工<br>PC片持箱桁製作工<br>PC押出し箱桁製作工<br>床版・横組工 | | プレストレスト導入完了時<br>横締め作業完了時<br>プレストレスト導入完了時<br>縦締め作業完了時<br>PC鋼線・鉄筋組立完了時<br>(工場製作除く) |
| 地覆工<br>橋梁用高欄工 | | 鉄筋組立て完了時 |
| トンネル掘削工 | | 土(岩)質の変化した時 |
| トンネル支保工 | | 支保工完了時<br>(支保工変化毎) |
| トンネル覆工 | | コンクリート打設前 |
| | | コンクリート打設後 |
| トンネルインバート工 | | 鉄筋組立て完了時 |
| 鋼板巻立て工 | フーチング定着アンカー穿孔工 | フーチング定着アンカー穿孔完了時 |
| | 鋼板取付け工、固定アンカー工 | 鋼板建込み固定アンカー完了時 |
| | 現場溶接工 | 溶接前 |
| | | 溶接完了時 |
| | 現場塗装工 | 塗装前 |
| | | 塗装完了時 |
| ダム工 | 工事ごと別途定める | |

## 第24節 数量の算出及び完成図

1. 受注者は、設計図書に従って、設計数量をもとに出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事完成の際には出来形測量を行い、その結果に基づいて完成図を作成し、監

督員に提出しなければならない。

3. 設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。
4. 出来形数量とは、現地の出来形測量の結果に基づき算出された数量をいう。
5. 受注者は、「電子納品運用ガイドライン（佐賀県　県土整備部、農林水産部及び地域交流部）」に基づいて、原則として、電子成果品を作成及び納品しなければならない。
6. 受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。
   なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、「地質・土質調査業務共通仕様書（佐賀県　県土整備部、農林水産部及び地域交流部）」第 118 条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。
   ~~なお、受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の利用の可否について、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経費率算定の対象額としない。~~
   ~~また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDF ファイル）を、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に規定されている格納フォルダ BORING/OTHRS に格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。~~

## 第25節　品質証明

受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、以下の各号によるものとする。

1. 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により、検査時までに監督員へ提出しなければならない。
2. 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。
   また、検査職員が検査時（完成・既済部分・中間検査）に立会を求めた場合、品質証明員は検査に立会わなければならない。
3. 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
4. 品質証明員の資格は 10 年以上の現場経験を有し、技術士もしくは 1 級土木施工管理技士の資格を有するものとする。
   ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。
5. 品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。
   なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

## 第26節　工事完成検査

1. 受注者は、契約書第 32 条の規定に基づき、工事完成通知書を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事完成通知書を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
   (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
   (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
   (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
   (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 発注者は、工事完成検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

4. 検査職員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。
   (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
   (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等
   (3) 週休二日の履行状況
5. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
6. 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 32 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。
7. 受注者は、当該工事完成検査については、第 23 節監督員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。

## 第27節 既済部分検査等

1. 受注者は、契約書第 38 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第 39 条第 2 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。
2. 受注者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
3. 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。
   (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
   (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
   (3) 週休二日の履行状況
4. 受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第 5 項の規定に従うものとする。
5. 受注者は、当該既済部分検査については、第 23 節監督員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。
6. 発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
7. 受注者は、契約書第 35 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

## 第28節 中間検査

1. 受注者は、佐賀県土木工事検査要領第 4 条に基づく、中間検査を受けなければならない。
2. 中間検査は、特記仕様書において対象工事と定められた工事及び監督員が指示した工事について実施するものとする。
3. 中間検査は、特記仕様書において定められた段階及び監督員が指示した段階において行うものとする。
4. 中間検査を行う日は、受注者の意見を聞いて発注者が定め、通知するものとする。
5. 検査職員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
   (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
   (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
6. 受注者は、当該技術検査については、第 23 節監督員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。

## 第29節 部分使用

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。
2. 受注者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合に

は、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、土木工事にあっては、中間検査による検査（確認）でも良い。

## 第30節　施工管理

1. 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
2. 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。
   (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
   (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
   (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
   (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名、施工者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。
   なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1－2を参考とする。
   また、記載内容については、工事内容に応じて、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」（平成 18 年 3 月 31 日　国道利第 37 号、国道国防第 205 号）~~道路工事現場におけるよsの設置基準について（昭和 37 年 8 月 30 日付け　道発 372 号　道路局長通達、最新改正平成 18 年 3 月 31 日付け　国道利 37 号・国道国防第 205 号　道路局路政課長、国道・防災課長通達）~~、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和 3 年 5 月 27 日　国水環第 26 号、国水治第 22 号、国水保第 8 号、国水海第 10 号）~~（令和 3 年 5 月 27 日付け　国水環第 26 号・国水治第 22 号・国水保第 8 号・国水海第 10 号　水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）~~、農村振興局所管公共事業等における工事看板の取扱いについて（令和 8 年 5 月 22 日　8 農振 452 号）によるものとする。

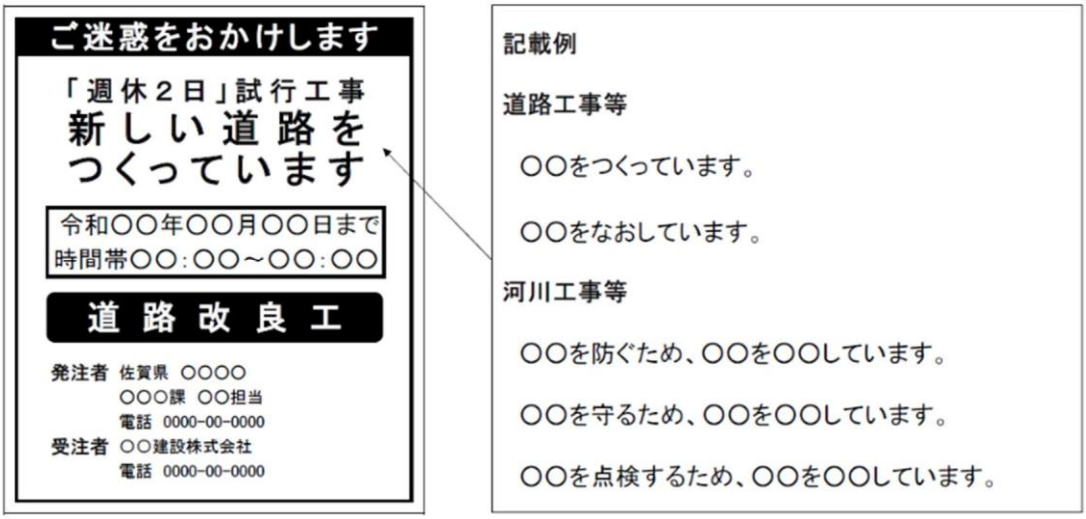


図1－2　標示板の例

4. 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
5. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

6. 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
7. 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。
8. 受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理の手引き（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、土木工事施工管理の手引きにより土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。なお、土木工事施工管理の手引きに定められていない工種または項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。
9. 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について「建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）の改定について」（平成 30 年 3 月 28 日国技建管第 36 号）~~建設資材の品質記録保存業務実施要領（案）（国土交通省　大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成 30 年 3 年 28 日）~~に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。

## 第31節　工事情報共有化

受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこととする。

なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

## 第32節　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

## 第33節　履行報告

受注者は、他工事との工程調整が必要な工事や、工事完成の遅れにより社会的影響が大きい工事等の場合は、監督員の指示により工事履行報告書を作成・提出しなければならない。

## 第34節　週休二日の対応

受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。
なお、週休二日は、土日を休日とする週休二日工事の実施に取り組むなど、週休二日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上~~4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施~~に努めなければならない。

## 第35節　使用人等の管理

1. 受注者は、使用人等（下請負者またはその代理人もしくはその使用人その他これらに準ずる者を含む。（以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舎環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び契約を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
3. 受注者は、第2項の使用人等の管理にあたっては、施工体制台帳の一部として作業員名簿を作成し、その写しを監督員に提出しなければならない。

## 第36節　工事関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく

不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 発注者または監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

## 第37節　工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守
   受注者は、最新の「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達)、「建設機械施工安全技術指針の一部改正について」(平成17年3月31日　国官技第303号、国総施第190号)~~、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)~~、「港湾工事安全施工指針(一社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2. 建設工事公衆災害防止対策要綱
   受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日　国土交通省告示第496号)~~(国土交通省　告示第496号、令和元年9月2日)~~を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3. 支承行為等の防止
   受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

4. 使用する建設機械
   受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

5. 周辺の支障防止
   受注者は、工事箇所及びその周辺にある上空(電力線等)、地上及び地下(水道管等)の既設構造物の管理者と必要により事前協議を行わなければならない。また、既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

6. 架空線等事故防止対策
   受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生受入地、資材等置き場当、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。

7. 防災体制
   受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

8. 第三者の立入り禁止措置
   受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
   なお、空港工事にあっては、監督員の承諾を得るものとする。

9. 安全巡視
   受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

10. 現場環境改善
    受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

11. 定期安全研修・訓練等
    受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月あたり、半日以上の時間を割あて、以下

の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
(2) 当該工事内容等の周知徹底
(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
(4) 当該工事における災害対策訓練
(5) 当該工事現場で予想される事故対策
(6) その他、安全・訓練等として必要な事項

12. 施工計画書
受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

13. 安全教育・訓練等の記録
受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

14. 関係機関との連絡
受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

15. 工事関係者の連絡会議
受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

16. 安全衛生協議会の設置
監督員が、労働安全衛生法(令和 7 年 5 月改正 法律第 33 号)~~(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)~~第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

17. 安全優先
受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和 7 年 5 月改正 法律第 33 号)~~(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)~~等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

18. 災害発生時の応急措置
災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。

19. 地下埋設物の調査
受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

20. 不明の地下埋設物等の処置
受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

21. 地下埋設物件等の損害時の措置
受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。

## 第38節 爆発及び火災の防止

1. 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。

(1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。
なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬

類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

(2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

2. 受注者は、火気の使用については、以下の規定による。

(1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。

(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

## 第39節　後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

## 第40節　事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。

## 第41節　環境対策

1. 受注者は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」(昭和 62 年 3 月 30 日　建設省経機発第 58 号)~~建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 4 月 16 日)~~、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2. 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。

   また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。

3. 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提示しなければならない。

4. 工事に使用する資材については、設計図書で定める場合を除き、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づいて、再生資材を使用することを原則とする。

   なお、再生資源の品質基準については本仕様書によることとし、本仕様書に定めのない資材を使用する場合は、監督員と協議し、承諾を得たうえで使用することができる。

5. 受注者は、工事の施工にあたり表 1－2 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(令和 4 年 6 月改正　法律第 68 号)~~(平成 29 年 5 月改正法律第 41 号)~~に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 3 年 10 月 8 日~~付け~~建設省経機発第 249 号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成 24 年 3 月 23 日　国土交通省告示第 318 号)~~(最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号)~~もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 28 年 8 月 30 日　国総環リ第 6 号)~~(最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号)~~に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

   排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設

技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができる。ただし、供給側（賃貸業者等）の都合により1台でも調達できない場合は、賃貸業者等において当該機種の在庫等がないことを証明する「書類」を２社以上徴収し、監督員に提出しなければならない。

なお、指定機械あるいは認定機械を使用する場合は、監督員に当該建設機械の写真等、書類を提出して確認を求めなければならない。

受注者は、トンネル坑内作業において表 1－3 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、表 1-3 の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号）~~（令和 6 年 4 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 3 号）~~第 16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正について」（平成 22 年 3 月 18 日国総施環第 291 号）~~「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）~~もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 28 年 8 月 30 日　国総環リ第 6 号）~~（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 1 号）~~に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

## 表1－2 使用を義務付ける建設機械（一般工事用建設機械）

| 対 象 機 種 | 備　　考 |
|---|---|
| ・バックホウ | ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。<br>ただし、道路運輸車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。 |
| ・トラクタショベル（車輪式） | |
| ・ブルドーザ | |
| ・発動発電機（可搬式） | |
| ・空気圧縮機（可搬式） | |
| ・油圧ユニット | |
| ※以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの | |
| 1)油圧ハンマ | |
| 2)バイブロハンマ | |
| 3)油圧式鋼管圧入引抜機 | |
| 4)油圧式杭圧入引抜機 | |
| 5)アースオーガ | |
| 6)オールケーシング掘削機 | |
| 7)リバースサーキュレーションドリル | |
| 8)アースドリル | |
| 9)地下連続壁施工機 | |
| 10)全回転オールケーシング掘削機 | |
| ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ | |
| ・ホイルクレーン | |

## 表1－3 使用を義務付ける建設機械（トンネル工事用建設機械）

| 対 象 機 種 | 備　　考 |
|---|---|
| ・バックホウ | ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。<br>ただし、道路運送車輌の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。 |
| ・トラクタショベル（車輪式） | |
| ・大型ブレーカー | |
| ・コンクリート吹付機 | |
| ・ドリルジャンボ | |
| ・ダンプトラック | |
| ・トラックミキサ | |

6. 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

7. 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和 62 年 3 月 30 日　建設省経機発第 58 号）~~建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）~~によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 13 年 4 月 9 日　国土交通省告示第 487 号）~~（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）~~に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。

8. 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和 3 年 5 月改正　法律第 36 号。「グリーン購入法」という。）第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。
　グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督員と協議する。また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。
グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

## 第42節　文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。

2. 受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

## 第43節　交通安全管理

1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損すること及び、高さがある積載物により、上空の架空等施設を損傷することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。
　なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。

2. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に該当道路の維持管理、補修及び使用方法

等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

3. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

4. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「県土づくり本部発注建設工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。

5. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和６年６月内閣府・国土交通省令第４号）~~（令和６年７月改正　内閣府・国土交通省令第４号）~~、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和 37 年８月 30 日建設省道路局長通知）~~（建設省道路局長通知、昭和 37 年８月 30 日）~~、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」（平成 18 年３月 31 日　国道利第 37 号、国道国防第 205 号）、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」（平成 18 年３月 31 日　国道利第 38 号、国道国防第 206 号）~~道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知　平成 18 年３月 31 日　国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知　平成 18 年３月 31 日　国道利 38 号・国道国防第 206 号）~~及び「道路工事保安施設設置基準（案）」（令和６年２月　国土交通省道路局国道・技術課）~~（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年２月）~~に基づき、安全対策を講じなければならない。

6. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

7. 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

8. 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

9. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

10. 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

11. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。
　また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

12. 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。

13. 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。

14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和３年７月改正　政令第 198 号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の２に基づく通行許可、または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和７年６月改正　政令第 222 号）~~（令和６年

~~9 月改正　政令第 272 号)~~第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和 6 年 5 月改正　法律第 34 号)~~(令和 5 年 6 月改正　法律第 56 号)~~第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

### 表1－4　一般的制限値

| 車両の諸元 | 一　般　的　制　限　値 |
|---|---|
| 幅 | 2.5m |
| 長さ | 12.0m |
| 高さ | 3.8m(ただし、指定道路については 4.1m) |
| 重量　総重量 | 20.0t<br>(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t) |
| 軸重 | 10.0t |
| 隣接軸重の合計 | 隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18t<br>(隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t以下の場合は 19t)、<br>1.8m以上の場合は 20t |
| 輪荷重 | 5.0t |
| 最小回転半径 | 12.0m |

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

## 第44節　施設管理

受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(契約書第 34 条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。

なお、当該協議事項は、契約書第 9 条の規定に基づき処理されるものとする。

## 第45節　諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。
   なお、主な法令は以下に示す通りである。

(1) 会計法(令和元年 5 月改正　法律第 16 条)

(2) 建設業法(令和 4 年 6 月改正　法律第 68 号)~~(令和 3 年 5 月改正　法律第 48 号)~~

(3) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(令和 7 年 5 月改正　法律第 41 号)
~~下請代金支払遅延等防止法(平成 21 年 6 月改正　法律第 51 号)~~

(4) 労働基準法(令和 6 年 5 月改正　法律第 42 号)

(5) 労働安全衛生法(令和 7 年 5 月改正　法律第 33 号)~~(令和元年 6 月改正　法律第 37 号)~~

(6) 作業環境測定法(令和 7 年 5 月改正　法律第 33 号)~~(令和元年 6 月改正　法律第 37 号)~~

(7) じん肺法(平成 30 年 7 月改正　法律第 71 号)

(8) 雇用保険法(令和 6 年 6 月改正　法律第 47 号)

(9) 労働者災害補償保険法(令和 4 年 6 月改正　法律第 68 号)~~(令和 2 年 6 月改正　法律第 40 号)~~

(10) 健康保険法(令和 7 年 6 月改正　法律第 74 号)~~(令和 6 年 6 月改正　法律第 47 号)~~

(11) 中小企業退職金共済法(令和 4 年 6 月改正　法律第 68 号)~~(令和 2 年 6 月改正　法律第 40 号)~~

(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和 6 年 5 月改正　法律第 26 号)

(13) 出入国管理及び難民認定法（令和７年６月改正　法律第 75 号）~~（令和５年 12 月改正　法律第 84 号）~~
(14) 道路法（令和７年４月改正　法律第 22 号）~~（令和５年５月改正　法律第 34 号）~~
(15) 道路交通法（令和６年５月改正　法律第 34 号）~~（令和５年６月改正　法律第 56 号）~~
(16) 道路運送法（令和６年５月改正　法律第 23 号）~~（令和５年４月改正　法律第 18 号）~~
(17) 道路運送車両法（令和５年６月改正　法律第 63 号）
(18) 砂防法（令和４年６月改正　法律第 68 号）~~（平成 25 年 11 月改正　法律第 76 号）~~
(19) 地すべり等防止法（令和５年５月改正　法律第 34 号）
(20) 河川法（令和５年５月改正　法律第 34 号）
(21) 海岸法（令和５年５月改正　法律第 34 号）
(22) 港湾法（令和７年４月改正　法律第 25 号）~~（令和４年 11 月改正　法律第 87 号）~~
(23) 港則法（令和４年６月改正　法律第 68 号）~~（令和３年６月改正　法律第 53号）~~
(24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（令和５年５月改正　法律第 34 号）
(25) 下水道法（令和４年６月改正　法律第 68 号）~~（令和４年５月改正　法律第 44 号）~~
(26) 航空法（令和７年６月改正　法律第 55 号）~~（令和５年６月改正　法律第 63 号）~~
(27) 公有水面埋立法（令和４年６月改正　法律第 68 号）~~（平成 26 年６月改正　法律第 51 号）~~
(28) 軌道法（令和２年６月改正　法律第 41 号）
(29) 森林法（令和７年５月改正　法律第 48 号）~~（令和５年６月改正　法律第 63 号）~~
(30) 環境基本法（令和３年５月改正　法律第 36 号）
(31) 火薬類取締法（令和４年６月改正　法律第 68 号）~~（令和元年６月改正　法律第 37 号）~~
(32) 大気汚染防止法（令和４年６月改正　法律第 68 号）~~（令和２年６月改正　法律第 39 号）~~
(33) 騒音規制法（令和４年６月改正　法律第 68 号）~~（平成 26 年６月改正　法律第 72 号）~~
(34) 水質汚濁防止法（令和４年６月改正　法律第 68 号）~~（平成 29 年６月改正　法律第 45 号）~~
(35) 湖沼水質保全特別措置法（令和４年６月改正　法律第 68 号）~~（平成 26 年６月改正　法律第 72 号）~~
(36) 振動規制法（令和４年６月改正　法律第 68 号）~~（平成 26 年６月改正　法律第 72 号）~~
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和４年６月改正　法律第 68 号）~~（令和元年６月改正　法律第 37 号）~~
(38) 文化財保護法（令和４年６月改正　法律第 68 号）~~（令和３年４月改正　法律第 22 号）~~
(39) 砂利採取法（令和５年６月改正　法律第 63 号）
(40) 電気事業法（令和５年６月改正　法律第 44 号）
(41) 消防法（令和５年６月改正　法律第 58 号）
(42) 測量法（令和６年６月改正　法律第 54 号）
(43) 建築基準法（令和７年５月改正　法律第 35 号）~~（令和６年６月改正　法律第 53 号）~~
(44) 都市公園法（令和６年５月改正　法律第 40 号）
(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和４年６月改正　法律第 68 号）~~（令和３年５月改正　法律第 37 号）~~
(46) 土壌汚染対策法（令和４年６月改正　法律第 68 号）~~（平成 29 年６月改正　法律第 45 号）~~
(47) 駐車場法（平成 29 年５月改正　法律第 26 号）
(48) 海上交通安全法（令和５年５月改正　法律第 34 号）
(49) 海上衝突予防法（平成 15 年６月改正　法律第 63 号）
(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和４年６月改正　法律第 68 号）~~（令和３年５月改正　法律第 43 号）~~

(51) 船員法(令和 7 年 5 月 14 日改正 法律第 32 号)~~(令和 6 年 5 月改正 法律第 42 号)~~
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和 7 年 5 月改正 法律第 32 号)~~(令和 5 年 5 月改正 法律第 24 号)~~
(53) 船舶安全法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)~~(令和 3 年 5 月改正 法律 43 号)~~
(54) 自然環境保全法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)~~(平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号)~~
(55) 自然公園法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)~~(令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号)~~
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 6 年 12 月改正 法律第 49 号)~~(令和 6 年 6 月改正 法律第 54 号)~~
(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)
(58) 河川法施行法(平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)
(59) 技術士法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)~~(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)~~
(60) 漁業法(令和 3 年 5 月改正 法律第 47 号)
(61) 空港法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)~~(令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号)~~
(62) 計量法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)~~(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)~~
(63) 厚生年金保険法(令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号)
(64) 航路標識法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)~~(令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)~~
(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律(令和 7 年 6 月改正 法律第 52 号)~~(令和 4 年 5 月改正 法律第 46 号)~~
(66) 最低賃金法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)~~(平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)~~
(67) 職業安定法(令和 6 年 6 月改正 法律第 50 号)~~(令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)~~
(68) 所得税法(令和 7 年 6 月改正 法律第 74 号)~~(令和 6 年 5 月改正 法律第 26 号)~~
(69) 水産資源保護法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)~~(平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)~~
(70) 船員保険法(令和 7 年 6 月改正 法律第 80 号)~~(令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号)~~
(71) 著作権法(令和 7 年 4 月改正 法律第 27 号)~~(令和 6 年 6 月改正 法律第 55 号)~~
(72) 電波法(令和 7 年 4 月改正 法律第 27 号)~~(令和 5 年 12 月改正 法律第 87 号)~~
(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)~~(令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号)~~
(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号)
(75) 農薬取締法(令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)
(76) 毒物及び劇物取締法(令和 5 年 5 月改正 法律 36 号)
(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)~~(平成 29 年 5 月改正 法律 41 号)~~
(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和 6 年 6 月改正 法律第 54 号)
(79) 警備業法(令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)
(80) 個人情報の保護に関する法律(令和 6 年 6 月改正 法律第 46 号)~~(令和 5 年 11 月改正 法律 79 号)~~
(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和 6 年 6 月改正 法律第 53 号)
(82) 景観法(令和 6 年 5 月改正 法律第 40 条)
(83) 地方公共団体の関係諸条例

2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
3. 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければなら

ない。

## 第46節 官公庁等への手続等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。
3. 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。
   なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
4. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
7. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
8. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

## 第47節 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。
   ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

## 第48節 工事測量

1. 受注者は、工事契約後速やかに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。
   測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は測量結果を速やかに提出し監督員の指示を受けなければならない。
   なお、測量標（仮 BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。
   また受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
3. 受注者は、用地幅杭、測量標（仮 BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。
   ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。
   また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。
   なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

## 第49節 提出書類

1. 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督員に提出しなければならない。
   これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。
2. 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

## 第50節 不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 30 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。
2. 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。
   (1) 波浪、高潮に起因する場合
   波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
   (2) 降雨に起因する場合
   以下のいずれかに該当する場合とする。
   ① 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 ㎜以上
   ② 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20 ㎜以上
   ③ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150 ㎜以上
   ④ その他設計図書で定めた基準
   (3) 強風に起因する場合
   最大風速（10 分間の平均風速で最大のもの）が 15m/秒以上あった場合
   (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合
   (5) 地震、津波、豪雪に起因する場合
   周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。
3. 契約書第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

## 第51節 特許権等

1. 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第８条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。
2. ~~1.~~受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。
3. ~~2.~~ 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和７年４月改定 法律第 27 号)~~(令和６年６月改正法律第 55 号第２条第１項第１号)~~に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
   なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

## 第52節 保険の付保及び事故の補償

1. 一般事項
   受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総

合保険を付保しなければならない。

2. 回航保険
　受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

3. ~~1.~~ 保険加入の義務
　受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

4. 法定外の労災保険の付保
　受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

5. ~~2.~~ 補償
　受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

6. ~~3.~~ 建設業退職金共済制度の履行
　受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）~~の写し~~を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあ~~た~~っては、工事請負契約締結後原則 40 日以内）に、~~監督員を通じて~~発注者に提出しなければならない。
　また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。

## 第53節　臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直に監督員に通知しなければならない。

2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象(以下「天災等」という。)に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

## 第54節　下請負人等の県内優先活用

1. 受注者は、契約書第７条の２第１項に規定する下請契約を行う場合は、契約前に一部下請負申請書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。
　なお、下請業者が県外業者となる場合は、その理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

2. 受注者は、契約書第７条の２第２項に規定する工事材料に係る納入業者を選定した場合は、工事資材使用届出書により監督員に提出し、その承諾を得なければならない。
　なお、以下に示す「県産指定資材」において、製造工場の所在地が県外となる場合は、その理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。
「県産指定資材」以外において、納入業者が県外業者となる場合は、その理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

（県産指定資材）

- レディーミクストコンクリート
- セメントコンクリート製品
- 砕石（新材、再生材）
- アスファルト混合物（新材、再生材）

3. 受注者は、契約書第７条の２第３項に規定する工事に係る技術者等の配置を決定した場合は、技術者等名簿届出書により監督員に提出しなければならない。
　なお、配置する技術者等が県外居住者となる場合は、その理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

4. 受注者は、工事に使用する資材については、地場産業の活性化を図るため県内で産出生産または製造されたものを積極的に使用するよう努めること。
　ただし、使用にあたっては受注者の判断による。

5. 発注者は、県内における廃棄物の減量化・リサイクルを促進するため、佐賀県認定リサイクル製品を積極的に使用するものとする。
　ただし、再生クラッシャーラン及び再生アスファルト合材については、佐賀県建設副産物再生施設の製品を優先すること。

## 第55節　ダンプトラック等の使用

受注者は、以下の各号により、ダンプトラック等の適正な使用に努めなければならない。

1. 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
2. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
3. 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
4. さし枠の装置または物品積載装置の不正改造したダンプトラックが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
5. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
6. 下請け契約の相手型または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの、または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
7. 良好な電波環境を妨害する、不法無線局（電波法に基づく免許を受けないで開設される無線局）を設置しているダンプカーについては、使用しないこと。
8. 1. から 7. のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

## ~~第56節　架空線等事故防止対策~~　※「第37節　6.架空線等事故防止対策」と重複するため削除

~~受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。~~

## 第5657節　石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、県知事に届出を行わなければならない。

## 第5758節　ワンデーレスポンス

監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。

## 第5859節　ウィークリースタンス

監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」に努める。

## 第59節　補則

受注者は、本仕様書に記載されている国土交通省の省令、告示、通知（以下、「省令等」という）が工事内容にそぐわない場合、監督員と協議の上、国土交通省の省令等を関係省庁の省令等に読み替えて適用することができる。

# 第2章 材料

## 第1節 適用

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。

ただし、監督員が設計図書に関して承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。

また、JIS 規格が定まっている建設資材のうち、海外の JIS マーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を監督員に提出するものとする。

ただし、JIS 認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書或いは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出するものとする。

## 第2節 工事材料の品質

1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。

   なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

2. 契約書第 13 条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS 規格に適合したもの、または、これと同等以上の品質を有するものをいう。

3. 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で指示する方法により、試験を実施しその結果を監督員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。

4. 受注者は、設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出しなければならない。

   なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

5. 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。

   なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。

6. 受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。

   なお、表 2－1 に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

## 表2－1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

| 区分／細別 | | 品　目 | 対応 JIS 規格（参考） |
|---|---|---|---|
| Ⅰ セメント | | ポルトランドセメント | JIS R 5210 |
| | | 高炉セメント | JIS R 5211 |
| | | シリカセメント | JIS R 5212 |
| | | フライアッシュセメント | JIS R 5213 |
| Ⅱ 鋼材 | 1 構造用圧延鋼材 | 一般構造用圧延鋼材 | JIS G 3101 |
| | | 溶接構造用圧延鋼材 | JIS G 3106 |
| | | 鉄筋コンクリート用棒鋼 | JIS G 3112 |
| | | 溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材 | JIS G 3114 |
| | 2 軽量形鋼 | 一般構造用軽量形鋼 | JIS G 3350 |
| | 3 鋼管 | 一般構造用炭素鋼鋼管 | JIS G 3444 |
| | | 配管用炭素鋼鋼管 | JIS G 3452 |
| | | 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管 | JIS G 3457 |
| | | 一般構造用角材鋼管 | JIS G 3466 |
| | 4 鉄線 | 鉄線 | JIS G 3532 |
| | 5 ワイヤロープ | ワイヤロープ | JIS G 3525 |
| | 6 プレストレスト コンクリート用鋼材 | PC鋼線及びPC鋼より線 | JIS G 3536 |
| | | PC鋼棒 | JIS G 3109 |
| | | ピアノ線材 | JIS G 3502 |
| | | 硬鋼線材 | JIS G 3506 |
| | 7 鉄鋼 | 鉄線 | JIS G 3532 |
| | | 溶接金網 | JIS G 3351 |
| | | ひし形金網 | JIS G 3552 |
| | 8 鋼製ぐい及び鋼矢板 | 鋼管ぐい | JIS A 5525 |
| | | H形鋼ぐい | JIS A 5526 |
| | | 熱間圧延鋼矢板 | JIS A 5528 |
| | | 鋼管矢板 | JIS A 5530 |
| | 9 鋼製支保工 | 一般構造用圧延鋼材 | JIS G 3101 |
| | | 六角ボルト | JIS B 1180 |
| | | 六角ナット | JIS B 1181 |
| | | 摩擦接合用高力六角ボルト 六角ナット、平座金のセット | JIS B 1186 |
| Ⅲ 瀝青材料 | | 舗装用石油アスファルト | 日本道路規格規定 |
| | | 石油アスファルト乳剤 | JIS K 2208 |
| Ⅳ 割ぐり石及び骨材 | | 割ぐり石 | JIS A 5006 |
| | | 道路用採石 | JIS A 5001 |
| | | アスファルト舗装用骨材 | JIS A 5001 |
| | | フィラー（舗装用石炭石粉） | JIS A 5008 |
| | | コンクリート用砕石及び砕砂 | JIS A 5005 |
| | | コンクリート用スラグ骨材 | JIS A 5011 |
| | | 道路用鉄鋼スラグ | JIS A 5015 |

## 第3節 土

### 第1項 一般事項

工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。

## 第4節 石

### 第1項 割ぐり石

割ぐり石は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5006(割ぐり石)

### 第2項 雑割石

雑割石の形状は、おおむねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

前面はおおむね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控長の 2／3 程度のものとする。

### 第3項 雑石(粗石)

雑石は、天然石または破砕石ものとし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

### 第4項 玉石

玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常おおむね 15 ㎝～25 ㎝のものとし、形状はおおむね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

### 第5項 ぐり石

ぐり石は、玉石または割ぐり石で 20 ㎝以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

### 第6項 その他の砂利、砕石、砂

1. 砂利、砕石の粒度、形状及び有機物含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。
2. 砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

## 第5節 骨材

### 第1項 一般事項

1. 道路用砕石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。

   JIS A 5001(道路用砕石)

   JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書 JA(レディーミクストコンクリート用骨材)

   JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂)

   JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第 1 部:高炉スラグ骨材)

   JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第 2 部:フェロニッケルスラグ骨材)

   JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第 3 部:銅スラグ骨材)

   JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第 4 部:電気炉酸化スラグ骨材)

   JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材－第 5 部:石炭ガス化スラグ骨材)

   JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)

   JIS A 5021(コンクリート用再生骨材 H)
2. 受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。
3. 受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。
4. 受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。
5. 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する

場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。

6. 受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。
7. 受注者は、細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。
8. 受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対し NaCl に換算して 0.03%以下としなければならない。

第2項 セメントコンクリート用骨材

1. 細骨材及び粗骨材の粒度は、表 2－2、3、4、5 の規格に適合するものとする。

### 表2－2 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの細骨材の粒度の範囲

| ふるいの呼び寸法(㎜) | ふるいを通るものの重量百分率(%) |
|---|---|
| 10 | 100 |
| 5 | 90～100 |
| 2.5 | 80～100 |
| 1.2 | 50～90 |
| 0.6 | 25～65 |
| 0.3 | 10～35 |
| 0.15 | 2～10[注 1] |

〔注1〕砕砂あるいは高炉スラグ細骨材を単独に用いる場合は、表 2－1 の規定を適用せず、それぞれのJISの規定による。

〔注2〕これらのふるいは、それぞれ JIS Z 8801(標準ふるい)に規定する標準網ふるい 9.5、4.75、2.36、1.18 ㎜及び 600、300、150μm である。

### 表2－3 ダムコンクリート細骨材の粒度の範囲

| ふるいの呼び寸法(㎜) | 粒径別百分率(%) |
|---|---|
| 10～5 | 0～8 |
| 5～25 | 5～20 |
| 2.5～1.2 | 10～25 |
| 1.2～0.6 | 10～30 |
| 0.6～0.3 | 15～30 |
| 0.3～0.15 | 12～20 |
| 0.15 以下 | 2～15 |

〔注1〕これらのふるいは、それぞれ JIS Z 8801(標準ふるい)に規定する標準ふるい 9.5、4.75、2.36、1.18、及び 600、300、150μm である。

## 表2－4 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの粗骨材の粒度の範囲

| 粗骨材の大きさ (㎜) ＼ ふるいの呼び寸法 (㎜) | ふるいを通るものの質量百分率(%) | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 100 | 80 | 60 | 50 | 40 | 30 | 25 | 20 | 15 | 10 | 5 | 2.5 |
| 50-5 | － | － | 100 | 95～100 | － | － | 35～70 | － | 10～30 | － | 0～5 | － |
| 40-5 | － | － | － | 100 | 95～100 | － | － | 35～70 | － | 10～30 | 0～5 | － |
| 30-5 | － | － | － | － | 100 | 95～100 | － | 40～75 | － | 10～35 | 0～10 | 0～5 |
| 25-5 | － | － | － | － | － | 100 | 95～100 | － | 30～70 | － | 0～10 | 0～5 |
| 20-5 | － | － | － | － | － | － | 100 | 90～100 | － | 20～55 | 0～10 | 0～5 |
| 15-5 | － | － | － | － | － | － | － | 100 | 90～100 | 40～70 | 0～15 | 0～5 |
| 10-5 | － | － | － | － | － | － | － | － | 100 | 90～100 | 0～40 | 0～10 |
| 50－25[1)] | － | － | 100 | 90～100 | 35～70 | － | 0～15 | － | 0～5 | － | － | |
| 40－20[1)] | － | － | － | 100 | 90～100 | － | 20～55 | 0～15 | － | 0～5 | － | |
| 30－15[1)] | － | － | － | － | 100 | 90～100 | － | 20～55 | 0～15 | 0～10 | － | |

〔注1〕これらの粗骨材は、骨材分離を防ぐために、粒の大きさ別に分けて計量する場合に用いるものであって、単独に用いるものではない。

## 表2－5 ダムコンクリートの粗骨材の粒度の範囲

| 粗骨材の大きさ (㎜) ＼ ふるいの呼び寸法 (㎜) | ふるいを通るものの質量百分率(%) | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 150～120 | 120～80 | 80～40 | 40～20 | 20～10 | 10～5 |
| 150 | 35～20 | － | 32～20 | 30～20 | 20～12 | 15～8 |
| 120 | － | 25～10 | 35～20 | 35～20 | 25～15 | 15～10 |
| 80 | － | － | 40～20 | 40～20 | 25～15 | 15～10 |
| 40 | － | － | － | 55～40 | 35～30 | 25～15 |

2. 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して満足な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。
   また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。
3. 気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条 2 項を適用しなくてもよいものとする。
4. 化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。

ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。

5. 舗装コンクリートに用いる粗骨材は、すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は 35%とし、その他の場合は 40%とするものとする。

第3項 アスファルト舗装用骨材

1. 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表 2－6、7、8 の規格に適合するものとする。

表2－6 砕石の粒度 (単位:㎜)

| ふるい目の開き 粒度範囲(㎜) 呼び名 | | | ふるいを通るものの質量百分率(%) | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 106 | 75 | 63 | 53 | 37.5 | 31.5 | 26.5 | 19 | 13.2 | 4.75 | 2.36 | 1.18 | 425 μ | 75 μ |
| 単粒度砕石 | S－80 (1 号) | 80～60 | 100 | 85～100 | 0～15 | | | | | | | | | | | |
| | S－60 (2 号) | 60～40 | | 100 | 85～100 | | 0～15 | | | | | | | | | |
| | S－40 (3 号) | 40～30 | | | | 100 | 85～100 | 0～15 | | | | | | | | |
| | S－30 (4 号) | 30～20 | | | | | 100 | 85～100 | － | 0～15 | | | | | | |
| | S－20 (5 号) | 20～13 | | | | | | | 100 | 85～100 | 0～15 | | | | | |
| | S－13 (6 号) | 13～5 | | | | | | | | 100 | 85～100 | 0～15 | | | | |
| | S－5 (7 号) | 5～2.5 | | | | | | | | | | 85～100 | 0～25 | 0～5 | | |
| 粒度調整砕石 | M-40 | 40～0 | | | | 100 | 95～100 | － | － | 60～90 | － | 30～65 | 20～50 | － | 10～30 | 2～10 |
| | M-30 | 30～0 | | | | | 100 | 95～100 | － | 60～90 | － | 30～65 | 20～50 | － | 10～30 | 2～10 |
| | M-20 | 20～0 | | | | | | 100 | 95～100 | － | 55～85 | 30～65 | 20～50 | － | 10～30 | 2～10 |
| クラッシャラン | C－40 | 40～0 | | | | 100 | 95～100 | － | － | 50～80 | － | 15～40 | 5～25 | | | |
| | C－30 | 30～0 | | | | | 100 | 95～100 | － | 55～85 | － | 15～45 | 5～30 | | | |
| | C－20 | 20～0 | | | | | | | 100 | 95～100 | 60～90 | 20～50 | 10～35 | | | |

〔注1〕呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

〔注2〕花崗岩や頁岩などの砕石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

〔注3〕製鋼スラグの粒度は、単粒度砕石の粒度を使用する。

## 表2－7 再生砕石の粒度

| ふるい目の開き ＼ 粒度範囲（呼び名） | | 40～0 (RC－40) | 30～0 (RC－30) | 20～0 (RC－20) |
|---|---|---|---|---|
| 通過質量百分率(%) | 53 ㎜ | 100 | | |
| | 37.5 ㎜ | 95～100 | 100 | |
| | 31.5 ㎜ | － | 95～100 | |
| | 26.5 ㎜ | － | － | 100 |
| | 19 ㎜ | 50～80 | 55～85 | 95～100 |
| | 13.2 ㎜ | － | － | 60～90 |
| | 4.75 ㎜ | 15～40 | 15～45 | 20～50 |
| | 2.36 ㎜ | 5～25 | 5～30 | 10～35 |

〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。

## 表2－8 再生粒度調整砕石の粒度

| ふるい目の開き ＼ 粒度範囲（呼び名） | | 40～0 (RM－40) | 30～0 (RM－30) | 20～0 (RM－20) |
|---|---|---|---|---|
| 通過質量百分率(%) | 53 ㎜ | 100 | | |
| | 37.5 ㎜ | 95～100 | 100 | |
| | 31.5 ㎜ | － | 95～100 | 100 |
| | 26.5 ㎜ | － | － | 95～100 |
| | 19 ㎜ | 60～90 | 60～90 | － |
| | 13.2 ㎜ | － | － | 55～85 |
| | 4.75 ㎜ | 30～65 | 30～65 | 30～65 |
| | 2.36 ㎜ | 20～50 | 20～50 | 20～50 |
| | 425 μ m | 10～30 | 10～30 | 10～30 |
| | 75 μ m | 2～10 | 2～10 | 2～10 |

〔注〕 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。

2. 砕石の材質は、表 2－9 の規格に適合するものとする。

## 表2－9 耐久性の限度

| 用　　途 | 表層・基層 | 上層路盤 |
|---|---|---|
| 損失量 % | 12 以下 | 20 以下 |
| 〔注〕試験方法は、「舗装試験法便覧」の硫酸ナトリウムを用いる試験方法による 5 回繰返しとする。 | | |

3. 砕石の品質は、表 2－10 の規格に適合するものとする。

## 表2－10 砕石の品質

| 項目＼用途 | 表層・基層 | 上層路盤 |
|---|---|---|
| 表乾比重 g/cm³ | 2.45 以上 | － |
| 吸水率% | 3.0 以下 | － |
| すり減り減量% | 30 以下注) | 50 以下 |

〔注1〕表層、基層用砕石のすり減り減量試験は、粒径 13.2～4.75 ㎜のものについて実施する。

〔注2〕上層路盤用砕石については主として使用する粒径について行えばよい。

4. 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。
その種類と用途は表 2－11 によるものとする。

## 表2－11 鉄鋼スラグの種類と主な用途

| 名　称 | 呼び名 | 用　途 |
|---|---|---|
| 単粒度製鋼スラグ | SS | 加熱アスファルト混合物用 |
| クラッシャラン製鋼スラグ | CSS | 瀝青安定処理(加熱混合)用 |
| 粒度調整鉄鋼スラグ | MS | 上層路盤材 |
| 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ | HMS | 上層路盤材 |
| クラッシャラン鉄鋼スラグ | CS | 下層路盤材 |

5. 路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表 2－12 の規格に適合するものとする。

## 表2－12 鉄鋼スラグの規格

| 呼び名 | 修正 CBR % | 一軸圧縮強さ MPa | 単位容積質量 kg/L | 呈色判定試験 | 水浸膨張比 % | エージング期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| MS | 80 以上 | － | 1.5 以上 | 呈色なし | 1.0 以下 | 6ヶ月以上 |
| HMS | 80 以上 | 1.2 以上 (12 以上) | 1.5 以上 | 呈色なし | 1.0 以下 | 6ヶ月以上 |
| CS | 30 以上 | － | － | 呈色なし | 1.0 以下 | 6ヶ月以上 |
| 試験法 | E001 | E003 | A023 | E002 | E004 | － |

〔注1〕呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

〔注2〕水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

〔注3〕エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破砕後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。

〔注4〕エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が 0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

6. 加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理(加熱混合)に用いる鉄鋼スラグ(製鋼スラグ)は、表 2－13 の規格に適合するものとする。

表2－13 製鋼スラグの規格

| 呼び名 | 表乾比重 | 吸水率（%） | すりへり減量（%） | 水浸膨張率（%） | エージング期間 |
|---|---|---|---|---|---|
| CSS | － | － | 50 以下 | 2.0 以下 | 3ヶ月以上 |
| SS | 2.45 以上 | 3.0 以下 | 30 以下 | 2.0 以下 | 3ヶ月以上 |

〔注1〕試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

〔注2〕エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破砕後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）をいう。

7. 砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス（砕石ダスト）などを用い、粒度は混合物に適合するものとする。

8. スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表 2－14 の規格に適合するものとする。

表2－14 スクリーニングスの粒度範囲

| ふるい目の開き ＼ 種類 呼び名 | | ふるいを通るものの質量百分率 % | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 4.75 mm | 2.36 mm | 600 μm | 300 μm | 150 μm | 75 μm |
| スクリーニングス | F.2.5 | 100 | 85～100 | 25～55 | 15～40 | 7～28 | 0～20 |

（JIS A 5001 1995（道路用砕石））

第4項 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表 2－15－1、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表 2－15－2 とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。

表2－15－1 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質

| 項目 | 目標値 |
|---|---|
| 旧アスファルトの含有量 % | 3.8 以上 |
| 旧アスファルトの針入度（25℃） 1/10mm | 20 以上 |
| 骨材の微粒分量 % | 5 以下 |

〔注1〕アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト，新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。

〔注2〕アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量，針入度および骨材の微粒分量は，実際の製造に用いる 13～0mm の粒度に適用する。なお，13mm 以下が 2 種類に分級されている場合には，それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により 13～0mm 相当分を求めてもよい。

〔注3〕旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は，アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

〔注4〕骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。

〔注5〕アスファルト混合物層の切削材は，アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし，切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

表2－15－2 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質

| 項目 | 目標値 |
|---|---|
| 旧アスファルトの含有量 % | 3.8 以上 |
| アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm | 1.70 以下 |
| 骨材の微粒分量 % | 5 以下 |

〔注1〕アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト，新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。

〔注2〕アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は，実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお，13mm以下が2種類に分級されている場合には，それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。

〔注3〕旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は，アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

〔注4〕アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は，13～5mm と 5～0mm に分級し，これらを質量比 1:1 に調整した上で，最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは 50.0±1.0mm とし，供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は 9%，水中の見掛け質量を用いる場合は 7%）を超えた場合，圧裂試験に供することができない。

〔注5〕骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。

〔注6〕アスファルト混合物層の切削材は，アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし，切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

第5項 フィラー

1. フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下のものを使用する。

表2－16 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲

| ふるい目（μm） | ふるいを通るものの質量百分率(%) |
|---|---|
| 600 | 100 |
| 150 | 90～100 |
| 75 | 70～100 |

2. 石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2－16の規格に適合するものとする。
3. フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表2－17の規格に適合するものとする。

表2－17 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定

| 項目 | 規定 |
|---|---|
| 塑性指数（PI） | 4 以下 |
| フロー試験 % | 50 以下 |
| 吸水膨張 % | 3 以下 |
| 剥離試験 | 1／4 以下 |

4. 消石灰をはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 9001(工業用石灰)に規定されている生石灰(特号及び1号)、消石灰(特号及び1号)の規格に適合するものとする。
5. セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) 、及び JIS R 5211(高炉セメント)の規格に適合するものとする。

第6項 安定材

1. 瀝青安定処理に使用する瀝青材料(再生舗装工法における新アスファルトを含む)の品質は、表 2－19 に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表 2－20 に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

## 表2－19 舗装用石油アスファルトの規格

| 種類 / 項目 | 40～60 | 60～80 | 80～100 | 100～120 | 120～150 | 150～200 | 200～300 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 針入度(25℃) 1/10 ㎜ | 40 を超え 60 以下 | 60 を超え 80 以下 | 80 を超え 100 以下 | 100 を超え 120 以下 | 120 を超え 150 以下 | 150 を超え 200 以下 | 200 を超え 300 以下 |
| 軟化点 ℃ | 47.0～55.0 | 44.0～52.0 | 42.0～50.0 | 40.0～50.0 | 38.0～48.0 | 30.0～45.0 | 30.0～45.0 |
| 伸度(15℃) ㎝ | 10 以上 | 100 以上 | 100 以上 | 100 以上 | 100 以上 | 100 以上 | 100 以上 |
| トルエン可溶分 % | 99.0 以上 | 99.0 以上 | 99.0 以上 | 99.0 以上 | 99.0 以上 | 99.0 以上 | 99.0 以上 |
| 引火点 ℃ | 260 以上 | 260 以上 | 260 以上 | 260 以上 | 250 以上 | 250 以上 | 250 以上 |
| 薄膜加熱質量変化率 % | 0.6 以下 | 0.6 以下 | 0.6 以下 | 0.6 以下 | － | － | － |
| 薄膜加熱針入度残留率 % | 58 以上 | 55 以上 | 50 以上 | 50 以上 | － | － | － |
| 蒸発後の質量変化率 % | － | － | － | － | 0.5 以下 | 1.0 以下 | 1.0 以下 |
| 蒸発後の針入度比 % | 110 以下 | 110 以下 | 110 以下 | 110 以下 | － | － | － |
| 密度(15℃) $g/cm^3$ | 1.000 以上 | 1.000 以上 | 1.000 以上 | 1.000 以上 | 1.000 以上 | 1.000 以上 | 1.000 以上 |

〔注1〕各種類とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。

〔注2〕舗装用の新アスファルトである 120～150, 150～200, 200～300 は,「JIS K 2207:2006 石油アスファルト」とは引火点が異なる。

## 表2－20 石油アスファルト乳剤の規格

| 種類及び記号 ＼ 項目 | | カチオン乳剤 | | | | | | | ノニオン乳剤 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | PK－1 | PK－2 | PK－3 | PK－4 | MK－1 | MK－2 | MK－3 | MN－1 |
| エングラー度(25℃) | | 3～15 | | 1～6 | | 3～40 | | | 2～30 |
| ふるい残留分(1.18 ㎜)(質量%) | | 0.3 以下 | | | | | | | 0.3 以下 |
| 付着度 | | 2／3 以上 | | | | － | | | － |
| 粗粒度骨材混合性 | | － | | | | 均等であること | － | | － |
| 密粒度骨材混合性 | | － | | | | | 均等であること | － | － |
| 土混じり骨材混合性(質量%) | | － | | | | | | 5 以下 | － |
| セメント混合性(質量%) | | － | | | | | | | 1.0 以下 |
| 粒子の電荷 | | 陽(＋) | | | | | | | － |
| 蒸発残留分(質量%) | | 60 以上 | | 50 以上 | | 57 以上 | | | 57 以上 |
| 蒸発残留物 | 針入度(25℃)(1/10mm) | 100 を超え 200 以下 | 150 を超え 300 以下 | 100 を超え 300 以下 | 60 を超え 150 以下 | 60 を超え 200 以下 | | 60 を超え 300 以下 | 60 を超え 300 以下 |
| | トルエン可溶分(質量%) | 98 以上 | | | | 97 以上 | | | 97 以上 |
| 貯蔵安定度(24hr)(質量%) | | 1以下 | | | | | | | 1以下 |
| 凍結安定度(-5C) | | － | 粗粒子、塊がないこと | － | | | | | － |
| 主な用途 | | 温暖期浸透用及び表面処理用 | 寒冷期浸透用及び表面処理用 | プライムコート用及びセメント安定処理層養生用 | タックコート用 | 粗粒度骨材混合用 | 密粒度骨材混合用 | 土混り骨材混合用 | セメント・乳剤安定処理剤 |

〔注〕 種類記号の説明 P:浸透用乳剤、M:混合用乳剤、K:カチオン乳剤、N:ノニオン乳剤

エングラー度が 15 以下の乳剤については JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)6.3 エングラー度試験方法によって求め、15 を超える乳剤については JIS K 2208(石油アスファルト乳剤) 6.4 セイボルトフロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラー度に換算する。

2. セメント安定処理に使用するセメントは、JIS R 5210(ポルトランドセメント)、及び JIS R 5211(高炉セメント)の規格に適合するものとする。

3. 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001(工業用石灰)に規定にされる生石灰(特号及び1号)、消石灰(特号及び1号)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。

## 第6節 木材

第1項 一般事項

1. 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。
2. 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。
3. 工事で使用する木材には、合法木材を使用するものとし、このうち杉材及び檜材については県産木材を使用する。
4. 受注者は、合法木材及び県産木材の入手が困難な場合、その理由を付した書面によって監督員に協議しなければならない。
   なお、合法木材とは、合法性が証明された木材（合法証明書を付した木材）であり、県産木材とは、県内の森林から産出された木材をいう。

## 第7節 鋼材

第1項 一般事項

1. 工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものとする。
2. 受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。

第2項 構造用圧延鋼材

構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）
JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）
JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）
JIS G 3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）
JIS G 3140（橋梁用高降伏点鋼板）

第3項 軽量形鋼

軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼）

第4項 鋼管

鋼管は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）
JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）
JIS G 3457（配管用アーク溶接炭素鋼鋼管）
JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）
JIS G 5526 （ダクタイル鋳鉄管）
JIS G 3466 （ダクタイル鋳鉄異形管）

第5項 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品

鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）
JIS G 5101（炭素鋼鋳鉄品）
JIS G 3201（炭素鋼鍛鋼品）
JIS G 5102（溶接構造用鋳鋼品）
JIS G 5111（構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品）
JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）
JIS G 5502（球状黒鉛鋳鋼品）

第6項 ボルト用鋼材

ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS B 1180（六角ボルト）

JIS B 1181（六角ナット）

JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット）

JIS B 1256（平座金）

JIS B 1198（頭付きスタッド）

JIS M 2506（ロックボルト）

摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット（日本道路協会）

支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格（日本道路協会）

第7項 溶接材料

溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。

JIS Z 3211（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒）

JIS Z 3214（耐候性鋼用被覆アーク溶接棒）

JIS Z 3312（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ）

JIS Z 3313（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ）

JIS Z 3315（耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ）

JIS Z 3320（耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ）

JIS Z 3351（炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ）

JIS Z 3352（サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス）

第8項 鉄線

鉄線は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3532（鉄線）

第9項 ワイヤロープ

ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3525（ワイヤロープ）

第10項 プレストレストコンクリート用鋼材

プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3536（PC鋼線及びPC鋼より線）

JIS G 3109（PC鋼棒）

JIS G 3137（細径異形PC鋼棒）

JIS G 3502（ピアノ線材）

JIS G 3506（硬鋼線材）

第11項 鉄網

鉄網は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3551（溶接金網）

JIS G 3552（ひし形金網）

第12項 鋼製ぐい及び鋼矢板

鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5523（溶接用熱間圧延鋼矢板）

JIS A 5525（鋼管ぐい）

JIS A 5526（H型鋼ぐい）

JIS A 5528(熱間圧延鋼矢板)

JIS A 5530(鋼管矢板)

第13項 鋼製支保工

鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)

JIS B 1180(六角ボルト)

JIS B 1181(六角ナット)

JIS B 1186(摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット)

第14項 鉄線じゃかご

鉄線じゃかごは、以下の規格に準ずるものとする。
なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を仕様する場合は、アルミニウム含有率 10%、めっき付着料 300g/㎡以上のめっき鉄線を使用するものとする。

JIS A 5513(じゃかご)

第15項 コルゲートパイプ

コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3471(コルゲートパイプ)

第16項 ガードレール(路側用、分離帯用)

ガードレール(路側用、分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。

(1) ビーム(袖ビーム含む)

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)

(2) 支柱

JIS G 3444(一般構造用炭素鋼管)

JIS G 3466(一般構造用角形鋼管)

(3) ブラケット

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)

(4) ボルト・ナット

JIS B 1180(六角ボルト)

JIS B 1181(六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM20)は 4.6 とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト(ねじの呼びM16)は 6.8 とするものとする。

第17項 ガードケーブル(路側用、分離帯用)

ガードケーブル(路側用、分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。

(1) ケーブル

JIS G 3525(ワイヤロープ)

ケーブルの径は 18 ㎜、構造は 3×7g/Oとする。
なお、ケーブル一本あたりの破断強度は 160kN 以上の強さを持つものとする。

(2) 支柱

JIS G 3444(一般構造用炭素鋼管)

(3) ブラケット

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)

(4) 索端金具

ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの一本あたりの破断強度

以上の強さを持つものとする。

(5) 調整ねじ

強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。

(6) ボルト・ナット

JIS B 1180（六角ボルト）

JIS B 1181（六角ナット）

ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM12）及びケーブル取付け用ボルト（ねじの呼びM10）はともに 4.6 とするものとする。

第18項 ガードパイプ（歩道用、路側用）

ガードパイプ（歩道用、路側用）は、以下の規格に適合するものとする。

(1) パイプ

JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）

(2) 支柱

JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）

(3) ブラケット

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

(4) 継手

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）

(5) ボルト・ナット

JIS B 1180（六角ボルト）

JIS B 1181（六角ナット）

ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は 4.6 とし、継手用ボルト（ねじの呼びM16〔種別Ap〕M14〔種別Bp及びCp〕）は 6.8 とする。

第19項 ボックスビーム（分離帯用）

ボックスビーム（分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。

(1) ビーム

JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）

(2) 支柱

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

(3) パドル及び継手

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

(4) ボルト・ナット

JIS B 1180（六角ボルト）

JIS B 1181（六角ナット）

パドル取付け用ボルト（ねじの呼びM16）及び継手用ボルト（ねじの呼びM20）はともに 6.8 とする。

## 第8節 セメント及び混和材料

第1項 一般事項

1. 工事に使用するセメントは、高炉B種セメントを使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書によるものとする。
2. 受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。

3. 受注者は、セメントを貯蔵するサイロに、底にたまって出ない部分ができないような構造としなければならない。
4. 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。
5. 受注者は、セメントの貯蔵にあたって温度、湿度が過度に高くならないようにしなければならない。
6. 受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。
7. 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。
8. 受注者は、混和材を防湿的なサイロまたは、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。
9. 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。

第2項 セメント

1. セメントは表 2－21 の規格に適合するものとする。

## 表2－21 セメントの種類

| JIS 番号 | 名 称 | 区 分 | 摘 要 |
|---|---|---|---|
| R 5210 | ポルトランドセメント | (1)普通ポルトランド<br>(2)早強ポルトランド<br>(3)中庸熱ポルトランド<br>(4)超早強ポルトランド<br>(5)低熱ポルトランド<br>(6)耐硫酸塩ポルトランド | 低アルカリ形を含む<br>〃<br>〃<br>〃<br>〃<br>〃 |
| R 5211 | 高炉セメント | (1)A種高炉<br>(2)B種高炉<br>(3)C種高炉 | 高炉スラグの分量(質量%)<br>5 を超え 30 以下<br>30 を超え 60 以下<br>60 を超え 70 以下 |
| R 5212 | シリカセメント | (1)A種シリカ<br>(2)B種シリカ<br>(3)C種シリカ | シリカ質混合材の分量(質量%)<br>5 を超え 10 以下<br>10 を超え 20 以下<br>20 を超え 30 以下 |
| R 5213 | フライアッシュセメント | (1)A種フライアッシュ<br>(2)B種フライアッシュ<br>(3)C種フライアッシュ | フライアッシュ分量(質量%)<br>5 を超え 10 以下<br>10 を超え 20 以下<br>20 を超え 30 以下 |
| R 5214 | エコセメント | (1)普通エコセメント<br>(2)速硬エコセメント | 塩化物イオン量(質量%)<br>0.1 以下<br>0.5 以上 1.5 以下 |

2. コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、次項以降の規定に適合するもの

とする。
なお、小規模工種で、1工種あたりの総使用量が $10m^3$ 未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。

3. 普通ポルトランドセメントの品質は、表 2－22 の規格に適合するものとする。

表2－22 普通ポルトランドセメントの品質

| 品質 | | 規格 |
|---|---|---|
| 比表面積 $cm^2/g$ | | 2,500 以上 |
| 凝結 h | 始発 | 1 以上 |
| | 終結 | 10 以下 |
| 安定性 | パット法 | 良 |
| | ルシャチリエ法 mm | 10 以下 |
| 圧縮強さ $N/mm^2$ | 3d | 12.5 以上 |
| | 7d | 22.5 以上 |
| | 28d | 42.5 以上 |
| 水和熱 J/g | 7d | 測定値を報告する |
| | 28d | 測定値を報告する |
| 酸化マグネシウム% | | 5.0 以下 |
| 三酸化硫黄% | | 3.50 以下 |
| ~~強熱減量%~~ | | ~~3.0 以下~~ |
| 全アルカリ($Na_2Oeq$)% | | 0.75 以下 |
| 塩化物イオン% | | 0.035 以下 |

〔注〕 全アルカリ($Na_2Oeq$) の算出は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)付属書ポルトランドセメント(低アルカリ形)による。

4. 原材料、検査、包装及び表示は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)の規定によるものとする。

第3項 混和材料

1. 混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201(コンクリート用フライアッシュ)の規格に適合するものとする。
2. 混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202(コンクリート用膨張材)の規格に適合するものとする。
3. 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206(コンクリート用高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。
4. 混和剤として用いるAE剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤、高性能減水剤、流動化剤及び硬化促進剤は、JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するものとする。
5. 混和剤として用いる流動化剤は、土木学会コンクリート用流動化剤品質規準(案)3. 品質の規格に適合するものとする。
6. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)[2023 年制定]JSCE-D102-2023 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2023 年 9 月)の規格に適合するものとする。

第4項 コンクリート用水

1. コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書 JC(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。

また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。

2. 受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練り混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋やセパレータを配置しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてもよいものとする。

## 第9節 セメントコンクリート製品

### 第1項 一般事項

1. セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。
2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン($Cl^-$)の総量で表すものとし、練りまぜ時の全塩化物イオンは 0.30 $kg/m^3$ 以下とするものとする。
   なお、受注者はこれを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
   受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成 14 年 7 月 31 日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成 14 年 7 月 31 日)を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認し、確認した資料を監督員に提出しなければならない。

### 第2項 セメントコンクリート製品

セメントコンクリート製品は以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5361(プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則)

JIS A 5364(プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則)

JIS A 5365(プレキャストコンクリート製品－検査方法通則)

JIS A 5371(プレキャスト無筋コンクリート製品)

JIS A 5372(プレキャスト鉄筋コンクリート製品)

JIS A 5373(プレキャストプレストレストコンクリート製品)

JIS A 5406(建築用コンクリートブロック)

JIS A 5506(下水道用マンホールふた)

## 第10節 瀝青材料

### 第1項 一般瀝青材料

1. 舗装用石油アスファルトは、第 2 章第 8 節第 6 項安定材の表 2－19 の規格に適合するものとする。
2. ポリマー改質アスファルトの性状は、表 2－24 の規格に適合するものとする。
   なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表 2－24 に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。

## 表2－24 ポリマー改質アスファルトの標準的性状

| 項目＼種類 | 付加記号 | | Ⅰ型 | Ⅱ型 | Ⅲ型 | | | H 型 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | Ⅲ型-W | Ⅲ型-WF | | H 型-F |
| 軟化点 | | ℃ | 50.0 以上 | 56.0 以上 | 70.0 以上 | | | 80.0 以上 | |
| 伸度 | (7℃)cm | | 30 以上 | － | － | | | － | － |
| | (15℃)cm | | － | 30 以上 | 50 以上 | | | 50 以上 | － |
| タフネス(25℃) | | N・m | 5.0 以上 | 8.0 以上 | 16 以上 | | | 20 以上 | － |
| テナシティ(25℃) | | N・m | 2.5 以上 | 4.0 以上 | － | | | － | － |
| 粗骨材の剥離面積率 | | % | － | － | － | 5 以下 | － | － | － |
| フラース脆化点 | | ℃ | － | － | － | － | -12 以下 | － | -12 以下 |
| 曲げ仕事量(-20℃) | | kPa | － | － | － | － | － | － | 400 以上 |
| 曲げスティフネス(-20℃) | | MPa | － | － | － | － | － | － | 100 以上 |
| 針入度(25℃) | | 1/10 ㎜ | 40 以上 | | | | | | |
| 薄膜加熱質量変化率 | | % | 0.6 以下 | | | | | | |
| 薄膜加熱後の針入度残留率 | | % | 65 以上 | | | | | | |
| 引火点 | | ℃ | 260 以上 | | | | | | |
| 密度(15℃) | | g/cm$^3$ | 試験表に付記 | | | | | | |
| 最適混合温度 | | ℃ | 試験表に付記 | | | | | | |
| 最適締固め温度 | | ℃ | 試験表に付記 | | | | | | |

付加記号の略字 W:耐水性(Water resistance)F:可撓性(Flexibility)

3. セミブローンアスファルトは、表 2－25 の規格に適合するものとする。

## 表2－25 セミブローンアスファルト(AC－100)の規格

| 項目 | | 規格値 |
|---|---|---|
| 粘度(60℃) | Pa・s | 1,000±200 |
| 粘度(180℃) | ㎟/s | 200 以下 |
| 薄膜加熱質量変化率 | % | 0.6 以下 |
| 針入度(25℃) | 1/10 ㎜ | 40 以上 |
| トルエン可溶分 | % | 99.0 以上 |
| 引火点 | ℃ | 260 以上 |
| 密度(15℃) | g/cm$^3$ | 1.000 以上 |
| 粘度比(60℃、薄膜加熱後/加熱前) | | 5.0 以下 |

〔注〕 180 ℃での粘度のほか、140 ℃、160 ℃における動粘度を試験表に付記すること。

4. 石油アスファルト乳剤は、第 2 章第 8 節第 6 項安定材の表 2－20 及び表 2－27 の規格に適合するものとする。

## 表2－27 ゴム入りアスファルト乳剤の規格

| 項目＼記号 | | | PKR－T | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 1 | 2 |
| エングラー度(25℃) | | | 1～10 | |
| ふるい残留分(1.18 ㎜) 質 量 % | | | 0.3 以下 | |
| 付着度 | | | 2／3 以上 | |
| 粒子の電荷 | | | 陽(＋) | |
| 蒸発残留分質量 % | | | 50 以上 | |
| 蒸発残留度 | 針入度 (25℃) 1/10 ㎜ | | 60～100 | 100～150 |
| | 伸度 | ( 7℃)cm | 100 以上 | － |
| | | ( 5℃)cm | － | 100 以上 |
| | 軟化点 ℃ | | 48.0 以上 | 42.0 以上 |
| | タフネス | (25℃) N･m (kgf･cm) | 3 以上 (30 以上) | － |
| | | (15℃) N･m (kgf･cm) | － | 4 以上 (40 以上) |
| | テナシティー | (25℃) N･m (kgf･cm) | 1.5 以上 (15 以上) | － |
| | | (15℃) N･m (kgf･cm) | － | 2 以上 (20 以上) |
| | 灰分 質 量 % | | 1.0 以下 | |
| 貯蔵安定度(24 時間) 質 量 % | | | 1 以下 | |
| 凍結安定度 (－5℃) | | | － | 粗粒子、塊のないこと |

(日本アスファルト乳剤協会規格:JEAAS)

5. グースアスファルトに用いるアスファルトは、表 2－28 に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。

## 表2－28 アスファルトの規格

| 項目 | 規格値 | |
|---|---|---|
| | 石油アスファルト 20～40 | 精製トリニダット アスファルト |
| 針入度 (25℃) 1/10 ㎜ | 20 を越え 40 以下 | 1～4 |
| 軟化点 ℃ | 55.0～65.0 | 93～98 |
| 伸度(25℃) cm | 50 以上 | － |
| 蒸発質量変化率 % | 0.3 以下 | － |
| トルエン可溶分% | 99.0 以上 | 52.5～55.5 |
| 引火点(C.O.C) ℃ | 260 以上 | 240 以上 |
| 密度(15℃) $g/cm^3$ | 1.00 以上 | 1.38～1.42 |

〔注〕 精製トリニダッドアスファルトは一般に 20～30%程度用いる。混合後のアスファルトの軟化点は 60℃以上が望ましい。

6. グースアスファルトは、表 2－29 に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。

## 表2－29 グースアスファルトの標準規格

| 項目 | 試験値 |
|---|---|
| 針入度(25℃) 1/10 mm | 15～30 |
| 軟化点 ℃ | 58～68 |
| 伸度(25℃) cm | 10 以上 |
| 蒸発質量変化率 % | 0.5 以下 |
| トルエン可溶分% | 86～91 |
| 引火点 (C.O.C) ℃ | 240 以上 |
| 密度(15℃) g/cm$^3$ | 1.07～1.13 |

〔注1〕 上表はストレートアスファルトと精製トリニダッドアスファルトを 3:1 に混合した品質である。

〔注2〕 熱可塑性樹脂などの改良材を用いる場合も、上表に準ずるものとする。

第2項 その他の瀝青材料

その他の瀝青材料は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)

JIS K 2439(クレオソート油、加工タール、タールピッチ)

第3項 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和 7 年 10 月改正 政令第 361 号)~~(令和 5 年 9 月改正政令第 276 号)~~に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2－30、2－31、2－32 の規格に適合するものとする。

## 表2－30 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)

路上表層再生用

| 項目 | | 単位 | 規格値 | 試験方法 |
|---|---|---|---|---|
| 粘度 (25℃) | | SFS | 15～85 | 舗装調査・試験法便覧 参照 |
| 蒸発残留分 | | % | 60 以上 | 〃 |
| 蒸発残留物 | 引火点 (COC) | ℃ | 200 以上 | 〃 |
| | 粘度 (60℃) | mm$^2$/s | 50～300 | 〃 |
| | 薄膜加熱後の粘度比(60℃) | | 2 以下 | 〃 |
| | 薄膜加熱質量変化率 | % | 6.0 以下 | 〃 |

## 表2－31 再生用添加剤の品質(オイル系)

路上表層再生用

| 項目 | 単位 | 規格値 | 試験方法 |
|---|---|---|---|
| 引火点(COC) | ℃ | 200 以上 | 舗装調査・試験法便覧 参照 |
| 粘度(60℃) | mm$^2$/s | 50～300 | 〃 |
| 薄膜加熱後の粘度比(60℃) | | 2 以下 | 〃 |
| 薄膜加熱質量変化率 | % | 6.0 以下 | 〃 |

### 表2－32 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

| 項　　目 | | 標準的性状 |
|---|---|---|
| 動　粘　度（60℃） | (㎜$^2$/S) | 80～1,000 |
| 引　火　点 | ℃ | 250 以上 |
| 薄膜加熱後の粘度比（60℃） | ― | 2 以下 |
| 薄膜加熱質量変化率 | % | ±3 以下 |
| 密　　度（15℃） | g/cm$^3$ | 報告 |
| 組　　成（石油学会規格 JPI-5S-77-19） | | 報告 |

［注］ 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm$^3$以上とすることが望ましい。

## 第11節 芝及びそだ

第1項 芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝）

1. 芝は成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のないものとする。
2. 受注者は、芝を切取り後、速やかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等のないものとしなければならない。

第2項 そ だ

そだに用いる材料は、針葉樹を除く堅固でじん性に富むかん木とするものとする。

## 第12節 目地材料

第1項 注入目地材

1. 注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひび割れが入らないものとする。
2. 注入目地材は、水に溶けず、また水密性のものとする。
3. 注入目地材は、高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐え、土砂等異物の侵入を防げ、かつ、耐久的なものとする。
4. 注入目地材で加熱施工式のものは、加熱したときに分離しないものとする。

第2項 目地板

目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応するものとする。

## 第13節 塗料

第1項 一般事項

1. 受注者は、JIS の規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。
2. 受注者は、塗料は工場調合したものを用いなければならない。
3. 受注者は、さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。
4. 受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗り塗料については、以下の規格に適合したものとする。

   JIS K 5621（一般用さび止めペイント）

   JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）
5. 受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。
   なお、開缶後に、受注者は、十分に攪拌したうえ、速やかに使用しなければならない。
6. 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントは、製造後 6 ヶ月以内、その他の塗料は製造後 12

ヶ月以内とし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。

## 第14節 道路標識及び区画線

### 第1項 道路標識

標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。

(1) 標示板

JIS G 3131(熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)

JIS G 3141(冷間圧延鋼板及び鋼帯)

JIS K 6744(ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯)

JIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)

JIS K 6718(プラスチック-メタクリル樹脂板)

ガラス繊維強化プラスチック板(F．R．P)

(2) 支柱

JIS G 3452(配管用炭素鋼鋼管)

JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)

JIS G 3192(熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量、及びその許容差)

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材)

JIS G 3136(建築構造用圧延鋼材)

(3) 補強材及び取付金具

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3131(熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)

JIS G 3141(冷間圧延鋼板及び鋼帯)

JIS H 4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)

(4) 反射シート

標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表 2－33、2－34 に示す規格以上のものとする。

また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。

なお、受注者は表 2－33、2－34 に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けねばならない。

表2－33 封入レンズ型反射シートの反射性能

| 観測角° | 入射角° | 白 | 黄 | 赤 | 青 | 緑 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 12’ (0.2°) | 5° | 70 | 50 | 15 | 4 | 9 |
| | 30° | 30 | 22 | 6 | 1.7 | 3.5 |
| | 40° | 10 | 7.0 | 2.0 | 0.5 | 1.5 |
| 20’ (0.33°) | 5° | 50 | 35 | 10 | 2 | 7 |
| | 30° | 24 | 16 | 4 | 1 | 3 |
| | 40° | 9.0 | 6.0 | 1.8 | 0.4 | 1.2 |
| 2.0° | 5° | 5 | 3 | 0.8 | 0.2 | 0.6 |
| | 30° | 2.5 | 1.5 | 0.4 | 0.1 | 0.3 |
| | 40° | 1.5 | 1.0 | 0.3 | 0.06 | 0.2 |

〔注〕 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による。

表2－34 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

| 観測角° | 入射角° | 白 | 黄 | 赤 | 青 | 緑 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 12’ (0.2°) | 5° | 250 | 170 | 45 | 20 | 45 |
| | 30° | 150 | 100 | 25 | 11 | 25 |
| | 40° | 110 | 70 | 16 | 8.0 | 16 |
| 20’ (0.33°) | 5° | 180 | 122 | 25 | 14 | 21 |
| | 30° | 100 | 67 | 14 | 7.0 | 11 |
| | 40° | 95 | 64 | 13 | 7.0 | 11 |
| 2.0° | 5° | 5 | 3 | 0.8 | 0.2 | 0.6 |
| | 30° | 2.5 | 1.5 | 0.4 | 0.1 | 0.3 |
| | 40° | 1.5 | 1.0 | 0.3 | 0.06 | 0.2 |

〔注〕 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 （再帰性反射材）による。

第2項 区画線

区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。

JIS K 5665（路面表示用塗料）

## 第15節 合成樹脂製品

合成樹脂製品は、以下の規格に適合するものとする。

JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）

JIS K 6742（水道用ポリ硬質塩化ビニル管）

JIS K 6745（プラスチック-硬質塩化ビニル板）

JIS K 6761（一般用ポリエチレン管）

JIS K 6762（水道用ポリエチレン管）

JIS K 6773（塩化ビニル樹脂製止水板）

JIS A 6008（合成高分子ルーフィング）

JIS C 8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）

## 第 16節 路側防護柵工

### 第1項 路側防護柵工(塗装仕上げ)

(1) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。

(2) この場合受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。

(3) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっき付着量を両面で 275g/㎡以上とし、防錆を施さなければならない。
ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。
その場合、受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。

(4) 熱硬化性アクリル樹脂塗装仕上げの場合は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗装厚としなければならない。

(5) 受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量が JIS G 3525(ワイヤーロープ)で定めた 300g/㎡以上の亜鉛めっきを施さなければならない。

(6) 受注者は、支柱については、埋込み部分に亜鉛めっき後、黒ワニスを用いて内外面とも塗装を行わなければならない。

(7) ボルト・ナット(オートガードに使用するボルト・ナットを除く)については、(1)、(2)により亜鉛めっきを施したものを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理とするものとする。

(8) 以下に示すような場所には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする
①凍結防止材を散布する区間
②交通量が非常に多い区間
③海岸に近接する区間(飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など)
④温泉地帯など
⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長時間滞留または接触する場所

### 第2項 路側防護柵工(亜鉛めっき地肌)

(1) 受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。

(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2 種(HDZ55)の 550g/㎡(片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく 2 種(HDZ35)の 350g/㎡(片面の付着量)以上としなければならない。

(3) 受注者は、ガードレール用ビームの板厚が 3.2 ㎜未満となる場合、上記の規定にかかわらず本条1項の規定によらなければならない。

(4) また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。

(5) 受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対して付着量が 300g/㎡以上の亜鉛めっきを施さなければならない。

### 第3項 視線誘導標の形状及び性能

(1) 反射体

① 受注者は、形状が丸型で直径 70 ㎜以上 100 ㎜以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。

② 受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。

白色 $0.31+0.25x \geqq y \geqq 0.28+0.25x$

$0.50 \geqq x \geqq 0.41$

橙色 $0.44 \geqq y \geqq 0.39$

$y \geqq 0.99 - x$

ただし、x、yは JIS Z 8781-3(測色－第三部:CIE 三刺激値)の色度座標である。

③ 受注者は、反射性能が JIS D 5500(自動車用ランプ類)に規定する反射性試験装置による試験で、表 2－35 に示す値以上である反射体を用いなければならない。

表2－35 反射体 (単位:cd／10.76 lx)

| 反射体の色 | 白 色 | | | 橙 色 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 入射角／観測角 | 0° | 10° | 20° | 0° | 10° | 20° |
| 0.2° | 35 | 28 | 21 | 22 | 18 | 13 |
| 0.5° | 17 | 14 | 10 | 11 | 9 | 6 |
| 1.5° | 0.55 | 0.44 | 0.33 | 0.34 | 0.28 | 0.2 |

〔注〕上表は、反射有効径 70 ㎜の場合の値である。

(2) 支柱

① 受注者は、反射体を所定の位置に確実に固定できる構造の支柱を用いなければならない。

② 受注者は、白色またはこれに類する色の支柱を用いなければならない。

③ 使用する支柱の諸元の標準は表 2－36 に示すものとする。

表2－36 支柱の諸元

| 設置場所 | 設置条件 | | 長 さ (㎜) | 材 質 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 鋼 | アルミニウム合金 | 合成樹脂 |
| | 反射体の設置高さ (cm) | 基礎の種類 | | 外径×厚さ (㎜)×(㎜) | 外径×厚さ (㎜)×(㎜) | 外径×厚さ (㎜)×(㎜) |
| 一般道 | 90 | コンクリート基礎 | 1,150 | 34×2.3 以上 | 45×3 以上 | 60×4.5 以上 |
| | | 土中埋込基礎 | 1,450 | | | |
| 自動車専用道 | 90 | コンクリート基礎 | 1,175 | 34×1.6 以上 | 34×2 以上 | 60×3.5 以上 |
| | 120 | コンクリート基礎 | 1,525 | | | |

④塗装仕上げする鋼管の場合

・受注者は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。
この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。

・受注者は、亜鉛の付着量を JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)構造用＜Z27＞の 275g/㎡(両面付着量)以上としなければならない。
ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプの場合、受注者は、内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。
その場合、耐蝕性は、前述以上とするものとする。

・受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm 以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。

④ 鉛めっき地肌のままの場合

受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2 種(HDZ35)の 350g/㎡(片面の付着量)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。
受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。

## 第17節 遮水シート

1.遮水シートは、止水材と被覆材からなり、(1)または(2)のいずれかの仕様によるものとする。

(1) 遮水シートAは、以下の仕様によるものとする。

① 止水材の材質は、④の材質のシボ(標準菱形)付きとし、厚さ1㎜とする。

② 被覆材の材質は、補強布付き繊維性フェルトとし、厚さ 10 ㎜とする。

③ 止水材の重ね幅は、15 ㎝以上とし、端部の取付部は、20 ㎝以上とする。

④ 止水材の品質規格は表 2－37、2－38 によるものとする。

### 表2－37 (純ポリ塩化ビニル:厚さ1㎜、色:透明)

| 試験項目 | | 内容 | 単位 | 規格値 | 試験方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 比重 | | | | 1.25 以下 | JIS K 6773 |
| 硬さ | | | kgf/㎠ | 80±5 | JIS K 6773 |
| 引張強さ | | | N/㎟ | 11.8 以上 | JIS K 6773 |
| 伸び | | | % | 290 以上 | JIS K 6773 |
| 老化性 | | | % | ±7 | JIS K 6773 |
| 耐薬品性 | アルカリ | 質 量 変 化 率 | % | ±15 | JIS K 6773 |
| | | 引張強さ変化率 | % | ±15 | JIS K 6773 |
| | | 伸び 変化率 | % | ±3 | JIS K 6773 |
| | 食塩水 | 質量 変化率 | % | ±7 | JIS K 6773 |
| | | 引張強さ変化率 | % | ±7 | JIS K 6773 |
| | | 伸び 変化率 | | ±1 | JIS K 6773 |
| 柔軟性 | | 質量 変化率 | ℃ | －30° 以下 | JIS K 6773 |
| 引裂強さ | | | N/m (kgf/㎝) | 588 以上 (60 以上) | JIS K 6252-1 JIS K 6252-2 |

表2－38 （エチレン酢酸ビニル:厚さ1㎜、色:透明）

| 試験項目 | | 内　容 | 単　位 | 規格値 | 試験方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 比重 | | | | 1.0 以下 | JIS K 6773 |
| 硬さ | | | kgf/cm$^2$ | 93±5 | JIS K 6773 |
| 引張強さ | | | N/mm$^2$ | 15.6 以上 | JIS K 6773 |
| 伸び | | | % | 400 以上 | JIS K 6773 |
| 老化性 | | 質 量 変 化 率 | % | ±7 | JIS K 6773 |
| 耐薬品性 | アルカリ | 引張強さ変化率 | % | ±15 | JIS K 6773 |
| | | 伸び　変化率 | % | ±15 | JIS K 6773 |
| | | 質量　変化率 | % | ±3 | JIS K 6773 |
| | 食塩水 | 引張強さ変化率 | % | ±7 | JIS K 6773 |
| | | 伸び　変化率 | % | ±7 | JIS K 6773 |
| | | 質量　変化率 | % | ±1 | JIS K 6773 |
| 柔軟性 | | | ℃ | －30° 以下 | JIS K 6773 |
| 引裂強さ | | | N/m<br>(kgf/cm) | 588 以上<br>(60 以上) | JIS K 6252-1<br>JIS K 6252-2 |

⑤ 被覆材の品質規格は表 2－39 によるものとする。

表2－39 （補強布付き繊維性フェルト:厚さ 10 ㎜）

| 試験項目 | 内容 | 単位 | 規格値 | 試験方法 |
|---|---|---|---|---|
| 密度 | | g/cm$^3$ | 0.13 以上 | JIS L 3204 |
| 圧縮率 | | % | 15 以下 | JIS L 3204 |
| 引張強さ | | N/mm$^2$<br>(kgf/cm$^2$) | 1.47 以上<br>(15 以上) | JIS L 3204 |
| 伸び率 | | % | 50 以上 | JIS L 3204 |
| 耐薬品性 | 不溶解分 | % | 95 以上 | JIS L 3204 |

(2) 遮水シートBは、以下の仕様によるものとする。

① 止水材は、十分な止水性を有するものとする。（ただし、規格値はシート幅 2.0m を基準としており、2.0m を下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。）

② 止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。

③ 止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。

④ 止水材は、十分な耐久性を有するものとし、耐久性に係わる試験結果を提出するものとする。

⑤ 上記①・③は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。

⑥ 止水材の品質規格は、表 2－40 によるものとする。

表2－40 止水材の品質規格

| 項　目 | 単位 | 規格値 | 試　験　方　法 |
|---|---|---|---|
| 漏水量 | (ml/sec)<br>/(1.8 ㎡) | 25 以下 | 建設省土木研究資料<br>第 3103 号の小型浸透試験による |
| 引張り強さ | N/㎜ $^2$<br>(kgf/m) | 11.8 以上 | 日本産業規格(JIS) で規定されている材料ごとの試験方法による。 |
| 摩擦係数 | | 0.8 以上 | 平成 4 年度建設省告示第 1324 号における開発目標に照らして評価した際の~~基づく~~摩擦試験方法による。 |

## 第18節 植栽維持

1. 受注者は、設計図書において、さがの樹または県内産苗木の使用が記されている場合は、それを遵守することとする。
2. 受注者は、さがの樹または県内産苗木の入手が困難な場合、その理由を付した書面によって監督員に協議しなければならない。
   ※さがの樹とは、佐賀県内に自生している広葉樹で「さがの樹母樹検討委員会」において認定された母樹から種子や穂木、分根苗などを採取し、県内の苗畑で育成された苗木。
   県内産苗木とは県内の苗畑で育成された苗木。
3. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料及び薬剤については、施工前に監督員に品質証明書等の確認を得なければならない。
   なお、薬剤については農薬取締法（令和 5 年 5 月改正　法律第 36 号）に基づくものでなければならない。
4. 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるよう移植または、根廻しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品でなければならない。
5. 受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。
6. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。
   樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。
   なお、ヤシ類等の特種樹にあって「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高とする。
   幹周は、樹木の幹の周長とし、根幹の上端より 1.2m 上がりの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。
   また、幹が 2 本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の 70%をもって幹周とする。
   なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あった場合、各々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の 70%の値を幹周とする。
7. 樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、設計図書によるものとする。
8. 樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によるものとする。
9. 樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書による。

## 第19節 遮音壁工

1. 遮音壁に使用する吸音パネルは、設計図書に明示したものを除き、本条によるものとする。
2. 前面板（音源側）の材料は、JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に規定するアルミニウム合金 A5052P または、これと同等以上の品質を有するものとする。
3. 背面板（受音板）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SGH、SGC または、これと同等以上の品質を有するものとする。
4. 吸音材の材料は、JIS A 6301（吸音材料）に規定するグラスウール吸音ボード 2 号 32K または、これと同等以上の品質を有するものとする。
5. 受注者は、遮音壁付属物に使用する材料は、設計図書に明示したものとし、これ以外につい

ては設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

## 第20節 道路植栽

1. 受注者は、設計図書において、さがの樹または県内産苗木の使用が記されている場合は、それを遵守することとする。
2. 受注者は、さがの樹または県内産苗木の入手が困難な場合、その理由を付した書面によって監督員に協議しなければならない。
   ※さがの樹とは、佐賀県内に自生している広葉樹で「さがの樹母樹検討委員会」において認定された母樹から種子や穂木、分根苗などを採取し、県内の苗畑で育成された苗木。
   県内産苗木とは県内の苗畑で育成された苗木。
3. 道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に有害な粘土、れき、ごみ、雑草等の混入していない現場発生土または、購入材とするものとする。
4. 道路植栽工で使用する樹木類は、植え出しに耐えるよう移植または、根廻した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んな栽培品とし、設計図書に定められた形状寸法を有するものとする。
5. 受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。
   また、必要に応じ現地（栽培地）において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
6. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。
   樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。
   なお、ヤシ類の特殊樹にあって「幹高」とする場合は幹部の垂直高とする。
7. 道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によるものとする。
8. 道路植栽工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書によるものとする。

# 第3章 諸基準

## 第1節 適用

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。
また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

- 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き(平成 10 年 11 月)
- 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針(平成 25 年 10 月)
- 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(平成 29 年 8 月)
- 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(案)(平成 28 年 7 月)
- PC フレーム協会 PC フレーム工法設計・施工の手引き(平成 24 年 9 月)
- ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成 28 年 10 月)
- 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説(令和 2 年 1 月)
- 環境省 水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年 12 月環境庁告示 第 59 号(令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号最終改正))~~(令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号)~~
- 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)(令和 6 年 4 月)~~(令和 3 年 4 月)~~
- 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について(平成 14 年 7 月)
- 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(平成 14 年 7 月)
- 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について(昭和 61 年 6 月)
- 建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について(昭和 53 年 7 月)
- 国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和 6 年 3 月一部改正)
- 国土交通省 河川砂防技術基準(令和 7 年 10 月)~~(令和 6 年 5 月)~~
- 国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和 7 年 3 月)~~(令和 6 年 3 月)~~
- 国土交通省 機械工事施工管理基準(案)(令和 3 年 3 月)
- 国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説(令和 3 年 2 月)
- 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について(平成 14 年 5 月)
- 建設省 堤防余盛基準について(昭和 44 年 1 月)
- 建設省 土木構造物設計マニュアル(案)〔土木構造物・橋梁編〕(平成 11 年 11 月)
- 建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)〔ボックスカルバート・擁壁工〕(平成 11 年 11 月)
- 土木研究所 道路遮音壁設置基準(昭和 49 年 10 月)
- 建設省 道路付属物の基礎について(昭和 50 年 7 月)
- 建設省 薬液注入工事に係る施工管理等(平成 2 年 9 月)
- 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針(昭和 49 年 7 月)
- 日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針(平成元年 6 月)
- 建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案)(平成 7 年 12 月)
- 厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(令和 5 年 12 月)
- 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準(案)(平成 12 年 10 月)

- 国土技術研究センター 河川土工マニュアル(平成 21 年 4 月)
- 国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)〔樋門編〕(平成 13 年 12 月)
- 国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)〔樋門編〕(平成 13 年 12 月)
- 国土交通省 道路土工構造物技術基準(令和 7 年 6 月)
- 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説(令和 7 年 11 月)~~(平成 29 年 3 月)~~
- 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例(令和元年 6 月)
- 全日本建設技術協会 建設省制定 土木構造物標準設計 1 巻～31 巻(平成 12 年 9 月)
- 斜面防災対策技術協会 新版 地すべり鋼管杭設計要領(平成 28 年 3 月)
- 斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(平成 19 年 12 月)
- 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(平成 24 年 5 月)
- 地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル(平成 23 年 8 月)
- 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針[2012 年制定](平成 24 年 6 月)
- 土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) [2023 年制定](2023 年 9 月)
- 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2023 年制定](2023 年 9 月)
- 土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2023 年制定](2023 年 9 月)
- 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)[2023 年制定](2023 年 3 月)
- 土木学会 コンクリート標準示方書(維持管理編)[2018 年制定](2018 年 10 月)
- 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針(平成 3 年 3 月)
- 土木学会 海洋コンクリート構造部設計施工指針(案)(昭和 51 年 12 月)
- 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案)(平成 3 年 5 月)
- 土木学会 舗装標準示方書(令和 5 年 10 月)
- 土木学会 鉄筋定着・継手指針[2020 年制定](令和 2 年 3 月)
- 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル(平成 25 年 12 月)
- 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル(平成 25 年 12 月)
- 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル(平成 26 年 8 月)
- 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル(平成 26 年 8 月)
- 日本道路協会 鋼道路橋疲労設計便覧(令和 2 年 9 月)
- 日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧(昭和 45 年 4 月)
- 日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説(昭和 59 年 4 月)
- 日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧(令和 3 年 10 月)
- 日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説(昭和 59 年 4 月)
- 日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧(令和 3 年 10 月)
- 日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成 8 年版)(平成 8 年 10 月)
- 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧(令和 2 年 9 月)
- 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧(令和 2 年 9 月)
- 日本道路協会 セメントコンクリート舗装要綱(昭和 59 年 2 月)
- 日本道路協会 舗装再生便覧(令和 6 年 3 月)
- 日本道路協会 杭基礎施工便覧(令和 2 年 9 月)
- 日本道路協会 杭基礎設計便覧(令和 2 年 9 月)
- 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和 4 年度改訂版](令和 5 年 2 月)

- 日本道路協会　鋼道路橋施工便覧(令和 2 年 9 月)
- 日本道路協会　鋼道路橋設計便覧(令和 2 年 9 月)
- 日本道路協会　鋼道路橋防食便覧(平成 26 年 3 月)
- 日本道路協会　アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成 4 年 12 月)
- 日本道路協会　視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説(昭和 60 年9月)
- 日本道路協会　視線誘導標設置基準・同解説(昭和 59 年 10 月)
- 日本道路協会　転圧コンクリート舗装技術指針(案)(平成 2 年 11 月)
- 日本道路協会　道路維持修繕要綱(昭和 53 年 7 月)
- 日本道路協会　道路橋支承便覧(平成 30 年 12 月)
- 国土技術研究センター　プレビーム合成桁橋設計施工指針(平成 30 年 8 月)
- 日本道路協会　道路橋示方書・同解説～Ⅰ共通編～(令和 7 年 10 月)~~(平成 29 年 11 月)~~
- 日本道路協会　道路橋示方書・同解説～Ⅱ~~鋼橋・~~鋼部材・鋼上構造編～(令和 7 年 10 月)~~(平成 29 年 11 月)~~
- 日本道路協会　道路橋示方書・同解説～Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編～(令和 7 年 10 月)~~(平成 29 年 11 月)~~
- 日本道路協会　道路橋示方書・同解説～Ⅳ下部構造編～(令和 7 年 10 月)~~(平成 29 年 11 月)~~
- 日本道路協会　道路橋示方書・同解説～Ⅴ耐震設計編～(令和 7 年 10 月)~~(平成 29 年 11 月)~~
- 日本道路協会　道路橋床版防水便覧(平成 19 年 3 月)
- 日本道路協会　道路橋補修便覧(平成元年 8 月)
- 日本道路協会　道路照明施設設置基準・同解説(平成 19 年 10 月)
- 日本道路協会　道路土工－カルバート工指針(平成 22 年 3 月)
- 日本道路協会　道路土工－切土工・斜面安定工指針(平成 21 年 6 月)
- 日本道路協会　道路土工－盛土工指針(平成 22 年 4 月)
- 日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針(平成 11 年 3 月)
- 日本道路協会　道路土工－軟弱地盤対策工指針(平成 24 年 8 月)
- 日本道路協会　道路土工－排水工指針(昭和 62 年 6 月)
- 日本道路協会　道路土工－擁壁工指針(平成 24 年 7 月)
- 日本道路協会　道路土工要綱(平成 21 年 6 月)
- 日本道路協会　道路反射鏡設置指針(昭和 55 年 12 月)
- 日本道路協会　道路標識設置基準・同解説(令和 2 年 6 月)
- 日本道路協会　道路緑化技術基準・同解説(平成 28 年 3 月)
- 日本道路協会　排水性舗装技術指針(案)(平成 8 年 10 月)
- 日本道路協会　舗装の構造に関する技術基準・同解説(平成 13 年 9 月)
- 日本道路協会　舗装施工便覧(平成 18 年 2 月)
- 日本道路協会　舗装調査・試験法便覧(平成 31 年 3 月)
- 日本道路協会　舗装試験法便覧別冊(平成 8 年 10 月)
- 日本道路協会　舗装設計施工指針(平成 18 年 2 月)
- 国土交通省　防護柵の設置基準の改定について(平成 16 年 3 月)
- 日本道路協会　防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧(令和 3 年 3 月)
- 日本道路協会　落石対策便覧(平成 29 年 12 月)

- 日本道路協会　立体横断施設技術基準・同解説（昭和 54 年 1 月）
- 日本道路協会　道路構造令の解説と運用（令和 3 年 3 月）
- 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会　流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）
- 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会　現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 29 年 3 月）
- 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会　コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成 30 年 6 月）
- 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討委員会　プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン（平成 31 年 1 月）
- 農林水産省、国土交通省　海岸保全施設の技術上の基準について（令和 3 年 7 月）~~（平成 27 年 2 月）~~
- 厚生労働省　ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和 2 年 7 月）
- 労働省　騒音障害防止のためのガイドライン（令和 5 年 4 月）
- 林道技術基準（林野庁）
- 林道技術基準の運用（林野庁）
- 治山技術基準　解説（総則・山地治山編）
- 治山技術基準　解説（地すべり防止編）
- 治山技術基準　解説（保安林整備編）
- 治山技術基準　解説（防災林造成編）

# 第4章　土工

## 第1節　作業土工(床掘り・埋戻し)、覆土工

### 第1項　一般事項

1. 受注者は、埋設物を発見した場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、特に指定のない限り、地質の硬軟、地形及び現地の状況を考慮して設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。
3. 受注者は、床掘りにより崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
4. 受注者は、床掘りの仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
5. 受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。
   万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。
   この場合、修復箇所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。
6. 受注者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。
7. 受注者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
8. 受注者は、監督員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものを用いなければならない。
9. 受注者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚を30 ㎝以下を基本として十分締固めながら埋戻さなければならない。
10. 受注者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。
11. 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。
    なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
12. 受注者は、埋戻しを行うにあたり埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。
13. 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石等が１ヶ所に集中しないように施工しなければならない。
14. 受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。
15. 受注者は、岩盤掘削等において、基礎岩盤をゆるめるような大規模な発破を行ってはならない。(砂防)
16. 受注者は、掘削にあたって、基礎面をゆるめないように施工するものとし、浮石などは除去しなければならない。(砂防)
17. 受注者は、基礎面を著しい凹凸のないように整形しなければならない。(砂防)
18. 受注者は、設計図書により、建設発生土を指定された建設発生土受入れ地に運搬し、流出、崩壊が生じないように排水、法面処理を行わなければならない。(砂防)
19. 受注者は、監督員の承諾を得ないで掘削した掘削土量の増加分は処理しなければならない。(砂防)
20. 受注者は、本項の埋戻しをコンクリートで行わなければならない。(砂防)

## 第2節 一般土工

### 第1項 一般事項

1. 地山の土及び岩の分類は、表 4－1 によるものとする。
受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない。
また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第 18 条第 1 項の規定により監督員に通知しなければならない。
なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督員へ提出しなければならない。

## 表4－1 土及び岩の分類表

| 名称 | | | | 説明 | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A | B | C | | | | |
| 土 | 礫質土 | 礫まじり土 | | 礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。 | 礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土 | 礫(G)<br>礫質土(F) |
| | 砂質土及び砂 | 砂 | | バケット等に山盛り形状になりにくいもの。 | 海岸砂丘の砂マサ土 | 砂(S) |
| | | 砂質土（普通土） | | 掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空隙の少ないもの。 | 砂質土、マサ土粒度分布の良い砂条件の良いローム | 砂(S)<br>砂質土(SF)<br>シルト(M) |
| | 粘性土 | 粘性土 | | バケット等に付着し易く空隙の多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。 | ローム粘性土 | シルト(M)<br>粘性土(C) |
| | | 高含水比粘性土 | | バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの | 条件の悪いローム条件の悪い粘性土火山灰質粘性土 | シルト(M)<br>粘性土(C)<br>火山灰質粘性土(V)<br>有機質土(O) |
| 岩または石 | 岩塊玉石 | 岩塊玉石 | | 岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空隙のでき易いもの。<br>岩塊、玉石は粒径 7.5 ㎝ 以上とし、まるみのあるのを玉石とする。 | | 玉石まじり土岩塊<br>破砕された岩、ごろごろした河床 |
| | 軟岩 | 軟岩 | Ⅰ | 第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。<br>風化がはなはだしくきわめてもろいもの。<br>指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1～5㎝くらいのもの及び第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。<br>風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5～10 ㎝程度のもの。 | | 地山弾性波速度<br>700～2800m/sec |
| | | | Ⅱ | 凝灰質で堅く固結しているもの。<br>風化が目にそって相当進んでいるもの。<br>き裂間隔が 10～30 ㎝程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。 | | |
| | 硬岩 | 中硬岩 | | 石灰岩、多孔質安山岩のように、<br>特にち密でなくても相当の固さを有するもの。<br>風化の程度があまり進んでいないもの。<br>硬い岩石で間隔 30～50 ㎝程度のき裂を有するもの。 | | 地山弾性波速度<br>2000～4000m/sec |
| | | 硬岩 | Ⅰ | 花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。<br>き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。<br>硬い良好な石材を取り得るようなもの。 | | 地山弾性波速度<br>3000m/sec 以上 |
| | | | Ⅱ | けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。<br>風化していない新鮮な状態のもの。<br>き裂が少なく、よく密着しているもの。 | | |

2. 受注者は、工事施工中については、滞水を生じないような排水状態に維持しなければならない。
3. 受注者は、建設発生土については、第 1 章建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。
4. 受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員の指示に従わなければならない。

なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

5. 受注者は、建設発生土処理にあたり第 1 章施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

(1) 処理方法(場所・形状等)

(2) 排水計画

(3) 場内維持等

6. 受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。
ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

7. 建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

8. 受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

9. 受注者は、設計図書に示さない場合には、表 4－2 に従い施工しなければならない。

## 表4－2 伐開除根作業

| 区分 | 種別 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 雑草・ささ類 | 倒木 | 古 根 株 | 立木 |
| 盛土箇所全部 | 根からすきとる | 除去 | 抜根除去 | 同左 |

10. 伐開、除根

(1) 受注者は、伐開の範囲を設計図書に基づいて現地に設定し、伐開作業前に監督員の確認を受けなければならない。
なお、伐開をする範囲が示されていない場合は、掘削ののり頭、盛土ののり尻、構造物等の外側 1mを標準とする。

(2) 受注者は、伐開にあたっては、樹木を根元から切り取り、笹、雑草、伐根その他の工事の支障となる物件を除去しなければならない。

(3) 受注者は、用地の外側から立木の根、枝等が用地内に広がり工事の支障となる場合は、監督員の指示を受け処置するものとする。

(4) 受注者は、伐開・除根等に伴い発生した伐採木、根株、末木枝条の処理については、森林内における建設工事等に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条の取扱について(平成 11 年 11 月 16 日 11－16 林野庁林政部森林組合課長他 6 課長連名通知)に基づき、①工事現場内における林地還元木としての利用及び林産物や資材としての利用、②剥ぎ取り表土の盛土材としての利用を図る等、適正に取り扱わなければならない。

(5) 受注者は、工事現場内における林地への自然還元として利用する場合は、根株等が雨水等により、下流へ流失する恐れがないよう、安定した状態にするものとし、必要に応じて柵工や筋工等を設置しなければならない。

11. 排水処理

(1) 受注者は、工事に支障のある湧水・滞水等は、施工前にポンプまたは排水溝で適切な処置を講じなければならない。

(2) 受注者は、工事の施工中は、滞水を生じないよう常に良好な排水状態に維持しなければならない。

(3) 受注者は、工事の施工にあたり、流水の汚濁等により下流に影響を及ぼさないよう十分注意しなければならない。

第2項 掘削工(切土工)

1. 受注者は、水門等の上流側での掘削工を行うにあたり、流下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、他の施設の機能に支障を与えてはならない。
　受注者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
　水中掘削を行う場合も同様とするものとする。
2. 受注者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、規定断面に仕上げた後、浮石等が残らないようにしなければならない。
3. 受注者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。
　受注者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督員に報告しなければならない。
4. 受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。
5. 受注者は、砂防土工における斜面対策としての掘削工（排土）を行うにあたり、設計図書で特に定めのある場合を除き、原則として掘削を斜面上部より下部に向かって行わなければならない。
6. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないようにつとめなければならない。
7. 切取り
   (1) 受注者は、掘削のり面は、設計図書に明示された所定の勾配で、なじみよく仕上げなければならない。
   (2) 受注者は、のり面は、切り過ぎないよう注意しなければならない。
   (3) 受注者は、掘削施工中、設計内容と異なる土質が発現した場合は、監督員の確認を受けなければならない。
8. 床　掘
   (1) 受注者は、床掘の施工にあたっては、地質の硬軟、地形の状況等を十分勘案して安全で適切な工法により掘り下げなければならない。
   (2) 受注者は、床掘箇所の近くに崩壊または破損の恐れのある構造物があるときは、これに悪影響を及ぼさないよう処置しなければならない。
   (3) 受注者は、床堀基礎を掘り取る場合は、掘り過ぎや基礎面以下の土砂をかく乱ないように施工しなければならない。
   (4) 受注者は、岩盤掘削等において火薬類を使用する場合は、必要以外の断面に影響を与えないよう十分注意しなければならない。
   (5) 受注者は、仕上げ面を超えて発破を行った場合は、監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。
   (6) 受注者は、床掘で掘り過ぎとなった部分を構造物と同質のもので埋戻さなければならない。
   (7) 受注者は、機械床掘の場合、地盤を必要以上に掘り緩める縦方向の押上げ掘削をしてはならない。
　　また、構造物の接地面は、地盤を掘り緩めないような方法で所定の形状に仕上げなければならない。
   (8) 受注者は、床掘中に土質の著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、処置方法について監督員と協議しなければならない。
9. 埋戻し
   (1) 受注者は、使用目的に適合した埋戻し土を使用しなければならない。
   (2) 受注者は、埋戻し作業開始前に仮設物その他を取り払い清掃した後で施工しなければならない。

(3) 受注者は、構造物に影響を与える埋戻しについては、埋戻しの順序及び方法が構造物に悪影響を与えないように十分注意しなければならない。

(4) 埋戻し方法は、第 3 項に準じて施工するものとする。

第3項 盛土工

1. 受注者は、盛土工の開始にあたって、地盤の表面を本条 3 項に示す盛土層厚の 1／2 の厚さまで掻き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保しなければならない。
2. 受注者は、1:4 より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。

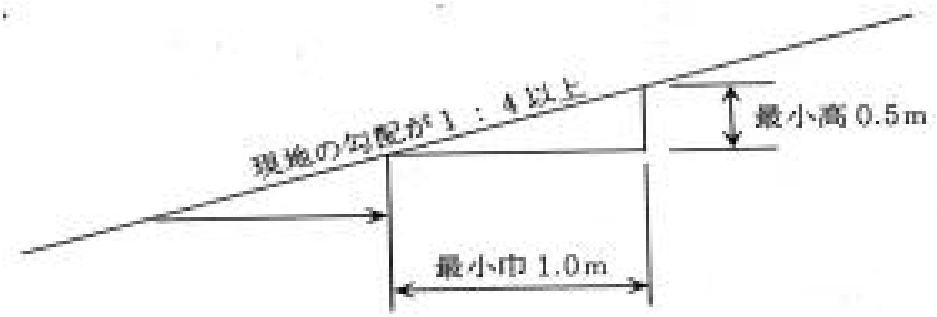


図4－1 盛土基礎地盤の段切

3. 受注者は、築堤の盛土工の施工において、一層の仕上り厚を 30 ㎝以下とし、平坦に締固めなければならない。
4. 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を 20cm 以下で入念に締固めなければならない。
   また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない。
5. 受注者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が一ヶ所に集まらないようにしなければならない。
6. 受注者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に 3～5%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。
7. 受注者は、締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。
8. 受注者は、盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
   ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに監督員に報告しなければならない。
9. 受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。
   ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
10. 受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
11. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。
    流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。
12. 受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。
13. 受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。

14. 受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、速やかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。
15. 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。
16. 受注者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
    ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに、監督員に報告しなければならない。
17. 受注者は、砂防土工における斜面対策としての盛土工(押え盛土)を行うにあたり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。
18. 受注者は、締固めを、土質、使用機械の種類、乾燥の程度等に応じ、散水して含水量の調節を図る等適度な含水状態で行うものとする。
    なお、降雨あるいは凍結融解等により含水量が過大になったときは、締固めを行ってはならない。
19. 受注者は、盛土ののり勾配は表面水による浸食に対し耐え得るよう、十分締固めながら所定の勾配に仕上げなければならない。

第4項 盛土補強工

1. 盛土補強工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、盛土体の安定を図ることをいうものとする。
2. 盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の巻き出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。
4. 受注者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。
    補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸がないように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。
5. 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。
    ただし、やむを得ない事情がある場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
6. 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。
7. 受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
    なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。
8. 受注者は、盛土材の巻き出し及び締固めについては、盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。
    巻き出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行うとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。
9. 受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2 段までとしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
10. 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。
    これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

11. 受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での捲込みに際しては、局部的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。
12. 受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら施工しなければならない。
　許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
13. 受注者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。
14. 補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。
　面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。

第5項　法面整形工

1. 受注者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。
　なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。
3. 受注者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。
4. 受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、掘削法面は、肥沃な表土を残すようにしなければならない。
5. 受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第6項　堤防天端工

受注者は、堤防天端に砕石を敷設する場合は、平坦に敷き均さなければならない。

第7項　作業残土処理工（作業残土処理）

1. 作業残土処理工とは作業土工で生じた残土の工区外への運搬及び受入れ地の整形処理までの一連作業をいう。
2. 作業残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないようつとめなければならない。
3. 受注者は、床堀、掘削等で生じた残土は、設計図書で指定された場所等に災害防止、環境保全等を考慮して整理・堆積しなければならない。

## 第3節　道路土工

第1項　一般事項

1. 本節は、道路土工として掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、作業残土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 路床とは盛土部においては、盛土仕上り面下、掘削（切土）部においては掘削仕上り面下1m 以内の部分をいう。
　路体とは盛土における路床以外の部分をいう。
3. 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わければならない。
　特に、橋台躯体背面部では、基礎地盤及び橋台躯体背面部の安定性、降雨等に対する排水性を確保できるように、使用する材料及び構造特性に応じて適切な施工の方法及び順序等に基づいて施工しなければならず、橋梁接続区間では、速やかな排水や構造物の状態に配慮しながら、必要な記録を残さなければならない。

なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造 編)11 章 橋台躯体背面部 12 章 橋梁接続区間など」(日本道路協会、 令和 7 年 10 月)~~「道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編)7. 9 橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成 29 年 11 月)~~及び「道路土工 盛土工指針 4－10 盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成 22 年 4 月)を参考とする。

4. 地山の土及び岩の分類は、表 4－1 によるものとする。
受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない。
また、受注者は、設計図書に示された土質及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書の規定により監督員に通知するものとする。
なお、確認のための資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 受注者は、盛土及び地山法面の雨水による侵食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。

6. 受注者は、工事箇所において工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
ただし緊急を要する場合には応急措置を施すとともに、監督員に報告しなければならない。

7. 受注者は、工事施工中については、雨水等の滞水を生じないような排水状態を維持しなければならない。

8. 受注者は、建設発生土については、第 1 章建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。

9. 受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員の指示に従わなければならない。
なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

10. 受注者は、建設発生土処理にあたり第 1 章施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。
(1) 処理方法(場所・形状等)
(2) 排水計画
(3) 場内維持等

11. 受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。
ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

12. 建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」(平成18年8月10日~~平成18年8月10日付~~国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)による。

13. 建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。
14. 受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、適正な方法により処理するものとする。
　なお、これにより難い場合には、設計図書に関して監督員と協議するものとする。
15. 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表 4－3 に従い施工しなければならない。

表4－3 伐開除根作業

| 区分 | 種別 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 雑草・ささ類 | 倒木 | 古根株 | 立木 |
| 盛土高1mを越える場合 | 地面で刈りとる | 除去 | 根元で切りとる | 同左 |
| 盛土高1m以下の場合 | 根からすきとる | 〃 | 抜根除去 | 〃 |

16. 受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。
17. 受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。
18. 受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、速やかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。
19. 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。
20. 受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
　ただし、緊急を要する場合には応急措置を施すとともに監督員に報告しなければならない。

第2項 掘削工(切土工)

1. 受注者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
　ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、掘削の施工にあたり、現場の地形、掘削高さ、掘削量、地層の状態(岩の有無)、掘削土の運搬方法などから、使用機械を設定しなければならない。
3. 受注者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。
　受注者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督員に報告しなければならない。
4. 受注者は、路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、または均等性に疑義がある場合には、監督員と協議しなければならない。
5. 受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。
6. 受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を避けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。
　万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、受注者は監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。
7. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑をかけないようにしなければならない。

第3項 路体盛土工

1. 受注者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書によらなければならない。
3. 受注者は、路体盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければならない。
4. 受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に 3～5%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。
5. 受注者は、路体盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路体盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。
6. 受注者は、路体盛土工の施工においては、一層の仕上り厚を 30 cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。
7. 受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で充填しなければならない。
   止むを得ず 30 cm程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。
8. 受注者は、1:4 より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。

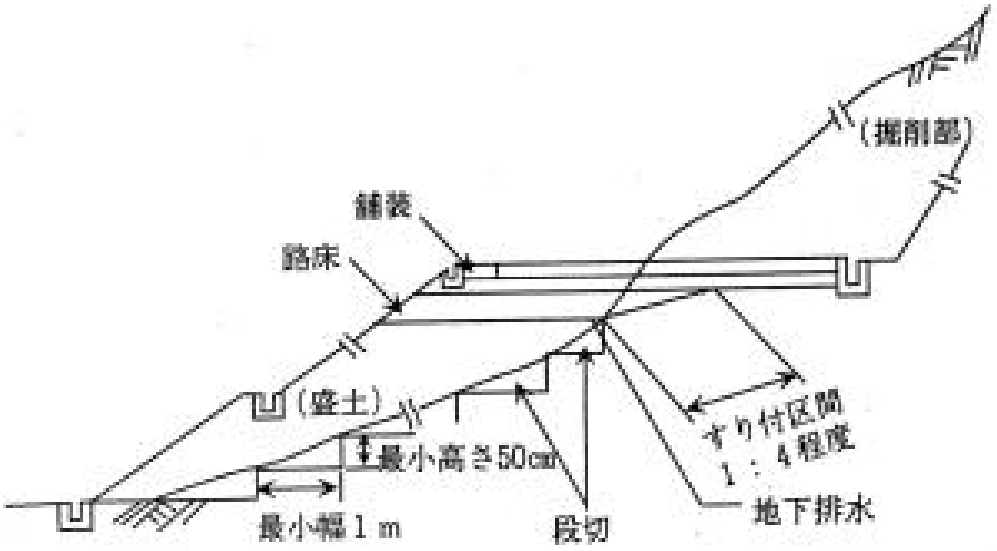


図4－2 盛土基礎地盤の段切

9. 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を 20cm 以下で入念に締固めなければならない。
   なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。
10. 受注者は、路体盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。
11. 受注者は、盛土工作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
    ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに監督員に報告しなければならない。
12. 受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。
    ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、設計図書に関して

監督員の承諾を得なければならない。

13. 受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

14. 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。
　流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

第4項　路床盛土工

1. 受注者は、路床盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法などの処理方法について監督員と協議しなければならない。

2. 受注者は、路床盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければならない。

3. 受注者は、路床盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に 3～5%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

4. 受注者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

5. 受注者は、路床盛土の施工においては一層の仕上り厚を 20 ㎝以下とし、各層ごとに締固めなければならない。

6. 路床の盛土材料の最大寸法は 10 ㎝程度とするものとする。

7. 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を 20cm 以下で入念に締固めなければならない。

8. 受注者は、路床盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。

9. 受注者は、路床盛土工作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
　ただし、緊急を要する場合には応急処置を施すとともに監督員に報告しなければならない。

10. 受注者は、路床盛土の締固め度は第1章施工管理の規定によるものとする。

11. 受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には 1:4 程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。
　また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合 1:5 以上、土砂の場合 1:10 程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を避けなければならない。

(1) 掘削部路床に置き換えのないとき

(2) 掘削部路床に置き換えのあるとき

(3) 現地盤がすりつけ区間を長く取ることが不経済となる場合

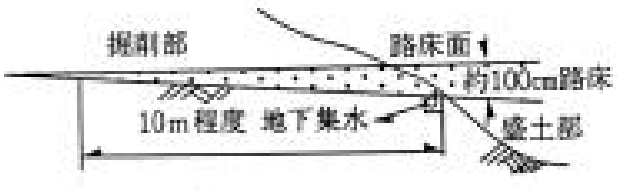


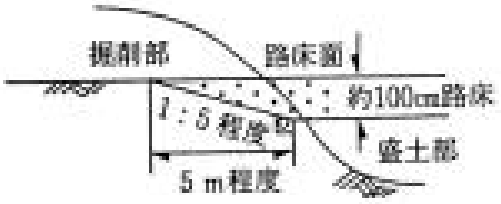


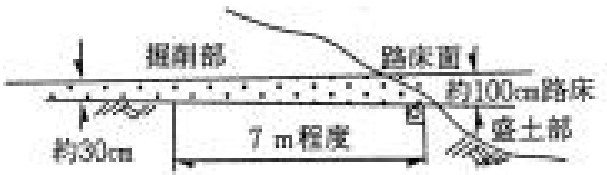

## 図4－3 掘削(切土)部、盛土部接続部のすり付け

12. 受注者は、歩道・路肩部分等の締固めについては、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械等を用いて、一層の仕上り厚を 20 ㎝以内で行わなければならない。
13. 受注者は、路床盛土工の施工中に降雨や湧水によって路床面に水が滞水する場合は、路肩部分などに仮排水路を設け、道路外へ速やかに排水できるようにしておかなければならない。
14. 受注者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。
15. 受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
16. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないようにつとめなければならない。
    流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

第5項 法面整形工

1. 受注者は、掘削(切土)部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のために取り除かなければならない。
   なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。

## 第4節 構造物撤去工

第1項 一般事項

1. 本節は、構造物撤去工として作業土工(床掘り、埋戻し)、構造物取壊し工、道路施設撤去工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1章建設副産物の規定によらなければならない。
3. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

第2項 構造物取壊し工

1. 受注者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うにあたり、本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。
2. 受注者は、舗装版取壊しを行うにあたっては、他に影響を与えないように施工しなければならない。
3. 受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたっては、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。
4. 受注者は、鋼材切断を行うにあたっては、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。
5. 受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。
6. 受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ごみを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。
7. 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、周辺環境や対象構造物に悪影響を与えないように施工しなければならない。

8. 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。
9. 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。
10. 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、設計図書に従って施工しなければならない。
11. 受注者は、コンクリート表面処理において発生する濁水及び廃材については、設計図書による処分方法によらなければならない。

第3項 道路施設撤去工

1. 受注者は、道路施設の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。
2. 受注者は、道路施設の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。
3. 受注者は、側溝・街渠、集水桝・マンホールの撤去に際して、切廻し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない。

第4項 旧橋撤去工

1. 受注者は、旧橋撤去にあたり、振動、騒音、粉塵、汚濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。
2. 受注者は、舗装版・床版破砕及び撤去に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。
3. 受注者は、旧橋撤去工に伴い河川内に足場を設置する場合には、突発的な出水による足場の流出、路盤の沈下が生じないよう対策及び管理を行わなければならない。
4. 受注者は、鋼製高欄撤去・桁材撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。
5. 受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保につとめなければならない。

第5項 骨材再生工

1. 本節は、骨材再生工として自走式の車輪によるコンクリート塊やアスファルト塊等の骨材再生工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、骨材再生工の施工については、設計図書に示した場合を除き、第1章建設副産物の規定によるものとする。
3. 受注者は、構造物の破砕、撤去については、構造物取壊し工及び道路施設撤去工の規定により施工しなければならない。
   ただし、これらの規定によりがたい場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、骨材再生工の施工にあたり、現場状況、破砕物の内容、破砕量や運搬方法などから、適切な使用機械を選定しなければならない。
5. 受注者は、骨材再生工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷や悪影響を与えないように行わなければならない。
6. 受注者は、作業ヤードの出入り口の設置及び破砕作業に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。
7. 受注者は、破砕ホッパーに投入する材質、圧縮強度、大きさ等について使用機械の仕様、処理能力、選別方法や再生骨材の使用目的を考慮して、小割及び分別の方法を施工計画書に記載しなければならない。
   なお、鉄筋、不純物、ごみや土砂などの付着物の処理は、再生骨材の品質及び使用機械の適用条件に留意して行わなければならない。
8. 受注者は、コンクリート塊やアスファルト塊等の破砕や積込みにあたり、飛散、粉塵及び振動

対策の必要性について変更が伴う場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

9. 受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法について変更が伴う場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
10. 受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
11. 受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮置きまたは処分する場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第6項 殻等運搬処理工

1. 受注者は、殻運搬処理及び発生材運搬を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適切な処置を行わなければならない。
2. 受注者は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間について、設計図書に定めのない場合は、監督員の指示を受けなければならない。

# 第6章　無筋・鉄筋コンクリート工

## 第1節　適用

1. 適用事項
　本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用するものとする。

2. 適用規定(1)
　本章に特に定めのない事項については、**第2章材料**の規定によるものとする。

## 第2節　コンクリート

### 第1項　一般事項

1. 本節は、構造物に使用するコンクリートとしてレディーミクストコンクリート、配合、材料の計量、練りまぜ、運搬、コンクリート打込み、養生、施工継目、表面仕上げその他これらに類する事項について定めるものとする。

3. 2. 適用規定(2)
　受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会コンクリート標準示方書[2023 年制定](施工編)」(土木学会、2023 年 9 月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

4. 3. アルカリシリカ反応抑制対策
　受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」〈国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成 14 年 7 月 31 日〉及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省官房技術調査課長通達、平成 14 年 7 月 31 日)遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を認しなければならない。

## 第2節　適用すべき諸基準

1. 適用規定
　受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。
　なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

土木学会　コンクリート標準示方書(施工編)[2023 年制定]（2023 年 9 月）

土木学会　コンクリート標準示方書(設計編)[2023 年制定]（2023 年 3 月）

土木学会　コンクリートのポンプ施工指針[2012 年版]（平成 24 年 6 月）

国土交通省　アルカリ骨材反応抑制対策について（平成 14 年 7 月 31 日）

国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(平成 14 年 7 月 31 日)

土木学会　鉄筋定着・継手指針[2020 年制定]（令和 2 年 3 月）

日本鉄筋継手協会　鉄筋継手工事標準仕様書　ガス圧接継手工事（平成 29 年 8 月）

機械式鉄筋定着工法技術検討委員会　機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(平成 28 年 7 月)

流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会　流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）

機械式鉄筋継手工法技術検討委員会　現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 29 年 3 月）

橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会　コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン（平成 30 年 6 月）

橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会　コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成 30 年 6 月）

道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 31 年 1 月）

2. ~~4.~~ 許容塩化物量

受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。

(1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（Cl-）は、0.30 kg／m³以下とする。

(2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物量（Cl-）は 0.30 kg／m³以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の 0.08%以下とする。

(3) アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量（Cl-）は 0.30 kg／m³以下とする。

3. ~~5.~~ 塩分の浸透防止

受注者は、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

## 第3節 レディーミクストコンクリート

### 第1項 一般事項

本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。

### 第2項 工場の選定~~レディーミクストコンクリート~~

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

(1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号）~~（平成 30 年 5 月改正 法律第 33 号）~~に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。

(2) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号）~~（平成 30 年 5 月改正 法律第 33 号）~~に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。

なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

2. JIS のレディーミクストコンクリート

受注者は、本項 1.(1)により選定した工場が製造した JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書・全国生コンクリート品質管理監査会議の「合格証の写し」を整備及び保管し、監督員または検査~~職~~員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

なお、本項 1.(1)により選定した工場が製造する JIS マーク表示のされないレディーミクストコ

ンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

3. JIS 以外のレディーミクストコンクリート
受注者は、本項 1.(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び本節第5節第4項材料の計量及び本節第5項練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督員へ提出しなければならない。
また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

4. レディーミクストコンクリートの品質検査
受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により実施しなければならない。
なお生産者等に検査のための試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
また現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。

第3項　配合

1. 一般事項
受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティーが得られる範囲内で単位水量を小さ少なくするように定めなければならない。

2. 配合試験
受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表6－1の示方配合表を作成し、その資料により監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに他の公共工事(公共工事に限る)においてで使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、その工事の配合表によることができるものとする。また、JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。

3. 水セメント比
受注者は、コンクリートの水セメント比は、設計図書によるものとする。
なお、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては 55%以下、無筋コンクリートについては 60%以下とするものとする。

## 表6－1　示方配合表

| 粗骨材の最大寸法 | スランプ | 水セメント比 | 空気量 | 細骨材率 | 単位量 (kg/m³) | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 水 | セメント | 温和材 | 細骨材 | 粗骨材 | 混和剤 |
| (mm) | (cm) | W/C (%) | (%) | S / a (%) | W | C | F | S | G | A |

4. 現場配合
受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5 mmふるいに留まる細骨材の量、5 mmふるいを通る粗骨材の量、及び混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。

5. 材料変更等
受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条 2 項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督員の確認を得なければならない。

6. セメント混和材料
受注者は、セメント混和材料を、使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督員の確認を得なければならない。

## 第4節　コンクリートミキサー船

第1項　一般事項

本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を準用する。

第2項　コンクリートミキサー船の選定

受注者は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、監督員の承諾を得なければならない。

## 第5節　現場練りコンクリート

第1項　一般事項

本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第2項　材料の貯蔵

1. セメントの貯蔵

受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。

2. 混和材料の貯蔵

受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器または防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。

3. 骨材の貯蔵

受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。

第3項　配合

コンクリートの配合については、**第3節第3項配合**の規定による。

第4項　材料の計量及び練混ぜ

1. 計量装置

(1)　各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものでなければならない。

なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。また、練混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。

(2)　受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。

なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

2. 材料の計量

(1)　受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくは JIS A1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法－遠心力による細骨材の表面水率試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法－粗骨材の表面水率試験方法」または連続測定が可能な簡易試験方法または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。

なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。

(2)　受注者は、**第3節第3項配合**で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督員に協議しなければならない。

(3)　計量値の許容差は、1 回計量分に対し、「**表6－2　計量値の許容差**」の値以下とする。

(4)　連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。
その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「**表6－2　計量値の許容差**」の値以下とする。
なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。

(5)　受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。

(6)　受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、「**表6－2　計量値の許容差**」に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。
なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

(7)　受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、練混ぜ水の一部としなければならない。

~~第4項　材料の計量~~

~~1.　受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。~~
~~ただし、水及び混和剤溶液については、表6－2に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。~~
~~なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。~~

~~2.　受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部としなければならない。~~

~~3.　受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。~~
~~なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。~~

## 表6－2　計量値の許容差

| 材料の種類 | 計量値の許容差(%) |
|---|---|
| 水 | 1 |
| セメント | 1 |
| 骨材 | 3 |
| 混和材 | 2※ |
| 混和剤 | 3 |

※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1(%)とする。

3.　~~第5項~~　練~~り~~混ぜ

(1)　~~1.~~受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用するものとする。

(2)　~~2.~~受注者は、ミキサーの練混ぜ試験をJIS A 8603－2(コンクリートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)及びJSCE-I 502-2013「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

(3)　~~3.~~受注者は、JIS A 8603-1(コンクリートミキサー第 1 部:用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー第 2 部:練混ぜ性能試験方法)に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。

(4)　~~4.~~受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。

やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合 1 分 30 秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合 1 分とするものとする。

(5) 5. 受注者は、あらかじめ定めた練混ぜ時間の 3 倍以内で、練混ぜを行わなければならない。

(6) 6. 受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサー内に新たに材料を投入してはならない。

(7) 7. 受注者は、使用の前後にミキサーを清掃しなければならない。

(8) 8. ミキサーは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。

(9) 9. 受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。
なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とする。

(10) 10. 受注者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。

(11) 11. 受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練り混ぜなければならない。

## 第6節 運搬・打設

### 第1項 一般事項

本節は、コンクリートの運搬及び打設に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 第2項 準備

1. 一般事項
受注者は、レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておかなければならない。

2. 潮待ち作業時の注意
受注者は、コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工しなければならない。

3. 打設前の確認
受注者は、コンクリートの打込み前に型枠、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめなければならない。

4. 打設前の注意
受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。

### 第3項 ~~第6項~~ 運搬

1. 一般事項
受注者は、コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬しなければならない。

2. 品質の保持
受注者は、材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬しなければならない。

3. ~~1.~~ トラックアジテータ
受注者は、運搬車の使用にあたって、練り混ぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

~~2. 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針[2012 年版] 5 章圧送」(土木学会、平成 24 年 6 月)の規定によらなければならない。~~
~~また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。~~

~~3. 受注者は、シュートを用いる場合には、縦シュートを用いるものとし、漏斗管あるいは、こ~~

れと同等以上の管を継ぎ合わせて作り、コンクリートの材料分離が起こりにくいものにしなければならない。
なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

第4項　第7項　打設コンクリート打込み

1. 受注者は、コンクリートの打込み前に型枠、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめなければならない。

2. 受注者は、コンクリート打込み前に運搬装置、打込み設備及び型枠内を清掃して、コンクリート中に雑物の混入することを防がなければならない。
また、受注者は、コンクリートと接して吸水するおそれのあるところを、あらかじめ湿らせておかなければならない。

1. 3.一般事項
受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込みコンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、十分に締固めなければならない。練り混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が日平均で 25℃を超える場合で 1.5 時間、25℃以下の場合で 2 時間以内を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は 1.5 時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と協議しなければならない。
なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。

2. 4.適用気温
受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が 4℃を超え 25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、**第9節暑中コンクリート**、**第10節寒中コンクリート**の規定によるらなければならない。

3. 5.施工計画書
受注者は、1 回の打設で完了するような小規模構造物を除いて 1 回（1 日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記載しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。

4. 6.コンクリート打設中の注意
受注者は、コンクリートの打設作業中打込み作業にあたっては、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意しなければならない。

5. コンクリートポンプ使用時の注意
受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針［2012 年版］5 章圧送」（土木学会、平成 24 年 6 月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。

6. ベルトコンベヤ使用時の注意
受注者は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバッフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。なお、配置にあたっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。

7. バケット及びスキップ使用時の注意
受注者は、バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じなければならない。また、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のものとしなければならない。

8. シュート使用時の注意
受注者は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。
なお、これにより難い場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。

9. 7.打設コンクリートの横移動禁止
受注者は、打設した打込んだコンクリートをは、型枠内で横移動させてはならない。

8. 受注者は、著しい材料分離が生じないように打込まなければならない。

10. 9.連続打設
受注者は、一区画内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設しなければならない。

11. 10.水平打設
受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の一層の高さを定めなければならない。

11. 受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。

12. 12.打設計画書
受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパ等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは、1.5m 以下とするものとする。

13. 材料分離防止
受注者は、著しい材料分離が生じないように打込まなければならない。

14. 上層下層一体の締固め
受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。

15. 13.ブリーディング水の除去
受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。

16. 14.壁または柱の連続打設時の注意
受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの 1 回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。

15. 受注者は、スラブまたははりのコンクリートが、壁または柱のコンクリートと連続している場合には沈下ひびわれを防止するため、壁または柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してから、スラブまたははりのコンクリートを打込まなければならない。
また、受注者は、張出し部分をもつ構造物の場合にも同様にして施工しなければならない。

17. 16.アーチ形式のコンクリート端部
受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。

18. 17.アーチ形式のコンクリート打設
受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。

19. 18.アーチ形式のコンクリート打継目
受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。

第5項　締固め

1. 一般事項
受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレータを用いなければならない。
なお、薄い壁等バイブレータの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用しなければならない。

2. 19.締固め方法

受注者は、~~コンクリートの打込み中及びその直後、~~コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。

~~なお、締固めには内部振動機を用いるものとし、作業にあたっては、鉄筋、型枠等に悪影響を与えないようにするとともに過度の振動により材料の分離が生ずることのないように留意しなければならない。~~

~~薄い壁など内部振動機の使用が困難な場合には型枠振動機を併用するものとする。~~

3. 上層下層一体の締固め

受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打設する場合、バイブレータを下層のコンクリート中に 10 ㎝程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。

4. ~~20.~~狭隘・過密鉄筋箇所における締固め

狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。

第6項　沈下ひび割れに対する処置

1. 沈下ひび割れ対策

受注者は、スラブまたは梁のコンクリートが壁または柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下ひび割れを防止するため、壁または柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブまたは梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。

2. 沈下ひび割れの防止

受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。

再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなど、コンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行わなければならない。

第7項　打継目

1. 一般事項

打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。

2. 打継目を設ける位置

受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、PC 鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。

3. 打継目を設ける場合の注意

受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。

4. 新コンクリートの打継時の注意

受注者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなければならない。

また受注者は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チッピング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。

5. 床と一体になった柱または壁の打継目

受注者は、床組みと一体になった柱または壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つものとする。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工するものとする。

6. 床組みの打継目

受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブまたは、はりのスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、受注者は、はりがそのスパンの中央で小ばりと交わる場合には、小ばりの幅の約 2 倍の距離を隔てて、はりの打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。

7. 目地

目地の施工は、設計図書の定めによるものとする。

8. 伸縮目地

伸縮目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は 1 cm、施工間隔 10m 程度とする。

9. ひび割れ誘発目地

受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、ひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、構造物の強度及び機能を害さないようにその構造及び位置について、監督員と協議しなければならない。

第8項　表面仕上げ

1. 一般事項

受注者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げにあたっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み、締固めをしなければならない。

2. せき板に接しない面の仕上げ

受注者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、ならしたコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。

3. 不完全な部分の仕上げ

受注者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート、またはモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げなければならない。

第98項　養生

1. 一般事項

受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部位に応じた適切な方法により養生しなければならない。

2. 湿潤状態の保持

受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、**表 6－3** を目安とする。

**表6－3　コンクリートの湿潤養生期間の目安**

| 日平均気温 | 普通ポルトランドセメント | 混合セメントB種 | 早強ポルトランドセメント | 中庸熱ポルトランドセメント | 低熱ポルトランドセメント |
|---|---|---|---|---|---|
| 15℃以上 | 5 日以上 | 7 日以上 | 3 日以上 | 8 日 | 10 日 |
| 10℃以上 | 7 日以上 | 9 日以上 | 4 日以上 | 9 日 | ※ |
| 5℃以上 | 9 日以上 | 12 日以上 | 5 日以上 | 12 日 | ※ |

※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。

〔注〕 寒中コンクリートの場合は、**第10節寒中コンクリート**の規定による。

3. 温度制御養生

受注者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して、養生方法を施工計画書に記載しなければならない。

4. 蒸気養生等

受注者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。

なお、膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

~~第9項 施工継目~~

~~1. 受注者は、設計図書で定められていない継目を設ける場合には、構造物の性能を損なわないように、位置、方向、及び形状等を定め、設計図書に関して監督員の承諾を得て施工しなければならない。~~

~~2. 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、PC 鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。~~

~~3. 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。~~

~~4. 受注者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなければならない。~~

~~また受注者は、構造物の品質を確保する必要がある場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チッピング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。~~

~~5. 受注者は、床組みと一体になった柱または壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。~~

~~スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つものとする。~~

~~張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工するものとする。~~

~~6. 受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブまたは、はりのスパンの中央付近に設けなければならない。~~

~~ただし、受注者は、はりがそのスパンの中央で小ばりと交わる場合には、小ばりの幅の約 2 倍の距離を隔てて、はりの打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。~~

~~7. 受注者は、伸縮目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は 1 ㎝、施工間隔 10m 程度とする。~~

~~8. 受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、ひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、監督員と協議の上、設置するものとする。構造物の強度及び機能を害さないようにその構造及び位置について、監督員と協議しなければならない。~~

~~第10項 表面仕上げ~~

~~1. 受注者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げにあたっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み、締固めをしなければならない。~~

~~2. 受注者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、ならしたコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。~~

~~3. 受注者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート、またはモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げなければならない。~~

## 第7節 鉄筋工

### 第1項 一般事項

1. 適用事項

本節は、鉄筋の加工、鉄筋の組立て、鉄筋の継手、ガス圧接その他これらに類する事項について定める。

2. 照査
受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。

3. 亜鉛めっき鉄筋の加工
受注者は、亜鉛めっき鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。

4. エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立
受注者は、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立を行う場合、塗装並びに鉄筋の材質を害さないよう、衝撃・こすれによる損傷のないことを作業完了時に確かめなければならない。

5. エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接
エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落や、加工・組立にともなう有害な損傷部を発見した場合、受注者は、十分清掃した上、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修しなければならない。

第2項　貯蔵

受注者は、鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。また、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。

第3項　加工

1. 一般事項
受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。

2. 鉄筋加工時の温度
受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。
なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

3. 鉄筋の曲げ半径
受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2023 年制定]本編第 13 章鉄筋コンクリートの前提、標準 7 編第 2 章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2023 年 3 月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

4. 曲げ戻しの禁止
受注者は、曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。

5. かぶり
受注者は、設計図書に示されていない鋼材等（組立用鉄筋や金網、配管など）を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材等と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の 4／3 以上としなければならない。

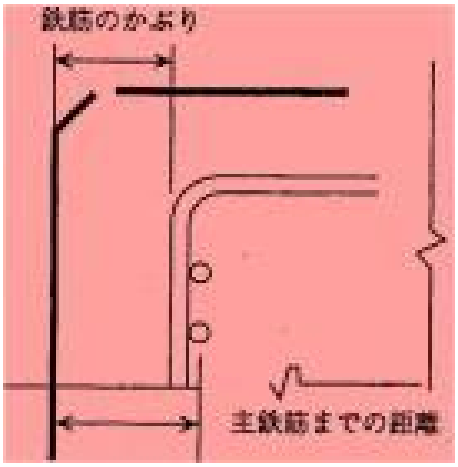


図 6-1 鉄筋のかぶり

第4項　組立て

1. 一般事項
　受注者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し浮きさびや鉄筋の表面についたどろ、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かなければならない。

2. 配筋・組立て
　受注者は、配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。

(1)　受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。
　なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。

(2)　受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8㎜以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。

(3)　受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。

3. 鉄筋かぶりの確保
　受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置するものとし、構造物の側面については 1 ㎡あたり 2 個以上、構造物の底面については、1 ㎡あたり 4 個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。
　なお、これ以外のスペーサを使用する場合は監督員と協議しなければならない。

4. コンクリート打設前の点検、清掃
　受注者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて点検し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。

5. 上層部の鉄筋の組立て時の注意
　受注者は、上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート打設後 24 時間以上経過した後に行わなければならない。

第5項　継手

1. 一般事項
受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

2. 重ね継手
受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8 ㎜以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。
なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」(土木学会、平成 15 年 11 月)により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の 85%として求めてよい。

3. 継手位置
受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。

4. 継手構造の選定
受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

5. 継足し鉄筋の保護
受注者は、将来の継足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等からこれを保護しなければならない。

6. 引張断面での継手の禁止
受注者は、鉄筋の継手位置として、引張応力の大きい断面を避けなければならない。

7. 鉄筋間の寸法
受注者は、継手部と隣接する鉄筋とのあき、または継手部相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならない。

8. 機械式鉄筋継手

(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成 29 年 3 月)」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。

① 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。

② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針[2020 年制定](令和 2 年 3 月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。

## 第6項 ガス圧接

1. 圧接工の資格
圧接工は、JIS Z 3881(鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。
なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
また、圧接工の技量の確認に関して、監督員または検査員から請求があった場合は、資格

証明書等を速やかに提示しなければならない。

2. 施工できない場合の処置
受注者は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督員と協議しなければならない。

3. 圧接の禁止
受注者は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が 7 ㎜を超える場合は手動ガス圧接してはならない。ただし、D41 と D51 の場合はこの限りではない。

4. 圧接面の清掃
受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。

5. 圧接面のすきま
突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすきまは 2 ㎜以下とする。

6. 悪天候時の作業禁止
受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。

## 第8節　型枠・支保

### 第1項　一般事項

本節は、型枠・支保として構造、組立て、取外しその他これらに類する事項について定めるものとする。

### 第2項　構造

1. 一般事項
受注者は、型枠・支保をコンクリート構造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造としなければならない。

2. 面取り
受注者は、コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。

3. 型枠の構造
受注者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板またはパネルの継目はなるべく部材軸に直角または平行とし、モルタルのもれない構造にしなければならない。

4. 支保形式
受注者は、支保の施工にあたり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。

5. 支保基礎の注意
受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。

### 第3項　組立て

1. 一般事項
受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。
なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。

2. はく離剤
受注者は、型枠の内面に、はく離剤を均一に塗布するとともに、はく離剤が、鉄筋に付着しないようにしなければならない。

3. コンクリート出来形の確保
受注者は、型枠・支保の施工にあたり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され

工事目的物の品質・性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工しなければならない。

第4項　取外し

1. 一般事項

受注者は、型枠・支保の取外しの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。

2. 取外し時期

受注者は、コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠・支保を取外してはならない。

3. 型枠穴の補修

受注者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。

## ~~第3節　特殊コンクリート~~

~~第1項　一般事項~~

~~本節は、構造物に使用する特殊コンクリートとして暑中コンクリート、寒中コンクリート、水中コンクリート、海水の作用を受けるコンクリート、超速硬コンクリートその他これらに類するコンクリートについて定めるものとする。~~

~~第2項　材料~~

~~1. 受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければならない。~~

~~2. 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE 減水剤、流動化剤等を使用する場合は JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。~~

~~なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。~~

~~3. 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。~~

~~(1) 受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。~~

~~(2) 受注者は、材料を加熱する場合、水または骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。~~

~~骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法によるものとする。~~

~~(3) 受注者は、AE コンクリートを用いなければならない。~~

~~これ以外を用いる場合は、使用前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。~~

## 第9節　~~第3項~~　暑中コンクリート

第1項　一般事項

1. 一般事項

本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、**第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート**及び**第6節運搬・打設**の規定による。

2. ~~1.~~ 適用気温

受注者は、日平均気温が25℃を超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施

工を行わなければならない。

3. ~~2.~~ 材料の温度

受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければならない。

~~受注者は、暑中コンクリートの施工にあたり、高温によるコンクリートの品質の低下がないように、材料、配合、練り混ぜ、運搬、打込み及び養生について、打込み時及び打込み直後においてコンクリートの温度が低くなるように対策を講じなければならない。~~

第2項　施工

1. 施工計画書

暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE 減水剤、流動化剤等を使用する場合は JISA 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。

なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確かめ、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。

2. ~~3.~~ 打設前の注意

受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する恐れのある部分~~を湿潤状態に保たなければならない~~は十分吸水させなければならない。また、~~受注者は、~~型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。

3. 打設時のコンクリート温度

打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は 38℃とし、それ以外の場合は 35℃とする。

4. 運搬時の注意

受注者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬しなければならない。

5. ~~4.~~ 所用時間

コンクリートの練混ぜから打設終了までの時間は、1.5 時間を超えてはならないものとする。

~~5. 打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は 35℃とする。~~

6. ~~6.~~ コールドジョイント

受注者は、コンクリートの~~打込みにあたっては、~~打設をコールドジョイントが生じないよう~~迅速に~~行わなければならない。

第3項　~~7.~~ 養生

受注者は、コンクリートの打設を終了~~した時には~~後、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護しなければならない。また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を~~防がなければならない~~防ぐために必要な処置を施さなければならない。

## 第10節 ~~第4項~~ 寒中コンクリート

第1項　一般事項

1. 一般事項

本節は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、**第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート**及び**第6節運搬・打設**の規定による。

2. ~~1.~~ 適用気温

受注者は、日平均気温が 4℃以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならない。

3. ~~2.~~ 寒中コンクリートの施工
受注者は、寒中コンクリートの施工にあたり、材料、配合、練混ぜ、運搬、打込み、養生、型枠・支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。

第2項　施工

1. 一般事項
受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。

(1) 受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。

(2) 受注者は、材料を加熱する場合、水または骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法によるものとする。

(3) 受注者は、AEコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、監督員と協議しなければならない。

2. 熱量損失の低減
受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練混ぜ、運搬及び打込みを行わなければならない。

3. 打設時のコンクリート温度
受注者は、打込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5～20℃の範囲に保たなければならない。

4. ~~3.~~ 材料投入順序の設定
受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサーに投入する順序を設定しなければならない。

~~4. 受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練り混ぜ、運搬及び打込みを行わなければならない。~~

~~5. 受注者は、打込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5～20℃の範囲に保たなければならない。~~

5. ~~6.~~ 氷雪の付着防止
受注者は、鉄筋、型枠等に氷雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。また、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなければならない。

~~受注者は、凍結している地盤上にコンクリートを打込んではならない。~~
~~また、受注者は、コンクリートを打込む前に鉄筋、型枠等に氷雪が付着しているときは、取り除かなければならない。~~

6. ~~7.~~ 凍結融解害コンクリートの除去
受注者は、凍結融解によって害を受けたコンクリートを除かなければならない。

第3項　養生

1. 養生計画
受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。

2. ~~8.~~ 初期養生
受注者は、コンクリートの打込み終了後ただちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防がなければならない。

3. ~~9.~~ 凍結からの保護
受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。

~~10. 受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。~~

4. コンクリートに給熱

受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥または熱せられることのないようにしなければならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。

5. ~~11.~~ 養生温度

受注者は、養生~~中のコンクリートの~~温度を 5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、~~特に監督員が指示した場合のほかは、~~**表6－4**の値以上とする~~もの~~のを標準とする。

なお、**表6－4**の養生期間の後、さらに 2 日間はコンクリート温度を 0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として**表6－4**に示す期間も満足する必要がある。

**表6－4 寒中コンクリートの温度制御養生期間**

| 5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件 | 養生温度 | セメントの種類 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 普通ポルトランドセメント | 早強ポルトランドセメント | 混合セメントB種 |
| (1)厳しい気象条件 | 5℃ | 9 日 | 5 日 | 12 日 |
| | 10℃ | 7 日 | 4 日 | 9 日 |
| (2)まれに凍結融解する程度の気象条件 | 5℃ | 4 日 | 3 日 | 5 日 |
| | 10℃ | 3 日 | 2 日 | 4 日 |

〔注〕 水セメント比が 55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。

## 第11節 マスコンクリート

### 第1項 一般事項

本節は、マスコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 第2項 施工

1. 一般事項

受注者は、マスコンクリートの施工にあたって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対する十分な検討を行わなければならない。

2. マスコンクリート打設計画

受注者は、温度ひび割れに関する検討結果に基づき、打ち込み区画の大きさ、リフト高さ、継目の位置及び構造、打込み時間間隔を設定しなければならない。

3. マスコンクリート打設温度

受注者は、あらかじめ計画した温度を超えて打込みを行ってはならない。

4. マスコンクリート温度制御

受注者は、養生にあたって、温度ひび割れ制御が計画どおりに行えるようコンクリート温度を制御しなければならない。

5. 型枠による対策

受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。

## 第12節 ~~第5項~~ 水中コンクリート

### 第1項 一般事項

本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、**第3節レディーミクストコンクリート**、**第4節コンクリートミキサー船**、**第5節現場練りコンクリート**、**第6節運搬・打設**及び**第8節型枠・支保**の規定による。

### 第2項 施工

1. ~~1.~~ 一般事項

受注者は、コンクリートを静水中に打設しなければならない。これ以外の場合であっても、流速は 0.05m／sec 以下でなければ打ち込んではならない打設してはならない。

2. 2. 水中落下の防止
受注者は、コンクリートを水中においても落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないようにしなければならない。

3. 3. 水中コンクリート打設時の注意
受注者は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、所規定の高さまたは水面上に達するまで連続して打込まなければならない打設しなければならない。
なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならない。

4. 4. レイタンス発生の防止
受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打込み打設中のコンクリートをかきみださないようにしなければならない。

5. 5. 水の流動防止
受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。
なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

6. 受注者は、一区画のコンクリートを打込み終わった後、レイタンスを完全に除いてから、次の作業を始めなければならない。

6. 水中コンクリート型枠
受注者は、水中コンクリートに使用する型枠について、仕上げの計画天端高が、水面より上にある場合は、海水面の高さ以上のところに、型枠の各面に水抜き穴を設けなければならない。

7. 7. 水中コンクリートの打設方法
受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー管、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を用いて使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得た代替工法で施工しなければならない代替工法について監督員と協議しなければならない。

8. ケーシング打設（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）
(1) 受注者は、打込み開始にあたって、ケーシングの先端にプランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確かめてから輸送管を通してコンクリートを打ち込まなければならない。
(2) 受注者は、コンクリート打込み中、輸送管を起重機船等で吊り上げている場合は、できるだけ船体の動揺を少なくしなければならない。
(3) 打込み時において、輸送管及びケーシングの先端は、常にコンクリート中に挿入しなければならない。
(4) 受注者は、打込み時のケーシング引き上げにあたって、既に打ち込まれたコンクリートをかき乱さないように垂直に引き上げなければならない。
(5) 受注者は、1 本のケーシングで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。
(6) 受注者は、コンクリートの打継目をやむを得ず水中に設ける場合、旧コンクリート表層の材料分離を起こしているコンクリートを完全に除去してから新コンクリートを打ち込まなければならない。
(7) 受注者は、打込みが終り、ほぼ所定の高さに均したコンクリートの上面が、しみ出た水がなくなるか、または上面の水を処理した後でなければ、これを仕上げてはならない。

9. トレミー打設
(1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。
(2) 受注者は、1 本のトレミーで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。

(3)　受注者は、トレミーの取扱いの各段階における状態をあらかじめ詳しく検討し、打込み中のコンクリートに対して好ましくない状態が起こらないよう、予防措置を講じなければならない。

(4)　受注者は、特殊なトレミーを使用する場合には、その適合性を確かめ、使用方法を十分検討しなければならない。

10. コンクリートポンプ打設

(1)　コンクリートポンプの配管は、水密でなければならない。

(2)　打込みの方法は、トレミーの場合に準じなければならない。

11. 底開き箱及び底開き袋による打設

受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものを用いるものとする。また、打設にあたっては、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げるものとする。ただし、底開き箱または底開き袋を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。

第3項　~~第6項~~　海水の作用を受けるコンクリート

1. 一般事項

受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響をうける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。

2. 水平打継目の設置位置

受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。

干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

3. 海水からの保護期間

~~受注者は、コンクリート(普通ポルトランドセメントを用いた場合)が、材齢 5 日になるまで海水にあらわれないよう保護しなければならない。~~

受注者は、普通ポルトランドセメントを用いた場合材齢 5 日以上、高炉セメント、フライアッシュセメントを用いた場合、B 種については、材齢 7 日以上とし、さらに、日平均気温が 10℃以下となる場合には、9 日以上になるまで海水にあらわれないよう保護しなければならない。

~~第7項　マスコンクリート~~

~~1. 受注者は、マスコンクリートの施工にあたって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対する十分な検討を行わなければならない。~~

~~2. 受注者は、温度ひび割れに関する検討結果に基づき、打ち込み区画の大きさ、リフト高さ、継目の位置及び構造、打込み時間間隔を設定しなければならない。~~

~~3. 受注者は、あらかじめ計画した温度を超えて打込みを行ってはならない。~~

~~4. 受注者は、養生にあたって、温度ひび割れ制御が計画どおりに行えるようコンクリート温度を制御しなければならない。~~

~~5. 受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。~~

## 第13節　水中不分離性コンクリート

第1項　一般事項

本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、**第3節レディーミクストコンクリート**、**第4節コンクリートミキサー船**、**第5節現場練りコンクリート**、**第7節鉄筋工**及び**第8節型枠・支保**の規定による。

第2項　材料の貯蔵

材料の貯蔵は、**第5節第2項材料の貯蔵**の規定による。

第3項　コンクリートの製造

1. 一般事項

受注者は、所要の品質の水中不分離性コンクリートを製造するため、コンクリートの各材料を正確に計量し、十分に練り混ぜるものとする。

2. 計量装置

計量装置は、**第5節第4項材料の計量及び練混ぜ**の規定による。

3. 材料の計量

(1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は**第5節第4項材料の計量及び練混ぜ、表6－2　計量値の許容差**に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。

(2) 計量値の許容差は、1 バッチ計量分に対し、「**表6－5　計量値の許容差(水中不分離性コンクリート)**」の値以下とするものとする。

**表6－5　計量値の許容差(水中不分離性コンクリート)**

| 材料の種類 | 最大値(%) |
|---|---|
| 水 | 1 |
| セメント | 1 |
| 骨材 | 3 |
| 混和材 | 2※ |
| 水中不分離性混和剤 | 3 |
| 混和剤 | 3 |

※高炉スラグ微粉末の場合は、1(%)以内

4. 練混ぜ

(1)　受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、JISA 5308(レディーミクストコンクリート)に準じるものとする。

(2)　受注者は、強制練りバッチミキサーを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。

(3)　受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。
なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に以下の項目を検討し監督員と協議しなければならない。

① 混和剤の添加方法・時期

② アジテータトラック 1 車輌の運搬量

③ コンクリート品質の試験確認

受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。
なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に以下の項目を検討し監督員と協議しなければならない。

(4) 受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。
なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に以下の項目を検討し監督員と協議しなければならない。

(5) 受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。

(6) 受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサーにモルタルを付着させなければならない。

5. ミキサー、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理

(1) 受注者は、ミキサー及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。

(2) 受注者は、洗浄排水の処理方法をあらかじめ定めなければならない。

第4項　運搬打設

1. 準備

(1) 受注者は、フレッシュコンクリートの粘性を考慮して、運搬及び打設の方法を適切に設定しなければならない。

(2) 受注者は、フレッシュコンクリートの粘性を考慮して、運搬及び打設の方法を適切に設定しなければならない。

(3) 受注者は、打設されたコンクリートが均質となるように、打設用具の配置間隔及び 1 回の打上り高さを定めなければならない。

2. 運搬

受注者は、コンクリートの運搬中に骨材の沈降を防止し、かつ、荷下しが容易なアジテータトラック等で運搬しなければならない。

3. 打設

(1) 受注者は、打設に先立ち、鉄筋、型枠、打込設備等が計画どおりに配置されていることを確かめなければならない。

(2) 受注者は、コンクリートをコンクリートポンプまたはトレミーを用いて打ち込まなければならない。

(3) 受注者は、コンクリートポンプを使用する場合、コンクリートの品質低下を生じさせないように行わなければならない。

(4) 受注者は、トレミーを使用する場合、コンクリートが円滑に流下する断面寸法を持ち、トレミーの継手は水密なものを使用しなければならない。

(5) 受注者は、コンクリートの品質低下を生じさせないように、コンクリートの打込みを連続的に行わなければならない。

(6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50 ㎝以下で打ち込まなければならない。やむを得ず、流水中や水中落下高さが 50 ㎝を超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

(7) 受注者は、水中流動距離を 5m 以下としなければならない。

(8) 受注者は、波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確かめなければならない。

4. 打継ぎ

(1) 受注者は、せん断力の小さい位置に打継目を設け、新旧コンクリートが十分に密着するように処置しなければならない。

(2) 受注者は、打継面を高圧ジェット、水中清掃機械等を用い清掃し、必要に応じて補強鉄筋等により補強しなければならない。

5. コンクリート表面の保護

受注者は、流水、波等の影響により、セメント分の流失またはコンクリートが洗掘されるおそれがある場合、表面をシートで覆う等の適切な処置をしなければならない。

## 第14節　プレパックドコンクリート

第1項　一般事項

本節は、プレパックドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、**第3節レディーミクストコンクリート**、**第4節コンクリートミキサー船**、**第5節現場練りコンクリート**、**第6節運搬・打設**、**第7節鉄筋工**及び**第8節型枠・支保**の規定による。

第2項　施工機器

1. 施工機械

(1) 受注者は、5 分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサーを使用しなければならない。

(2) 受注者は、注入モルタルを緩やかに撹拌でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるアジテータを使用しなければならない。

(3) 受注者は、十分な圧送能力を有し、注入モルタルを連続的に、かつ、空気を混入させないで注入できるモルタルポンプを使用しなければならない。

2. 輸送管

受注者は、注入モルタルを円滑に輸送できる輸送管を使用しなければならない。

3. 注入管

受注者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。
なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。

第3項　施工

1. 型枠

(1) 受注者は、型枠をプレパックドコンクリートの側圧及びその他施工時の外力に十分耐える構造に組み立てなければならない。

(2) 受注者は、事前に型枠の取外し時期について、監督員の承諾を得なければならない。

2. モルタルの漏出防止

受注者は、基礎と型枠との間や型枠の継目などの隙間から、注入モルタルが漏れないように処置しなければならない。

3. 粗骨材の投入

(1) 受注者は、粗骨材の投入に先立ち、鉄筋、注入管、検査管等を規定の位置に配置しなければならない。

(2) 受注者は、粗骨材を大小粒が均等に分布するように、また、破砕しないように投入しなければならない。

(3) 受注者は、粗骨材を泥やごみ、藻貝類など付着しないよう良好な状態に管理しなければならない。

4. 注入管の配置

(1) 受注者は、鉛直注入管を水平間隔 2m 以下に配置しなければならない。
なお、水平間隔が 2m を超える場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。

(2) 受注者は、水平注入管の水平間隔を 2m 程度、鉛直間隔を 1.5m 程度に配置しなければならない。また、水平注入管には、逆流防止装置を備えなければならない。

5. 練混ぜ

(1) 受注者は、練混ぜをモルタルミキサーで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。

(2) 受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確かめ、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。

(3) 受注者は、モルタルミキサー1 バッチの練混ぜを、ミキサーの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。

6. 注入

(1) 受注者は、管の建込み終了後、異常がないことを確かめた後、モルタルを注入しなければならない。

(2) 受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。
なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書または施工計画にないところに打継目を設ける場合は、事前に打継目処置方法に関して監督員の承諾を得なければならない。

(3)　受注者は、最下部から上方へモルタル注入するものとし、注入モルタル上面の上昇速度は 0.3～2.0m／h としなければならない。

(4)　受注者は、鉛直注入管を引き抜きながら注入するものとし、注入管の先端を、0.5～2.0m モルタル中に埋込まれた状態に保たなければならない。

(5)　受注者は、注入が完了するまで、モルタルの撹拌を続けなければならない。

7. 注入モルタルの上昇状況の確認
　受注者は、注入モルタルの上昇状況を確かめるため、注入モルタルの上面の位置を測定できるようにしておかなければならない。

8. 寒中における施工
　受注者は、寒中における施工の場合、粗骨材及び注入モルタルの凍結を防ぐ処置をしなければならない。また、注入モルタルの膨張の遅延が起こるのを防ぐため、必要に応じて、適切な保温給熱を行わなければならない。

9. 暑中における施工
　受注者は、暑中における施工の場合、注入モルタルの温度上昇、注入モルタルの過早な膨張及び流動性の低下等が起こらないよう施工しなければならない。

## 第15節　袋詰コンクリート

### 第1項　一般事項

本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。
なお、本節に定めのない事項は、**第12節水中コンクリート**の規定による。

### 第2項　施工

1. 袋詰
　受注者は、袋の容量の 2／3 程度にコンクリートを詰め、袋の口を確実に縛らなければならない。

2. 袋詰コンクリート積みの方法
　受注者は、袋を長手及び小口の層に交互に、1 袋づつ丁寧に積まなければならない。また、水中に投げ込んではならない。

## ~~第4節　型枠及び支保~~

### ~~第1項　一般事項~~

~~1. 本節は、型枠及び支保として~~支保、型枠、塗布~~その他これらに類する事項について定めるものとする。~~

~~2. 受注者は、型枠及び支保の施工にあたり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され工事目的物の品質・性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工しなければならない。~~

~~3. 受注者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板またはパネルの継目はなるべく部材軸に直角または平行とし、モルタルのもれない構造にしなければならない。~~

~~4. 受注者は、コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠及び支保を取りはずしてはならない。~~

~~5. 受注者は、型枠及び支保の取りはずしの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取りはずしの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。~~

~~6. 受注者は、特に定めのない場合には、コンクリートのかどに面取りを施工しなければならない。~~

### ~~第2項　支保~~

~~1. 受注者は、支保の施工にあたり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。~~

2. 受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。

第3項 型枠

1. 受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。
また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。
なお、受注者は、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。

2. 受注者は、型枠取り外し後、型枠締め付け材等により生じたコンクリート面の穴は、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタルで隙間のないように補修しなければならない。

第4項 塗布

受注者は、型枠の内面に、はく離剤を均一に塗布するとともに、はく離剤が、鉄筋に付着しないようにしなければならない。

# 第7章　基礎工

## 第1節　一般事項

1. 本節は、基礎工として土台工、法留基礎工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管井筒基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充填材を加え）締固めながら仕上げなければならない。

## 第2節　土台工

1. 土台工とは、一本土台、片梯子土台、梯子土台及び止杭一本土台をいうものとする。
2. 受注者は、土台工に木材を使用する場合には、樹皮をはいだ生木を用いなければならない。
3. 受注者は、土台工の施工にあたり、床を整正し締固めた後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充填しなければならない。
4. 受注者は、片梯子土台及び梯子土台の施工にあたっては、部材接合部に隙間が生じないように土台を組み立てなければならない。
5. 受注者は、止杭一本土台の施工にあたっては、上部からの荷重の偏心が生じないように設置しなければならない。
6. 受注者は、土台工に用いる木材について設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。
7. 止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の 1.5 倍程度にしなければならない。

## 第3節　法留基礎工

1. 受注者は、基礎工設置のための掘削に際しては、掘り過ぎのないように施工しなければならない。
2. 受注者は、法留基礎工のコンクリート施工において、水中打込みを行ってはならない。
3. 受注者は、法留基礎工の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。
4. 受注者は、法留基礎工の施工において、裏込め材の締固めは締固め機械等を用いて施工しなければならない。
5. 受注者は、プレキャスト法留基礎の施工に際しては、本条 1 項及び 3 項による他、沈下等による法覆工の安定に影響が生じないようにしなければならない。

## 第4節　既製杭工

1. 既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭をいうものとする。
2. 既製杭工の工法は、打込み杭工法、中掘り杭工法とし、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法または回転杭工法とし、取扱いは本節及び設計図書によらなければならない。
3. 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭としてもよい。
   また一本だけで施工管理の十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。
4. 受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までに監督員へ提出しなければならない。

5. 受注者は、既製杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第 1 編 3－3－3 作業土工の規定により、これを埋戻さなければならない。
6. 受注者は、既製杭工の杭頭処理に際して、杭本体を損傷させないように行わなければならない。
7. 受注者は、既製杭工の打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。
8. 受注者は、コンクリート既製杭工の打込みに際し、キャップは杭径に適したものを用いるものとし、クッションは変形のないものを用いなければならない。
9. 受注者は、既製杭工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。
10. 受注者は、既製杭工の施工を行うにあたり、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
    また、支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、受注者は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
11. 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留めるように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。
    また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。
    なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出撹拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。
12. 受注者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
13. 受注者は、既製コンクリート杭の施工にあたり、以下の各号の規定によらなければならない。
    (1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規格によらなければならない。
    (2) 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定によらなければならない。
    (3) 受注者は、杭の継手は JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定によらなければならない。
14. 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）7 施工 7.4 くい施工で、7.4.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出撹拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。
    セメントミルクの噴出撹拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の撹拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。
    また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。
15. 受注者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
    ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。
16. 受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60％以上かつ 70％以下としなければならない。

掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。

また、撹拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、セメントミルクを噴出しながら、ゆっくりと引き上げなければならない。

17. 受注者は、既製コンクリート杭のカットオフの施工にあたっては、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。

18. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

19. 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の運搬、保管にあたっては、杭の表面、H鋼杭のフランジ縁端部、鋼管杭の継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。

また、杭の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。

20. 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取付ける時は、確実に施工しなければならない。

21. 受注者は、既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手にあたり、以下の各号の規定によらなければならない。

(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。

(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が 6 ヶ月以上の者に行わさせなければならない。

ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。

(3) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。

また、溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。

(4) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。

(5) 受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。

風は、セルフシールドアーク溶接の場合には 10m/sec 以内、ガスシールドアーク溶接の場合には 2m/sec 以内とする。

ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。

また、気温が 5℃以下の時は溶接を行ってはならない。

ただし、気温が－10～＋5℃の場合で、溶接部から 100 ㎜以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工できるものとする。

(6) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。

(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表 7－1 の許容値を満足するように施工しなければならない。

なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。

表7－1 現場円周溶接部の目違いの許容値

| 外径 | 許容量 | 摘要 |
|---|---|---|
| 700 ㎜未満 | 2 ㎜以下 | 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 2 ㎜π以下とする。 |
| 700 ㎜以上 1016 ㎜以下 | 3 ㎜以下 | 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 3 ㎜π以下とする。 |
| 1016 ㎜を超え 2000 ㎜以下 | 4 ㎜以下 | 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 4 ㎜π以下とする。 |

(8) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。
　なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダまたはガウジングなどで完全にはつりとり、再溶接して補修しなければならない。

(9) 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを受ける側から開始しなければならない。

(10) 受注者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。

(11) 受注者は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。
　突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行わなければならない。
　ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行わなければならない。

22. 受注者は、鋼管杭における中掘り杭工法の先端処理にあたっては、本条 14 項 15 項及び 16 項の規定によらなければならない。

23. 受注者は、鋼管杭防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。

24. 受注者は、鋼管杭防食の施工を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに部材を傷付けないようにしなければならない。

## 第5節 場所打杭工

1. 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。
　また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。

2. 受注者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までに監督員へ提出しなければならない。

3. 受注者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凸凹や空洞が生じた場合には、作業土工の規定により、これを掘削土等の良質な土を用いて埋戻さなければならない。

4. 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。

5. 受注者は、場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度や安定などを確保するために、据付け地盤を整備しなければならない。掘削機は、杭位置に据付けなければならない。

6. 受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督員と協議しなければならない。

7. 受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。

8. 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。

9. 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督員へ提出しなければならない。
　また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。

10. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に 4 ヶ所以上、深さ方向 3m 間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して 500～700mm の間隔で設置するものとする。

11. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。
これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

12. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難い場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。
　なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。

13. 受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。
　これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
　また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリートの上面から打込み開始時を除き、2m以上入れておかなければならない。

14. 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で 50 ㎝以上、孔内水を使用する場合で 80 ㎝以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。

15. 受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリートの上面から 2m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。

16. 受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状態が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議しなければならない。

17. 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。

18. 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせてはならない。

19. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適切な処置を行わなければならない。

20. 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。

21. 受注者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。
22. 受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れのある場合には、あらかじめその調査・対策について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
23. 受注者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。

## 第6節　深礎工

1. 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行いコンクリートはライナープレートと隙間無く打設しなければならない。
2. 受注者は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。
   また、常に孔内の排水を行わなければならない。
3. 受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。
これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、土留材は脱落、変形及び緩みのないように組立てなければならない。
   なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆わなければならない。
4. 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督員へ提出しなければならない。
5. 受注者は、コンクリート打設にあたっては、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。
6. 受注者は、深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。
7. 軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。
これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。
8. 受注者は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入をおこなわなければならない。
   なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督員の承諾を得なければならない。
9. 裏込材注入圧力は、低圧（0.1N/㎟程度）とするが、これにより難い場合は、施工に先立って監督員の承諾を得なければならない。
10. 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
11. 受注者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出来るだけ小さくするようにしなければならない。
12. 受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時までに監督員へ提出しなければならない。
13. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

## 第7節　オープンケーソン基礎工

1. 受注者は、オープンケーソンのコンクリート打込み、1 ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、不等沈下を起こさないよう刃口金物据付けを行わなければならない。
3. 受注者は、オープンケーソンの 1 ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。

4. 受注者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までに監督員へ提出しなければならない。
5. 受注者は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要が生じた場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
   なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。
6. 受注者は、オープンケーソンの沈下促進を行うにあたり、全面を均等に、中央部からできるだけ対称に掘り下げ、トランシット等で観測し移動や傾斜及び回転が生じないように、矯正しながら施工しなければならない。
   オープンケーソン施工長及び沈下量は、オープンケーソン外壁に刃口からの長さを記入し、これを観測し、急激な沈下を生じないように施工しなければならない。
7. 受注者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。
   著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
8. 受注者は、オープンケーソンの最終沈下直前の掘削にあたっては、刃口周辺部から中央部に向って行い、中央部の深掘りは避けなければならない。
9. 受注者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督員へ提出しなければならない。
10. 受注者は、底版コンクリートを打込む前に刃口より上にある土砂を掘削しなければならない。
    さらに刃先下部の掘越した部分はコンクリートで埋戻さなければならない。
    また、陸掘りの場合を除き、水中コンクリートは、オープンケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえ、トレミー管またはコンクリートポンプ等を用いて打込むものとする。
    この場合、管の先端は常に打込まれたコンクリート中に貫入された状態にしておかなければならない。
11. 受注者は、機械により掘削する場合には、作業中、オープンケーソンに衝撃を与えないようにしなければならない。
12. 受注者は、底版コンクリート打込みの後、オープンケーソン内の湛水を排除してはならない。
13. 受注者は、中詰充填を施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。
14. 受注者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びオープンケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。
15. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適切な処置を行わなければならない。

## 第8節 ニューマチックケーソン基礎工

1. 受注者は、ニューマチックケーソンのコンクリート打込み、1 ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、ニューマチックケーソンの 1 ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。
3. 受注者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督員へ提出しなければならない。
4. 通常安全施工上の面から、ニューマチックケーソン1基につき、作業員の出入りのためのマンロックと、材料の搬入搬出、掘削土砂の搬出のためのマテリアルロックの 2 本以上のシャフトが計画されるが、受注者は、1 本のシャフトしか計画されていない場合で、施工計画の検討により、2本のシャフトを設置することが可能と判断されるときには、その設置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
5. 受注者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにあたり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。

やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得るとともに、施工にあたってはケーソン本体及び近接構造物に障害を与えないようにしなければならない。

6. 受注者は、掘削沈設を行うにあたり、施工状況、地質の状態などにより沈下関係図を適宜修正しながら行い、ニューマチックケーソンの移動傾斜及び回転を生じないように施工するとともに、急激な沈下を避けなければならない。
7. 受注者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督員へ提出しなければならない。
8. 受注者は、中埋めコンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。
9. 受注者は、中埋めコンクリートを施工するにあたり、作業室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティーの中埋めコンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後 24 時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。
10. 受注者は、刃口及び作業室天井スラブを構築するにあたり、砂セントルは全荷重に対して十分に堅固な構造としなければならない。
11. 受注者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が 14N/㎟ ($140kg/cm^2$)以上かつコンクリート打設後 3 日以上経過した後に行わなければならない。
12. 受注者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びニューマチックケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。
13. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

## 第9節　鋼管矢板基礎工

1. 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。
　なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。
2. 受注者は、施工前に杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時時に提出しなければならない。
3. プレボーリングの取扱いは、設計図書によらなければならない。
4. 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。
5. 受注者は、鋼管矢板の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、作業土工の規定により、これを埋戻さなければならない。
6. 受注者は、鋼管矢板の施工にあたり、打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。
7. 受注者は、鋼管矢板の施工にあたり、設計図書に示された深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
　また、設計図書に示された深度における支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
8. 受注者は、鋼管矢板の運搬、保管にあたっては、杭の表面、継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。
　また矢板の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。
9. 受注者は、杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取り付ける時は、確実に施工しなければならない。

10. 受注者は、鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

11. 受注者は、鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合は、以下の各号の規定によらなければならない。

(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合ついては、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。

(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が 6 ヶ月以上の者に行わさせなければならない。
ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。

(3) 受注者は、鋼管矢板の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。
また溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。

(4) 受注者は、鋼管矢板の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。

(5) 受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。
また、気温が 5℃以下の時は溶接を行ってはならない。
ただし、気温が－10～＋5℃の場合で、溶接部から 100 ㎜以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工できるものとする。

(6) 受注者は、鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。

(7) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表 7-1 の許容値を満足するように施工しなければならない。
なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。

(8) 受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。
なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダまたはガウジングなどで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。

(9) 受注者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

12. 受注者は、鋼管矢板の打込みにあたり、導枠と導杭から成る導材を設置しなければならない。導材は、打込み方法に適した形状で、かつ堅固なものとする。

13. 受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置して 2 方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。
受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。
建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。

14. 受注者は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については設計図書によらなければならない。

15. 受注者は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、設計図書の定めによる中詰材を直ちに充填しなければならない。

16. 受注者は、鋼管矢板の掘削を行うにあたっては、鋼管矢板及び支保等に衝撃を与えないよう

にしなければならない。

17. 受注者は、鋼管矢板本体部の中詰コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板本体内の土砂等を取り除かなければならない。
18. 受注者は、鋼管矢板基礎工の中詰コンクリートの打込みにおいては、材料分離を生じさせないように施工しなければならない。
19. 受注者は、底盤コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板表面に付着している土砂等の掃除を行い、これを取り除かなければならない。
20. 受注者は、鋼管矢板本体に頂版接合部材を溶接する方式の場合は、鋼管矢板表面の泥土、水分、油、さび等の溶接に有害なものを除去するとともに、排水及び換気に配慮して行わなければならない。
21. 受注者は、鋼管矢板基礎工の頂版コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板表面及び頂版接合部材に付着している土砂等の掃除を行い、これを取り除かなければならない。
22. 受注者は、鋼管矢板基礎工の仮締切り兼用方式の場合、頂版・躯体完成後の仮締切部鋼管矢板の切断にあたっては、設計図書及び施工計画書に示す施工方法・施工順序に従い、躯体に悪影響を及ぼさないように行わなければならない。
23. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。
24. 受注者は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの施工にあたり、腹起しと鋼管矢板の隙間に密実に充てんしなければならない。
25. 受注者は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの撤去にあたっては、鋼管矢板への影響を避け、この上でコンクリート片等が残留しないように行わなければならない。

## 第10節　切込砂利及び栗石基礎

1. 受注者は、切込砂利基礎は、敷均し後、タンパー等をもって十分締め固め、不陸のないよう所定の厚さに仕上げなければならない。
2. 受注者は、栗石基礎工は、切込砂利等の目潰しを加え、十分締め固めながら所定の厚さに仕上げなければならない。

## 第11節　木杭基礎

1. 受注者は、木杭は、特に指定のない限り樹皮をはいだ生丸太で、曲がり、損傷等の欠陥のないものを使用しなければならない。
2. 受注者は、杭の先端部を三角錐形、四角錐形または円錐形に削るものとし、その角錐の高さは径の 1.5 倍程度を標準とし、角は適当に面取りをしなければならない。
3. 受注者は、杭頭を、杭中心線に直角に切り、適当な面取りを行い、正しく円形に仕上げなければならない。
   また、杭打込み中、破砕のおそれのあるときは、鉄線鉢巻き、鉄輪あるいは鉄帽を使用しなければならない。
4. 受注者は、杭を設計図書に基づき、正しい位置に打ち込み、また、打込み中の打撃等により偏心または屈曲のないようにしなければならない。
5. 受注者は、打込みに際し、杭が入らない場合、または所定の杭長を打ち込んでも、所要の支持力に達しない場合は、監督員の指示を受けなければならない。
6. 受注者は、打込み終了後は、杭頭を水平かつ所定の高さに切り揃えなければならない。

# 第8章　石・ブロック工

## 第1節　一般事項

1. 適用工種
　本章~~節~~は、石・ブロック積（張）工として作業土工（床掘り、埋戻し）、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 付着物の除去
　受注者は、石・ブロック積（張）工の施工に先立ち、石・ブロックに付着したごみ、泥等の汚物を取り除かなければならない。

3. 積み上げ時の注意
　受注者は、石・ブロック積（張）工の施工にあたっては、等高を保ちながら積み上げなければならない。

4. 水抜き孔
　受注者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の水抜き孔を設計図書に基づいて~~2～3 m²につき1箇所の割合で~~施工するとともに、勾配について定めがない場合には、2%程度の勾配で設置しなければならない。
　ただし、河川の護岸には一般に水抜き孔を設けないが、堀込河道等で残留水圧が大きくなる場合には、必要に応じて水抜き孔を設けるため、設計図書に定めがない場合には、
　~~なお、背面には必ず吸出し防止材を設置しなければならない。~~
　~~また、これによりがたい場合は、~~監督員と協議しなければならない。

5. 谷積
　受注者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の施工にあたり、設計図書に示されていない場合は谷積としなければならない。

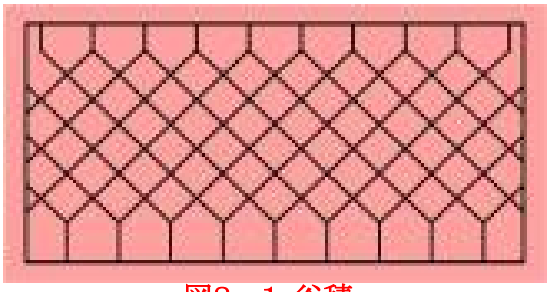

図8－1　谷積

6. 裏込め
　受注者は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシャラン等で間隙を充填しなければならない~~は、原則として再生クラッシャランを使用するものとする。~~
~~なお、これ以外を使用する場合は、設計図書に明示するものとする。~~

7. 端末部及び曲線部等の処置
　受注者は、端末部及び曲線部等で間隙が生じる場合は、半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合は、コンクリート等を用いて施工しなければならない。

8. 端部保護ブロック及び天端コンクリート施工時の注意
　受注者は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工にあたっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生じないようにしなければならない。

9. 石・ブロック積（張）工の基礎
　受注者は、石・ブロック積（張）工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積（張）工の安定に影響が生じないようにしなければならない。

## 第2節　コンクリートブロック工

1. 一般事項
　コンクリートブロック工とは、コンクリートブロック積、コンクリートブロック張り、連節ブロック張り及び天端保護ブロックをいうものとする。

2. コンクリートブロック積（張）

コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が 1:1 より急なものをいうものとする。
コンクリートブロック張りとは、プレキャストブロックを法面に張りつけた、法勾配が 1:1 若しくは 1:1 よりゆるやかなものをいうものとする。

3. コンクリートブロック張りの基礎
受注者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシャランを敷均し、締固めを行わなければならない。
また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。

4. コンクリートブロック工の空張の積上げ
受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空げきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。

5. コンクリートブロック工の練積または練張の施工
受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻がいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充填した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。

6. 裏込めコンクリート
受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。
なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

7. 伸縮目地、水抜き孔の施工
受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。
なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

8. 合端の施工
受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

9. 末端部及び曲線部等の処置
受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。
また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工しなければならない。

10. 施工時の注意
受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充填し、表面を平滑に仕上げなければならない。

11. 施工計画書
受注者は、連節ブロックの連結材の接合方法について、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。

## 第3節　緑化ブロック工

1. 一般事項
受注者は、緑化ブロック基礎のコンクリートは設計図書に記載されている打継目地以外には打継目地なしに一体となるように、打設しなければならない。

2. 緑化ブロック積のかみ合わせ施工
受注者は、緑化ブロック積の施工にあたり、各ブロックのかみ合わせを確実に行わなければならない。

3. 緑化ブロック積の裏込め施工
受注者は、緑化ブロック積の施工にあたり、緑化ブロックと地山の間に空隙が生じないように裏込めを行い、1 段ごとに締固めなければならない。

4. 植栽養生

受注者は、工事完成引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。
工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者はその原因を調査し監督員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。

## 第4節　石張・石積工、捨石張工

1. 一般事項
受注者は、石積(張)工の基礎の施工にあたり、使用する石のうち大きな石を根石とするなど、安定性を損なわないように据付けなければならない。

2. 石積(張)工の基礎
受注者は、石積(張)工の施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシャランを敷均し、締固めを行わなければならない。

3. 裏込めコンクリート
受注者は、石積(張)工の施工における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておくものとする。
なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

4. 受注者は、積(張)石の施工にあたっては、以下の各号に留意しなければならない。
(1) 積石に付着したごみ、汚物等は除去するものとする。
(2) 積み方は、特に指定されない限り谷積みとする。
(3) 根石は、なるべく大きな石を選んで所定の基礎または基礎工になじみよく据え付けるものとする。
(4) 石の積み上げ順序は、最凹所より開始し、ほぼ同高を保ちながら積み上げるものとし、隅角または巻き込みがある場合は、その部分から積み上げるものとする。
天端石は、根石と同様大きな石を使用するものとする。
(5) 積石は、すわりを見てそれぞれ選定して玄翁で空打ちしながら合端をすり合わせるとともに、隣接石に密着させ、かつ、面を正しく丁張に合わせ、控えはのり面に直角にすえ、飼石を堅固にかませるものとする。
(6) 積石は、合端を密着させ、それぞれの下方の石に平等に掛けるようにし、特に野面石においては、下方2個の石に均等に支えられ、両側の石に追掛け、寄掛けとならないようにするものとする。
(7) 空積(張)工は、胴飼いまたは尻飼い一段で積石を固定し、裏込めを充填し、その空隙は目潰砂利または砕石をもって十分堅固にするものとする。
(8) 石積みは、欠点の生じる異法な組合せを避けるものとする。
(9) 野面石は、のり面から控長の 1／3 以内において合端をつくるものとし、必要に応じて玄翁ですわりを直して合端を密着させるものとする。
(10) 雑石は、長径を控えの方向に使用するものとする。

5. 受注者は、練石積の場合は、前項によるほか、以下の各号に留意しなければならない。
(1) 積石及び裏込礫が乾燥している場合は、コンクリート充填前に散水して湿潤を保たせるものとする。
(2) コンクリート工については、共通編によるものとする。
(3) 合端及び胴込めコンクリートは、積石間に空隙を生じないよう突棒等を用いて入念に突き固めるものとする。
(4) 充填したコンクリートは、速やかに養生用シート等で覆い、散水して常に湿潤に保たせるものとする。
(5) 練石積(張)で目地モルタルを使用する場合は、共通編によるものとする。
(6) 練石積(張)には、設計図書で定める場合を除き、原則として 10m～15mごとに 1 箇所程度伸縮継目を設けるものとする。
排水孔は、塩化ビニール管等とし適宜の勾配をつけて、石積を貫通し、前面側は石積面よ

り 3 ㎝程度、背面側は胴込めコンクリートから出し、かつ、その周辺には通水をよくするため礫等を充填するものとする。

(7) 練石積の 1 日の積み上り高さは、1.5m程度とする。

6. 受注者は、張石の下部には、所定の厚さに栗石を敷均し、十分突固めを行うものとする。
また、張石は凹凸なく張りつめ、移動しないよう栗石を充填しなければならない。

## 第5節　笠コンクリート工

プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないように施工しなければならない。

# 第10章　鉄筋工

本章は、第6章第7節鉄筋工の規定による。

## 第1節　一般事項

1. 本節は、鉄筋の加工、鉄筋の組立て、鉄筋の継手、ガス圧接その他これらに類する事項について定める。
2. 受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。
3. 受注者は、亜鉛めっき鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。
4. 受注者は、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立を行う場合、塗装並びに鉄筋の材質を害さないよう、衝撃・こすれによる損傷のないことを作業完了時に確認しなければならない。
5. エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落や、加工・組立にともなう有害な損傷部を確認した場合、受注者は、十分清掃した上、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修しなければならない。

## 第2節　貯蔵

1. 受注者は、鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。また、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。

## 第3節　加工

1. 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。
2. 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。
   ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認したうえで施工方法を定め、施工しなければならない。
   なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までに監督員へ提出しなければならない。
3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）［2023 年制定］本編第 13 章鉄筋コンクリートの前提、標準 7 編第 2 章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2023 年 3 月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

## 第4節　組立て

1. 受注者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し浮きさびや鉄筋の表面についたどろ、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かなければならない。
2. 受注者は、設計図書等に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう組立用鉄筋を用いるなどして堅固に組立てなければならない。
   また、受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8 ㎜以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないよう緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。
3. 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。
4. 受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1㎡あたり2個以上、構造物の底面については、1㎡あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。
   なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督員と協議しなければならない。

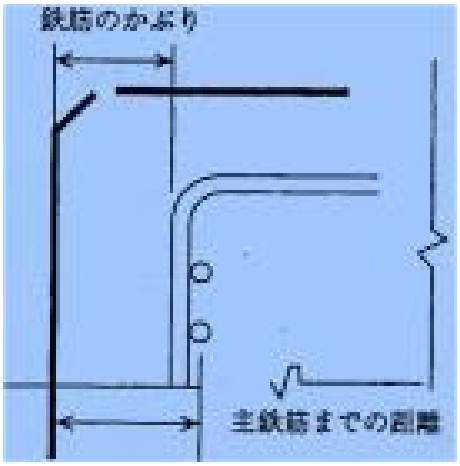


5. 受注者は、設計図書に示されていない鋼材等（組立用鉄筋や金網、配管など）を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材等と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の 4／3 以上としなければならない。

6. 受注者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打込むまでに、鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて確認し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。

7. 受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を設置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。

## 第5節　継手

1. 受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

2. 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8 ㎜以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。
　なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」（土木学会、平成 15 年 11 月）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の 85％として求めてよい。

3. 受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。
また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としなければならない。
　継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。

4. 受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

5. 受注者は、将来の継足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等からこれを保護しなければならない。

6. 受注者は、鉄筋の継手位置として、引張応力の大きい断面を避けなければならない。

7. 受注者は、継手部と隣接する鉄筋とのあき、または継手部相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならない。

8. 機械式鉄筋継手は、以下の規格に適合するものとする。

(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるも

のとする。

① 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。

② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針[2020年制定]（令和２年３月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。

(2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。

## 第6節　ガス圧接

1. 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。
　また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。
　なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
　また、圧接工の技量の確認に関して、監督員または検査職員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。

2. 受注者は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督員と協議しなければならない。

3. 受注者は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が７㎜を超える場合は手動ガス圧接してはならない。
　ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。

4. 受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。

5. 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし、周辺のすきまは２㎜以下とする。

6. 受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。
ただし、作業が可能なように、防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができるものとする。

# 第15章　堰・機場工

## 第1節　適用

1. 受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
2. 扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和 76 ~~6~~年 3 月）の規定による。

## 第2節　可動堰本体工

### 第1項　床版工

1. 受注者は、床版工の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。
2. 受注者は、コンクリート打設にあたっては、床版工 1 ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。
   なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。
3. 受注者は、埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本体コンクリートと同時施工しなければならない。
   その場合、埋設鋼構造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように、形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。
   なお、同時施工が困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。
   その場合、本体（一次）コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチッピング等の接合面の処理を行い水密性を確保しなければならない。
4. 受注者は、埋設鋼構造物周辺のコンクリートは、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティーに富んだものとし、適切な施工方法で打ち込み、締め固めをしなければならない。

### 第2項　堰柱工、閘門工

1. 受注者は、端部堰柱の施工に際して、周辺埋め戻し土との水密性を確保しなければならない。
2. 受注者は、コンクリート打設にあたっては、原則として堰柱工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。
3. 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、床版工の規定によるものとする。

### 第3項　門柱工

埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、床版工の規定によるものとする。

### 第4項　ゲート操作台工

1. 受注者は、コンクリート打設にあたっては、操作台 1 ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。
2. 受注者は、操作台開孔部の施工については、設計図書に従い補強しなければならない。

## 第3節　固定堰本体工

### 第1項　固定堰本体工

1. 受注者は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。
2. 受注者は、仮締切の施工手順によって、本体コンクリートを打ち継ぐ場合の施工については、施工継目の規定によるものとする。

## 第4節　魚道工

### 第1項　魚道本体工

受注者は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。

## 第5節　排水機場

### 第1項　適用

受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

### 第2項　機場本体工

1.　一般事項

(1) 受注者は、機場本体工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によるものとする。

(2) 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
　なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。

(3) 受注者は、機場本体工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい場合は、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
　なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。

2.　本体工

(1) 受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。

(2) 受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。

(3) 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。

(4) 受注者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チッピングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。

(5) 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。

(6) 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。

(7) 受注者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。

(8) 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。

3.　燃料貯油槽工

(1) 受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。

(2) 受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。

(3) 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。

(4) 受注者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チッピングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。

(5) 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1 作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設し

なければならない。

(6) 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。

(7) 受注者は、防水モルタルの施工にあたっては、設計図書に基づき燃料貯油槽に外部から雨水等が進入しないよう施工しなければならない。

(8) 受注者は、充填砂を施工する場合は、タンクと燃料貯油槽の間に充填砂が十分いきわたるよう施工しなければならない。
　なお、充填砂は、特に指定のない場合は、乾燥した砂でなければならない。

(9) 受注者は、アンカーボルトの施工にあたっては、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動することがないよう設置しなければならない。

(10) 受注者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。

# 第16章　地盤改良工

## 第1節　一般事項

本章は、地盤改良工として路床安定処理工、置換工、表層安定処理工、パイルネット工、サンドマット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定めるものとする。

## 第2節　路床安定処理工

1. 受注者は、路床土と安定材を均一に混合し、締固めて仕上げなければならない。
2. 受注者は、安定材の散布を行う前に現地盤の不陸整正や必要に応じて仮排水路などを設置しなければならない。
3. 受注者は、所定の安定材を散布機械または人力によって均等に散布しなければならない。
4. 受注者は、路床安定処理工にあたり、散布終了後に適切な混合機械を用いて混合しなければならない。
   また、受注者は混合中は混合深さの確認を行うとともに混合むらが生じた場合は、再混合を行わなければならない。
5. 受注者は、路床安定処理工にあたり、粒状の石灰を用いる場合には、一回目の混合が終了した後仮転圧して放置し、生石灰の消化を待ってから再び混合を行わなければならない。
   ただし、粉状の生石灰(0～5 ㎜)を使用する場合は、一回の混合とすることができるものとする。
6. 受注者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
7. 受注者は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。また、当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めなければならない。

## 第3節　置換工

1. 受注者は、置換のために掘削を行うにあたり、掘削面以下の層を乱さないように施工しなければならない。
2. 受注者は、路床部の置換工にあたり、一層の敷均し厚さは、仕上がり厚で20㎝以下としなければならない。
3. 受注者は、構造物基礎の置換工にあたり、構造物に有害な沈下及びその他の影響が生じないように十分に締め固めなければならない。
4. 受注者は、置換工において、終了表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。

## 第4節　表層安定処理工

1. 受注者は、表層安定処理工にあたり、設計図書に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。
2. サンドマット及び安定シートの施工については、本章第 6 節サンドマット工の規定によるものとする。
3. 受注者は、表層混合処理を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50 ㎝以上の水はけの良い高台に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。
   なお、受注者は、生石灰の貯蔵量が 500 ㎏越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。
4. 受注者は、置換のための掘削を行う場合には、その掘削法面の崩壊が生じないように現地の状況に応じて勾配を決定しなければならない。
5. 受注者は、サンドマット(海上)にあたっては、潮流を考慮し砂を所定の箇所へ投下しなければならない。

6. 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。

## 第5節　パイルネット工

1. 受注者は、連結鉄筋の施工にあたり、設計図書に記載された位置に敷設しなければならない。
2. サンドマット及び安定シートの施工については、本章第 6 節サンドマット工の規定によるものとする。
3. 受注者は、パイルネット工における木杭の施工にあたり、以下の各号の規定によらなければならない。
   (1) 受注者は、材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。
   (2) 受注者は、先端は角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の 1.5 倍程度としなければならない。
4. 受注者は、パイルネット工における既製コンクリート杭の施工にあたり、以下の各号の規定によらなければならない。
   (1) 受注者は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、作業土工の規定により、これを埋戻さなければならない。
   (2) 受注者は、杭頭処理にあたり、杭本体を損傷させないように行わなければならない。
   (3) 受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督員、または検査員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなければならない。
   (4) 受注者は、打込みにあたり、キャップは杭径に適したものを用いるものとし、クッションは変形のないものを用いなければならない。
   (5) 受注者は、杭の施工にあたり、杭頭を打込みの打撃等により損傷した場合は、これを整形しなければならない。
   (6) 受注者は、杭の施工にあたり、打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
   (7) 受注者は、杭の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
   (8) 受注者は、杭の施工にあたり、以下の各号の規定によらなければならない。
      ① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定によらなければならない。
      ② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定によらなければならない。
      ③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定によらなければならない。
   (9) 受注者は、杭のカットオフにあたり、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。
   (10) 受注者は、殻運搬処理にあたっては、運搬物が飛散しないように、適切な処置を行わなければならない。

## 第6節　サンドマット工

1. 受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂の巻出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。
2. 受注者は、安定シートの施工にあたり、隙間無く敷設しなければならない。

## 第7節　バーチカルドレーン工

1. 受注者は、バーチカルドレーンの打設及び排水材の投入に使用する機械については、施工前に施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、バーチカルドレーン内への投入材の投入量を計測し、確実に充填したことを確認しなければならない。
3. 受注者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンについてはその打設による使用量を計測し、確実に打設されたことを確認しなければならない。
4. 受注者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンの打設にあたり、切断及び持ち上がりが生じた場合は、改めて打設を行わなければならない。
5. 受注者は、打設を完了したペーパードレーンの頭部を保護し、排水効果を維持しなければならない。

## 第8節 締固め改良工

1. 受注者は、締固め改良工にあたり、地盤の状況を把握し、坑内へ設計図書に記載された粒度分布の砂を用いて適切に充填しなければならない。
2. 受注者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
3. 受注者は、海上におけるサンドコンパクションの施工にあたっては、設計図書に示された位置に打設しなければならない。

## 第9節 固結工

1. 撹拌とは、粉体噴射撹拌、高圧噴射撹拌、スラリー撹拌及び中層混合処理を示すものとする。
2. 受注者は、固結工による工事着手前に、撹拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しこの結果を監督員に報告しなければならない。
3. 受注者は、固結工法にあたり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに対して振動による障害を与えないようにしなければならない。
4. 受注者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督員に報告後、占有者全体の立会を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。
5. 受注者は、生石灰パイルの施工にあたり、パイルの頭部は 1m 程度空打ちし、砂または粘土で埋戻さなければならない。
6. 中層混合処理
   (1) 改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。
   なお、土質等によりこれにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。
   (2) 施工機械は、鉛直方向に撹拌混合が可能な撹拌混合機を用いることとする。撹拌混合機とは、アーム部に撹拌翼を有し、プラントからの改良材を撹拌翼を用いて原地盤と撹拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。
   (3) 受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を撹拌混合しなければならない。
   なお、現地状況によりこれにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。
   施工後の改良天端高については、撹拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理(利用)方法について、監督員と協議しなければならない。
7. 受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。
8. 受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。
   (1) 工法関係
   ① 注入圧
   ② 注入速度

③　注入順序

④　ステップ長

(2)　材料関係

①　材料(購入・流通経路等を含む)

②　ゲルタイム

③　配合

9.　受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和 49 年 7 月 10 日　建設省官技発第 160 号)の規定によらなければならない。

10.　受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成 2 年 9 月 18 日　建設省技調発第 188 号)の規定によらなければならない。

なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

# 第21章 橋梁下部工

## 第1節 橋台躯体工、RC橋脚躯体工

1. 受注者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。
2. 受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。
   なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧第 6 章支承の施工」（日本道路協会、平成 31 年 2 月）の規定によらなければならない。
   これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
5. 受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。
6. 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。
   ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
7. 受注者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。
8. 受注者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。
9. 受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。
10. 受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。
    有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。

## 第2節 鋼製橋脚工

### 第1項 鋼製橋脚フーチング工

1. 受注者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。
2. 受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
3. 受注者は、アンカーフレームの架設方法を施工計画書に記載しなければならない。
4. 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第 3 章架設」（日本道路協会、令和 2 年 9 月）による他、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。
   また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。
5. 受注者は、アンカーフレーム注入モルタルの施工については、アンカーフレーム内の防錆用として、中詰グラウト材を充填しなければならない。
   中詰めグラウト材は、プレミックスタイプの膨張モルタル材を使用するものとし、品質は、設計図書によらなければならない。
6. 受注者は、フーチングの箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第 6 章支承の施工」（日本道路協会、平成 31 年 2 月）の規定によらなければならない。
   これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

7. 受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。

第2項　鋼製橋脚架設工

1. 受注者は、橋脚架設工の施工については、第 23 章第2節鋼橋架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第 20 章施工」（日本道路協会、令和 7 年 10 月~~平成 29 年 11 月~~）の規定による。
   これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、組立て中に損傷があった場合、速やかに監督員に報告した後、取換えまたは補修等の処置を講じなければならない。
3. 受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力の安全性を確認しておかなければならない。
4. 受注者は、架設用吊金具の処理方法として、鋼製橋脚の橋脚梁天端に設置した架設用吊金具及び外から見える架設用吊金具は切断後、平滑に仕上げなければならない。
   その他の橋脚内面等に設置した架設用吊金具はそのまま残すものとする。
5. 受注者は、中込コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。
6. 受注者は、ベースプレート下面に無収縮モルタルを充填しなければならない。
   使用する無収縮モルタルはプレミックスタイプとし、無収縮モルタルの品質は設計図書によるものとする。

第3項　現場継手工

1. 現場継手工の施工については、現場継手工の規定によるものとする。
2. 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）20 章施工」（日本道路協会、令和 7 年 10 月~~平成 29 年 11 月~~）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第 3 章架設」（日本道路協会、令和 2 年 9 月）の規定によらなければならない。
   これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。

# 第22章 コンクリート管理橋上部工、コンクリート橋上部工、木造橋

## 第1節 コンクリート主桁製作工

### 第1項 一般事項

1. 本節は、コンクリート主桁製作工としてプレテンション桁製作工(購入工)、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工(購入工)、プレキャストセグメント主桁組立工、プレビーム桁製作工、PC ホロースラブ製作工、RC 場所打ホロースラブ製作工、PC 版桁製作工、PC 箱桁製作工、PC 片持箱桁製作工、PC 押出し箱桁製作工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書への記載内容に加えて、以下の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。
   (1) 使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)
   (2) 施工方法(鉄筋工、型枠工、PC 工、コンクリート工等)
   (3) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)
   (4) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査、維持方法等)
3. 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
4. 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続された PC 鋼材が JIS または設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
5. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。

### 第2項 プレテンション桁製作工(購入工)

1. 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS マーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを用いなければならない。
2. 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。
   (1) PC 鋼材についた油、土及びごみ等コンクリートの付着を害するおそれのあるものを清掃し、除去し製作されたもの。
   (2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、30N/㎟以上であることを確認し、製作されたものとする。
   なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。
   (3) コンクリートの施工については、以下の規定により製作されたもの。
   ① 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。
   ② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後 3 時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。
   また、養生室の温度上昇は 1 時間あたり 15 度以下とし、養生中の温度は 65 度以下として製作されたもの。
   また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。
   (4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各 PC 鋼材が一様にゆるめられるようにして製作されたもの。
   また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。
3. 型枠を取りはずしたプレテンション方式の桁に速やかに、以下の事項を表示しなければならない。

(1) 工事名または記号

(2) コンクリート打設月日

(3) 通し番号

第3項　ポストテンション桁製作工

1. 受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。

(1) 受注者は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。

(2) 桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取りはずしにあたっては、プレストレス導入後に行わなければならない。
　その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に実施するものとする。

(3) 内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めるものとする。

(4) 受注者は桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲及び型枠のすみずみまで行き渡るように行うものとする。

(5) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。

2. 受注者は、PC ケーブルの施工については、以下の規定によらなければならない。

(1) 横組シース及び縦組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。

(2) 受注者は、PC 鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土及びごみ等が付着しないよう、挿入しなければならない。

(3) シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も必要強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。

(4) PC 鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。

(5) PC 鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。

(6) 定着具の支圧面を PC 鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。
また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護しなければならない。

3. 受注者は PC 緊張の施工については、以下の規定によらなければならない。

(1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の 1.7 倍以上であることを確認しなければならない。
　なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。

(2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認しなければならない。

(3) プレストレッシングに先立ち、以下の調整及び試験を行わなければならない。

① ジャッキのキャリブレーション

② PC 鋼材のプレストレッシングの管理に用いる摩擦係数及び PC 鋼材の見かけのヤング係数を求める試験

(4) プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、施工計画書への記載内容に加えて、監督員に緊張管理計画書を提出しなければならない。

(5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理しなければならない。

(6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC 鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。

(7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行わなければならない。

(8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）15.11PC 鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、令和 7 年 10 月）~~「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11PC 鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成 29 年 11 月）~~に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC 鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

(9) プレストレッシング終了後の PC 鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。
これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

(10) 緊張装置の使用については、PC 鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。

(11) PC 鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張の順序及び各々の PC 鋼材の引張力を定めなければならない。

4. 受注者は、グラウトの施工については、以下の規定によらなければならない。

(1) 受注者は、本条で使用するグラフト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。

① グラウトに用いるセメントは JISR5210（ポルトランドセメント）に適合するポルトランドセメントを用いるものとする。
その他の材料を使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。

② グラウトは、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。

③ グラウトの水セメント比は、45％以下とするものとする。

④ グラウトの材齢 28 日における圧縮強度は、30.0N/㎟以上とするものとする。

⑤ グラウトの体積変化率は±0.5％の範囲内とする。

⑥ グラウトのブリーディング率は、24 時間後 0.0％以下とするものとする。

⑦ グラウト中に含まれる塩化物イオン量は、普通ポルトランドセメント質量の 0.08％以下とするものとする。

⑧ グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。

(2) 受注者は、使用グラウトについて事前に以下の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。
ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。

① 流動性試験

② ブリーディング率及び体積変化率の試験

③ 圧縮強度試験

④ 塩化物含有量の測定

(3) グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。

(4) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。

(5) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。

(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも 3 日間、＋5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。

(7) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工について、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
なお、注入時のグラウトの温度は 35℃を超えてはならない。

5. 受注者は、主桁の仮置きを行う場合は、仮置きした主桁に、横倒れ防止処置を行わなければならない。

6. 受注者は主桁製作設備の施工については、以下の規定によらなければならない。

主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。

第4項　プレキャストセグメント製作工（購入工）

プレキャストブロック購入については、プレテンション桁購入工の規定によるものとする。

購入工出来形については、組み立て工以外の規定はポストテンション桁製作工の規定による。

第5項　プレキャストセグメント主桁組立工

1. 受注者は、ブロック取卸しについては、特にブロック接合面の損傷に対して十分な保護をしなければならない。

2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、以下の規定によらなければならない。

(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6 ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。

未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。

なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）［2023 年制定］」（土木学会、2023 年 9 月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

(2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない。

(3) プレキャストブロックの連結にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。

(4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。

3. PC ケーブル及び PC 緊張の施工については、ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

4. 受注者は、グラウトの施工については、以下の規定によらなければならない。

(1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行わなければならない。

(2) グラウトについては、ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

第6項　プレビーム桁製作工

1. 受注者はプレフレクション（応力導入）の施工については、以下の規定によらなければならない。

(1) 鋼桁のプレフレクションにあたっては、鋼桁の鉛直度を測定の上、ねじれが生じないようにするものとする。

(2) 鋼桁のプレフレクションの管理を、荷重計の示度及び鋼桁のたわみ量によって行うものとする。

なお、このときの荷重及びたわみ量の規格値は、表 22－1 の値とするものとする。

表22－1

| 項目 | 測定点 | 測定方法 | 単位 | 規格値 |
|---|---|---|---|---|
| 荷重計の示度 | ~~支間中央~~ | マノメーターの読み | t | ±5% |
| 鋼桁のたわみ量 | 支間中央 | レベル及びスケール | mm | －1～+3 mm |

(3) プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施し、施工計画書に加えて、監督員にプレフレクション管理計画書を提出するものとする。

2. 受注者は、リリース(応力解放)の施工については、下記の規定によらなければならない。

(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の 0.6 倍以下で、かつ圧縮強度が設計基準強度の 90%以上であることを確認するものとする。
　なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。

(2) リリース時のコンクリートの材齢は、5 日以上とするものとする。
ただし、蒸気養生等特別な養生を行う場合は、受注者は、その養生方法等を監督員に提出の上、最低 3 日以上確保しなければならない。

(3) 受注者は、リリース時導入応力の管理は、プレビーム桁のたわみ量により行わなければならない。
　なお、たわみ量の許容値は、設計値に対して±10%で管理するものとする。

3. 受注者は、ブロック工法において主桁を解体する場合は、適切な方法で添接部を無応力とした上で行わなければならない。

4. 主桁の組立てについては、地組工の規定によるものとする。

5. 横桁部材の連結に使用する高力ボルトについては、現場継手工の規定によるものとする。

6. 受注者は、部分プレストレスの施工については、下記の規定によらなければならない。

(1) ブロック工法における部分プレストレスは、設計図書によるものとするが、施工時期が設計と異なる場合は、監督員の指示によるものとする。

(2) ブロック工法の添接部下フランジコンクリートには、膨張コンクリートを使用しなければならない。
　また、コンクリート打継面はレイタンス、ごみ、油など、付着に対して有害なものを取り除き施工するものとする。

7. 受注者は、主桁製作設備の施工については、下記の規定によらなければならない。

(1) 主桁製作設備ついては、設計図書に示された固定点間距離に従って設けるものとする。

(2) 支持台の基礎については、ベースコンクリートの設置等により有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。

第7項　PC ホロースラブ製作工

1. 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。

2. 受注者は、移動型枠の施工については、型枠の移動が円滑に行われるための装置を設置しなければならない。

3. コンクリートの施工については、ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

4. グラウトの施工については、ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

5. 受注者は、主ケーブルに片引きによるPC 固定及びPC 継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針第 6 章施工」(土木学会、平成 3 年 3 月)の規定により施工しなければならない。

6. グラウトの施工については、ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

第8項　RC 場所打ホロースラブ製作工

円筒型枠の施工については、PC ホロースラブ製作工の規定によるものとする。

第9項　PC 版桁製作工

1. 移動型枠の施工については、PC ホロースラブ製作工の規定によるものとする。
2. コンクリート・PC ケーブル・PC 緊張の施工については、ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
3. PC 固定・PC 継手の施工については、PC ホロースラブ製作工の規定によるものとする。
4. 横締めケーブル・横締め緊張・グラウトがある場合の施工については、ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

第10項　PC 箱桁製作工

1. 移動型枠の施工については、PC ホロースラブ製作工の規定によるものとする。
2. コンクリート・PC ケーブル・PC 緊張の施工については、ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
3. PC 固定・PC 継手の施工については、PC ホロースラブ製作工の規定によるものとする。
4. 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

第11項　PC 片持箱桁製作工

1. コンクリート・PC 鋼材・PC 緊張の施工については、ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
2. PC ケーブルの PC 固定・PC 継手の施工については、PC ホロースラブ製作工の規定によるものとする。
3. 受注者は、PC 鋼棒の PC 固定及び PC 継手（普通継手・緊張端継手）がある場合は「プレストレストコンクリート工法設計施工指針第 6 章施工」（土木学会、平成 3 年 3 月）の規定により施工しなければならない。
4. 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第 6 編 5－4－3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

第12項　PC 押出し箱桁製作工

1. コンクリート・PC 鋼材・PC 緊張の施工については、 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
2. PC ケーブルの PC 固定・PC 継手の施工については、PC ホロースラブ製作工の規定によるものとする。
3. PC 鋼棒の PC 固定及び PC 継手（普通継手・緊張端継手）の施工については、PC 片持箱桁製作工の規定によるものとする。
4. 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合の施工については、ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
5. 受注者は、主桁製作設備の施工については、以下の規定によらなければならない。
   (1) 主桁製作台の製作については、円滑な主桁の押出しができるような構造とするものとする。
   (2) 主桁製作台を効率よく回転するために、主桁製作台の後方に、鋼材組立台を設置するものとする。
   主桁製作台に対する鋼材組立台の配置については、設計図書によるものとするが、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

## 第2節　コンクリート橋架設工

第1項　一般事項

1. 本節は、コンクリート橋架設工として架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、架設支保工（固定）、架設支保工（移動）、架設工（片持架設）、架設工（押出し架設）、その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提出しなければならない。
　なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
3. 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。

第2項　架設工(クレーン架設)

1. プレキャスト桁の運搬については、工場製品輸送工の規定によるものとする。
2. 受注者は、プレキャスト桁の架設については、架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行わなければならない。

第3項　架設工(架設桁架設)

桁架設については、架設工(クレーン架設)の規定によるものとする。

第4項　架設支保工(固定)

支保工及び支保工基礎の施工については、型枠及び支保の規定によるものとする。

第5項　架設支保工(移動)

架設支保工(移動)に使用する架設機材については、架設工(架設桁架設)の規定によるものとする。

第6項　架設工(片持架設)

1. 作業車の移動については、架設支保工(移動)の規定によるものとする。
2. 受注者は、仮支柱が必要な場合、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。
3. 支保工基礎の施工については、支保の規定によるものとする。

第7項　架設工(押出し架設)

1. 受注者は、架設計画書に基づいた押出し装置及び滑り装置を用いなければならない。
2. 受注者は、手延べ桁と主桁との連結部の施工については、有害な変形等が生じないことを確認しなければならない。
3. 受注者は、仮支柱が必要な場合は、鉛直反力と同時に水平反力が作用する事を考慮して、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。
4. 受注者は、各滑り装置の高さについて、入念に管理を行わなければならない。

## 第3節　床版・横組工

第1項　一般事項

本節は、床版・横組工として床版・横組工その他これらに類する工種について定めるものとする。

第2項　床版・横組工

横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

## 第4節　床版工

1.受注者は、鉄筋コンクリート床版について以下の規定によらなければならない。

(1) 床版は、直接活荷重を受ける部材であり、この重要性を十分理解して入念な計画及び施工を行うものとする。

(2) 受注者は、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認しなければならない。
　出来形に誤差のある場合、その処置について監督員と設計図書に関して協議しなければならない。

(3) 受注者は、コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮しなければならない。

(4) 受注者は、スペーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。
　なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
　スペーサは、1㎡あたり4個以上~~を配置の目安~~とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。

(5) 受注者は、床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定するものとする。

(6) 受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は以下によらなければならない。

① ポンプ施工を理由に強度及びスランプ等コンクリートの品質を低下させてはならない。

② 吐出口におけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。

③ 配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように足場等の対策を行うものとする。

(7) 受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。

(8) 受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込まなければならない。

(9) 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。
　またコンクリート打ち込み後の養生については、コンクリートの養生に基づき施工しなければならない。

(10) 受注者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きをして、無収縮モルタルにより充填しなければならない。

(11) 受注者は、工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付けを行なわなければならない。

(12) 受注者は、床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

2.受注者は、鋼床版について以下の規定によらなければならない。

(1) 床版は、溶接によるひずみが少ない構造とするものとする。
縦リブと横リブの連結部は、縦リブからのせん断力を確実に横リブに伝えることのできる構造とするものとする。
　なお、特別な場合を除き、縦リブは横リブの腹板を通して連続させるものとする。

(2) 縦リブの最小板厚は、8㎜とするものとする。
ただし、腐食環境が良好な場合は、閉断面立てリブの最小板厚を6㎜とすることができるものとする。

## 第5節　木造橋

### 第1項　適用

1. 本節は、丸太等による木げた橋等の施工、その他これらに類する事項について適用するものとする。

2. 受注者は、木造橋の施工にあたっては、契約図書、林道技術基準及びこれらに関連する諸基準等を適用するものとする。

### 第2項　一般

1. 受注者は、製材についてはすべて設計図書による寸法、形状のものとし、特に高欄、地覆、水繰り木、その他美観上必要な箇所はカンナ仕上げをしなければならない。

2. 受注者は、圧縮材の仕口については、接合面の密着を完全に行わなければならない。

3. 受注者は、特に指定しない限り、引張力及び圧縮力を受ける部材は、応力が繊維方向に働くようにし、剪断力を受ける部材は、その応力が繊維方向に直角に働くように使用しなければならない。
4. 受注者は、防腐剤を塗布する場合は、架設前に仕口、継手などの木材の接触部分に塗布しておかなければならない。
5. 受注者は、金物類はいずれも使用直前に、付着した雑物、浮きさびなどを清掃し、必要に応じさび止め剤を塗布した上使用するものとする。
6. ボルト、ナット、ネジ及びスクリュー等は、特に指定がない限りISO及びJIS規定によるものとする。
7. 受注者は、丸太材の側面に他材をボルトで締付けるには、特に指定がない限り、丸太材の接触面を最小 15 ㎜の深さまで削り均し、平面接触させるものとする。
8. 受注者は、ボルト間隔及びボルトの中心から縁端までの距離については、特に指定されない限り木材の繊維方向ではボルトの径の 7 倍以上、直角の方向ではボルトの径の 2 倍以上としなければならない。
9. 受注者は、締付けボルトの穿孔径は、使用ボルトの径より 1.5 ㎜以上大きくしてはならない。ただし、引張材の継手ボルトにあっては、使用ボルトの径と同一にしなければならない。
10. 受注者は、打込みボルト及び木栓に対する穿孔径は、ボルト及び木栓の径より 1.5 ㎜小さくしなければならない。
    ただし、小径の打込みボルトは穿孔をしないで打込むことができる。
    また、木栓は乾燥樫木を使用するものとする。
11. 受注者は、釘については特に指定しない限り板等の厚さの 2.5 倍以上の長さのものを使用しなければならない。

第3項　材料

1. 受注者は、丸太材については、特に指定がない限り皮はぎの上使用しなければならない。
2. 角材のうち重要でない部材は、材質良好なものに限り、一辺の 30％までの丸みがあっても差し支えない。
3. 受注者は、材料加工後の乾燥収縮により、構造上欠陥を生ずる恐れのある部材については、あらかじめ十分乾燥した後加工しなければならない。

第4項　木げた橋

1. 受注者は、けた材に太いものと細いものがある場合は、原則として太いけたを両端近くに配置するものとする。
2. 受注者は、主げたに丸太材を用いる場合は、丸太の中心から指定の厚さを計り出して上面を平らに削り、下面は副げたあたりを平らに削り均して取付けるものとする。
3. 受注者は、副げたについては上端を平らに削り均して取付けなければならない。
4. 受注者は、敷板については間隙のないように張り詰め、両端木口を直角に切り、所定の金物で、けたに打付けなければならない。

# 第27章　工場製作工

## 第1節　一般事項

1. 適用工種
　本節は、工場製作工として、~~刃口金物製作工、~~桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、~~鋼製排水管製作工、プレビーム用桁製作工、~~橋梁用防護柵製作工、~~鋳造費、~~アンカーフレーム製作工、プレビーム用桁製作工、鋼製排水管製作工、~~仮設材製作工、~~工場塗装工、~~、~~その他これらに類する工種について定める~~ものとする~~。

2. 施工計画書
　受注者は、~~製作に着手する前に、施工計画書への記載内容に加えて、~~原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ~~それぞれ~~記載し~~提出し~~なければならない。
　なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部~~の記載~~を省略することができる~~ものとする~~。

3. 名簿の整備
　受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

~~3.~~ 4. 鋳鉄品及び鋳鋼品の使用
　受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のある~~有害な~~キズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。

~~4.~~ 5. 主要部材
　主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。

~~5. 受注者は、JISB7512(鋼製巻尺)の１級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。~~

~~6. 受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。~~

~~7. 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。~~

~~8. 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。~~

~~9. 受注者は、工場製作工の施工については、道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋編)18 章施工の規定によらなければならない。~~

## 第2節　材料

1. 材料確認
　受注者は、鋼材にJISマーク表示のないもの(JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む)については以下のとおり確認しなければならない。

(1) 鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。
　なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。

(2) 鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なもののうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督員と協議するものとする。

(3) 上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。

2. ミルシートの提出
　受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシート

について、工事完成時に提出するものとする。

3.　溶接材料

受注者は、溶接材料の使用区分を**表 27－1** に従って設定しなければならない。

## 表27－1　溶接材料区分

| 使用区分 | 使用する溶接材料~~使用区分~~ |
|---|---|
| 強度の同じ鋼材を溶接する場合 | 母材の規格値と同等または~~もしく~~はそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料 |
| 強度の異なる鋼材を溶接する場合 | 低強度側の母材の規格値と同等または~~もしく~~はそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料 |
| じん性の同じ鋼材を溶接する場合 | 母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料 |
| じん性の異なる鋼材を溶接する場合 | 低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上の~~も~~じん性を有する溶接材料 |
| 耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合 | 普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料 |
| 耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合 | 母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料 |

受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。

なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系~~継~~溶接材料を使用するものとする。

(1)　耐候性鋼材を溶接する場合

(2)　SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570、~~及び~~SBHS500 及び SBHS700 を溶接する場合

4.　被覆アーク溶接棒

受注者は、被覆アーク溶接棒を**表 27－2** に従って乾燥させなければならない。

## 表27－2　溶接棒乾燥の温度と時間

| 溶接棒の種類 | | 溶接棒の状態 | 乾燥温度 | 乾燥時間 |
|---|---|---|---|---|
| 軟鋼用被覆アーク溶接棒 | | 乾燥（開封）後 8~~12~~時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき | 70～100℃<br>~~100～150℃~~ | 30～60 分<br>~~1時間以上~~ |
| 低水素系被覆アーク溶接棒 | 490MPa 級<br>590MPa 級 | 乾燥（開封）後 4 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき | 300～400℃<br>350～400℃<br>~~300～400℃~~ | 30～60 分<br>60 分以上<br>~~1時間以上~~ |

5.　サブマージアーク溶接に用いるフラックス

受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表 27－3 に従って乾燥させなければならない。

## 表27－3　フラックスの乾燥の温度と時間

| フラックスの種類 | | 乾燥温度 | 乾燥時間 |
|---|---|---|---|
| 溶融フラックス<br>~~溶触フラックス~~ | ガラス状 | 150～350℃<br>~~150～200℃~~ | 60 分以上<br>~~1時間以上~~ |
| | 軽石状 | 200～350℃ | 60 分以上 |
| ボンドフラックス | | 200～350℃<br>~~200～250℃~~ | 60 分以上<br>~~1時間以上~~ |

6.　CO2 ガスシールドアーク溶接に用いる CO2 ガス

CO2[2]ガスシールドアーク溶接に用いるCO2[2]ガスは、JIS K 1106（液化二酸化炭素（液化炭酸ガス））に規定された 3 種を使用するものとする。

7.　工場塗装工の材料

工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。

(1)　受注者は、JIS に適合した塗料を使用しなければならない。
また受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、施工前に色見本により監督員の承諾を得なければならない。

(2) 受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱について、関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。

(3) 受注者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。

(4) 受注者は、多液型塗料の可使時間は、表 27－4 の基準を遵守しなければならない。

(5) 受注者は、塗料の有効期間を、ジンクリッチペイントは製造後 6 ヶ月以内、その他の塗料は製造 12 ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。

### 表27－4　多液形塗料の可使時間

| 塗装の種類 | 可使時間(時間) |
|---|---|
| 長ばく形エッチングプライマー | 20℃　8 以内 |
| 無機ジンクリッチプライマー<br>無機ジンクリッチペイント<br>有機ジンクリッチペイント | 20℃　5 以内 |
| エポキシ樹脂塗料下塗<br>変性エポキシ樹脂塗料下塗<br>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗<br>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗 | 10℃　8 以内 |
| | 20℃　5 以内 |
| | 30℃　3 以内 |
| 変性エポキシ樹脂塗料内面用 | 20℃　5 以内 |
| | 30℃　3 以内 |
| 超厚膜形エポキシ樹脂塗料 | 20℃　3 以内 |
| エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)<br>変性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)<br>変性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用) | 5℃　5 以内 |
| | 10℃　3 以内 |
| 無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 | 20℃　1 以内 |
| 無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(低温用) | 10℃　1 以内 |
| コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー | 20℃　5 以内 |
| ふっ素樹脂塗料用中塗<br>ふっ素樹脂塗料上塗<br>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗<br>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 | 20℃　5 以内 |
| コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗<br>コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗<br>コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗<br>コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗 | 30℃　3 以内 |

## 第3節　桁製作工~~、刃口金物製作工、鋼製橋脚製作工、横断歩道橋製作工、梁製作工、屋根製作工、床版補強材製作工、桁補強材製作工~~

1.製作加工については、下記の規定によるものとする。

(1) 原寸

① 受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。

② 受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は、監督員の承諾を得なければならない

③ 原寸図を作成する場合、受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の１級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。

なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

④　受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。

(2)　工作

①　受注者は、主要部材の板取りは、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認し、行わなければならない。
　ただし、圧延直角方向について、JIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材)の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。
　なお、板取りに関する資料を保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

②　受注者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。
　これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

③　受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚 10 ㎜以下のガセットプレート及び補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。

④　受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において、組立てた後に自由縁となる部材の角は面取りを行うものとし、半径 2 ㎜以上の曲面仕上げを行うものとする。

⑤　受注者は、鋼材の切断面の表面のあらさを、50 μm 以下にしなければならない。

⑥　受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。
　~~ただし、二次部材(道示による)で板厚 16 ㎜以下の材片は、押抜きにより行うことができるものとする。~~
　また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、NC穿孔機または型板を使用するものとする。
　ただし、NC穿孔機を使用する場合は、型板を使用しなくてもよいものとする。なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。

⑦　受注者は、~~主要部材において~~冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。
　なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
　ただし、JIS Z 2242:2023(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 27－5 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006%をこえない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上または 5 倍以上とすることができる。

## 表27－5　シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値

| シャルピー吸収エネルギー (J) | 冷間曲げ加工の内側半径 | 付記記号(注) |
|---|---|---|
| 150 以上 | 板厚の7倍以上 | -7L, -7C |
| 200 以上 | 板厚の5倍以上 | -5L, -5C |

〔注〕1 番目の数字:最小曲げ半径の板厚の倍率
　2 番目の記号:曲げ加工方向(L:最終圧延方向と同一方向　C:最終圧延方向と直下方向)

⑧　受注者は、調質鋼(Q)及び熱加工制御鋼(TMC)の熱間加工を行ってはならない。

(3)　溶接施工

①　受注者は、溶接について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、以下の事項を記載した施工計画書を監督員に提出した上で施工しなければならない。

1)　~~・~~鋼材の種類及び特性

2)　・溶接材料の種類及び特性

3)　・溶接作業者の保有資格

4)　・継手の形状及び精度

5)　・溶接環境及び使用設備

6)　・溶接施工条件及び留意事項

7)　・溶接部の検査方法

8)　・不適合品の取り扱い

~~② 受注者は、工場内で溶接を行うものとし、やむを得ず現場で取り付ける場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得て、工場溶接と同等以上の品質となるように施工管理を行なわなければならない。~~

~~ただし、アークスタッド溶接は除くものとする。~~

②~~③~~受注者は、JIS Z 3801（溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接工を従事させなければならない。

ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接工を従事させるものとする。

また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A－2Fまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接工を従事させるものとする。

なお、工事溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。

(4) 溶接施工試験

① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。

ただし、二次部材については、除くものとする。

なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、設計図書に関して監督員の承諾を得た上で~~その時の~~溶接施工試験を省略することができる~~ものとする~~。

1)　SBHS700 及び SBHS700W において、1 パスの入熱量が 5,000J/mm を超える場合

2)　・SM570、SMA570W、SM520 及び SMA490W において、1 パスの入熱量が 7,000J/㎜を超える場合

3)　・SM490、SM490Y、SBHS400、SBHS400W 、SBHS500 及びSBHS500Wにおいて、1パスの入熱量が 10,000J/㎜を超える場合

4)　・被覆棒アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（$CO_2$~~2~~ガスまたは Ar と $CO_2$~~2~~の混合ガス）、サブマージアーク溶接法、頭付スタッドのアークスタッド溶接法以外の溶接を行う場合

5)　・鋼橋製作の実績がない場合

6)　・使用実績のないところから材料供給を受ける場合

7)　・採用する溶接方法の施工実績がない場合

② 受注者は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。

なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、以下によるものとする。

1)　・供試鋼板には、同じような溶接条件で取扱う鋼板のうち、最も条件の悪いものを用いるものとする。

2)　・溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行うものとする。

3)　・異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同様の組合せの鋼材で行うものとする。

なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができるものとする。

4)　・再試験は、最初の個数の 2 倍とする。

(5) 組立て

受注者は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に溶接することは避けるものとする。

やむを得ず溶接を行って母材を傷つけた場合は、本項(12)~~(13)~~欠陥部の補修により補修するものとする。

(6) 材片の組合わせ精度

受注者は、材片の組合せ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継ぎ手性能が確保されるものにしなければならない。

ただし、施工試験によって誤差の許容量が確認された場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得たうえで下記の値以上とすることができる。

① 開先溶接

ルート間隔の誤差:規定値±1.0 ㎜以下

板厚方向の材片偏心:t≦50mm 薄い方の板厚の 10%以下

50mm＜t5 ㎜以下

t:薄い方の板厚

裏当て金を用いる場合の密着度:0.5 ㎜以下

開先角度:規定値±10°

② すみ肉溶接

材片の密着度:1.0 ㎜以下

(7) 組立て~~仮付け~~溶接

受注者は、本溶接の一部となる組立て~~仮付け~~溶接にあたって、本溶接を行う溶接工と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。

組立て~~仮付け~~溶接のすみ肉(すみ肉溶接以外の溶接にあってはすみ肉~~または~~換算の~~)~~脚長)は 4 ㎜以上とし、長さは 80 ㎜以上とするものとする。

ただし、厚い方の板厚が 12 ㎜以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 PCM が 0.22%~~炭素当量が 0.36%~~以下の場合は、50 ㎜以上とすることができる~~ものとする~~。

~~ただし、( )の項は Cu≧0.5(%)の場合に加えるものとする。~~

$$~~ceq = C + \frac{Mn}{6} + \frac{Si}{24} + \frac{Ni}{40} + \frac{Cr}{5} + \frac{Mo}{4} + \frac{V}{14} + \left[\frac{Cu}{13}\right]~~ \quad (\%)$$

$$Pcm = C + \frac{Mn}{20} + \frac{Si}{30} + \frac{Ni}{60} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{15} + \frac{V}{10} + \frac{Cu}{20} + 5B \quad (\%)$$

~~(8) 溶接前の部材の清掃と乾燥~~

~~受注者は、溶接を行おうとする部分の、ブローホールやわれを発生させるおそれのある黒皮、さび、塗料、油等を除去しなければならない。~~

~~また受注者は、溶接を行う場合、溶接線周辺を十分乾燥させなければならない。~~

(8)~~(9)~~予熱

受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100mm 範囲の母材を表 27-6 の条件を満たす場合に限り、表 27-7 により予熱することを標準とする。

なお、鋼材の PCM 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 27-8 とする。

## 表27－6　予熱温度の標準を適用する場合の$P_{CM}$の条件　（%）

| 工種 / 鋼材の板厚(mm) | SM400 | SMA400W | SM490<br>SM490Y | SM520<br>SM570 | SMA490W<br>SMA570W | SBHS400<br>SBHS400W | SBHS500<br>SBHS500W | SBHS700<br>SBHS700W |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 25 以下 | 0.24%<br>以下 | 0.24%<br>以下 | 0.26%<br>以下 | 0.26%<br>以下 | 0.26%<br>以下 | 0.22%<br>以下 | 0.20%<br>以下 | 0.30<br>以下 |
| 25 を超え<br>50 以下 | 0.24%<br>以下 | 0.24%<br>以下 | 0.26%<br>以下 | 0.27%<br>以下 | 0.27%<br>以下 | | | |
| 50 を超え<br>75 以下 | 0.24%<br>以下 | 0.24%<br>以下 | 0.27%<br>以下 | 0.29%<br>以下 | 0.29%<br>以下 | | | 0.32<br>以下 |
| 75 を超え<br>100 以下 | | | | | | | | ― |

~~〔注〕~~
~~PCM の~~
~~算定式~~

$$P_{CM} = C + \frac{Si}{30} + \frac{Mn}{20} + \frac{Cu}{20} + \frac{Ni}{60} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{15} + \frac{V}{10} + 5B(\%)$$

## 表27－7　鋼材の予熱温度表

| 鋼種 | 溶接方法 | 予熱温度(℃)<br>板厚区分(mm)<br>25 以下 | 25 を超え 40 以下 | 40 を超え 50 以下 | 50 を超え 100 以下 |
|---|---|---|---|---|---|
| SM400 | 低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接 | 予熱なし | 50 | ― | ― |
| | 低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接 | 予熱なし | 予熱なし | 50 | 50 |
| | サブマージアーク溶接<br>ガスシールドアーク溶接 | 予熱なし | 予熱なし | 予熱なし | 予熱なし |
| SMA400W | 低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接 | 予熱なし | 予熱なし | 50 | 50 |
| | サブマージアーク溶接<br>ガスシールドアーク溶接 | 予熱なし | 予熱なし | 予熱なし | 予熱なし |
| SM490<br>SM490Y | 低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接 | 予熱なし | 50 | 80 | 80 |
| | サブマージアーク溶接<br>ガスシールドアーク溶接 | 予熱なし | 予熱なし | 50 | 50 |
| SM520<br>SM570 | 低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接 | 予熱なし | 80 | 80 | 100 |
| | サブマージアーク溶接<br>ガスシールドアーク溶接 | 予熱なし | 50 | 50 | 80 |
| SMA490W<br>SMA570W | 低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接 | 予熱なし | 80 | 80 | 100 |
| | サブマージアーク溶接<br>ガスシールドアーク溶接 | 予熱なし | 50 | 50 | 80 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| SBHS400<br>SBHS400W<br>SBHS500<br>SBHS500W | 低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接 | 予熱なし | 予熱なし | 予熱なし | 予熱なし |
| | ガスシールドアーク溶接<br>サブマージアーク溶接 | 予熱なし | 予熱なし | 予熱なし | 予熱なし |
| SBHS700<br>SBHS700W | 低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | ガスシールドアーク溶接<br>サブマージアーク溶接 | 50 | 50 | 50 | 50 |

〔注〕「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が 5℃以下の場合は 20℃以上に加熱する。

## 表27－8　$P_{CM}$値と予熱温度の標準

| $P_{CM}$（%） | 溶接方法 | 予熱温度(℃)<br>板厚区分(mm) | | |
|---|---|---|---|---|
| | | t≦25 | 25＜t≦40 | 40＜t≦100 |
| 0.21 | SMAW | 予熱なし | 予熱なし | 予熱なし |
| | GMAW、SAW | 予熱なし | 予熱なし | 予熱なし |
| 0.22 | SMAW | 予熱なし | 予熱なし | 予熱なし |
| | GMAW、SAW | 予熱なし | 予熱なし | 予熱なし |
| 0.23 | SMAW | 予熱なし | 予熱なし | 50 |
| | GMAW、SAW | 予熱なし | 予熱なし | 予熱なし |
| 0.24 | SMAW | 予熱なし | 予熱なし | 50 |
| | GMAW、SAW | 予熱なし | 予熱なし | 予熱なし |
| 0.25 | SMAW | 予熱なし | 50 | 50 |
| | GMAW、SAW | 予熱なし | 予熱なし | 50 |
| 0.26 | SMAW | 予熱なし | 50 | 80 |
| | GMAW、SAW | 予熱なし | 予熱なし | 50 |
| 0.27 | SMAW | 50 | 80 | 80 |
| | GMAW、SAW | 予熱なし | 50 | 50 |
| 0.28 | SMAW | 50 | 80 | 100 |
| | GMAW、SAW | 50 | 50 | 80 |
| 0.29 | SMAW | 80 | 100 | 100 |
| | GMAW、SAW | 50 | 80 | 80 |

(9)~~(10)~~溶接施工上の注意

① 受注者は、溶接を行おうとする部分の、ブローホールやわれを発生させるおそれのある黒皮、さび、塗料、油等を除去しなければならない。
　また受注者は、溶接を行う場合、溶接線周辺を十分乾燥させなければならない。

② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。
　なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダ仕上げするものとする。

③ 受注者は、完全溶込み開先溶接の施工においては、原則として裏はつりを行わなければならない。

④ 受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を2種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接または半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。

⑤ 受注者は、完全溶込み開先溶接からすみ肉溶接に変化する場合など、溶接線内で開先形状が変化する場合には、開先形状の遷移区間を設けなければならない。

⑥ 受注者は、材片の隅角部で終わるすみ肉溶接を行う場合、隅角部をまわして連続的に施工しなければならない。

⑦ 受注者は、サブマージアーク溶接法またはその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。ただし、やむを得ず途中でアークが切れた場合は、前のビードの終端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行うものとする。

(10)~~(11)~~開先溶接の余盛と仕上げ

　受注者は、設計図書で、特に仕上げの指定のないグルーブ溶接においては、品質管理基準の規定値に従うものとし、余盛高が規格値を超える場合には、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げなければならない。

(11)~~(12)~~溶接の検査

① 受注者は、工場で行う溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表 27－9 に示す 1 グループごとに 1 継手の抜取り検査を行わなければならない。
　ただし、監督員の指示がある場合には、それによるものとする。

表27－9　主要部材の完全溶込みの突合わせ継手の非破壊試験検査率

| 部材~~mm~~ | | | 1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数~~故~~ | 放射線透過試験 | 超音波探傷試験 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 撮影枚数 | 検査長さ~~継手数~~ |
| 引張部材 | | | 1 | 1枚（始端又は端部を含む） | 継手全長を原則とする~~1~~ |
| 圧縮部材 | | | 5 | 1枚（始端又は端部を含む） | ~~1~~ |
| 曲げ部材 | 引張フランジ | | 1 | 1枚（始端又は端部を含む） | ~~1~~ |
| | 圧縮フランジ | | 5 | 1枚（始端又は端部を含む） | ~~1~~ |
| | 腹板 | 応力に直角な方向の継手 | 1 | 1枚（引張側） | ~~1~~ |
| | | 応力に平行な方向の継手 | 1 | 1枚（始端又は端部を含む） | ~~1~~ |
| 鋼床版 | | | 1 | 1枚（始端又は端部を含む） | ~~1~~ |

注）検査手法の特性の相違により、検査長さの単位は放射線透過試験の 30cm に対して、超音波探傷試験では1継手の全線としている。

② 受注者は、現場溶接を行う完全~~全面~~溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、~~設計図書に明示された放射線透過試験を~~表 27－10 に示す非破壊試験に従い行わなければならない。
　また、その他の部材の完全~~全断面~~溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を

工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊~~放射線透過~~試験を行~~な~~うものとする。
~~ただし、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾を得て放射線透過試験のかわりに超音波探傷試験を用いることができるものとする。~~

表27－10　現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率

| 部材~~放~~ | 放射線透過試験 | 超音波探傷試験 |
|---|---|---|
| | 撮影箇所 | 検査長さ |
| 鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱 | 継手全長を原則とする~~。~~ | |
| 主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板 | | |
| 鋼床版のデッキプレート | 継手の始終端で連続して50 cm（2 枚）、中間部で 1m につき 1箇所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）を原則とする。 | 継手全長を原則とする |

ただし、受注者は、設計図書に関して監督職員の承諾を得て放射線透過試験に代えて超音波探傷試験を行うことができる。

③　受注者は、放射線透過試験による場合で板厚が25㎜以下の試験の結果については、次の規定を満足する場合に合格とする。

引張応力を受ける溶接部JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された2類以上

圧縮応力を受ける溶接部JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された3類以上

なお、上記規定を満足しない場合で、検査ロットのグループが1つの継手からなる場合には、試験を行ったその継手を不合格とする。また、検査ロットのグループが2つ以上の継手からなる場合は、そのグループの残りの各継手に対し、非破壊試験を行い合否を判定するものとする。

受注者は、不合格となった継手をその継手全体を非破壊試験によって検査し、欠陥の範囲を確認のうえ、**本項**(12)~~(13)~~の欠陥部の補修の規定に従い補修しなければならない。また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。

受注者は、現場溶接を行う完全溶込み突合せ溶接継手の非破壊試験結果が上記の規定を満足しない場合は、次の処置をとらなければならない。

継手全長を検査した場合は、規定を満足しない撮影箇所を不合格とし、**本項**(12)~~(13)~~の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。

また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。

抜取り検査をした場合は、規定を満足しない箇所の両側各1mの範囲について検査を行うものとし、それらの箇所においても上記規定を満足しない場合には、その残りの部分のすべてを検査するものとする。不合格となった箇所は、欠陥の範囲を確認し、**本項**(12)~~(13)~~の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。

また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。なおここでいう継手とは、継手の端部から交差部または交差部から交差部までを示すものとする。

④　受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。
割れの検査は、溶接線全線を対象として肉眼で行うものとするが、判定が困難な場合には、磁粉探傷試験または浸透液探傷試験により検査するものとする。

⑤　受注者は、断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。

その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、または

継手長さ 1m につき 3 個まで許容するものとする。
ただし、ピットの大きさが1㎜以下の場合には、3 個を 1 個として計算するものとする。

1) ・受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ 25 ㎜の範囲における高低差で表し、3 ㎜を超える凹凸を発生させてはならない。

2) ・受注者は、アンダーカットの深さを設計上許容される値以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。

⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた JIS Z 2305(非破壊試験技術者の資格及び認証)に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。
なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された、磁粉探傷試験のレベル 2 以上の資格を有するものとする。
内部きずの検査について、放射線透過試験または超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じて JIS Z 2305(非破壊試験技術者の資格及び認証)に基づく次の 1)～3)に示す資格を有していなければならない。

1) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。

2) ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。

3) ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。

(12)~~(13)~~欠陥部の補修

受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。
この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行~~な~~うものとする。
補修方法は、表 27－11 に示すとおり行うものとする。
これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
なお、補修溶接のビードの長さは 40 ㎜以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行うものとする。

表27－11　欠陥の補修方法

| | 欠 陥 の 種 類 | 補 修 方 法 |
|---|---|---|
| 1 | アークストライク | 母材表面に凹みを生じた部分は肉盛溶接ののちグラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダ仕上げのみでよい |
| 2 | 仮付け溶接の欠陥 | 欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。 |
| 3 | 溶接われ | われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。 |
| 4 | 溶接ビード表面のピット | エアアークガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。 |
| 5 | オーバーラップ | グラインダで削り~~を~~整形する。 |
| 6 | 溶接ビード表面の凸凹 | グラインダ仕上げする。 |
| 7 | アンダーカット | 程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダ仕上げする。 |

(13)~~(14)~~ひずみとり

受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレスまたはガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ただし、SBHS700 及び SBHS700W のプレス矯正については、施工条件を確認する必要がある。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 27－12 によるものとする。

表27－12　ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法

| 鋼種 | 鋼材表面温度 | 冷却法 |
|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 調質鋼(Q) | | 750℃以下 | 空冷または空冷後 600℃以下で水冷 |
| 熱加工制御鋼(TMC) | Ceq＞0.38 | 900℃以下 | 空冷または空冷後 600℃以下で水冷 |
| | Ceq≦0.38 | 900℃以下 | 加熱直後水冷または空冷 |
| その他の鋼材 | | 900℃以下 | 赤熱状態からの水冷をさける |

$$Ceq = C + \frac{Mn}{6} + \frac{Si}{24} + \frac{Ni}{40} + \frac{Cr}{5} + \frac{Mo}{4} + \frac{V}{14} + \left[\frac{Cu}{13}\right](\%)$$

ただし、()の項は Cu≦0.5(%)の場合に加えるものとする。

(14)~~(15)~~仮組立て

①　受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。
ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得てこれに代えることができる。
~~受注者は、仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。~~
~~ただし、架設条件によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。~~

②　受注者は、実仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
~~受注者は、仮組立てにおける主要部分の現場添接部または連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。~~

③　受注者は、実仮組立てにおける主要部分の現場添接部または連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。
~~受注者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、設計図書に関して監督員の承諾を得た上で補修しなければならない。~~

④　受注者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得た上で補修しなければならない。
~~受注者は、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て実施できる。~~

2.ボルト・ナット

(1)　ボルト孔の径は、**表 27－13** に示すとおりとする。

**表27－13　ボルト孔の径**

| ボルトの呼び | ボルトの孔の径(mm) | |
|---|---|---|
| | 摩擦/引張接合 | 支圧接合 |
| M20 | 22.5 | 21.5 |
| M22 | 24.5 | 23.5 |
| M24 | 26.5 | 25.5 |

ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径＋4.5 ㎜までの拡大孔をあけてよいものとする。

なお、この場合は、設計の断面控除(拡大孔の径＋0.5 ㎜)として改めて継手の耐荷性能を評価~~安全性を照査~~するものとする。

①　仮組立てで工場製作時のリーミングが難しい場合
1)　~~・~~箱型断面部材の縦リブ継手
2)　~~・~~鋼床版橋の縦リブ継手

②　仮組立ての形状と架設時の形状が異なる場合

- 鋼床版橋の主桁と鋼床版を取付ける縦継手

(2)ボルト孔の径の許容差は、**表 27－14** に示すとおりとする。
ただし、摩擦接合の場合は1ボルト群の 20%に対しては＋1.0 ㎜まで良いものとする。

**表27－14　ボルト孔の径の許容差**

| ボルトの呼び | ボルトの孔の径許容差(mm) | |
|---|---|---|
| | 摩擦/引張接合 | 支圧接合 |
| M20 | +0.5 | ±0.3 |
| M22 | +0.5 | ±0.3 |
| M24 | +0.5 | ±0.3 |

(3)~~(2)~~仮組立て時のボルト孔の精度

① 受注者は、支圧接合を行う材片を組合せた場合、孔のずれは 0.5 ㎜以下にしなければならない。

② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表 27-15 のとおりにしなければならない。

**表27－15　ボルト孔の貫通率及び停止率**

| ねじ~~ボルト~~の呼び | | 貫通ゲージの径 (mm) | 貫通率(%) | 停止ゲージの径 (mm) | 停止率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 摩擦接合/引張接合 | M20 | 21.0 | 100 | 23 | 80 以上 |
| | M22 | 23.0 | 100 | 25 | 80 以上 |
| | M24 | 25.0 | 100 | 27 | 80 以上 |
| 支圧接合 | M20 | 20.7 | 100 | 21.8 | 100 |
| | M22 | 22.7 | 100 | 23.8 | 100 |
| | M24 | 24.7 | 100 | 25.8 | 100 |

## 第4節　検査路製作工

1.　製作加工

(1) 受注者は、検査路・昇降梯子・手摺等は原則として溶融亜鉛めっき処理を行わなければならない。

(2) 受注者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみとりを行わなければならない。

(3) 受注者は、検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、桁本体の工場溶接と同等以上の条件下で行なわれなければならない。
やむを得ず現場で取付ける場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得て十分な施工管理を行わなければならない。

(4) 受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。

(5) 受注者は、検査路と桁本体の取付けは取付けピースを介して、ボルト取合いとしなければならない。
ただし、取合いは製作誤差を吸収できる構造とするものとする。

2.　ボルト・ナットの施工については、**第3節桁製作工**の規定によるものとする。

## 第5節　鋼製伸縮継手製作工

1.　製作加工

(1) 受注者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。

なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具が生じるので注意するものとする。

(2) 受注者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。
　二度切りの場合には間隔を 10 ㎜程度あけるものとする。

(3) 受注者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかなければならない。

(4) 受注者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。

2. ボルト・ナットの施工については、第3節桁製作工の規定によるものとする。

## 第6節　落橋防止装置製作工

1. 製作加工

受注者は、PC 鋼材による落橋防止装置の製作加工については、以下の規定によらなければならない。

(1) 受注者は、PC 鋼材定着部及び取付ブラケットの防食については、設計図書によらなければならない。

2. ボルト・ナットの施工については、第3節桁製作工の規定によるものとする。

## ~~第7節　鋼製排水管製作工~~

~~1. 製作加工~~

~~(1) 受注者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によるものとする。~~

~~(2) 受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。~~
~~　やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。~~

~~(3) 受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。~~

~~2. ボルト・ナットの施工については、桁製作工の規定によるものとする。~~

## ~~第8節　プレビーム用桁製作工~~

~~1. プレビーム用桁の製作加工については、桁製作工の規定によるものとする。~~
~~ただし、仮組立て及び塗装は行わないものとする。~~

~~2. 鋼桁の組立てに使用するボルト・ナットの施工については、地組工の規定によるものとする。~~

## 第79節　橋梁用防護柵製作工~~、橋梁用高欄製作工~~

1. 製作加工

(1) 亜鉛メッキ後に塗装仕上げをする場合

① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。

② 受注者は、めっき付着量を両面で 275g／㎡~~めっき膜厚量を両面で 42 μm~~以上としなければならない。
　その場合、受注者は、めっき付着~~膜厚~~量が前述以上であることを確認しなければならない。

③ 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm 以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。

(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合

① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。

② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641

（溶融亜鉛めっき）（HDZT77）の　77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じくHDZT49 の 49μm（膜厚）以上としなければならない。

③　受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、②のその他の部材の場合を適用しなければならない。

2.　ボルト・ナット

(1)　受注者は、ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条1項の製作加工（1）塗装仕上げをする場合の規定によらなければならない。
ただし、ステンレス性のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。

(2)　受注者は、ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合は、本条 1 項の製作加工（2）亜鉛めっき地肌のままの場合の規定によらなければならない。

3.　アンカーボルト
アンカーボルトについては、本条 2 項ボルト・ナットの規定によるものとする。

## ~~第10節　鋳造費~~

~~橋歴板に用いる材質は、第 24 章第 2 節第 8 項銘板工の規定による。~~

## 第811節　アンカーフレーム製作工

1.　アンカーフレーム製作工の施工
アンカーフレーム製作工の施工については、**第3節桁製作工**の規定によるものとする。

2.　アンカーボルトのねじの種類ピッチ及び精度
受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、**表 27－16** によらなければならない。

### 表27－16　ねじの種類、ピッチ及び精度

| | ボルトの呼び径 | |
|---|---|---|
| | 68 ㎜以下 | 68 ㎜を超こえるもの |
| ねじの種類 | メートル並目ねじ<br>JIS B 0205<br>（一般用メートルねじ） | メートル細目ねじ<br>JIS B 0205<br>（一般用メートルねじ） |
| ピッチ | JIS 規格による | 6 ㎜ |
| 精度 | 3 級<br>JIS B 0209<br>（一般用メートルねじ－公差） | 3 級<br>JIS B 0209<br>（一般用メートルねじ－公差） |

## 第9節　プレビーム用桁製作工

1.　製作加工
プレビーム用桁の製作加工については、**第3節桁製作工**の規定によるが、仮組立ては行わないものとする。また、塗装は、プレビーム用桁製作後長時間仮置きする場合は、ジンクリッチプライマーにより、塗装を行わなければならない。

2.　ボルト・ナットの施工
鋼桁の組立てに使用するボルト・ナットの施工については、**第23章第1節地組工**の規定による。

## 第10節　鋼製排水管製作工

1.　製作加工

(1)　受注者は、排水管及び取付金具の防食ついては、設計図書によらなければならない。

(2)　受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。

(3)　受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。

2.　ボルト・ナットの施工
　ボルト・ナットの施工については、**第3節桁製作工**の規定によるものとする。

## 第11節　工場塗装工

本節は**第28章第1節工場塗装工**の規定による。

## 第12節　仮設材製作工

受注者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。

## ~~第13節　鋼製排水管製作工~~

~~1.　製作加工~~

~~(1)　受注者は、排水管及び取付金具の防食ついては、設計図書によらなければならない。~~

~~(2)　受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。~~

~~(3)　やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。~~

~~(4)　受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。~~

~~2.　ボルト・ナットの施工については、桁製作工の規定によるものとする。~~

## 第13~~14~~節　RC橋脚巻立て鋼板製作工

1.　適用規定
　RC橋脚巻立て鋼板製作工の施工については、**第3節桁製作工**の規定によるものとする。

2.　鋼板製作

(1)　受注者は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得~~受け~~なければならない。

(2)　鋼板の加工は、工場で行うものとする。
~~なお、これによりがたい場合は監督員と協議しなければならない。~~

(3)　工場塗装工の施工については、**第28章第1節工場塗装工**の規定によるものとする。
なお、塗装種類、回数、使用量は設計図書によるものとする。

(4)　受注者は、鋼板固定用等の孔あけは、正確な位置に直角に行わなければならない。

~~(5)　受注者は、先付けの鋼板には裏あて材を点溶接し、吊り金具を取り付けなければならない。~~

3.　型鋼製作

(1)　受注者は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を受けなければならない。

(2)　型鋼の加工は、工場で行うものとする。
~~なお、これによりがたい場合は監督員と協議しなければならない。~~

(3)　工場塗装工の施工については、**第28章第1節工場塗装工**の規定による。
なお、塗装種類、回数、使用量は設計図書によるものとする。

## 第14~~15~~節　工場製品輸送工

第1項　一般事項

1.　適用工種
　本節は、工場製品輸送工として輸送工その他これらに類する工種について定める~~ものとする~~。

2.　施工計画書
　受注者は、~~輸送に着手する前に施工計画書への記載内容に加えて、~~輸送計画に関する事項を施工計画書へ記載~~し、監督員に提出~~しなければならない。

第2項　輸送工

1.　部材発送前の準備

受注者は、部材の発送に先立ち、塗装等で組立て記号を記入しておかなければならない。

2. 輸送中の部材の損傷防止

受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。

なお、受注者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。

## 第15節　刃口金物製作工

刃口金物製作工の施工については、**第3節桁製作工**の規定による。

## 第16節　鋼製橋脚製作工

鋼製橋脚製作工の施工については、**第3節桁製作工**の規定による。

## 第17節　橋梁用高欄製作工

橋梁用高欄製作工の施工については、**第7節橋梁用防護柵製作工**の規定による。

## 第18節　横断歩道橋製作工

横断歩道橋製作工の施工については、**第3節桁製作工**の規定による。

## 第19節　屋根製作工

屋根製作工の施工については、**第3節桁製作工**の規定による。

## 第20節　床版補強材製作工

床版補強材製作工の施工については、**第3節桁製作工**の規定による。

## 第21節　桁補強材製作工

桁補強材製作工の施工については、**第3節桁製作工**の規定による。

# 公園緑地共通仕様書

# 第1章　基盤整備

## 第1節　摘要

1. 本章は、公園緑地工事における施設撤去工、敷地造成工、植栽基盤工、法面工、公園カルバート工、擁壁工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、土木工事等共通仕様書の規定による。

## 第2節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。
なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

| | |
|---|---|
| 日本公園緑地協会　造園施工管理　技術編 | （令和 3 年 5 月） |
| 日本公園緑地協会　造園施工管理　法規編 | （令和 3 年 5 月）<br>~~（令和 3 年 7 月）~~ |
| 日本公園緑地協会　都市公園技術標準解説書 | （令和 7 年 6 月）<br>~~（令和元年 7 月）~~ |
| 日本道路協会　　道路土工－施工指針 | （平成 21 年　6 月） |
| 日本道路協会　　道路土工要綱 | （平成 21 年　6 月） |
| 日本道路協会　　道路土工－軟弱地盤対策工指針 | （平成 24 年　9 月） |
| 日本道路協会　　道路土工－盛土工指針 | （平成 22 年 4 月） |
| 日本道路協会　　道路土工－切土工・斜面安定工指針 | （平成 21 年　6 月） |
| 日本道路協会　　道路土工－擁壁工指針 | （平成 24 年　7 月） |
| 日本道路協会　　道路土工－カルバート工指針 | （平成 22 年　3 月） |
| 日本道路協会　　道路土工－仮設構造物工指針 | （平成 11 年　3 月） |
| 日本緑化センター　植栽基盤整備技術マニュアル | （平成 21 年 12 月）<br>~~（平成 21 年 4 月）~~ |
| 土木研究センター　補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル | （平成 26 年 8 月）<br>~~（平成 11 年 12 月）~~ |
| 土木研究センター　ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル | （平成 25 年 12 月） |
| 土木研究センター　多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル | （平成 26 年　8 月） |
| 国土交通省　道路土工構造物技術基準 | （令和 7 年 12 月）<br>~~（平成 27 年　3 月）~~ |
| 国土交通省　建設副産物適正処理推進要綱 | （平成 14 年　5 月） |
| 建設省　都市緑化における下水汚泥の施用指針 | （平成　7 年　9 月） |

国土開発技術研究センター　河川土工マニュアル　（平成 21 年 4 月）

土木研究センター　建設発生土利用技術マニュアル　（平成 25 年 12 月）

全日本建設技術協会　土木構造物標準設計　第 2 巻－擁壁工－　（平成 12 年 9 月）

地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説　（平成 25 年 5 月）

全国特定法面保護協会　のり枠工の設計・施工指針　（平成 25 年 10 月）

建設省　土木構造物設計マニュアル（案）［土木構造物・橋梁編］　（平成 11 年 11 月）

建設省　土木構造物設計マニュアル（案）に係わる
設計・施工の手引き（案）［ボックスカルバート・擁壁編］　（平成 11 年 11 月）

国土交通省　土木構造物設計マニュアル（案）[樋門編]　（平成 13 年 12 月）

国土交通省　土木構造物設計マニュアル（案）に係わる
設計・施工の手引き（案）（樋門編）　（平成 13 年 12 月）

国土交通省　建設汚泥処理土利用技術基準　（平成 18 年　6 月）

国土交通省　発生土利用基準について　（平成 18 年　8 月）
~~（平成 18 年　6 月）~~

国土交通省　東日本大震災からの復興に係る
公園緑地整備に関する技術的指針　（平成 24 年 3 月）

## 第3節　施設撤去工

### 第1項　一般事項

1. 本節は、施設撤去工として構造物取壊し工、公園施設撤去工、移設工、樹木伐採・抜根工、伐開工、発生材再利用工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、工事現場発生品の規定によらなければならない。
3. 受注者は、殻、発生材などの処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないように行わなければならない。
4. 受注者は、殻及び発生材の受け入れ場所及び時間について、設計図書に定めのない場合は、監督員の指示を受けなければならない。

### 第2項　構造物取壊し工

構造物取壊し工の施工については、構造物取壊し工の規定によるものとする。

### 第3項　公園施設撤去工

1. 受注者は、公園施設の撤去については、既存の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、設計図書に表示のない工作物、地下埋設物及び設計図書に示された内容と異なる工作物の撤去が必要となる場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

### 第4項　移設工

1. 受注者は、移設工の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、移設工の施工については、撤去移設対象箇所を撤去移設後に、土砂で埋戻さなければならない。
　また、撤去移設時に既設構造物に破損が生じた場合は、設計図書に関して監督員の指

示に従い、速やかに原形復旧しなければならない。

(2) 受注者は、移設物の設置については、設置箇所及びその周辺を、危険防止のため地表面下とも、障害物を除去した後、水はけ良く地均しして十分転圧しなければならない。

(3) 受注者は移設物の設置については、地盤高に注意し、水平でねじれのないように施工しなければならない。

(4) 受注者は、移設する施設については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをし、安全措置をとらなければならない。

2. 受注者は、景石移設の施工については、石材の運搬にあたり、表面を損傷しないようにしなければならない。

3. 受注者は、景石の据付けについては、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議のうえ、石の大きさ、形、色合いについて四方から観察して仮据えし、全体の納まりを考慮したうえで、本据えを行わなければならない。

第5項　樹木伐採・抜根工

1. 受注者は、高木伐採、中低木伐採及び枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。
　また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

2. 受注者は、高木抜根、中低木抜根の施工については、主要な根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。また、掘り取った根株は建設発生木材として処分しなければならない。

3. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。

第6項　伐開工

1. 受注者は、人力伐開、機械伐開除根の施工については、現状地盤に近い位置で樹木の伐開を行わなければならない。

2. 受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、これに示されていない場合には、現場内において処理するものとする。
　なお、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

3. 受注者は、伐開除根作業が設計図書に示されない場合は、表 1－1 に従い施工しなければならない。

表1－1　伐開除根作業

| 区分 | 種別 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 雑草・ささ類 | 倒木 | 古根株 | 立木 |
| 盛土高1mを超える場合 | 地面で刈り取る | 除去 | 根元で切り取る | 同左 |
| 盛土高1mを以下の場合 | 根からきりとる | 〃 | 抜根除去 | 〃 |

　また、受注者は、表 1－1 の盛土高 1m を越える場合であっても、根株が将来腐食して、盛土、構造物の基礎、地下埋設物に影響をおよぼすおそれがある場合は、監督員と協議しなければならない。

4. 受注者は、発生木材処分の施工については、設計図書に示されていない場合は、監督員と協議しなければならない。

第7項　発生材再利用工

　受注者は、発生材再利用工の施工については、設計図書によるものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

## 第4節　敷地造成工

第1項　一般事項

本節は、敷地造成工として表土保全工、整地工その他これらに類する工種について定めるものとする。

第2項　表土保全工

1. 表土保全工は、植栽に適した肥沃な表土を植栽用土壌として確保するために実施するものである。
2. 受注者は、表土掘削の施工については、設計図書によるものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、表土運搬の施工については、設計図書に示された場所に運搬するものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
4. 受注者は、表土の仮置きが必要な場合は、乾燥防止、雨水による養分流出防止、風による飛散防止の処理を行い、表土を堆積して保管しなければならない。
5. 受注者は、表土を堆積して保管する場合は、堆積高さ、表面の養生について監督員の指示によらなければならない。

第3項　整地工

1. 受注者は、公園整地の施工については、残材、転石を除去し不陸のないように、地均しを行わなければならない。
2. 受注者は、公園整地の施工については、滞水しないように排水勾配をとらなければならない。
3. 受注者は、公園整地の施工については、敷地内の汚水桝に雨水が流入することのないように、なじみ良く仕上げなければならない。
4. 受注者は、公園整地の施工については、工事範囲と現況地盤とのすり合わせに不陸がないように、なじみ良く仕上げなければならない。

## 第5節　植栽基盤工

第1項　一般事項

1. 本節は、植栽基盤工として透水層工、土層改良工、土性改良工、表土盛土工、人工地盤工、造形工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 植栽基盤工は、植栽地を植物の生育にふさわしい地盤（これを植栽基盤という）に改良、整備するために行うものであり、受注者はこの趣旨を踏まえて施工しなければならない。
   なお、植物の生育にふさわしい地盤は、透水性・保水性を合わせ持ち、植物の根が容易に伸長できる土層の厚さ・広がり・硬さを有するとともに、根の伸長に障害をおよぼす有害物質を含まず、植物の育成に適した酸度及び養分を有している土壌で構成する地盤のこととする。
3. 植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。
   なお、これにより難い場合は、工事着手前に、設計図書に関して監督員と協議のうえ、pH、有害物質の試験を必要に応じて行わなければならない。

第2項　材料

1. 表土盛土及び人工地盤工で使用する土については、植栽する植物の生育に適した土壌で、植物の生育に有害なゴミ、きょう雑物、がれきを含まないものとする。
2. 土性改良工で使用する土壌改良材については、以下の規格に合格したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
   (1) 土壌改良材については、それぞれ本来の粒状・粉状・液状の形状を有し、異物及びきょう雑物の混入がなく、変質していないものとする。
   また、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れてあり、包装あるいは容器が損傷していないものとする。
   (2) 無機質土壌改良材については不純物を含まないものとする。

(3) 有機質土壌改良材(針葉樹改良材)については、針葉樹皮の樹皮が分解しづらい性質を利用し、樹皮に加工を施して改良材としたもので、有害物が混入していないものとする。

(4) 有機質土壌改良材(バーク堆肥)については、広葉樹又は針葉樹の樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないものとする。なお、未熟なパーク堆肥を用いると窒素欠乏による生育阻害をおこす恐れがあるので注意しなければならない。

(5) 有機質土壌改良材(泥炭系)については、泥炭類であるピートモス、ピートを主としたもので、有害物が混入していないものとする。

(6) 有機質土壌改良材(下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト))については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたもので、有害物が混入していないものとする。

(7) 針葉樹皮改良材、バーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥コンポスト以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないものとする。

(8) 受注者は、設計図書に示された支給品を用いるものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

3. 土性改良工で使用する肥料については、以下の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

(1) 有機肥料については、それぞれの素材を、肥料成分の損失がないよう加工したもので、有害物が混入していない乾燥したものとする。

(2) 化学肥料については、それぞれ本来の粒状・固形・結晶の形状を有し、きょう雑物の混入していないものとし、指定の肥料成分を有し、変質していないものとする。

(3) 肥料については、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標、または、商品名・種類(成分表)・製造年月日・製造業者名・容量を明示するものとする。

第3項　透水層工

1. 開渠排水は、植栽基盤の周辺に溝を設置し、地表水の排水を図るとともに、外部からの地表水の流入を防ぐ方法とする。
　暗渠排水は、植栽基盤下部に中空の管を設置し、これにより地中水を排水する方法とする。
　縦穴排水は、植栽基盤の不透水層がある植栽樹木の周辺に縦に穴を掘り、その中に管を挿入し、透水性及び通気性の改善をはかる方法のこととする。

2. 受注者は、開渠排水の施工については、滞水が生じないように施工しなければならない。

3. 受注者は、暗渠排水及び縦穴排水の施工については、施工前に雨水排水平面図だけでなく、関連する植栽平面図を参考に、排水管の位置、高さについて確認しなければならない。

4. 受注者は、設計図書に示された以外の場所に滞留水による植栽樹木への悪影響のおそれが予想される場合には、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

5. 受注者は、開渠排水、暗渠排水、縦穴排水の施工については、地下埋設物の確認を行い、地下埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。

第4項　土層改良工

1. 普通耕は、植栽基盤の表層部分を通常 20 cm程度、耕起することにより、土壌の団粒化、通気性、透水性を改良し、有効土層を拡大することとする。
　深耕は、深い有効土層(通常 40～60 cm)を必要とする場合に行う植栽基盤の表層耕起のこととする。
　混層耕は、植栽基盤の表層部と下層部の土壌の性質が異なる場合、混合耕転により有効土層を確保し、土層構造の連続性を持たせることとする。
　心土破砕は、土壌硬度が高く耕起や混層耕を実施することが難しい場合や、通気性、透水性が極端に悪い場合に、下層の硬い層を破砕し、土質を改善することとする。

2. 受注者は、普通耕、深耕、混層耕、心土破砕の施工については、設計図書によるものとし、過度の締め固めを行わないようにしなければならない。

3. 受注者は、土壌構造を不良にする場合があるため、降雨直後には耕起を行ってはならない。

4. 受注者は、耕起回数の設定については、土壌条件、設計意図を考慮して、締め固めの弊害が大きくならないように設定しなければならない。
　また、受注者は、耕起回数が設定し難い場合は、試験施工を行い、設計図書に関して監督員と協議のうえ、回数設定を行わなければならない。

第5項　土性改良工

1. 土性改良は、植栽基盤の物理性の改良を図ることとする。
中和剤施用は、植栽基盤の化学性の改良を図ることとする。
　除塩は、塩類濃度の高い土壌を植栽基盤として使用可能な状態にすることとする。
2. 受注者は、土性改良の施工については、改良効果が十分に発揮されるよう土壌改良材を植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。
3. 受注者は、中和剤施用については、中和効果が十分に発揮されるよう中和剤を植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。
4. 受注者は、除塩の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、下記の事項により施工しなければならない。
   (1) 受注者は、土壌の種類に対応した工法を選定しなければならない。
   (2) 受注者は、土壌がヘドロである場合は、土壌が乾燥した時に耕転を行い、乾燥、風化を促進させ、排水処理を施した後、早期に除塩効果をあげるため散水を行わなければならない。
　　また、排水処理については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
5. 受注者は、施肥については、設計図書に示す種類と量の肥料を過不足なく施用しなければならない。

第6項　表土盛土工

1. 受注者は、表土盛土工の施工については、以下の事項により施工しなければならない。
   (1) 受注者は、表土盛土材を仮置きする場合は、表土盛土堆積地の表面を短辺方向に沿って3～5%の表面排水勾配を設け、また、端部の法面勾配は1:1.8未満としなければならない。
   (2) 受注者は、敷均した表土と下層土とのなじみを良くするため、粗造成面をあらかじめ耕起し、植物の育成に有害なものを取り除いたうえで、設計図書に示された仕上がり厚となるようにしなければならない。
2. 受注者は、表土盛土堆積地の崩壊防止、飛砂防止のため、設計図書に示された表面保護を行わなければならない。
3. 受注者は、流用表土及び発生表土、採取表土、購入表土の搬入時に、表土の品質の確認を行わなければならない。
　なお、堆積期間中に還元状態の進行や性状の劣化が認められた場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第7項　人工地盤工

1. 受注者は、押さえコンクリートの施工については、設計図書に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。
2. 受注者は、目地板の施工については、設計図書に示す種類、規格のものを、所定の位置、高さに設置し、押さえコンクリートに打込まなければならない。
3. 受注者は、人工地盤排水層の施工については、設計図書に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。
4. 受注者は、フィルターの施工については、フィルターの破損がないことを確認し、すき間や折れのないように施工しなければならない。
5. 受注者は、防根シートの施工については、防根シートの破損がないことを確認し、すき間や折れのないように施工しなければならない。
6. 受注者は、人工地盤客土の施工については、設計図書に示された種類の客土材、仕上がり厚となるように施工しなければならない。

7. 受注者は、立排水浸透桝の施工については、設計図書によらなければならない。
8. 受注者は、立排水浸透桝の施工については、人工地盤客土面と高さの調整が必要な場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

第8項　造形工

1. 築山は、平坦な敷地景観に変化を与えるために小さな山を作り、修景的な起伏を与える景姿作業のこととする。
2. 表面仕上げは、締め固め作業の一環として、平面に盛土表面の不陸をとること、または、緩やかな起伏をつける修景的な整形仕上げ作業のこととする。
3. 受注者は、表面仕上げの施工については、残材、転石を除去し、平面部と起伏部がなじむよう、修景的配慮をしなければならない。
4. 受注者は、築山の施工については、以下の事項により施工しなければならない。
   (1) 受注者は、設計図書に基づき位置、高さを設定し、周囲の条件に従って景姿の修正を行いながら仕上げなければならない。
   (2) 受注者は、築山の表面仕上げについては、締固めすぎないように施工し、各種の排水施設の位置及び表面排水勾配を考慮して仕上げなければならない。
   (3) 受注者は、監督員の指示する主要な部分の施工図を作成し、監督員に提出しなければならない。

## 第6節　法面工

第1項　一般事項

1. 本節は、法面工として法面ネット工、編柵工、かご工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工－切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）、「道路土工－盛土工指針」（日本道路協会、平成 22 年 4 月）5-6 盛土のり面の施工、「のり枠工の設計・施工指針」（全国特定法面保護協会、平成 25 年 10 月）第 8 章吹付枠工、第 9 章プレキャスト枠工、第 10 章現場打ちコンクリート枠工、第 11 章中詰工及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説」（地盤工学会、平成 24 年 5 月）第 7 章施工の規定による。
   これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

第2項　材料

受注者は、法面ネット工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

第3項　法面ネット工

1. 埋設ネットは、法面上に金網を張り、その上に厚層基材吹付工を行い、金網によって客土層を保持することとする。
   被覆ネットは、植生工を施工した後、その上から金網で被覆し、植物の崩落を防止することとする。
   樹脂ネットは、植生工を施工した後、その上から樹脂性のネットで被覆し、植物の崩落を防止することとする。
2. 受注者は、法面ネット工の施工については、ネットの境界にすき間が生じないようにし、ネットの荷重によってネットに破損が生じないようネットを取り付けなければならない。
3. 受注者は、法面ネットの施工については、以下の事項により施工しなければならない。
   (1) 受注者は、ネットの金網を法面の凹凸に合わせてなじみ良く張り、金網の継目は編み込みとして、金網の連続性が失われないように施工しなければならない。
   (2) 受注者は、法面に凹凸が多い場合は、アンカーピンを割増しするとともに、座金付コンクリート釘を使用して確実に留めなければならない。
   (3) 受注者は、法肩部では巻込みを十分に行わなければならない。
   なお、軟質な土壌で固定できない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければな

らない。

第4項　編柵工

1. 編柵は、不安定な土砂の流失を防止することを目的とし、斜面上に等高線状または階段状に設置することとする。
2. 受注者は、段切りを行う法面での編柵の施工については、段切りよりも前に編柵を施工してはならない。
3. 受注者は、編柵の材料については、設計図書に示された材料で全部まかなえない場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得てほかの材料を混用することができる。
4. 受注者は、編柵の施工については、粗朶の編み上げは緩みのないように上から締付けながら行い、最上端の 2 本は十分ねじりながら、もしくは鉄線で緊結し抜けないように仕上げなければならない。
5. 受注者は、樹脂製の編柵の色については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第5項　かご工

1. 受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15 ㎝～25 ㎝のもので、じゃかごの網目よりおおきな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
2. 受注者は、じゃかごの詰め石については、じゃかごの先端から石を詰め込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。
3. 受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。
4. 受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。
5. 受注者は、じゃかごの詰め石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。
6. 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが 30 ㎝ の場合は 5 ㎝～15 ㎝、ふとんかごの厚さが 50 ㎝の場合は、15 ㎝～20 ㎝の大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
7. 受注者は、水中施工など特殊な施工については、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。
8. 受注者は、ふとんかごの施工については、前各項により施工しなければならない。

## 第7節　公園カルバート工

第1項　一般事項

1. 本節は、公園カルバート工として現場打函渠工、プレキャストカルバート工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、公園プレキャストカルバート工の施工については、第 9 章第 3 節プレキャストカルバート工の規定による。

第2項　材料

受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料については、設計図書によるものとするが、記載なき場合は、「道路土工－カルバート工指針 4－4 使用材料、4－5 許容応力度」（日本道路協会、平成 22 年 3 月）の規定による。

これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

第3項　場所打函渠工

1. 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、1 回（1 日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。
また、受注者は、これを変更する場合には、施工方法を施工計画書に記載しなければなら

ない。

3. 受注者は、海岸部での施工にあたって、塩害について第 6 章第 2 節コンクリート第1項一般事項 5 により施工しなければならない。

4. 受注者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つように施工しなければならない。

第4項　プレキャストカルバート工

プレキャストカルバート工の施工については、第 9 章第 3 節プレキャストカルバート工の規定による。

## 第8節　擁壁工

第1項　一般事項

本節は、擁壁工として石積工その他これらに類する工種について定めるものとする。

第2項　材料

1. 受注者は、石積工の石材については、設計図書に示された石材の大きさ及び形状を用いるとともに、色合いに留意し、割れ、欠けのないものを選定しなければならない。

2. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入前に写真または見本品を監督員に提出しなければならない。

3. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入後、施工前に品質、数量または重量を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

第3項　石積工

1. 受注者は、石積工の施工については、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、石積工の施工については、第 8 章第 4 節　石積(張)工の規定によらなければならない。

(2) 受注者は、石積工の施工については、設計意図を十分理解したうえで施工しなければならない。

(3) 受注者は、材種、形状、色合い、周囲との取り合いに十分考慮し、積み模様、張り模様に修景的配慮をしなければならない。

(4) 受注者は、根石、天端石、笠石の形状、大きさ、向きに考慮し、上に載せる石を想定して施工しなければならない。

なお、根石(ねいし)は、石積最下部に据えられ、上部の石の重量を受ける石のこととする。

天端石(てんばいし)は、石積頂部に据えられる 2 面あるいは 3 面の見え掛かり面を持つ石のこととする。

笠石(かさいし)は、石積頂部に据えられる平らな加工された石で、稜線の通るものとする。

(5) 受注者は、石積工の施工については、強度や安定性、美観上好ましくない四ツ巻(よつまき)、八ツ巻(やつまき)、重箱、腮(あご)、棚、逆石(さかさいし)、裏石(あぶり出し)、毛抜き合端、笑い合端(あいば)は避けなければならない。

なお、四ツ巻(よつまき)は、石積みにおいて、石積みの正面から見たとき、1 個の石を 4 個の石で取り囲んだような状況で積まれたもののこととする。

八ツ巻(やつまき)は、石積みにおいて、石積みの正面から見たとき、1 個の石を 8 個の石で取り囲んだような状況で積まれたもののこととする。

重箱は、石積みにおいて、同じ大きさの石を 2 つ以上上下に重ねたもののこととする。

腮(あご)は、石積みにおいて、上段の石が下段の石の法線より前に出る目違いの一種のこととする。

目違いは、石を積むとき、石積みの断面から見て、合端の線は行っての線上になるように積むが、この線が一定の線上になく、不規則な扇形をすることとする。

棚は、石積みにおいて、上段の石が下段の石の法線より、後ろに下がる目違いの一種のこととする。

逆石(さかいし)は、石が安定するように石の控え側を下向きになるように積むのが通常

であるが、石の控え側を上向きの状態で積まれた石や、控えの大きいものを上石に、小さいものを下石に使用することとする。
　裏石（あぶり出し）は、石の控えの寸法より、面の寸法を大きくしたもののこととする。
毛抜き合端は、毛抜き合端のように、石が互いに薄く接している合端のこととする。
なお、合端（あいば）は、石材と石材が接触する部分のこととする。
笑い合端は、石積みにおいて、合端の凸部同士が接触しているため、合端の接触面が小さく、石積みの全面から見ると隙間の多い状態で積まれているもののこととする。

(6) 受注者は、目地及び合端に植物を植栽する場合には、植栽スペースを確保しておかなければならない。

2. 受注者は、石積工の石材の運搬については、石材の表面を損傷しないように保護材で保護し十分留意しなければならない。

3. 受注者は、石積工の土ぎめの施工については、土が十分締め固まるように、丁寧に突き固めて施工しなければならない。

4. 受注者は、石積工の裏込コンクリート及び目地モルタルの施工については、石の表面を汚さないように施工しなければならない。

5. 受注者は、練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、伸縮目地の施工については、設計図書に示された位置に施工し、修景的配慮をしなければならない。

(2) 受注者は、伸縮目地の施工については、石積延長20m以内に1箇所伸縮目地を設置し、特に地盤の変化する箇所、石積高さが著しく異なる箇所、または石積の構造が異なる箇所には伸縮目地を設け、基礎部まで切断しなければならない。

(3) 受注者は、水抜管の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、3 ㎡以内に 1 箇所の割合で、千鳥に設置しなければならない。
　ただし、湧水のある箇所の処理方法については、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

6. 受注者は、石積工の目地の施工については、目地が石積の強度的な弱点となる芋目地または通り目地、四ツ目にならないようにしなければならない。
　なお、芋目地または通り目地は、石積の上から下まで目地が通っているものとする。
　四ツ目は、石積の正面から見て、2 方向の目地が十字あるいはX字状に交差するようなものとする。

7. 受注者は、崩れ積の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 崩れ積は、野面石（のづらいし）を用いた石積で、下段の石の裏側に上段の石を差し込むようにして積み上げるもののことで、積み上げた石の表面が不揃いで変化に富むもののこととする。

（崩れ積）

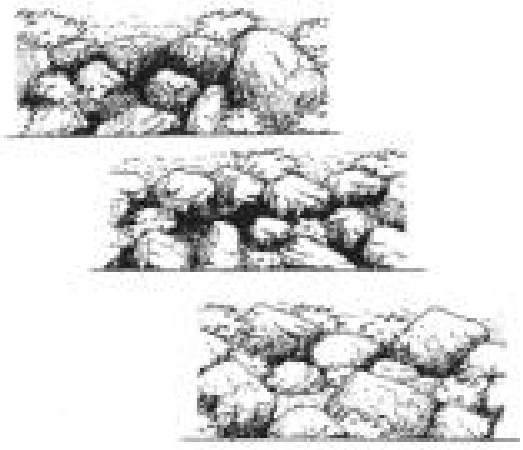

(2) 受注者は、崩れ積の施工については、石と石が 2 点以上かみ合うように施工しなければならない。

8.　受注者は、面積(めんづみ)の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1)　面積(めんづみ)は、野面石(のづらいし)を用いた石積で、大きさの異なる石材を、表面が平らになるように、面を合わせて積み上げるもののことで、表面の加工は加えないものとする。

（面積）

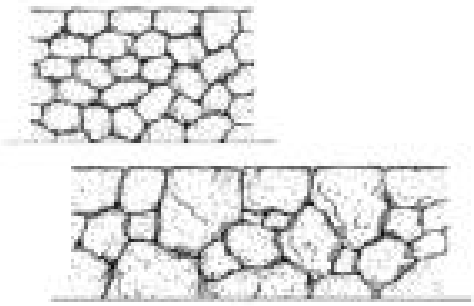

(2)　受注者は、面積の天端石の施工については、天端石には稜線の出るような石を採用しなければならない。

(3)　受注者は、飼石(かいいし)、詰石が多くならないように配慮して施工しなければならない。

9.　受注者は、玉石積の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1)　玉石積は、大きさの揃った玉石を用いた石積で、目地が上下に通らないように積み上げるもののこととする。

（玉石積）

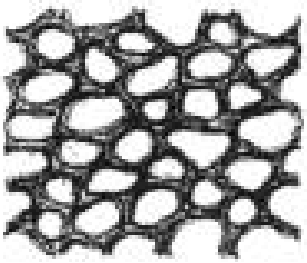

(2)　受注者は、玉石積の施工については、石同士がかみ合うように施工しなければならない。

10. 野面小端積は、野面小端石を用いた石積で、厚みの異なる大小の野面小端石材を、小口が見えるように組み合わせて積むもののこととし、受注者は、施工については、水平目地を強調し、個々の石の稜線、石の角に配慮して施工しなければならない。

（野面小端積）

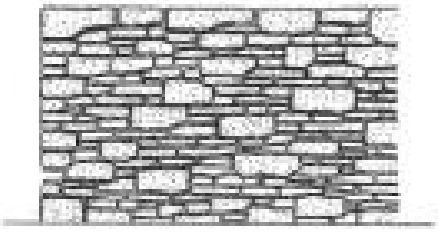

11. 受注者は、修景割石積の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1)　修景割石積は、割石や割角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の石材を組み合わせ、面をそろえて積み上げるもののこととする。

（修景割石積）

(2) 受注者は、天端石のある場合は、天端石に天端以外の部分に使用する石よりも大きい石材をできるだけ使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

12. 修景切石積は、切角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の切石材を組み合わせ、面をそろえて積み上げたもののこととする。

（修景切石積）

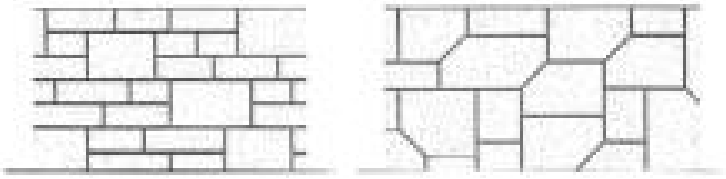

13. 受注者は、こぶだし石積の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) こぶだし石積は、割角石を用いた石積で、割角石の割肌の合端をすりあわせることにより、面がこぶ状になるもののこととする。

（こぶだし石積）

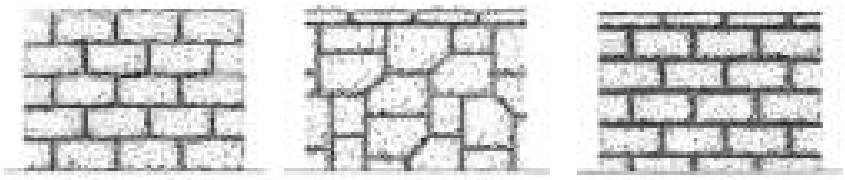

(2) 受注者は、こぶだし石積の修景要素として重要な目地については、修景的配慮を加えて施工しなければならない。

14. 受注者は、割小端積(わりこばづみ)の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 割小端積は、割小端石を用いた石積で小口が見えるように水平に積み上げたもののこととする。

（割小端積）

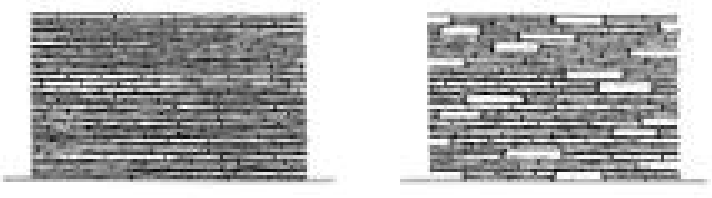

(2) 受注者は、天端石のある場合は、天端石に大きい石材を使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

15. 受注者は、間知石積(けんちいしづみ)、雑割石積(ざつわりいしづみ)、割石積(わりいしづみ)の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 間知石積は、間知石を用いた石積のこととする。
雑割石積は、雑割石を用いた石積のこととする。
割石積は、割石を用いた石積のこととする。

（間知石積）

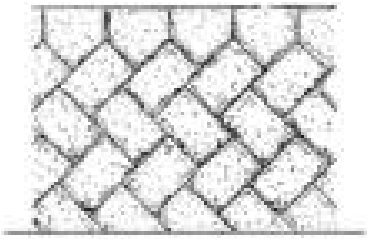

（雑割石積）

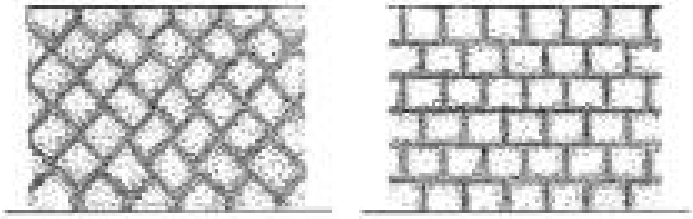

（割石積）

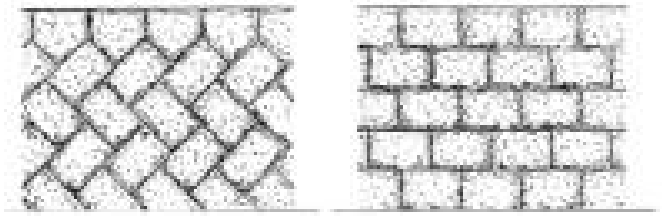

(2) 受注者は、合端については現場加工を行わなければならない。

# 第2章　植栽

## 第1節　摘要

1. 本章は、公園緑地工事における植栽工、移植工、樹木整姿工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、土木工事等共通仕様書の規定による。

## 第2節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本公園緑地協会　造園施工管理　技術編　（令和 3 年 5 月）

日本公園緑地協会　造園施工管理　法規編　（令和 3 年 5~~7~~月）

日本公園緑地協会　都市公園技術標準解説書（令和 7 ~~元~~年 6~~8~~月）

日本緑化センター　公共用緑地樹木等品質寸法規格基準（案）の解説（平成 21 年 2 月）

建設省　都市緑化における下水汚泥の施用指針（平成 7 年 9 月）

日本道路協会　道路緑化技術基準・同解説　改訂版（平成 28 年 3 月）

国土交通省　都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（平成 29 年 9 月）

## 第3節　植栽工

### 第1項　一般事項

1. 本節は、植栽工として高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工、地被類植栽工、播種工、花壇植栽工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、新植樹木または新植地被植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類の永年性植物）が工事完成引渡し後に、1 年以内に植栽したときの状態で枯死または形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木または地被植物と同等またはそれ以上の規格のものに植替えなければならない。
   枯死または形姿不良の判定にあたっては、監督員と受注者が立会うものとし、植替えの時期については、設計図書によるものとするが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。
   なお、枯死または形姿不良とは、枯枝が樹冠部のおおむね 3 分の 2 以上となった場合、または通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね 3 分の 1 以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含むものとする。
   なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落雷・火災・騒乱・暴動により、流失・折損・倒木した場合はこの限りではない。
3. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、鉢崩れ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。
   また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は 1 日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。
   なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えするかまたは、根部を覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。
4. 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、ローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。
5. 受注者は、植樹施工にあたり、設計図書及び監督員の指示する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。

6. 受注者は、植栽地の土壌に問題があった場合は監督員に速やかに連絡し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。
　また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。
7. 受注者は、植付けや掘取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締固めないように施工しなければならない。
8. 受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督員に連絡し指示を受けなければならない。
9. 受注者は植え付けにあたっては、以下の各規定による。
(1) 受注者は、植付けについては、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督員に連絡し指示を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。
(2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植え付けなければならない。
(3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けなければならない。
(4) 寄植及び株物植付けは既存樹木の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。
(5) 受注者は植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。
(6) 受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。
(7) 受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。
(8) 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。
(9) 受注者は、支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシユロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。
(10) 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。
(11) 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
(12) 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。
(13) 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
(14) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。
(15) 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。

第2項　材料

1. 受注者は、設計図書において、さがの樹または県内産苗木の使用が記されている場合は、それを遵守することとする。

2. 受注者は、さがの樹または県内産苗木の入手が困難な場合、その理由を付した書面によって監督員に協議しなければならない。

※ さがの樹とは、佐賀県内に自生している広葉樹で「さがの樹母樹検討委員会」において認定された母樹から種子や穂木、分根苗などを採取し、県内の苗畑で育成された苗木。
県内産苗木とは県内の苗畑で育成された苗木。

3. 樹木は、「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)」(国土交通省、平成 21 年 2 月)の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

(1) 樹木の品質寸法規格に関する用語の定義は、表 2－1 によるものとする。 なお、設計図書に示す寸法は、最低値を示すものとする。

(2) 寸法は設計図書によるものとし、品質は表 2－2 品質規格表(案)[樹姿]、表 2－3 品質規格表(案)[樹勢]によるものとする。

## 表2－1　公共用緑化樹木等品質寸法基準(案)における用語の定義

| 用　語 | 定　義 |
|---|---|
| 公共用緑化樹木等 | 主として公園緑地、道路、その他公共施設等の公共緑化に用いられる樹木等をいう。 |
| 樹形 | 樹木の特性、樹齢、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。<br>なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。 |
| 樹高<br>(略称:H) | 樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。<br>なお、ヤシ類など特殊樹にあって「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。 |
| 幹周<br>(略称:C) | 樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より、1.2m 上りの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が 2 本以上の樹木の場合においては、おのおのの周長の総和の 70%をもって幹周という。<br>なお、「根元周」と特記する場合は、幹の根元の周長をいう。 |
| 枝張(葉張)<br>(略称:W) | 樹木等の四方面に伸長した枝(葉)の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。<br>なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木についていう。 |
| 株立<br>(物) | 樹木等の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。<br>なお株物とは低木でそう状を呈したものをいう。 |
| 株立数<br>(略称:B、N) | 株立(物)の根元近くから分岐している幹(枝)の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。<br>2 本立－ 1 本は主要の樹高に達しており、他は所要の樹高の 70%以上に達していること。<br>3 本立以上－指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の 70%以上に達していること。 |
| 単幹 | 幹が根元近くから分岐せず 1 本であるもの。 |
| 根鉢 | 樹木の移植に際し、掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。 |
| ふるい掘り | 樹木の移植に際し、土のまとまりをつけず掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。 |
| 根巻 | 樹木の移動に際し、土を付けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて掘り上げること。 |
| コンテナ | 樹木等を植え付ける栽培容器をいう。 |
| 仕立物 | 樹木の自然な育成にまかせるものではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。 |
| 寄せ株育成物 | 数本の樹木等を根際で寄せて、この部分を一本化させて株立状に育成したもの。 |
| 接ぎ木物 | 樹木等の全体あるいは部分を他の木に接着して育成したもの。 |

## 表2－2　品質規格表(案)[樹姿]

| 項　目 | 規　格 |
|---|---|
| 樹　形<br>(全　形) | 樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。 |
| 幹<br>(高木にのみ適用) | 幹が、樹種の特性に応じ、単幹もしくは株立状であること。<br>但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。 |
| 枝葉の配分 | 配分が四方に均等であること。 |
| 枝葉の密度 | 樹種の特性に応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。 |
| 下枝の位置 | 樹冠を形成する一番下の枝の高さが、適正な位置にあること。 |

## 表2－3　品質規格表(案)[樹勢]

| 項　目 | 規　格 |
|---|---|
| 生育 | 健全な生育状態を呈し、樹木全体で活力のある健康な状態で育っていること。 |
| 根 | 根系の発達が良く、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。 |
| 根鉢 | 樹種の特性に応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻きやコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。<br>ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど(乾き過ぎていないこと)<br>根の健全さが保たれ、損傷がないこと。 |
| 葉 | 正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色・変形)や軟弱した葉がなく、生き生きしていること。 |
| 樹皮(肌) | 損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。 |
| 枝 | 樹種の特性に応じた枝の姿を保ち、徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。 |
| 病虫害 | 発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあっては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。 |

4. 地被類の材料については、以下の事項に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。
使用する材料の寸法は、設計図書によるものとし、雑草の混入がなく、根系が十分発達した細根の多いものとする。

(1) シバ類、草本類、つる性類及びササ類は、指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害がなく、茎葉及び根系が充実したコンテナ品または同等以上の品質を有するものとする。
着花類については花及びつぼみの良好なものとする。

(2) 球根類は、傷・腐れ・病虫害がなく、品種、花の色・形態が、品質管理されたもので、大きさがそろっているものとする。

(3) 肥よく地に栽培され、生育がよく、緊密な根系を有し、茎葉のしおれ・病虫害・雑草の根系のないもので、刈込みのうえ土付けして切り取ったものとし、切り取った後長時間を経過して乾燥したり、土くずれ・むれのないものとする。

(4) シバ類、その他地被類の材料の品質は表 2－4 シバ類の品質規格表(案)及び表 2－5 その他地被類の品質規格表(案)によるものとする。

## 表2－4　シバ類の品質規格表(案)

| 項　目 | 規　格 |
|---|---|
| 葉 | 正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。 |
| ほふく茎 | ほふく茎が、生気ある状態で密生していること。 |
| 根 | 根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土くずれのないもの。 |
| 病虫害 | 病害(病斑)がなく、害虫がいないこと。 |
| 雑草等 | 石が混じったり、雑草、異品種等混入していないこと。また、根際に刈りカスや枯れ葉が堆積していないこと。 |

## 表2－5　その他地被類の品質規格表(案)

| 項　目 | 規　格 |
|---|---|
| 形態 | 植物の特性に応じた形態であること。 |
| 葉 | 正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や軟弱葉がなく、生き生きしていること。 |
| 根 | 根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。 |
| 病虫害 | 発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあっては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。 |

5. 種子は、腐れ、病害虫がなく、雑草の種子、きょう雑物を含まない良好な発芽率をもつものとし、品種、花の色・形態が、品質管理されたもので、粒径がそろっているものとする。

6. 花卉類の材料については、指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害がなく、茎葉及び根系が充実したコンテナ品または同等以上の品質を有するものとし、着花のあるものについては、その状態が良好なものとする。

7. 支柱の材料については、以下の事項に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

(1) 丸太支柱材は、杉、檜または唐松の皮はぎもので、設計図書に示す寸法を有し、曲がり・割れ・虫食いのない良質材とし、その防腐処理は設計図書によるものとする。
　なお、杭に使用する丸太は元口を先端加工とし、杭及び鳥居形に使用する横木の見え掛り切口は全面、面取り仕上げしたものとする。

(2) 唐竹支柱材は、2 年生以上の真竹で曲がりがなく粘り強く、割れ・腐れ・虫食いのない生育良好なものとし、節止めとする。

(3) パイプ支柱材は、設計図書によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G 3452(配管用炭素鋼鋼管)の規格品に防錆処理を施したうえ、合成樹脂ペイント塗仕上げするものとする。

(4) ワイヤロープ支柱材は、設計図書によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G3525(ワイヤーロープ)の規格品を使用するものとする。

(5) 地下埋設型支柱材は、設計図書によらなければならない。

(6) 杉皮または檜皮は、大節・割れ・腐れのないものとする。

(7) シュロ縄は、より合わせが均等で強じんなもので、腐れ・虫食いがなく、変質のないものとする。

8. 根巻き及び幹巻きの材料のわら製品については、新鮮なもので虫食い、変色のないものとする。

9. 植込みに用いる客土の材料は、樹木の生育に適した土で、その材料は下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

(1) 客土は植物の生育に適合した土壌で、小石、ごみ、雑草、きょう雑物を含まないものとする。

(2) 客土の種類は設計図書によるが、その定義は次による。

畑　土:畑において耕作のおよんでいる深さの範囲の土壌

黒　土:黒色でほぐれた火山灰土壌

赤　土:赤色の火山灰土壌

真砂土:花こう岩質岩石の風化土

山　砂:山地から採取した粒状の岩石

腐葉土:広葉樹の落葉を堆積させ腐らせたもの

(3) 客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。
また、これにより難い場合は、工事着手前に、設計図書に関して監督員と協議のうえ、pH、有害物質についての試験を必要に応じて行うものとする。

10. 肥料の材料については、公園緑地編　材料の規定によるものとする。

11. 薬剤は、病害虫・雑草の防除及び植物の生理機能の増進または抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。

(1) 薬剤は、農薬取締法(令和 5 年 5 月改正　法律第 36 号)に基づくものでなければならない。

(2) 薬剤は、それぞれの品質に適した完全な容器に密封されたもので、変質がなく、商標または商品名・種類(成分表)・製造業者名・容量が明示された有効期限内のものとする。

(3) 薬剤は、管理責任者を定めて保管しなければならない。

12. 土壌改良の材料については、公園緑地編　材料の規定によるものとする。

13. 樹木養生工で使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。

14. 樹名板工に使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。

15. 根囲い保護工に使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。

第3項　高木植栽工

1.　受注者は、樹木の搬入については、掘取りから植付けまでの間、乾燥、損傷に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。

2.　受注者は、樹木の植付けについては、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、樹木の植栽は、設計意図及び付近の風致を考慮して、まず景趣の骨格を造り、配植の位置出しを行い、全体の配植を行わなければならない。

(2) 受注者は、植栽に先立ち、水分の蒸散を抑制するため、適度に枝葉を切詰め、または枝透かしをするとともに、根部は、割れ、傷の部分を切り除き、活着を助ける処置をしなければならない。

(3) 受注者は、樹木の植付けが迅速に行えるようにあらかじめ、その根に応じた余裕のある植穴を掘り、植付けに必要な材料を準備しておかなければならない。

(4) 受注者は、植穴については、生育に有害な物を取り除き、穴底をよく耕した後、中高に敷均さなければならない。

(5) 受注者は、植付けについては、樹木の目標とする成長時の形姿、景観及び付近の風致を考慮し、樹木の表裏を確かめたうえで修景的配慮を加えて植込まなければならない。

(6) 受注者は、水ぎめをする樹種については、根鉢の周囲に土が密着するように水を注ぎながら植付け、根部に間隙のないよう土を十分に突き入れなければならない。
仕上げについては、水が引くのを待って土を入れ、軽く押さえて地均ししなければならない。

(7) 受注者は、植付けに際して土ぎめをする樹種については、根廻りに土を入れ、根鉢に密着

するよう突固めなければならない。

(8) 受注者は、樹木植付け後、直ちに支柱を取り付けることが困難な場合は、仮支柱を立て樹木を保護しなければならない。

(9) 受注者は、植栽した樹木については、原則として水鉢を切り、工事中必要に応じてかん水をしなければならない。

(10) 受注者は、植栽後整姿・剪定を行う場合は、付近の景趣に合うようにし、修景的配慮を加えて行い、必要な手入れをしなければならない。

3. 受注者は、土壌改良材を使用する場合は、客土または埋戻土と十分混ぜ合わせて使用しなければない。

4. 受注者は、施肥をする場合は、設計図書に定める量を植物の根に直接触れないように施さなければならない。

5. 受注者は、樹木の支柱の設置については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、支柱の丸太・唐竹と樹幹(枝)との交差部分は、すべて保護材を巻き、シュロ縄は緩みのないように割り縄がけに結束し、支柱の丸太と接合する部分は、釘打ちのうえ、鉄線がけとしなければならない。

(2) 受注者は、八ツ掛、布掛の場合の支柱の組み方については、立地条件(風向、土質、樹形)を考慮し、樹木が倒伏・屈折及び振れることのないよう堅固に取付け、その支柱の基礎は地中に埋込んで根止めに杭を打込み、丸太は釘打ちし、唐竹は竹の先端を節止めしたうえ、釘打ちまたはのこぎり目を入れて鉄線で結束しなければならない。

(3) 受注者は、八ツ掛の場合は、控えとなる丸太(竹)を幹(主枝)または丸太(竹)と交差する部位の 2 箇所以上で結束しなければならない。
なお、修景的に必要な場合は、支柱の先端を切詰めなければならない。

(4) 受注者は、ワイヤロープを使用して控えとする場合は、樹幹の結束部には設計図書に示す保護材を取付け、指定の本数のロープを効果的な方向と角度にとり、止め杭に結束しなければならない。
また、ロープの末端結束部は、ワイヤクリップで止め、ロープ交差部も動揺しないように止めておき、ロープの中間にターンバックルを使用するか否かに関わらず、ロープは緩みのないように張らなければならない。

(5) 受注者は、地下埋設型支柱の施工については、周辺の舗装や施設に支障のないよう施工しなければならない。

6. 受注者は、幹巻きを施す樹木については、地際から樹高の60%内外の範囲について、幹及び主枝の周囲をわらで厚薄のないように包み、その上から 2 本合わせのシュロ縄を 10 ㎝内外の間隔に巻き上げなければならない。
ただし、幹巻きテープを使用する場合は、シュロ縄で巻き上げる必要はないものとする。

第4項　中低木植栽工

中低木植栽工の施工については、公園緑地編　高木植栽工の規定によるものとする。

第5項　特殊樹木植栽工

特殊樹木植栽工の施工については、公園緑地編　高木植栽工の規定によるものとする。

第6項　地被類植栽工

1. 受注者は、地被類の植付けについては、下地を耕し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、水勾配をつけ、不陸整正を行わなければならない。
その後、植付けに適した形に調整したものを植え、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを適度に押さえて地均しした後、静かにかん水しなければならない。

2. 受注者は、芝の植付けについては、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、芝を現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしないように注意しなければならない。

(2) 受注者は、芝の張り付けに先立って、設計図書に示す深さに耕し、表土をかき均し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、良質土を設計図書に示す厚さに敷均し、不陸整正を行わなければならない。

(3) 受注者は、平坦地の芝の張り付けについては、床土の上に切り芝を並べ、目土を入れた後、周囲に張り付けた芝が動かないように転圧しなければならない。

(4) 受注者は、傾斜地の芝の張り付けについては、床土の上に切り芝を並べ、周囲に張り付けた芝が動かないように目串を 2～3 本/枚ずつ打込んで止めなければならない。

(5) 受注者は、目土を施す場合については、均し板で目地のくぼんだところに目土をかき入れ、かけ終えた後締固めなければならない。

3. 受注者は、芝張り付け完了後から引渡しまでの間、適切な管理を行わなければならない。

4. 受注者は、芝及び地被類の補植については、芝付け及び植付け箇所に良質土を投入し、不陸整正を行い、植付け面が隣接する植付け面と同一平面をなすよう、施工しなければならない。

第7項　播種工

1. 受注者は、播種工の施工については、地盤の表面をわずかにかき起こし整地した後に、設計図書に示す量を厚薄のないように播き付け、表土と混ざり合うようかき均し、施工後は、発芽を良好にするための適切な養生をしなければならない。

2. 受注者は、設計図書に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。なお、施工時期及び発芽期間については設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第8項　花壇植栽工

受注者は、花壇植物の植付けについては、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、花壇植物の現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしないように注意しなければならない。

(2) 受注者は、花壇植物の植付けに先立って設計図書に示す深さに耕し、植物の生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、不陸整正を行わなければならない。

(3) 受注者は、花壇植物の植付けについては、開花時に花が均等になるように、設計図書の指示による高さにそろえて模様が現れるようにし、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを押さえて地均しした後、静かにかん水しなければならない。

第9項　樹木養生工

1. 受注者は、防風ネットの施工については、設計図書によるものとし、堅固に設置しなければならない。

2. 受注者は、寒冷紗巻きの施工については、設計図書によらなければならない。

3. 受注者は、植穴透水層の施工については、設計図書によらなければならない。

4. 受注者は、空気管の施工については、設計図書によらなければならない。

5. 受注者は、マルチングの施工については、設計図書に示す厚みに均一に敷均さなければならない。

6. 受注者は、防根シートの施工については、防根シートの破損がないことを確認し、すき間や折れのないように施工しなければならない。

7. 受注者は、養生柵の施工については、設計図書によるほか、柵工の規定による。

8. 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱の取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。

第10項　樹名板工

受注者は、樹名板の施工については、設計図書によるものとし、はずれることのないよう堅固に固定しなければならない。

第11項　根囲い保護工

受注者は、根囲い保護の施工については、設計図書によらなければならない。

## 第4節　移植工

第1項　一般事項

1. 本節は、移植工として根回し工、高木移植工、根株移植工、中低木移植工、地被類移植工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、植付けや掘取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締固めないように施工しなければならない。
3. 受注者は、掘取り終了後ただちに埋戻し、旧地形に復旧しなければならない。
4. 受注者は、樹木の仮植えを行う場合については、設計図書によらなければならない。
5. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、鉢崩れ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。
   また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。
   なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えするかまたは、根部を覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。
6. 受注者は、樹木の吊り上げについては、保護材で幹を保護するだけでなく、根鉢も保護しなければならない。
7. 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、ローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。
8. 受注者は、植樹施工にあたり、設計図書及び監督員の指示する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。
9. 受注者は、植栽地の土壌に問題があった場合は監督員に速やかに連絡し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。
   また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。
10. 受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督員に連絡し指示を受けなければならない。
11. 受注者は植付けにあたっては、以下の各規定による。
   (1) 受注者は、植付けについては、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督員に連絡し指示を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。
   (2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。
   (3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けなければならない。
   (4) 寄植及び株物植付けは既存樹木の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。
   (5) 受注者は植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。
   (6) 受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。
   (7) 受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。
   (8) 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。
   (9) 受注者は、支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と支柱

との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。

(10) 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。

(11) 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

(12) 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。

(13) 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

(14) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。

(15) 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。

第2項　材料

移植工の材料については、植物材料については、設計図書によるものとし、それ以外については、第 2 章第 3 節第 2 項 材料の規定によるものとする。

第3項　根回し工

1. 受注者は、根回しの施工については、樹種及び移植予定時期を充分考慮して行うとともに、一部の太根は切断せず、適切な幅で形成層まで環状はく皮を行わなければならない。
2. 受注者は、根鉢の周りを埋戻し、十分な灌水を行わなければならない。
3. 受注者は、根回しの施工については、必要に応じて枝透かし、摘葉のほか支柱の取付けを行わなければならない。

第4項　高木移植工

1. 高木移植工の施工については、以下に記載のない事項は、公園緑地編　高木植栽工の規定によるものとする。
2. 受注者は、樹木の移植については、樹木の掘取りに先立ち、必要に応じて、仮支柱を取付け、時期及び土質、樹種、樹木の生育の状態を考慮して枝葉を適度に切詰め、または枝透かし、摘葉を行わなければならない。
3. 受注者は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げた後、根の割れ、傷の部分で切り返しを行い、細根が十分に付くように掘取らなければならない。
   なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、鉢を付ける必要のある樹種については、樹木に応じた根鉢径の大きさに垂直に掘り下げ、底部は丸みをつけて掘取らなければならない。
5. 受注者は、樹木の根巻きを行う前に、あらかじめ根の切り返しを行い、わら縄で根を堅固に巻付け、土質または根の状態によっては、こもその他の材料で養生した後、巻付けなければならない。
6. 受注者は、特殊機械掘取、特殊機械運搬の機種及び工法については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第5項　根株移植工

1. 受注者は、根株移植工の施工については、以下の事項により施工するものとし、記載のないものについては、公園緑地編　高木移植工の規定によらなければならない。

(1) 根株移植工は、森づくりの視点で早期に自然的で安定した樹林構成をはかるため、成木のみならず森を構成する林床の灌木、草本類をはじめ、表土、土壌微生物、小動物及び埋土種子といった多様な生物生体的可能性を根株とともにセットで移植しようとする、自然植生の生態復元の工法であり、受注者は、本工法の趣旨を踏まえて施工しなければなら

ない。

(2) 受注者は、根株の移植先については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

2. 受注者は、根株の掘取りについては、表土の乾燥した時期は避けるものとする。
また根の損失を最小限にするため、丁寧に掘取るとともに掘取り後の太根は、鋭利な刃物で切断しなければならない。

3. 受注者は、根株の根部の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り払いについては、設計図書によるものとする。

4. 受注者は、根株の材料の採取地、樹種及び規格については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

5. 受注者は、根株の材料については、設計図書に示す樹林地から、病虫害がなく良好に生育している樹木を採取しなければならない。
また、搬出路の条件である勾配、搬出距離にも配慮し選定しなければならない。

6. 受注者は、根株の規格については、根元径の寸法とし、株立ちのものは、おのおのの根元径の総和の 70%の根元径としなければならない。

第6項　中低木移植工

中低木移植工の施工については、公園緑地編　高木移植工の規定によるものとする。

第7項　地被類移植工

地被類移植工の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、公園緑地編　地被類植栽工の規定によるものとする。

第8項　樹木養生工

樹木養生工の施工については、公園緑地編　樹木養生工の規定によるものとする。

第9項　樹名板工

樹名板工の施工については、公園緑地編　樹名板工の規定によるものとする。

第10項　根囲い保護工

根囲い保護工の施工については、公園緑地編　根囲い保護工の規定によるものとする。

## 第5節　樹木整姿工

第1項　一般事項

1. 本節は、樹木整姿工として高中木整姿工、低木整姿工、樹勢回復工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 受注者は、対象となる植物の特性、樹木整姿の目的及び樹木整姿が対象植物におよぼす影響の度合いを十分理解したうえで施工しなければならない。

3. 受注者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。
また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。

第2項　材料

樹木整姿工に使用する材料については、以下の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

(1) 充てん材の種類及び材質は、設計図書によるものとする。
ただし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

(2) 防腐剤の種類及び材質は、設計図書によるものとする。
ただし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第3項　高中木整姿工

1. 受注者は、高中木整姿工の施工については、以下の事項によらなければならない。

(1) 受注者は、基本剪定の施工については、樹形の骨格づくりを目的とした人力剪定作業を

もって、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行わなければならない。

(2) 受注者は、軽剪定の施工については、樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止を目的とした人力剪定作業をもって、切詰め、枝抜きを行わなければならない。

(3) 受注者は、機械剪定の施工については、機械を用いた刈込み作業で、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法によって行わなければならない。

2. 受注者は、剪定の施工については、主として剪定すべき枝は、以下の事項によらなければならない。

(1) 枯枝

(2) 成長のとまった弱小な枝(弱小枝)

(3) 著しく病虫害におかされている枝(病虫害枝)

(4) 通風、採光、架線、人車の通行の障害となる枝(障害枝)

(5) 折損によって危険をきたすおそれのある枝(危険枝)

(6) 樹冠や樹形の形成上及び樹木の生育上不必要な枝(冗枝、ヤゴ、胴ブキ、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝)

3. 受注者は、剪定の方法については、以下の事項によらなければならない。

(1) 受注者は、公園樹木の剪定については、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然樹形仕立てとしなければならない。

(2) 受注者は、樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定しなければならない。

(3) 受注者は、太枝の剪定は切断箇所の表皮がはがれないよう、切断予定箇所の数 10 ㎝上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえ、切り返しを行い切除しなければならない。
また、大枝の切断面には必要に応じて、防腐処理を施すものとする。

(4) 受注者は、樹枝については、外芽のすぐ上で切除しなければならない。
ただし、しだれ物については内芽で切るものとする。

(5) 受注者は、樹冠外に飛び出した枝切取りや、樹勢回復するために行う切り返し剪定については、樹木全体の形姿を配慮し、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取らなければならない。

(6) 受注者は、枝が混み過ぎた部分の中すかしや樹冠の形姿構成のために行う枝抜き剪定については、不必要な枝(冗枝)をその枝のつけ根から切取らなければならない。

(7) 受注者は、花木類の手入れについては、花芽の分化時期を考慮し、手入れの時期及び着生位置に注意しなければならない。

第4項　低木整姿工

1. 受注者は、低木整姿工の施工については、以下の事項により施工するものとし、記載のないものについては、公園緑地編　高中木整姿工の規定によらなければならない。

2. 受注者は、枝の密生した箇所は中すかしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込まなければならない。

3. 受注者は、裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込まなければならない。
また、萌芽力の弱い針葉樹については弱く刈込んで、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ、充分注意しながら芽つみを行わなければならない。

4. 受注者は、大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、目標とする刈り高にそろうよう、刈込まなければならない。
また、植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝条が元に戻るような処置を行わなければならない。

第5項　樹勢回復工

1. 受注者は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に施工時期、施工方法については設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

2. 受注者は、樹木修復の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、

以下の事項によらなければならない。

(1) 受注者は、樹木修復については、修復の時期、種類及び方法については設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

(2) 受注者は、樹木の樹皮部及び木部の枯死、腐朽、病患、傷の部分は必要に応じて削って除かなければならない。
　また、害虫が侵入してきている部分は、幼虫の駆除を完全に行わなければならない。

(3) 受注者は、樹木の腐朽部を除去した場合は、腐朽菌や害虫を駆除するために必要に応じて殺菌剤や燻蒸剤を塗布または薫蒸して消毒しなければならない。

(4) 受注者は、除去した腐朽部には、充てん後に変化して障害を出さない材料で、傷口と充てん材の間から雨水が浸透しないよう充てんし、樹木と傷口の形状に合わせて成形しなければならない。

(5) 受注者は、腐朽部が大きい場合は、回復された表面に崩壊、剥離が生じないよう補強材で補強しなければならない。

(6) 受注者は、患部の治療を終えるとき、充てん剤の仕上げ面は周囲の形成層より内部に仕上げて、術後形成層の発育を阻害しないようにしなければならない。

(7) 受注者は、施工後の樹木の傷が安定するまで、樹木に支柱やロープで補強対策を行わなければならない。

# 第3章　施設整備

## 第1節　摘要

1. 本章は、公園緑地工事における給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、土木工事等共通仕様書の規定による。

## 第2節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

| | |
|---|---|
| 日本公園緑地協会　造園施工管理　技術編 | （令和 3 年 5 月） |
| 日本公園緑地協会　造園施工管理　法規編 | （令和 3 年 5 月）<br>~~（令和 3 年 7 月）~~ |
| 国土交通省　都市公園移動等円滑化基準 | （平成 24 年 3 月） |
| 国土交通省　都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第 2 版】 | （令和 4 年 3 月）<br>~~（令和 7 年 3 月）~~ |
| 日本公園緑地協会　都市公園技術標準解説書 | （令和 7 年 6 月）<br>~~（令和元年 7 月）~~ |
| 日本公園緑地協会　ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり（令和 6 年版）　都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂第2版）の解説 | （令和 6 年 6 月） |
| 国土技術政策総合研究所<br>防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（案）（改訂第 2 版） | （平成 29 年 9 月） |
| 国土交通省　都市公園における遊具の安全確保に関する指針<br>（改訂第 3 版） | （令和 6 年 6 月） |
| 国土交通省　都市公園における遊具の安全確保に関する指針<br>（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設） | （令和 6 年 6 月） |
| 日本公園施設業協会<br>遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2024 | （令和 6 年 4 月） |
| 国土交通省　みんなが遊べる、みんなで育てる　都市公園の遊び場づくり参考事例集 | （令和 6 年 4 月） |
| 文部科学省国土交通省　プールの安全標準指針 | （平成 19 年 3 月） |
| 空気調和・衛生工学会　空気調和・衛生工学便覧　給排水衛生設備編 | （平成 22 年 2 月） |
| 日本下水道協会　下水道施設計画・設計指針と解説(前編) | （令和元年 9 月） |
| 日本電気協会　内線規程第 14 版 | （令和 4 年 12 月） |

| | |
|---|---|
| 日本道路協会　道路土工要綱 | （平成 21 年 7 月） |
| 全日本建設技術協会　土木構造物標準設計　第 2 巻 | （平成 12 年 9 月） |
| 日本道路協会　アスファルト舗装工事共通仕様書解説 | （平成 4 年 12 月） |
| インターロッキングブロック協会　インターロッキングブロック舗装設計施工要領 | （平成 29 年 3 月） |
| 日本道路協会　視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説 | （昭和 60 年 9 月） |
| 日本道路協会　~~令和 7 年度~~　舗装再生便覧　令和 6 年版 | （令和 6 年 3 月）<br>~~（令和 7 年 3 月）~~ |
| 日本道路協会　舗装調査・試験法便覧 | （平成 31 年 4 月） |
| 日本道路協会　道路照明施設設置基準・同解説 | （平成 19 年 10 月） |
| 日本道路協会　視線誘導標設置基準・同解説 | （昭和 59 年 10 月） |
| 日本道路協会　道路反射鏡設置指針 | （昭和 55 年 12 月） |
| 国土交通省　防護柵の設置基準の改定について | （平成 16 年 3 月） |
| 日本道路協会　防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 | （令和 3 年 3 月） |
| 日本みち研究所　補訂版　道路のデザイン<br>－道路デザイン指針(案)とその解説－ | （平成 29 年 10 月） |
| 日本みち研究所　景観に配慮した道路付属物等ガイドライン | （平成 29 年 11 月） |
| 日本道路協会　道路標識設置基準・同解説　改訂版 | （令和 2 年 6 月）<br>~~（令和 2 年 4 月）~~ |
| 建設省　道路附属物の基礎について | （昭和 50 年 7 月） |
| 日本道路協会　駐車場設計・施工指針・同解説 | （平成 4 年 11 月） |
| 国土交通省　土木工事安全施工技術指針 | （公告時点の最新版）<br>~~（令和 7 年 3 月）~~ |
| 日本道路協会　立体横断施設技術基準・同解説 | （昭和 54 年 1 月） |
| 日本道路協会　アスファルト混合所便覧 | （平成 8 年 10 月） |
| 日本道路協会　透水性舗装ガイドブック2007 | （平成 19 年 3 月） |
| 日本道路協会　舗装設計便覧 | （平成 18 年 2 月） |
| 日本道路協会　舗装施工便覧 | （平成 18 年 2 月） |
| 日本道路協会　舗装の構造に関する技術基準・同解説 | （平成 13 年 9 月） |
| 日本道路協会　舗装設計施工指針 | （平成 18 年 2 月） |
| 日本道路協会　自転車道等の設計基準解説 | （昭和 49 年 10 月） |
| 日本道路協会　自転車利用環境整備のためのキーポイント | （平成 25 年 6 月） |
| 土木学会　舗装標準示方書　2023 年制定 | （令和 5 年 10 月） |

| | |
|---|---|
| 土木学会　コンクリート標準示方書(設計編)[2023 年制定] | (2023 年 3 月) |
| 土木学会　コンクリート標準示方書(施工編)[2023 年制定] | (2023 年 9 月) |
| 土木学会　コンクリートのポンプ施工指針 | (平成 24 年 6 月) |
| 国土交通省　アルカリ骨材反応抑制対策について | (平成 14 年 7 月 31 日) |
| 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について | (平成 14 年 7 月 31 日) |
| 建設省　コンクリート中の塩化物総量規制について | (昭和 61 年 6 月) |
| 日本道路協会　舗装の長期保証制度に関するガイドブック | (令和 3 年 3 月) |
| 日本道路協会　舗装種別選定の手引き | (令和 3 年 12 月) |

## 第3節　給水設備工

### 第1項　一般事項

1. 本節は、給水設備工として水栓類取付工、貯水施設工、循環設備工、散水施設工、吸水管路工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和 7 年版」(国土交通省、令和 7 年 3 月)第 2 編第 2 章配管工事及び第 5 編第 2 章第 2 節給排水衛生機器の規定による。

### 第2項　材料

1. 給水設備工に材料は、以下の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

JIS A 5314（ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング）
JIS B 2011（青銅弁）
JIS B 2051（可鍛鋳鉄弁及びダクタイル鋳鉄弁）
JIS B 2061（給水栓）
JIS B 2062（水配管用仕切弁）
JIS B 2220（鋼製管フランジ）
JIS B 2301（ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手）
JIS B 2302（ねじ込み式鋼管製管継手）
JIS B 2311（一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手）
JIS B 2312（配管用鋼製突合せ溶接式管継手）
JIS B 2313（配管用鋼板製突合せ溶接式管継手）
JIS B 2316（配管用鋼製差込み溶接式管継手）
JIS B 2352（ベローズ形伸縮管継手）
JIS B 8302（ポンプ吐出し量測定方法）
JIS B 8313（小形渦巻ポンプ）
JIS B 8319（小形多段遠心ポンプ）
JIS B 8322（両吸込渦巻ポンプ）
JIS B 8323（水封式真空ポンプ）
JIS B 8331（多翼送風機）
JIS B 8372-1（空気圧－空気圧用減圧弁及びフィルタ付減圧弁）
JIS G 3443（水輸送用塗覆装鋼管）

JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼鋼管）

~~JIS G 3491（水道用鋼管アスファルト塗覆装方法）~~

JIS G 5526（ダグタイル鋳鉄管）

JIS G 5527（ダグタイル鋳鉄異形管）

JIS G 5528（エポキシ樹脂粉体塗料）

JIS K 1450（水道用硫酸アルミニウム（水道用硫酸ばんど））

JIS K 6353（水道用ゴム）

JIS K 6742（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）

JIS K 6743（水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手）

JIS K 6762（水道用ポリエチレン二層管）

2. 給水設備工の材料は、JWWA（日本水道協会）の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JWWA B 108（水道用止水栓）

JWWA B 120（水道用ソフトシール仕切弁）

JWWA G 112（水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装）

JWWA G 113（水道用ダクタイル鋳鉄管）

JWWA G 114（水道用ダクタイル鋳鉄異形管）

JWWA G 115（水道用ステンレス鋼鋼管）

JWWA G 116（水道用ステンレス鋼鋼管継手）

JWWA G 117（水道用塗覆装鋼管）

JWWA H 101（水道用銅管）

JWWA K 116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

JWWA K 127（水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管）

JWWA K 128（水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手）

JWWA K 129（水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管）

JWWA K 130（水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手）

JWWA K 131（水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管）

JWWA K 132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

JWWA K 135（液状エポキシ樹脂塗料）

JWWA K 137（無溶剤形エポキシ樹脂塗料）

JWWA K 140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）

3. 量水器は、計量法(平成 26 年 6 月改正　法律第 69 号~~平成 4 年法律 51 号~~)に定める検定合格品とし、方式は特記による。なお特記がない場合は、(1)から(3)によるほか、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとする。

(1) 口径 13 のものは、単箱型接線流羽根車式(乾式直読)とする。

(2) 口径 20 以上 40 以下のものは、箱型接線流羽根車式(乾式直読)で脈動水量指針逆転式のものとする。

(3) 口径 50 以上のものは、湿式たて型軸流羽根車式(液封直読)、またはたて型軸流羽根車式(乾式直読)とする。

4. 受注者は、給水設備の施工に使用する材料については、施工前に品質、機能を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

第3項　水栓類取付工

1. 受注者は、メーターボックスの施工については、通行に支障のない場所に設置する場合は、

地面より高めに、通行に支障がある場合は、地面と同一の高さになるよう施工しなければならない。

2. 受注者は、止水栓及び不凍水栓の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、止水栓及び不凍水栓の取付けについては、止水栓ボックスの中心に垂直に取付けなければならない。

(2) 受注者は、地盤の悪い場所での施工については、沈下のないよう十分基礎を締固めておかなければならない。

(3) 受注者は、止水栓及び不凍水栓の取付けについては、必ず開閉を行い、支障のないことを確かめてから閉止しておかなければならない。

3. 受注者は、止水栓ボックスの設置については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、止水栓ボックスの設置については、通行に支障のない場所に設置する場合は、地面より高めに、通行に支障がある場合は、地面と同一の高さになるよう施工しなければならない。
　また、建込みボルトの締付けも確認しなければならない。

(2) 受注者は、止水栓ボックスの設置については、スピンドルが折れないように、堅固に取付けなければならない。

4. 受注者は、ボックス類高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

第4項　貯水施設工

1. 飲料水を貯留する貯留施設の場合は、建築基準法第36条、建築基準法施行令第129条の2の5 ならびに同条に基づく告示の定める規定によるものとする。
2. 貯水施設にマンホールを使用する場合は、公園緑地編 マンホール工の規定によるものとする。
3. 貯水施設にプレキャストカルバート、プレキャストボックス、プレキャストパイプを使用する場合は、第9章第3節プレキャストカルバート工の規定による。
4. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第4章土工の規定による。
5. 受注者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利及び砕石といった間隙充てん材を加え、締固めながら仕上げなければならない。
6. 受注者は、基礎材の敷均し及び締固めについては、支持力が均等となり、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
7. 均しコンクリート及びコンクリートの施工については無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
8. 受注者は、貯水施設の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な養生を行わなければならない。
9. 受注者は、貯水施設の設置については、設計図書に示す位置、高さに設置し、水平、鉛直になるように施工しなければならない。
10. 受注者は、防水モルタルの施工については、設計図書によるものとし、貯留施設に外部から雨水が浸入しないよう施工しなければならない。
11. 受注者は、貯水施設の埋戻しについては、流入管管底と流出管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを確認した後、設計図書に示す埋戻しを行わなければならない。
　また、埋戻しについては、貯水施設がコンクリート構造物以外の場合は、貯水施設内に半分程度注水した後行い、30㎝の層状に周辺を均等に突固め、水締めを行わなければならない。
　なお、貯水施設がコンクリート構造物の場合は、水締めの必要はないものとする。
12. 受注者は、通気孔の設置については、通気孔には耐食性のある防虫網を取付けなければならない。
13. 受注者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより

移動しないよう設置しなければならない。

14. 受注者は、貯水施設の養生後、貯留水が清水になるまで洗浄しなければならない。

15. 受注者は、貯水施設の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして 24 時間放置し、漏水の有無を確認しなければならない。
また、工事完了後は、貯水施設を満水状態にしておかなければならない。

16. 受注者は、蓋高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

第5項　循環設備工

1. 受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。
なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 7 年版」」（国土交通省、令和 7 年 3 月）及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省、令和 7 年 3 月）の規定による。

2. 受注者は、機械室の施工については、設計図書によるものとし、基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分突固めなければならない。

3. 受注者は、貯水槽の施工については、第 4 項貯水施設工の規定による。

4. 受注者は、噴水装置、濾過装置、滅菌装置、循環設備の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、施工図を作成し、監督員に提出しなければならない。

(2) 受注者は、制作する機器類、実管スリーブ、オーバーフロー金物、ポンプピットストレーナーは、施工図を作成し、監督員に提出しなければならない。

(3) 受注者は、施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置も動作させ異常の有無を試験し、次いで各機器の自動または連動運転を行い、異常の有無を試験しなければならない。

(4) 受注者は、噴水装置、循環設備、滅菌装置の各部を満水にし、各機器の能力を使用に適合するように調整した後、総合的な運転を行い全体及び各部の状態について異常の有無を試験しなければならない。

(5) 受注者は、循環設備、滅菌装置が定常の使用状態に入った後、速やかに監督員の指示により、必要な試験を実施し、試験成績表を作成し、監督員の承諾を得なければならない。

5. 受注者は、ポンプの設置については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、ポンプの設置については、水準器により十分に芯出し調整を行わなければならない。
また、動力ケーブル、制御ケーブルはポンプの吊り上げ、分解時に必要な長さを確保しなければならない。

(2) 受注者は、水中モートルポンプのケーブル接続については、ポンプピット内で行わなければならない。

6. 受注者は、機器搬入時に既設構造物を損傷することのないようにしなければならない。

7. 受注者は、バルブの設置については、設計図書に示す位置、高さに設置し、水平、鉛直となるように施工しなければならない。

8. 受注者は、バブルボックスの施工については、設計図書に示す位置、高さに設置しなければならない。

9. 受注者は、配管の施工に先立ち、他の設備類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して、正確に位置を決定しなければならない。

10. 受注者は、配管材の接合については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。

(2) 受注者は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げなければならない。

(3) 受注者は、ねじ加工機については、自動定寸装置付きとしなければならない。また、ねじ加工に際しては、ねじゲージを使用して、JIS B 0203(管用テーパねじ)に規定するねじが適正に加工されているか確認しなければならない。

(4) 受注者は、接合用ねじにJIS B 0203(管用テーパネジ)を使用し、接合においては、ねじ接合材を使用しなければならない。

(5) 受注者は、ねじ山、管内部及び端部に付着している切削油、水分、ほこり等を十分に除去した後、おねじ部のみにねじ接合材を塗布し、ねじ込まなければならない。

(6) 受注者は、フランジの接合については、適正材質、厚さのガスケットを使用し、ボルト及びナットを均等に片寄りなく締付けなければならない。

11. 受注者は、建物導入部配管で不等沈下のおそれがある場合は、特記により、標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領(一))のフレキシブルジョイントを使用した方法で施工する。ただし、排水及び通気配管を除く。

12. 受注者は、鋼管、鋳鉄管及び鉛管に対するコーキング修理を行ってはならない。

13. 受注者は、躯対貫通にあたり、配管材は実管スリーブとし、水際躯体貫通部止水板付またはリンクシールを使用しなければならない。

14. 受注者は、制御盤の施工については、設計図書によるものとし、盤内の器具及び材料は、設計図書に関して監督員の承諾を得たものとしなければならない。

15. 受注者は、循環設備工の接地工事については、D種接地工事を施さなければならない。

第6項　散水施設工

1. 受注者は、スプリンクラーの施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、スプリンクラーボックスの中心に垂直に取付けなければならない。

(2) 受注者は、スプリンクラーボックスの蓋については、地面より高めになるよう施工しなければならない。

(3) 受注者は、スプリンクラーの設置については、付近の土が混入しないようにしなければならない。

2. 受注者は、ミストの施工については、設計図書によらなければならない。

3. 受注者は、ドリップパイプの施工については、折れ曲がりに注意して布設しなければならない。

4. 受注者は、散水栓の設置については、散水栓ボックスの中心に取付けなければならない。

5. 受注者は、散水栓高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

第7項　給水管路工

1. 受注者は、給水管の施工については、以下の事項により施工するものとする。
なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議のうえ施工しなければならない。

(1) 受注者は、各種管類の曲部には曲部用継手を用いなければならない。
なお、布設路線に障害物がある場合は、曲管を使用することとし、直管をずらすことによって障害物をかわしてはならない。

(2) 受注者は、地下埋設物との交差や構造物を横断する箇所は、必要に応じてさや管やコンクリートで防護しなくてはならない。

(3) 受注者は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行または交差する場合は、30 ㎝以上の間隔をおき、布テープにより防護しなくてはならない。

(4) 受注者は、給水管が電食または酸・アルカリによって腐食するおそれのある場所での布設については、耐食性の給水管を使用しなければならない。

(5) 受注者は、給水管の曲管部または管末部で、接合箇所が離脱するおそれがある場合は、離脱防止継手を用いるか、コンクリートで保護しなければならない。

(6) 受注者は、不等沈下が生じるおそれのある箇所には、有効な伸縮継手を用いなければな

らない。

(7) 受注者は、漏水のないように施工しなければならない。

(8) 受注者は、布設する給水管の周囲を埋戻し、十分転圧しなければならない。
なお、給水管、給水設備、ボックス類に損傷、沈下、移動を与えないように布設しなければならない。

2. 受注者は、給水管の布設については、境界杭、道路標識、ベンチマーク、水が汚染されるおそれのある箇所に近接して布設しないようにしなければならない。

3. 受注者は、ポリエチレン管の布設については、温度差による膨張、収縮を考えて蛇行配管としなければならない。
また、コイル巻きによるねじれ、わん曲、くせがあるため器具の傾斜が生じやすいので、器具前後の管は、徐々にねじれを解いて布設しなければならない。

4. 受注者は、鋳鉄管類の布設については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、勾配のある場所に施工する場合は、受口を上り勾配に向けて布設しなければならない。
なお、将来の維持管理に備えて、管及び異形管の表示記号は上部にして布設しなければならない。

(2) 受注者は、切断または変形した材料を使用してはならない。
また、異形管の切断、変形は行ってはならない。

5. 受注者は、硬質ポリ塩化ビニル管の布設については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、曲げ配管が必要な場合は、エルボまたはベンドを用いて配管しなければならない。

(2) 受注者は、ガソリン、クレオソート、塗料といった有機溶剤を含むものに浸食されるおそれのある場所へ布設してはならない。

6. 受注者は、給水管の接合については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。

(2) 受注者は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないように管軸心に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げなければならない。

(3) 受注者は、配管の施工を一時休止する場合は、管内に異物が入らないように養生しなければならない。

(4) 受注者は、管種の異なった給水管の接合については、適合する各種ユニオン、接続管を用いて接合しなければならない。

7. 受注者は、鉛管相互の接合は、原則として行ってはならない。

8. 受注者は、鉛管と鋳鉄管を接合する場合は、LY 継手と鋳鉄管をメカニカル接合し、鉛管を拡管してボルト及びナットで締付けて接合しなければならない。また、鉛管と鋼管を接合する場合は、黄銅製はんだ付用ニップルを使用しなければならない。

9. 受注者は、ビニルライニング鋼管の接合については、樹脂コーティング管防食管継手を用いて接合しなければならない。

10. 受注者は、硬質ポリ塩化ビニル管類の接合については、硬質ポリ塩化ビニル管用接着剤及び継手類を用いて接合しなければならない。

11. 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の接合については、メカニカル継手、タイトン継手、またはフランジ継手を用いて接合しなければならない。

12. 受注者は、給水管埋設時に埋設シート及び埋設標を敷設しなければならない。

13. 受注者は、給水管の布設後、必要に応じて水圧試験、通水試験、ポンプの試験を、監督員の立会のもとで行わなければならない。
なお、それぞれの試験の内容については、設計図書によらなければならない。

# 第4節　雨水排水設備工

## 第1項　一般事項

1. 本節は、雨水排水設備工として側溝工、集水桝工、調整池工、貯留施設工、管渠工、マンホール工、地下排水工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、側溝工、集水桝工、作業土工、管渠工、マンホール工、地下排水工の施工については、道路土工－排水工指針 2－2 路面排水及び 3－5 地下排水施設、擁壁・カルバート・仮設構造物工指針 3－6 施工一般の施工の規定によらなければならない。
3. 受注者は、側溝工、集水桝工、作業土工、管渠工、マンホール工、地下排水工の施工については、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から園路及び広場に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。

## 第2項　材料

1. 雨水排水設備工に使用する材料は、以下の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

   JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品－　種類、製品の呼び方及び表示の通則）

   JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法通則）

   JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）

   JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）

   JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）

   JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）

   JIS A 5506（下水道用マンホールふた）

   JIS G 3470（コルゲートセクション）

   JIS G 3471（コルゲートパイプ）

   JIS K 6739（排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手）

   JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）
2. 管類及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。
3. 受注者は、雨水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

## 第3項　側溝工

1. 受注者は、側溝工の施工については、設計図書によるものとし、現地の状況により、これに示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 受注者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、プレキャスト皿型側溝、現場打L型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、特殊円形側溝の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、プレキャスト皿型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、特殊円形側溝、管（函）渠型側溝の継目部の施工については、付着、水密性を保ち段差が生じないよう注意して施工しなければならない。
4. 受注者は、現場打L型側溝の施工については、側溝の表面の締固めたコンクリートが半乾きの状態の時にコテを使用し、かつ、突端部は面ゴテを使用して仕上げなければならない。
5. 受注者は、現場打側溝については、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
6. 受注者は、コルゲートフリュームの施工については、以下の事項により施工しなければならない。

   (1) 受注者は、コルゲートフリュームの布設については、予期できなかった砂質土または軟弱

地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

(2) 受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。
　また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。

(3) 受注者は、コルゲートフリュームの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

7. 受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

8. 公園素掘側溝の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 受注者は、公園素掘側溝の施工にあたり、掘削（切土）面はゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のため取り除かなければならない。盛土面は法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。また、底面は滑らかで一様な勾配となるよう施工しなければならない。

(2) 受注者は、公園素掘側溝に張芝を施す場合、公園緑地編　第 2 章 2 節 6 項地被類植栽工 2.芝の植付けの規定による。

9. 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。

10. U形側溝小口止めの施工については、設計図書によらなければならない。

11. 受注者は、側溝高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

第4項　調整池工

1. 周囲小堤に石積を使用する場合は、公園緑地編　石積工の規定によるものとする。

2. 受注者は、余水吐及び放流施設の施工については、余水吐及び放流施設の高さ及び水抜き孔と周囲小堤との通水性、並びに排水管との接合に支障のないよう、設計図書に示す位置、高さに施工し、水平、鉛直となるように据付けなければならない。

第5項　貯留施設工

1. 貯留施設の施工については、公園緑地編　貯水施設工、調整池工の規定によるものとする。

2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。

3. 受注者は、貯留施設の施工については、基礎を突固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。

4. 受注者は、貯留施設のフィルター材の施工については、付近の土が混入しないようにしなければならない。

5. 受注者は、蓋高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

第6項　管渠工

1. 受注者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。

2. 管渠工の施工については、第 9 章 3 節プレキャストカルバート工の規定による。

3. 受注者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。

4. 受注者は、管渠工の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。

5. 受注者は、ソケット付の管の布設については、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。

6. 受注者は、管布設工の施工については、基礎の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリートまたは、固練りモルタルを充てんし、空隙が生じないように施工しなければならない。

7. 受注者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。

8. 受注者は、コルゲートパイプの布設については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。

(2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後ボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。

(3) 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工－カルバート工指針」（日本道路協会、平成 22 年 3 月）7-2(2)2)敷設工の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

9. 受注者は、管渠工の施工については、設計図書によるものとし、現地の状況によりこれに示された水路勾配により難い場合は、監督員と協議のうえ指示による勾配で、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。

10. 受注者は、管渠にプレキャストボックスを使用する場合は、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、現地の状況により設計図書に示された据え付け勾配により難い場合は、監督員と協議しなければならない。

(2) 受注者はプレキャストカルバート工の施工については、基盤との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。

(3) 受注者は、プレキャストボックスの縦締め施工については、PCボックスカルバート道路埋設指針 4.5.4 及び鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針 4.4.3 の規定によらなければならない。
　これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督員の承諾を得なければならない。

(4) 受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。
　ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。

(5) 受注者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。
　損傷させた場合は、取り換えなければならない。

11. 受注者は、副管及び接続ソケットの施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、接合部の仕上げについては、管の損傷、漏水のないよう特に入念に仕上げ、管の通りについて確認し、埋戻さなければならない。

(2) 受注者は、布設勾配については、中だるみのないように施工しなければならない。

(3) 受注者は、接合材が管の内面にはみ出ていないか確認しなければならない。

(4) 受注者は、接合材が十分硬化するまでは、無理な荷重を加えてはならない。
また、埋戻しは十分硬化していることを確認し、丁寧に行うとともに入念に締固めなければならない。

(5) 受注者は、本管ソケット部と取付口に簡単な遣形を設け、一直線に下流側から施工しなければならない。

12. 受注者は、立体網状管の施工については、設計図書によらなければならない。

13. 受注者は、管閉塞の施工については、設計図書によらなければならない。

14. 受注者は、管口フィルターの施工については、フィルターの破損がないことを確認し、すき間や折れのないように施工しなければならない。

第7項　集水桝・マンホール工

1. 受注者は、集水桝・マンホールの施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、集水桝・マンホール工の施工については、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。

(2) 受注者は、側溝工及び管渠工との接続部は、漏水が生じないように施工しなければならない。

(3) 受注者は、集水桝・マンホール工の施工については、路面との高さの調整が必要な場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

2. 受注者は、桝に接合する取付管の管口仕上げについては、上部塊類を設置する前に接着剤が管の内面に突出していないか確認した後、塊類を設置しなければならない。

3. 受注者は、桝高さ調整及びマンホール高さ調整の施工について、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

第8項　地下排水工

1. 受注者は、地下排水の施工については、設計図書で示された位置に施工しなければならない。
なお、新たに地下水脈を発見した場合は、直ちに監督員に連絡し、その対策について監督員の指示によらなければならない。

2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。

3. 受注者は、有孔ヒューム管、有孔塩化ビニル管、透水コンクリート管、化学繊維系管の施工については、基礎を突固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。

## 第5節　汚水排水設備工

第1項　一般事項

本節は、汚水排水設備工として汚水桝・マンホール工、浄化槽工その他これらに類する工種について定めるものとする。

第2項　材料

1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

JIS A 5361(プレキャストコンクリート製品－　種類、製品の呼び方及び表示の通則)

JIS A 5364(プレキャストコンクリート製品－　材料及び製造方法通則)

JIS A 5365(プレキャストコンクリート製品－　検査方法通則)

JIS G 3470(コルゲートセクション)

JIS G 3471(コルゲートパイプ)

JIS K 6739(排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手)

JIS K 6741(硬質ポリ塩化ビニル管)

JIS K 6743(水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)

JIS K 6777(耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手)

JIS K 6741(硬質ポリ塩化ビニル管)

JIS K 6776（耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管）

~~JIS R 1201（陶管）~~

JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）

JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼鋼管）

JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）

JIS B 2312（配管用鋼製突合せ溶接式管継手）

JIS B 2313（配管用鋼板製突合せ溶接式管継手）

JIS B 2301（ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手）

JIS B 2302（ねじ込み式鋼管製管継手）

JIS B 2011（青銅弁）

JIS B 2031（ねずみ鋳鉄弁）

~~JIS A 4101（ガラス繊維強化プラスチック製浄化槽構成部品）~~

2. 受注者は、汚水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

第3項　汚水桝・マンホール工

1. 汚水桝・マンホール工の施工については、公園緑地編　集水桝工・マンホール工の規定によるものとする。
2. 受注者は、汚水桝及びマンホールのインバートの施工については、以下の事項により施工しなければならない。
   (1) 受注者は、管接続部、底部及び側壁部より漏水のないよう施工しなければならない。
   (2) 受注者は、桝及びマンホールの底部の施工については、コンクリートで半円形にし、水が溜まらないように勾配を付け、表面がなめらかになるように仕上げなければならない。

第4項　浄化槽工

1. 浄化槽の施工については、建築基準法及び水質汚濁防止法、浄化槽法に基づく法令のほか、特定行政庁の定める条例の規定によるものとする。
2. 受注者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利及び砕石といった間隙充てん材を加え、締固めながら仕上げなければならない。
3. 基礎材の施工については、公園緑地編　貯水施設工の規定によるものとする。
4. 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
5. 受注者は、浄化槽の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は、特に十分な養生を行わなければならない。
6. 受注者は、ユニット形浄化槽の設置については、設計図書の示す位置、高さに設置し、水平、鉛直となるように施工しなければならない。
7. 受注者は、浄化槽の埋戻しについては、流入管管底と放流管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを確認した後、埋戻しを行わなければならない。
   また、埋戻しは、槽内に半分程度注水した後行い、30 cmの層状に周辺を均等に突固め、水締めを行わなければならない。
8. 受注者は、ユニット形浄化槽の埋戻しについては、ユニット本体に鋭角な砕石があたらないよう特に注意して施工しなければならない。
9. 受注者は、防水モルタルの施工については、設計図書によるものとし、浄化槽に外部から雨水が浸入しないよう施工しなければならない。
10. 受注者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトがコンクリートの打込みにより移動しないよう設置しなければならない。
11. 受注者は、浄化槽の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、浄化槽が定常の使用状態に入った後、速やかに流入水、処理水の水質分析、騒音測定等の必要な試験を実施し、試験成績表を監督員に提出しなければならない。

(2) 受注者は、浄化槽の各槽を満水にし、各機器の能力を使用に適合するように調整した後、総合的な運転を行い、全体及び各部の状態について異常の有無を確認しなければならない。

(3) 受注者は浄化槽の施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置を動作させ異常の有無を確認し、次に各機器の自動または連動運転を行い異常の有無を確認しなければならない。

(4) 受注者は、施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を確認しなければならない。また、工事完了後は、ポンプ槽を除くすべての槽を満水状態としておかなければならない。

## 第6節　電気設備工

### 第1項　一般事項

1. 本節は、電気設備工として照明設備工、放送設備工、電線管路工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)及び「電気通信設備工事共通仕様書令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)の規定によらなければならない。

### 第2項　材料

1. 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

JIS A 5361(プレキャストコンクリート製品－　種類、製品の呼び方及び表示の通則)

JIS C 3401(制御用ケーブル)

JIS C 3605(600V ポリエチレンケーブル)

JIS C 3606(高圧架橋ポリエチレンケーブル)

JIS C 3653(電力用ケーブルの地中埋設の施工方法)

JIS C 4620(キュービクル式高圧受電設備)

JIS C 8105－1～3(照明器具－安全性要求事項～性能要求事項)

JIS C 8305(鋼製電線管)

JIS C 8380(ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管)

JIS C 8430(硬質塩化ビニル電線管)

JIS C 8411(合成樹脂製可とう電線管)

2. 受注者は、電気設備工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

### 第3項　照明設備工

1. 受注者は、ハンドホールの施工については以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、ハンドホールの施工については、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

(2) 受注者は、保護管との接合部において、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が1:3の容積配合のモルタルを用いて施工しなければならない。

2. 受注者は、引込柱及び照明灯の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、建込み位置については、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

(2) 受注者は、建込みについては、垂直に建込み、地際部には材質により必要に応じて防食テープを巻付けなければならない。

3. 受注者は、分電盤の施工については、ケーブル引込み部分にはシール材を十分詰めて、外部からの湿気の侵入を防がなければならない。
4. 受注者は、照明灯及び分電盤の器具、鉄箱といった金属部分の施工については、D種接地工事により接地しなければならない。
5. 受注者は、照明灯の施工については、照明灯の内部で、ケーブル相互またはケーブルと電線とを接続する場合は、切り離しが可能な接続金物を使用しなければならない。
6. 受注者は、遮光板の施工については、十分に効果が得られるように設置しなければならない。
7. 受注者は、ハンドホール及び分電盤高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

第4項　放送設備工

放送設備工の施工については、公園緑地編　照明設備工の規定によるものとする。

第5項　電線管路工

1. 受注者は、電線の施工については、以下の事項により施工しなければならない。
   (1) 受注者は、引き入れに先立ち、電線管内を十分清掃し、電線は丁寧に引き入れ、管端口は電線を損傷しないように保護しなければならない。
   また、通線を行わない場合は、管端口には防水栓を差し込んでおかなければならない。
   (2) 受注者は、要所、ハンドホール内及びその引込口、引出口近くでは電線に余裕を持たせなければならない。
   (3) 受注者は、電線を曲げる場合は、被覆を痛めないように注意し、その屈曲半径は低圧ケーブルにあたっては、単心以外の場合は、仕上がり外径の 6 倍以上とし、単心の場合は、仕上がり外径の 8 倍以上としなければならない。
2. 受注者は、電線及び電線管の施工については、ハンドホール内でのケーブル接続部分は、ケーブルハンガーに掛けて、ハンドホール底部に直接触れないよう取付けなければならない。
3. 受注者は、電線管の施工については、電線管の曲げ半径(内側内径とする)は、管内径の 6 倍以上とし、曲げ角度は 90 度を超えてはならない。
4. 受注者は、電線管埋設時に埋設シート及び埋設標を敷設しなければならない。

## 第7節　園路広場整備工

第1項　一般事項

1. 本節は、園路広場整備工として舗装準備工、アスファルト舗装工、排水性舗装工、アスファルト系園路工、コンクリート系園路工、土系園路工、レンガ・タイル系園路工、木系園路工、樹脂系園路工、石材系園路工、園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、園路広場整備工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。
3. 受注者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
4. 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、有害物を除去しなければならない。
5. 受注者は、表面排水勾配の配置については、設計図書で示されていない場合は、表 3－1 に示す表面排水勾配としなければならない。
   ただし、部分的なすりつけ部については、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

### 表3－1　表面排水勾配

| 種　　別 | 勾　配 | 摘　　要 |
|---|---|---|
| 園路、歩行者道路、自転車道 | ～1.0% | コンクリート、アスファルト、平板舗装類 |

| | | |
|---|---|---|
| 広　場 | 0.5～1.0% | 平板、レンガ、タイル、砂、ダスト舗装類 |

6. 受注者は、転圧については、周辺の低い箇所から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。
7. 受注者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、前に転圧した幅の 1／2 以上重ねて行わなければならない。
8. 受注者は、散水については、淡水を用いるものとし泥水を使用してはならない。
9. 施設の仕上げについては、公園緑地編 第 3 章 13 節 施設仕上げ工の規定によるものとする。

第2項　材料

1. 受注者は、園路広場整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち試験が伴う材料については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和 7 年版」（国土交通省、令和 7 年 3 月）10 章石工事、11 章タイル工事、15 章左官工事、18 章塗装工事の規格に基づき試験を実施しなければならない。
3. 路床盛土工は、第 1 編 路床盛土工の規定によるものとする。
4. 4.アスファルト舗装工、排水性アスファルト舗装工、公園アスファルト舗装工で使用する材料については、第 1 編　アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。
5. コンクリート系園路工、土系園路工、レンガ・タイル系園路工、木系園路工、樹脂系園路工、石材系園路工で使用する材料については、設計図書によるものとし、指定のない場合は第 1 編　アスファルト舗装の材料、 コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。
6. 園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工で使用する材料の種類及び規格は、設計図書によるものとする。
7. 受注者は、クッション砂については、沈下量を一定にするため、同一現場内では、産地、粒度、含水率が同一のものを使用しなければならない。
8. 施設仕上げ工の材料については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和 7 年版」（国土交通省、令和 7 年 3 月）10 章石工事、11 章タイル工事、15 章左官工事、17 章塗装工事の規定によるものとする。

第3項　舗装準備工

舗装準備工の施工については、第 1 編 舗装準備工の規定によるものとする。

第4項　アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第 1 編 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

第5項　排水性舗装工

1. 排水性舗装工の施工については、第 1 編 アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、排水性舗装工の施工については、アスファルト舗装要綱第 5 章施工及び第 9 章 9－5－5 排水性舗装工の施工の規定、プラント再生舗装技術指針の路盤の施工及び基層・表層の施工の規定及び第 1 編 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

第6項　アスファルト系舗装工

アスファルト系舗装工の路盤施工については、第 1 編 アスファルト舗装工、 薄層カラー舗装工、アスファルト舗装要綱第 5 章施工及び第 9 章 9－5－5 排水性舗装工の施工の規定、プラント再生舗装技術指針路盤の施工及び基層・表層の施工の規定によるものとする。

第7項　コンクリート系舗装工

1. コンクリート系舗装工の路盤施工については、第 1 編 コンクリート系舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、インターロッキング舗装の施工については、以下の事項により施工しなければな

らない。

(1) 受注者は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に設計図書に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。

(2) 受注者は、ブロックの据付けについては、設計図書に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。

(3) 受注者は、ブロック相互のかみ合わせが良くなるように据付けなければならない。

(4) 目地の幅は、2～3 ㎜を標準とする。

(5) 受注者は、目地ラインの修正をする場合は、角材、木槌を用い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。

(6) 受注者は、ブロック舗装面の仕上げについては、振動締固め機により行わなければならない。

(7) 受注者は、締固めについては、ブロックの長手方向に対して行い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。

(8) 受注者は、歩行に支障がないように、また降雨後に滞水がないように平坦に仕上げなければならない。

(9) 受注者は、目地詰めについては、乾燥した砂を舗装表面に散布した後、ほうき類で充分に詰めなければならない。
　なお、目地詰めの不充分な箇所は、締固め機を併用して行うか、散水により施工しなければならない。

(10) 受注者は、舗装表面に残った目地砂については、清掃し取り除かなければならない。

3. 受注者は、透水性コンクリート舗装の施工については、設計図書によるものとする。

4. 受注者は、平板舗装の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、設計図書に定めのない場合は、施工図を作成し、監督員に提出しなければならない。
　なお、施工図は、舗装パターン、縁石、工作物との取合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。

(2) 受注者は、割り付けによって端数が生じた場合は、現場加工によって納まりよく仕上げなければならない。

(3) 受注者は、目地については、指定されたパターン及び目地幅によってゆがみがなく仕上げなければならない。

(4) 受注者は、砂目地については、目地の幅は設計図書によるものとし、目違いのないように張り立て後、直ちに砂（細目）を散布し、ほうき類で目地に充てんしなければならない。

(5) 受注者は、据付けについては、設計図書に示す表面勾配が得られるように水糸を張って正確に行わなければならない。

第8項　土系舗装工

1. 土系舗装工の路盤施工については、第 1 編 アスファルト舗装工及び コンクリート舗装工の規定によるものとする。

2. 受注者は、土舗装工の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、表層土については、均一に敷均し、締固めに適した含水比に保てるよう散水しながら、転圧及び不陸整正を繰り返し、設計図書に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。

(2) 受注者は、仕上がり面については、塊が残らないようにレーキでかき均さなければならない。

(3) 受注者は、表層土の表層仕上がり厚が 30 ㎜以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅くかき均し、なじみよくしたうえで、敷均し、転圧しなければならない。

(4) 受注者は、化粧砂をまく場合、その厚さについては、設計図書によるものとし、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。

(5) 受注者は、表層安定剤を散布する場合、散布量は設計図書によるものとし、適度の散水を行いながら転圧しなければならない。

3. 受注者は、芝舗装の施工については、以下の事項より施工しなければならない。

(1) 受注者は、下層路盤のある場合は、下層面が損なわれないように客土を運搬、敷均し、設計図書に示す高さに仕上げなければならない。

(2) 受注者は、芝を張った後は、設計図書に示す目土を敷均し転圧のうえ、かん水しなければならない。

4. 耐踏圧性芝生舗装の施工については、芝舗装の規定によるものとするほか、以下の規定による。

(1) 耐踏圧性芝生舗装で使用する材料の種類及び規格は、設計図書によらなければならない。

5. 受注者は、砂舗装、石灰岩ダスト舗装の施工について、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、砂舗装の砂と土砂については、よく混合した後、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、設計図書に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。

(2) 受注者は、石灰石ダスト舗装については、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、設計図書に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。

(3) 受注者は、表層安定剤については、転圧後設計図書に示す量を散布し、必要に応じ適度の散水を行わなければならない。

第9項　レンガ・タイル系舗装工

1. レンガ・タイル系舗装工の路盤施工については、アスファルト舗装工及びコンクリート舗装工の規定によるものとする。

2. 受注者は、レンガ舗装、タイル舗装の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、敷きモルタルの施工については、設計図書に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。

(2) 受注者は、レンガ、タイルの据付けについては、設計図書に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。

(3) レンガ、タイル舗装の化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については設計図書によるものとする。

第10項　木系舗装工

1. 木系舗装工の路盤施工については、アスファルト舗装工及びコンクリート系舗装工の規定によるものとする。

2. 受注者は、チップ舗装の施工については、設計図書によるものとする。

3. 受注者は、木レンガ舗装の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に設計図書に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。

(2) 受注者は、木レンガの据付けについては、設計図書に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。

4. 受注者は、木道のクッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に設計図書に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。

5. 受注者は、枕木舗装の施工については、設計図書によらなければならない。

第11項　樹脂系舗装工

1. 樹脂系舗装工の路盤施工については、アスファルト舗装工及びコンクリート舗装工の規定によるものとする。

2. 樹脂系舗装の表層の施工については、設計図書によるものとする。

3. 受注者は、ゴムチップ舗装の施工については、設計図書によらなければならない。

第12項　石材系舗装工

1. 石材系舗装工の路盤施工については、 アスファルト舗装工及びコンクリート舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、砕石舗装の施工については、砕石を均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、設計図書に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
3. 受注者は、平石張舗装、ごろた石張舗装、玉石張舗装、野面平石張舗装、修景割板石張舗装、割板石張舗装、小舗石張舗装、切板石張舗装、延段の施工については、以下の規定によるものとする。
   (1) 受注者は、張りパターンについて設計図書に定めのない場合は、施工図を作成し、監督員に提出しなければならない。
   　なお、施工図は、張り模様、縁石、工作物との取合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。
   (2) 受注者は、各舗装の施工については、設計意図を十分理解したうえで、施工しなければならない。
   (3) 受注者は、張り模様については、修景的配慮をしなければならない。
   なお、乱形平石張工において 4 方向以上の目地の集合点が生じてはならない。
   (4) 受注者は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組合せ、小さい石が多くならないように配慮しなければならない。
   (5) 受注者は、石材系舗装のクッション砂及び敷きモルタルについては、設計図書に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。
   (6) 受注者は、モルタルによる化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については、設計図書によらなければならない。
   (7) 受注者は、舗装の表面が平滑になるように配慮し、設計図書に示す表面勾配が得られるよう施工しなければならない。
   (8) 受注者は、施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、施工後の養生を行わなければならない。
   (9) 受注者は、合端については、現場で加工・施工を行い、特に端部の納まりに配慮しなければならない。

第13項　園路縁石工

1. 受注者は、園路縁石工の施工については、 縁石工の規定によるもののほか、以下の事項により施工しなければならない。
   (1) 受注者は、縁石ブロックについては、設置前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。
   (2) 受注者は、縁石ブロックの目地幅及び目地モルタルの配合については、設計図書によらなければならない。
   (3) 受注者は、現場打縁石については、第 6 章　無筋、鉄筋コンクリートによるほか、設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、ごろた石縁石、玉石縁石、野面石縁石、割石縁石、小舗石縁石、雑割石縁石、切石縁石の施工については、設計意図を十分理解したうえで、以下の事項により施工しなければならない。
   (1) 受注者は、石材については、指定寸法でできる限りすわりのよいものを選び、天端及び見切線はその見通線上に凹凸のないように注意して据付けなければならない。
   (2) 受注者は、土ぎめの場合は、縁石の周囲を充分突固めながら、天端及び見切線の見通線がずれないように注意して据付けなければならない。
   (3) 受注者は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組合わせなければならない。
   (4) 受注者は、雑割石縁石の施工については、合端を馴染みよく合わせるように配慮しなけれ

ばならない。

(5) 受注者は、施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、養生を行わなければならない。

3. 受注者は、縁石高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

第14項　階段工

1. 階段工の施工については、第 6 章 無筋、鉄筋コンクリート、公園緑地編 園路広場整備工及び公園緑地編 施設仕上げ工によるもののほか、設計図書によるものとする。
2. 受注者は、階段工の施工については、踏面に水が溜まらないよう施工しなければならない。
3. 受注者は、階段高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

第15項　公園橋工

1. 受注者は、公園橋工の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 受注者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

(2) 橋台の施工については、第 6 章 無筋、鉄筋コンクリート、公園緑地編 第 3 章 2 節 4 項貯水施設工、公園緑地編 第 3 章 13 節 施設仕上げ工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

(3) 橋設置の施工については、設計図書によらなければならない。

(4) 受注者は、橋の設置にあたっては、設置時の部材の応力と変形等を十分検討し、その結果橋上部に対する悪影響がないことを確認しておかなければならない。

(5) 受注者は、地覆については、橋の横方向最短部に設置しなければならない。

(6) 受注者は、高欄、手すりの施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。

第16項　デッキ工

デッキ工の施工については、公園緑地編 公園橋工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

第17項　視覚障害者誘導用ブロック工

1. 受注者は、視覚障害者誘導用ブロックの施工については、施工前に施工図を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 視覚障害者誘導用ブロックの施工については、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」（日本道路協会、昭和60年9月）第4章施工の規定によるもののほか、設計図書による。
3. 視覚障害者誘導点字シートの施工については、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」（日本道路協会、昭和 60 年 9 月）第 4 章施工の規定によるもののほか、設計図書による。

## 第8節　修景施設整備工

第1項　一般事項

1. 本節は、修景施設整備工として、石組工、添景物工、袖垣・垣根工、花壇工、トレリス工、モニュメント工、作業土工、流れ工、滝工、池工、洲浜工、壁泉工、カスケード工、カナール工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、修景施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。
3. 受注者は、修景施設整備工の施工については、設計意図を十分把握したうえで、施工しなければならない。
4. 修景施設の仕上げについては、公園緑地編 施設仕上げ工によるものとする。

第2項　材料

1. 受注者は、修景施設整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 石材は、使用目的に合致した形状を有し、外観の良好なものとする。
3. 砂、砂利は粒のそろったもので、異種材及びきょう雑物を含まないものとする。
4. 受注者は、修景施設整備工に使用する木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督員に提出しなければならない。
   なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。
5. 受注者は、設計図書に示された寸法については、製材にあたっては仕上がり寸法とし、素材にあたっては特に明示する場合を除き末口寸法とする。
6. 工場製品については、ひび割れ、損傷がないものとする。

第3項　石組工

1. 受注者は、自然石の配分及び配置については、材種形状、色合い、周囲との取合いに十分考慮しなければならない。
2. 受注者は、石組工の施工については、現地の状況により、設計図書により難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、石の据付けにおける石の位置、向き、深さについては、設計図書により難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第4項　添景物工

添景物工の施工については、設計図書によるものとするほか、公園緑地編　石組工の規定によるものとする。

第5項　袖垣・垣根工

袖垣・垣根工の施工については、設計図書によるものとする。

第6項　花壇工

花壇工の施工については、設計図書によるものとする。

第7項　トレリス工

トレリス工の施工については、設計図書によるものとする。

第8項　モニュメント工

モニュメント工の施工については、設計図書によるものとする。

第9項　流れ工

1. 受注者は、コンクリートの施工については、打継ぎ箇所における、シーリング材の充てんにより水漏れ防止を行わなければならない。
2. 受注者は、防水の施工については、設計図書によるものとする。
3. 受注者は、防水の施工については、防水シートを使用する場合は、接合部の設計図書に示す重ね合わせを十分行い、密着させなければならない。
4. 石積の護岸の施工については、公園緑地編　石積工の規定によるもののほか、設計図書によるものとする。
5. 石張りの施工については、公園緑地編　石材系舗装工の規定によるもののほか、設計図書によるものとする。
6. 流れ工の仕上げの施工については、公園緑地編　施設仕上げ工の規定によるものとする。

第10項　滝工

滝工の施工については、公園緑地編　流れ工の規定によるものとする。

第11項　池工

池工の施工については、公園緑地編　流れ工の規定によるものとする。

第12項　洲浜工

洲浜工の施工については、公園緑地編　流れ工の規定によるものとする。

第13項　壁泉工

壁泉工の施工については、公園緑地編　流れ工の規定によるものとする。

第14項　カスケード工

カスケード工の施工については、公園緑地編　流れ工の規定によるものとする。

第15項　カナール工

カナール工の施工については、公園緑地編　流れ工の規定によるものとする。

## 第9節　遊戯施設整備工

第1項　一般事項

1. 本節は、遊戯施設整備工として、遊具組立設置工、砂場工、現場打遊具工、徒渉池工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、遊戯施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。
3. 受注者は、遊戯施設整備工については、設計図書に示す高さに施工しなければならない。
4. 受注者は、遊戯施設整備工については、設計図書によるものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
5. 遊戯施設の仕上げについては、公園緑地編　第3章13節　施設仕上げ工によるものとする。

第2項　材料

1. 受注者は、遊戯施設整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、設計図書によるものとし、設計図書に示されていない場合は、以下の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

(1) 鉄鋼系

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)
JIS G 3444(一般構造用炭素鋼管)
JIS G 3452(配管用炭素鋼鋼管)
JIS G 3466(一般構造用角形鋼管)
JIS G 5501(ねずみ鋳鉄品)
JIS G 5502(球状黒鉛鋳鉄品)
JIS 規格品　その他鋼材

(2) ステンレス系

JIS G 3448(一般配管用ステンレス鋼鋼管)
JIS G 4303(ステンレス鋼棒)
JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
JIS 規格品　その他ステンレス鋼材

(3) 非鉄金属系

JIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)
JIS H 4080(アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管)
JIS 規格品　その他非鉄金属系

(4) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、日本産業規格、またはこれと同等以上

の品質を有するものとする。
　また、ボルトには座金を使用するものとする。

(5) 遊具器具の継手類及び主要部分の鋳造による金属類は、次の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）

JIS G 5705（可鍛鋳鉄品）

(6) 金属材は、じんあい、油類の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じて防蝕を行うものとする。

3. 受注者は、遊戯施設整備工に使用する木材については、以下の事項によらなければならない。

(1) 受注者は、遊具施設整備工に使用する木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督員に提出しなければならない。
　なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。

(2) 木材の仕上げ、付属金物の塗装仕様、詳細部の加工仕様については設計図書によるものとする。

4. 石材については、種類、品質、規格、仕上げは、設計図書によるものとする。

5. 樹脂材については、JIS K 6919（繊維強化プラスチック用不飽和ポリエステル樹脂）の規格品または、これと同等以上の品質を有するものとする。

6. ガラス繊維については、JIS R 3412（ガラスロービング）の規格品に適合する無アルカリ性のものとする。

7. 工場製品については、ひび割れ、損傷のないものとする。

8. 工場製品は、製作所の商標記号及び製造年月を表示したものとする。

9. 砂場工に用いる砂は、粘土、ごみ、有機物が混入しないものとする。

第3項　遊具組立設置工

1. 受注者は、遊具の製作、組立、建込みについては、安全性を重視して施工しなければならない。

2. 受注者は、遊具の建込みについては、設置高に注意し、ひずみ、ゆがみ、振れのないように支保工、仮溶接により固定し建込んだ後、監督員の確認を受け、基礎固めを行わなければならない。
　また、コンクリートの硬化までは、十分な養生をしておかなければならない。

3. 受注者は、遊具のコンクリート基礎の施工については、金属製遊具の支柱地際を除き、地表面に露出させてはならない。

4. 受注者は、遊具のボルト、ナットまたは軸による接合の場合は、座金を入れ、緩みのないよう締付け、止めねじ、ワリピンを用いて固定しなければならない。

5. 受注者は、遊具の施工に際し、安全上必要な箇所については、ダブルナット、Uナットまたは袋ナットを使用しなければならない。

6. 受注者は、ロープ、ネットの結び目、結合部は、見ばえ良く、堅固に取付けなければならない。

7. 受注者は、遊具の木工事については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、見え掛り部分はかんな削り仕上げとし、とげ、ばりがないように平滑に仕上げなければならない。

(2) 受注者は、継手の施工については、特に定めのない限り、構造的に応力が低下しないよう配置に留意しなければならない。

(3) 受注者は、木材のボルトを通す穴の施工については、使用するボルト径＋3 ㎜を超えてはならない。

(4) 受注者は、継手及び仕口の明示のない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

(5) 受注者は、ボルトを隠すための埋木の施工については、接着剤で取れないように施工しなければならない。

(6) 受注者は、材質、含水量、防腐処理について安全な材料の選択を行い、危険のないように材料の選択を行い、接合部については、特に堅固に施工しなければならない。

8. 受注者は、遊具の設置箇所及びその周囲において、危険防止のため地表面下とも、障害物を除去した後、水はけ良く地均しして十分転圧しなければならない。

9. 安全柵の施工については、設計図書によらなければならない。

10. 受注者は、安全マットの施工については、設計図書によらなければならない。

11. 受注者は、遊具の施工については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをし、適切な対策を講じなければならない。

12. 受注者は、遊具の地際部には、遊具の材質によっては、必要に応じて防蝕対策の措置を行わなければならない。

第4項　砂場工

受注者は、砂場工の施工については、仕上げ面は平滑に仕上げ、角は十分な丸味を付け、安全性に留意しなければならない。

第5項　現場打遊具工

受注者は、現場打遊具工の施工に際し、仕上げ面は平滑に仕上げ、角は十分な丸味を付け、安全性に留意しなければならない。

第6項　徒渉池工

徒渉池工の施工については、公園緑地編　流れ工の規定によるものとする。

## 第10節　サービス施設整備工

第1項　一般事項

1. 本節は、サービス施設整備工として時計台工、水飲み場工、洗い場工、ベンチ・テーブル工、野外炉工、サイン施設工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 受注者は、サービス施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。

第2項　材料

サービス施設整備工で使用する材料は、公園緑地編　第3章9節2項　材料の規定によるものとする。

第3項　時計台工

受注者は、時計台工の施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

第4項　水飲み場工

1. 受注者は、水飲み場工について、設計図書によるものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

2. 受注者は、水飲み場工については、設計図書に示す高さに施工しなければならない。

3. 水飲み場の仕上げについては設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、公園緑地編　第3章13節　施設仕上げ工の規定によるものとする。

第5項　洗い場工

洗い場工の施工については、公園緑地編　水飲み場工の規定によるものとする。

第6項　ベンチ・テーブル工

1. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、設計図書によるものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

2. 受注者は、ベンチ・スツール及び縁台の施工については、前面の足元地盤は、水はけ良く地均しして、十分転圧しなければならない。
3. 受注者は、野外卓及びテーブルの施工については、テーブル板及び腰掛け板は、水平に取付けなければならない。
   また野外卓のテーブル板及び腰掛け板の取付けは、丸釘またはボルトで堅固に取付け、表面を平滑に仕上げなければならない。
4. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、設計図書に示す高さに施工しなければならない。
5. 受注者は、ベンチ・テーブル工の施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

第7項　野外炉工

1. 受注者は、野外炉工の施工については、設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、野外炉工の仕上げについては、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、公園緑地編　第 3 章 13 節　施設仕上げ工の規定によらなければならない。

第8項　サイン施設工

受注者は、サイン施設の施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

## 第11節　管理施設整備工

第1項　一般事項

1. 本節は、管理施設整備工として、リサイクル施設工、ごみ焼却施設工、ごみ施設工、門扉工、柵工、車止め工、園名板工、掲揚ポール工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、管理施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。

第2項　材料

1. 管理施設整備工で使用する材料については、公園緑地編　材料の規定によるもののほか、次の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとし、種類、規格、防錆処理については設計図書によるものとする。

   JIS A 6518（ネットフェンス構成部材）

   JIS G 3552（ひし形金網）

2. 焼丸太については、杉または桧とし、側面及び天端を焼きワイヤブラシで表面を磨いたものとする。
3. ロープ及びチェーンの製品については、損傷のないものとする。

第3項　リサイクル施設工

1. リサイクル施設基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、タンパで十分突固めなければならない。
2. リサイクル施設の施工については、設計図書によるものとする。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. リサイクル施設設備の施工については、公園緑地編　第 3 章 3 節　給水設備工、公園緑地編　第 3 章 4 節　雨水排水設備工、公園緑地編　第 3 章 5 節　汚水排水設備工、公園緑地編　第 3 章 6 節　電気設備工の規定によるものとする。

第4項　ごみ焼却施設工

ごみ焼却施設工の施工については、公園緑地編　リサイクル施設工の規定によるものとする。

第5項　ごみ施設工

1. 受注者は、くず入れ、吸殻入れの施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

2. 受注者は、ごみ置場の仕上げについては、公園緑地編 第3章13節 施設仕上げ工の規定によらなければならない。

第6項 門扉工

受注者は、門扉工の施工については、公園緑地編 ごみ施設工の規定によらなければならない。

第7項 柵工

1. 受注者は、フェンスの施工については、以下の事項により施工しなければならない。
   (1) 受注者は、基礎の施工については、地盤高と天端仕上げ高に合わせ突固め、曲がり及びねじれのないように取付けなければならない。
   (2) 受注者は、コンクリートブロック基礎の施工については、コンクリートブロックに支柱を建て込み、モルタルまたはコンクリートにより充てんし、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。
   (3) 受注者は、現場打コンクリート基礎の施工については、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。
   なお、現場打コンクリート基礎にあらかじめ箱抜きをする場合は、コンクリートブロック基礎の規定によらなければならない。
   (4) 受注者は、フェンスの建込みについては、溶接箇所における曲がり、ねじれが起きないよう施工しなければならない。
   (5) 受注者は、フェンス固定部分の施工については、緩みのないように堅固に締付け、金網及びパネルは、たるみ及びゆがみのないよう取付けなければならない。
   (6) 受注者は、フェンスの笠木及び支柱のねじ部の施工については、袋ナットを用いない場合、余ったねじ胴部の切断処理を行わなければならない。
2. 受注者は、ロープ柵の施工については、緩みのないように柱3本に1本の割合でロープを1巻きさせなければならない。また、杭の曲がり及び端部は、控えを入れて補強しなければならない。
3. 受注者は、チェーン柵の施工については、チェーンの固定部分は、堅固に取付けなければならない。

第8項 車止め工

1. 受注者は、車止めの設置位置については、設計図書によるものとし、これに示されない場合、または現地の状況により位置に支障がある場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、車止めの施工については、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに、既設舗装及び既設縁石に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。

第9項 園名板工

園名板の施工については、設計図書によるものとする。

第10項 掲揚ポール工

受注者は、掲揚ポールの施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直に施工するとともに、ねじれの無いように施工しなければならない。

## 第12節 建築施設組立設置工

第1項 一般事項

1. 本節は建築施設組立設置工として四阿工、パーゴラ工、シェルター工、キャビン(ロッジ)工、温室工、観察施設工、売店工、荷物預かり所工、更衣室工、便所工、倉庫工、自転車置き場工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 建築施設組立設置工の組立設置については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)及び「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)の規定によるものとする。

3. 建築施設組立設置工の設備については、公園緑地編 第 3 章 3 節 給水設備工、4 節雨水排水設備工、5 節汚水排水設備工、6 節電気設備工の規定によるものとする。

第2項　材料

1. 建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

JIS A 5001（道路用砕石）

JIS A 5006（割栗石）

JIS A 5508（くぎ）

JIS K 6807（木材用ホルムアルデヒド系樹脂接着剤の一般試験方法）

JIS K 6804（酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤）

JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）

JIS R 3412（ガラスロービング）

2. 工場製品については、製作所の商品記号を刻印したものとする。
3. 木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とする。
   なお、これにより難い場合は、監督員の承諾を得るものとする。
4. 木材については、JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）による防腐処理品とし、経口毒性及び経皮毒性が安全と認められているものを使用するものとする。
5. ボルト、ナットについては、JIS 製品を使用し、ボルトには座金を使用するものとする。
6. 樹脂については、JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）の規格品または、これと同等以上の品質を有するものとする。
7. ガラス繊維については、JIS R 3412（ガラスロービング）の規格品に適合する無アルカリ性のものとする。
8. 屋根材は、屋根下地用ルーフィング、付属材料については、設計図書によるものとする。

第3項　四阿工

1. 受注者は、四阿基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、タンパで十分突固めなければならない。
2. 受注者は、四阿設置の施工については、以下の事項により施工しなければならない。
   (1) 受注者は、設置位置については、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
   (2) 受注者は、床面に水たまりを生じないように勾配をつけなければならない。
   (3) 受注者は、仕上げの色合いについては、見本帳または見本塗り板を作成し、監督員の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、四阿の木材使用については、以下の事項によらなければならない。
   (1) 受注者は、見え掛かり部分について現場での仕上げが必要な場合は、すべて荒削りまたは、かんな削りのうえ、仕上げ削りをしなければならない。
   (2) 受注者は、継手については、特に定めのない限り、乱に配置しなければならない。
   (3) 受注者は、造作材の化粧面の釘打ちについては、隠し釘を標準としなければならない。
   (4) 受注者は、継手及び仕口については、設計図書により難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
   (5) 受注者は、ボルトを隠すための埋木については、欠け、割れ、ひびがない部材と同じ材質の材料を使用し、接着剤を塗布し、すき間なく打込み、表面を平滑に仕上げなければならない。
   (6) 受注者は、表面の仕上げについては、特に平滑に仕上げ、とげが出ないように注意しなければならない。

(7) 受注者は、木材の端部及び角部の面取りについて、設計図書により難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

(8) 受注者は、上部構造部の金具類については、堅固に取付け、ボルト締めは、緩み及びずれのないように締付けなければならない。

(9) 受注者は、コンクリート柱の上部と木部の桁、梁との取合い部について、雨水が溜まらないようにモルタルで勾配をつけなければならない。

(10) 受注者は、竹材を使用する場合は、節止めとしなければならない。

4.　受注者は、四阿の鋼材使用については、以下の事項によらなければならない。

(1) 受注者は、端部の処理については、面取りなど必要な加工をしなければならない。

(2) 受注者は、部材の組立てに先立ち、修正し、仕上がり材に曲がり、ねじれ、反りが生じないよう注意しなければならない。

(3) 受注者は、ボルトの締付けについては、ナットの回転量について部材を損傷しないよう注意し、締め過ぎないようにしなければならない。

(4) 受注者は、組立てに際して行う現場溶接については、できる限り少なくするよう工夫し、やむを得ず現場で溶接を行う場合は、変形を少なくするため、適当な収縮量を見込み、また、逆ひずみや拘束を与えて仕上がり寸法及び形状を正確に保つようにしなければならない。

(5) 受注者は、部材を受け台に置き、曲げ、ねじれを与えないように留意し、支障が生じた場合は、組立てに先立ち、修正しなければならない。

(6) 受注者は、組立てについては、風圧やその他荷重に対して安全に施工できるように仮設の筋交いといった必要な支保を行い、補強しなければならない。

(7) 受注者は、仕上がり箇所の見え掛かり部分について、設計図書に示されていない場合は、サンダー仕上げをしなければならない。

(8) 受注者は、必要に応じて、ポリエチレンフィルム、はく離ペイントで養生を行い、現場に搬入しなければならない。

(9) 受注者は、取付け終わった金物で、出隅等の損傷のおそれがある部分は、当て板等の適切な養生を行わなければならない。また、工事完成時には、養生材を取り除き清掃を行わなければならない。なお、必要に応じて、ワックス掛け等を行わなければならない。

第4項　パーゴラ工

パーゴラ基礎、パーゴラ設置、パーゴラ設備の施工については、公園緑地編　四阿工の規定によるものとする。

第5項　シェルター工

シェルター基礎、シェルター設置、シェルター設備の施工については、公園緑地編　四阿工の規定によるものとする。

第6項　キャビン(ロッジ)工

キャビン(ロッジ)基礎、キャビン(ロッジ)設置、キャビン(ロッジ)設備の施工については、公園緑地編　四阿工の規定によるものとする。

第7項　温　室　工

温室基礎、温室設置、温室設備の施工については、公園緑地編　四阿工の規定によるものとする。

第8項　観察施設工

観察施設基礎、観察施設設置、観察施設設備の施工については、公園緑地編　四阿工の規定によるものとする。

第9項　売　店　工

売店基礎、売店設置、売店設備の施工については、公園緑地編　四阿工の規定によるものとする。

第10項　荷物預かり所工

荷物預かり所基礎、荷物預かり所設置、荷物預かり所設備の施工については、公園緑地編　四阿工の規定によるものとする。

第11項　更衣室工

更衣室基礎、更衣室設置、更衣室設備の施工については、公園緑地編　四阿工の規定によるものとする。

第12項　便所工

1. 便所基礎、便所設置、便所設備の施工については、公園緑地編　四阿工の規定によるものとする。
2. 受注者は、便所のサインについては、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第13項　倉庫工

倉庫基礎、倉庫設置、倉庫設備の施工については、公園緑地編　四阿工の規定によるものとする。

第14項　自転車置場工

自転車置場基礎、自転車置場設置、自転車置場設備の施工については、公園緑地編　四阿工の規定によるものとする。

## 第13節　施設仕上げ工

第1項　一般事項

1. 本節は施設仕上げ工として、塗装仕上げ工、加工仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ工、石仕上げ工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、現場塗装の施工管理区分については、設計図書によらなければならない。
3. 受注者は、塗装仕様については、設計図書によらなければならない。
4. 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

第2項　材料

1. 施設仕上げ工の材料については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事」（国土交通省、令和7年3月）の規定による。
2. 塗装仕上げの材料については、以下の事項によるものとする。
   (1) 受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。
   また、設計図書に示されていない場合は、工事着手前に色見本を作成し、監督員の承諾を得なければならない。
   (2) 受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取り扱いは、関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。
   なお、開缶後は、十分に攪拌したうえ、速やかに使用しなければならない。
   (3) 受注者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。
   (4) 受注者は、塗料の有効期限をジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後 6 ヶ月以内、その他の塗料は製造後 12 ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。
   (5) 受注者は、木部防腐剤塗りに使用する材料については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、監督員の承諾を得なければならない。
   (6) 受注者は、仕上げに使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
   (7) 塗装仕上げについては、各塗装工程の塗料は同種で、原則として同一製造所の製品としなければならない。
3. 木部防腐剤塗りの材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等品以上の

品質を有するものとする。
JIS K 1570（木材保存剤）

4. 受注者は、仕上げに使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
5. 塗装仕上げについては、各塗装工程の塗料は同種で、原則として同一製造所の製品としなければならない。
6. 受注者は塗装仕上げに使用する材料の色については、製造所の工場調色としなければならない。
   ただし、使用量が少ない場合または、塗装工程上の色変えの場合には、同一製造所の塗料を使用し、現場調色とするものとする。
7. 受注者は、塗装仕上げに使用する材料の搬入については、開封しないまま現場に搬入しなければならない。
8. 受注者は、有機質系材料の保管については、高温及び直射日光を避け、室温が 5℃以下にならないようにしなければならない。
9. 受注者は、仕上げ塗材の材料については、製造後、6ヶ月以上経過したものを使用してはならない。
10. 受注者は、塗装仕上げに使用する材料については、施工前に見本帳及び見本塗り板を作成し、監督員の承諾を得なければならない。
    ただし、使用量が少ない場合は、監督員の承諾を得て、同一製造所の塗料を使用し、現場調合とするものとする。
11. 受注者は、塗装仕上げの下塗りの材料については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
12. 受注者は、吹付け仕上げの材料については、JIS 規格品とし、種類、塗り厚及び塗りつけ量は設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
13. 受注者は、マスチック塗材については、製造所において調合されたものを使用しなければならない。
14. 受注者は、シーラー、セメント系下地調整塗材、仕上げ材については、主製造所の指定するものとしなければならない。
15. タイル仕上げに使用するタイルについては、JIS A 5209（陶磁器質タイル）の規格品とし、形状が正確で、色調、硬度が一様であり、欠点がないものとする。
16. タイル仕上げに使用するタイルについては、形状寸法、色合いは設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。

第3項　塗装仕上げ工

1. 素地ごしらえ、さび止めペイント塗り、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗装仕上げについては「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和 7 年版」（国土交通省、令和 7 年 3 月）18 章塗装工事の規定によるものとする。
2. 受注者は、現場での塗装仕上げの施工については、以下の事項により施工しなければならない。
   (1) 受注者は、塗装面に損傷、汚染を与えないよう注意し、また、塗装箇所周辺、床にあらかじめ養生をしなければならない。
   (2) 受注者は、原則として下塗りは白色、中塗りは白色または、上塗り色に類似した色調としなければならない。
   また、不透明塗料について、監督員の指示がある場合は、下塗り、中塗りの工程は、上塗りと異なった色によって塗り分けなければならない。
   (3) 受注者は、仕上げの色合いについては、見本帳または見本塗り板を作成し、監督員の承諾を得なければならない。
   (4) 受注者は、被塗物は十分乾燥させた後塗装し、上塗り前に、上塗りまでの工程について、設計図書に関して監督員に承諾を得た後、塗斑なく、塗膜厚が均等になるよう塗り上げな

ければならない。

(5) 受注者は、塗装の乾燥期間内に次の工程に移ってはならない。

(6) 受注者は、塗装量については平らな面に付着させる塗料の量を標準量としなければならない。
　なお、塗料の標準量は、薄める前の塗料の量としなければならない。

(7) 受注者は、うすめ液塗布材については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

(8) 受注者は、塗装面の保護については、必要に応じて、完全に乾燥するまで、縄張り、柵を設置し、ペンキ塗りたての表示をしなければならない。

(9) 受注者は、塗料を使用直前に良くかき混ぜ、必要に応じて小分けして塗装しなければならない。

(10) 受注者は、火気に注意し、爆発、火災といった事故を起こさないようにしなければならない。
　また、塗料をふき取った布、塗料の付着した布片等で、自然発火を起こすおそれのあるものは作業終了後速やかに処置しなければならない。

(11) 受注者は、塗り方については、塗料に適した工法とし、以下のいずれかにより、色境、隅、ちり回り等は、乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。

① 受注者は、はけ塗りについては、はけを用い、はけ目正しく一様に塗らなければならない。

② 受注者は、吹付け塗りについては、塗装用スプレーガンを用い、ガンの種類、口径空気圧等は、用いる塗料の性状に応じて、適切なものを選び、吹きむらのないよう一様に塗らなければならない。

③ 受注者は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、ちり回りは小ばけまたは、 専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗らなければならない。

3. 受注者は、研磨紙ずり及び水研ぎについては、下層塗膜及びパテが硬化乾燥したのち、各層毎に研磨紙または、耐水研磨紙で素材の長手方向に、下層の塗膜を研ぎ去らないように注意して研がなければならない。

4. 受注者は、穴埋めについては、深い穴、大きな隙間等に穴埋め用パテをへらまたは、こてで押し込み埋込まなければならない。

5. 受注者は、パテかいについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、隙間、目違い等の部分にパテをへらまたは、こてでなるべく薄く付けなければならない。

6. 受注者は、パテしごきについては、穴埋め、パテかいの工程を行った後、研磨紙ずりを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごき取らなければならない。

7. 受注者は、パテ付け、下地パテ付けについては、パテかい、研磨紙ずりののち、表面が平らになるまで全面にパテを塗り付け、乾燥後、研磨紙ずりを行う工程を繰り返さなければならない。

8. 受注者は、塗装については原則として以下の場合行ってはならない。なお、やむを得ず塗装しなければならない場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

(1) 気温が5℃以下、湿度が85%以上の時、または換気が適当でなく、結露するなど、塗料の乾燥に不適当な場合、やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気などの養生を行わなければならない。

(2) 降雪雨の場合または、塗料の乾燥前に降雪雨のおそれのある場合。

(3) 塗膜乾燥中に異物の付着が予想される場合。

(4) 塗被物が湿ったりまたは、結露している場合。

(5) 炎天下で塗被表面の温度が高く、表面に泡を生じるおそれのある場合。

(6) コンクリートの亀裂などにより、漏水している場合。

9. 受注者は、オイルステインワニス塗りについては、設計図書によるものとし、これに定めのない場合は、以下の事項によらなければならない。

表3－2 オイルステインワニス塗り

| 工程 | | 塗料その他 | | | 希釈剤 | 希釈率（%） | 塗布量（kg/㎡） | 放置時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 規格番号 | 規格名称 | 規格種別 | | | | |
| 1 | 素地ごしらえ | 3－13－3　素地ごしらえ　木部による。 | | | | | | |
| 2 | 着色（1回目） | | 油性ステイン | － | 塗料用シンナー | 20以下 | 各発注機関の仕様による。 | 10 |
| 3 | ふき取り | 全面布片でふき取る。 | | | | | | |
| 4 | 着色（2回目） | | 油性ステイン | － | 塗料用シンナー | 20以下 | 各発注機関の仕様による。 | 10 |
| 5 | ふき取り | 全面布片でふき取る。 | | | | | | |
| 6 | 仕上がり塗り | JIS K 5562 | フタル酸樹脂ワニス | － | 塗料用シンナー | 10以下 | 各発注機関の仕様による。 | － |

(1) 受注者は、ヒノキ、ヒバ、ツガ、ベイツガ及びマツ類の場合は、工程1の次に吸い込み止め（白ラックニスまたはウッドシーラー）を行わなければならない。

(2) 受注者は、堅木の場合は、工程1の次に目止め1回（油性の目止め剤）を行わなければならない。

10. 受注者は、木部防腐塗りについては、設計図書による材料、または、（社）日本木材保存協会もしくは（社）日本しろあり対策協会が認定した木材防腐・防蟻剤（表面処理用）を使用しなければならない。

第4項　加工仕上げ工

1. 石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版10章石工事、15章左官工事」（国土交通省、令和7年3月）の規定によるものとする。

2. のみ切り仕上げは、荒こぶ取りした石の表面をさらにノミによって大きく高い山をはつり取っていく加工のこととする。
荒こぶ取りは、玄能払いともいい、石材の種類、性質、または石の目の間隔で、割肌に著しい高低や凹凸があった場合、ノミによって大きな山を切り崩し、荒石の表面を荒ならしする程度の加工のこととする。
びしゃん仕上げは、中ノミ切り程度の表面をビシャンという道具で叩いて小山をつぶし、さらに平滑に仕上げること、また、機械挽きで生じた平坦面をビシャンで叩くことで、粗面にする加工のこととする。
小たたき仕上げは、ビシャンたたきをした石の表面を両刃という工具で1～2㎜の平行線の筋がつくように均等に叩いて、さらに表面を細かく仕上げる加工のこととする。
あらみがきは、ビシャン仕上げまたは機械切りの上に研磨機を用いて磨いた比較的粗面でつやのない仕上げのこととする。
水みがきは、小たたきまたはビシャン仕上げしたものに研磨剤と砥石またはグラインダーで磨く仕上げのことで、素地が磨けているがつやの出る手前の状態の仕上げのこととする。
本みがきは、つや出し粉を散布し、光沢を発揮している状態の仕上げにこと本みがきのつや出し仕上げとし、つや出し粉を用いずに磨いた場合はつや消しとする。

3. 受注者は、コンクリート加工仕上げの施工については、設計図書及び監督員の指示がない場合は、以下の事項によらなければならない。

(1) はつり仕上げは、コンクリート面の表面仕上げの工法の一つで、ブレーカー及びこれに類する工具により、コンクリート面に対し鋭角に切削して仕上げることで、この場合深さは5～10㎜程度とする。つつき仕上げは、コンクリートの表面仕上げの工法の一つで、トンボまたはこれに類する工具により、コンクリート面に対し鋭角に切削して仕上げることで、この場合深さは3～5㎜程度とする。

(2) 受注者は、コンクリートつつき仕上げの出来形寸法については、仕上げ以前の寸法としなければならない。

第5項　左官仕上げ工

1. 化粧目地切り、コンクリート金ゴテ仕上げ、コンクリートハケ引き仕上げ、モルタル金ゴテ仕上げ、モルタルハケ引き仕上げ、防水モルタル塗り、タイル下地モルタル塗りについては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版」（国土交通省、令和７年３月）15 章左官工事の規定によるものとする。
2. 受注者は、人造石仕上げの種石の種類、顔料については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、人造石研ぎ出しの施工については、原則として機械研ぎとし、最終研ぎ出しは砥石を用い、目つぶし、のろがけを繰り返して、仕上げ面のピンホールがないよう、滑らかに仕上げなければならない。
4. 受注者は、人造石洗い出しの施工については、上塗りの後、ブラシで種石面ののろをふき取り、石並びを調整した後、水引き具合を見はからいながら水を吹付けて洗い出し、仕上げなければならない。
5. 受注者は、擬岩仕上げのコンクリート・モルタルの規格、顔料については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第6項　タイル仕上げ工

1. タイル張り仕上げについては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版」（国土交通省、令和７年３月）11 章タイル工事の規定によるものとする。
2. 受注者は、タイル張り仕上げの養生と清掃については、下記の事項によらなければならない。
   (1) 受注者は、強い直射日光、風、雨等により損傷を受けるおそれのある場合は、シートを張り、養生を行わなければならない。
   (2) 受注者は、タイル張り終了後、タイル表面を傷めないように清掃し、汚れを取り除かなければならない。
   やむを得ず清掃に酸類を用いる場合は、清掃前に十分水湿しをし、酸洗い後は直ちに水洗いを行い、酸分が残らないようにしなければならない。
   なお、金物類には、酸類が掛からないように養生を行わなければならない。

第7項　石仕上げ工

1. 石仕上げ工については、公園緑地編　石材系舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、乱形平石張の施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さをそろえて目地入れ作業を行い、仕上げなければならない。
3. 受注者は、方形平石張の施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さをそろえ、目地幅は整形とし、目地入れ作業を行い仕上げなければならない。

# 第4章　グラウンド・コート整備

## 第1節　摘要

1. 本章は、野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゲートボール場などの運動施設における、グラウンド・コート舗装工、スタンド整備工、グラウンド・コート施設整備工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 各競技連盟の公認を必要とする施設については、その団体が定める競技規則によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、土木工事等共通仕様書の規定による。

## 第2節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。
なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

| | |
|---|---|
| 日本公園緑地協会　造園施工管理　技術編 | （令和 3 年 5 月） |
| 日本公園緑地協会　造園施工管理　法規編 | （令和 3 年 7 月） |
| 日本公園緑地協会　都市公園技術標準解説書 | （令和 7 年 6 月）<br>~~（令和元年 7 月）~~ |
| 日本道路協会　道路土工要綱 | （平成 21 年 7 月） |
| 日本道路協会　アスファルト舗装工事共通仕様書同解説 | （平成 4 年 12 月） |
| 日本道路協会　道路土工－擁壁工指針 | （平成 24 年 9 月） |
| 日本道路協会　道路土工－カルバート工指針 | （平成 22 年 4 月） |
| 日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針 | （平成 11 年 3 月） |
| 日本道路協会　舗装再生便覧 | （平成 22 年 12 月） |
| 日本道路協会　舗装調査・試験法便覧 | （平成 31 年 3 月） |
| 日本道路協会　舗装施工便覧（令和 7 年版） | （令和 7 年 3 月） |
| 日本道路協会　アスファルト混合所便覧 | （平成 8 年 10 月） |
| 日本道路協会　透水性舗装ガイドブック2007 | （平成 19 年 3 月） |
| 土木学会　コンクリート標準示方書（設計編）[2023 年制定] | （2023 年 3 月） |
| 土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）[2023 年制定] | （2023 年 9 月） |
| 土木学会　　コンクリートのポンプ施工指針 | （平成 24 年 6 月） |
| 国土交通省　アルカリ骨材反応抑制対策について | （平成 14 年 7 月 31 日） |
| 国土交通省　「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について | （平成 14 年 7 月 31 日） |
| 建設省　コンクリート中の塩化物総量規制について | （昭和 61 年 6 月） |
| 全日本建設技術協会　土木構造物標準設計　第 2 巻 | （平成 12 年 9 月） |

日本スポーツ施設協会　屋外スポーツ施設の建設指針　（令和 7 年 3 月）

日本テニス協会　テニスコートの建設マニュアル　（平成 7 年 11 月）

日本運動施設建設業協会　（令和 2 年 7 月）
グラウンド・コート舗装施工指針　第 3 版

## 第3節　グラウンド・コート舗装工

### 第1項　一般事項

1. 本節は、グラウンド・コート舗装工として舗装準備工、グラウンド・コート用舗装工、グラウンド・コート縁石その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、グラウンド・コート舗装工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。
3. 受注者は、表面排水勾配の設定については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、グラウンド・コート舗装工の路盤、基礎及び表層の施工については、以下の事項により施工しなければならない。
   (1) 受注者は、転圧については、周辺の低い方から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。
   (2) 受注者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、前に転圧した幅の 1／2 以上重ねて行わなければならない。
   (3) 受注者は、散水については、淡水を用いるものとし、泥水を使用してはならない。
   (4) 受注者は、工作物の取付け部及び路側付近で、大型機械による転圧が困難な箇所については、小型転圧機で施工しなければならない。
5. 受注者は、路盤の施工については、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
6. 受注者は、路盤の施工前に、路床面の浮石、有害物を除去しなければならない。

### 第2項　材料

1. グラウンド・コート舗装工で使用する以下の材料については、アスファルト舗装の材料、 コンクリート舗装の材料の規格に適合するものとする。
   (1) 上層・下層路盤の骨材
   (2) アスファルト乳剤、基層に使用するアスファルト混合物
   (3) 基層に使用するコンクリートの強度
2. グラウンド・コート舗装工に使用する以下の材料については、設計図書によるものとする。
   (1) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類
   (2) 基層に用いるコンクリートの種類
   (3) 表層安定剤の種類
   (4) クレー舗装に使用する土の種類と品質及び混合材の種類と品質
   (5) アンツーカー舗装に使用するアンツーカー（焼成土）の品質
   (6) 天然芝舗装に使用する芝の種類と基盤となる土の種類、土壌改良材及び肥料の種類と品質
   (7) 人工芝舗装に使用する人工芝の種類と品質
   (8) 全天候型舗装に使用する表層材の種類と品質
   (9) グラウンド・コート縁石工に使用するコンクリート縁石、舗装止め、見切材（仕切材）、内圏縁石の種類と品質

3. 路盤材に使用する火山砂利(軽石)については、粒径40㎜以下で、多孔性物質で透水性に富み、極端に扁平及び細長い形状のもの、有害物を含まないものとする。
4. 砂については、きょう雑物を含まない天然砂とする。
5. 石灰岩ダストについては、粒径 2.5 ㎜以下で、きょう雑物を含まないものとする。
6. 良質土については、設計図書によるものとする。また、黒土(黒色でほぐれた火山灰土壌)、赤土(赤色の火山灰土壌)または、真砂土(花崗岩の風土土)とし、不純物を含まない均質なものとする。
7. クレー舗装の混合材については、設計図書によるものとする。または、砂、石灰岩ダスト、特殊針葉樹皮改良材とし、不純物を含まない均質なものとする。
8. 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果について、施工前に監督員の承諾を得なければならない。
   ただし、実績がある場合で、設計図書に示す基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合は、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略することができるものとする。
   (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材
   (2) 基層に使用する骨材
9. 受注者は、施工前に使用する以下の材料について、品質を証明する資料を作成し、監督員に承諾を得なければならない。
   (1) 火山砂利
   (2) 基層に使用するアスファルト
   (3) 再生用添加剤
   (4) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料
   (5) 人工芝舗装の表層に使用する人工芝
   (6) 全天候型舗装の表層に使用する表層材
   なお、承諾を得た瀝青材料であっても、製造後 60 日を経過した材料を使用してはならない。
10. 受注者は、グラウンド・コート舗装工に使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装試験法便覧」(日本道路協会、平成 31 年 3 月)の規定によるものとし、試験を実施しなければならない。
    ただし、小規模工事については、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出し、監督員が承諾した場合には基準密度の試験を省略することができるものとする。
11. グラウンド・コート舗装工において、使用する全天候型表層材の物性値については、以下の表によるものとする。

## 表4－5　アスファルト乳剤系表層材

| 項　目 | 標　準　値 | 試 験 方 法 |
|---|---|---|
| 対摩耗性 | 800mg 以下 | JIS K 7204 ﾃｰﾊﾟｰ摩耗試験機<br>(CS-17、9.8N、1000 回) |
| すべり抵抗値 | 湿潤時　40 以上 | ASTM E303-66T<br>(ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙｽｷｯﾄﾞﾚｼﾞｽﾀﾝｽﾃｽﾀｰ) |
| ﾃﾆｽﾎﾞｰﾙﾊﾞｳﾝﾄﾞ性 | 0.65～0.80 | TB 反発試験 |
| 耐候性:屋外暴露 | ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。 | 一年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。 |
| 耐候性:促進暴露 | | JIS A 1415 WS-A 型ｳｪｻﾞｰﾒｰﾀｰ<br>1000 時間 |

## 表4－6　アスファルト弾性混合物

| 項　目 | 標　準　値 | 試 験 方 法 |
|---|---|---|
| 衝撃吸収性 | 10～45% | GB 反発試験 |
| 弾性反発性 | 3 ～12% | SB 反発試験 |
| 安定性 | 15～35% | ﾌﾟﾛｸﾀｰﾆﾄﾞﾙ試験　φ4.5 ㎜　20℃ |
| 復元性 | 60%以上 | 20℃　1 時間(ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ貫入試験) |
| 密度 | 1.3～1.9g/㎝$^3$<br>{ 3～19kN/m$^3$ } | |
| 耐候性:屋外暴露 | ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。 | 一年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。 |
| 耐候性:促進暴露 | | JIS A 1415 WS-A 型ｳｪｻﾞｰﾒｰﾀｰ<br>1000 時間 |

## 表4－7　アクリル樹脂系表層材

| 項　目 | 標　準　値 | 試 験 方 法 |
|---|---|---|
| すべり抵抗 | 湿潤時　40 以上 | ASTM E303-66T<br>(ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙｽｷｯﾄﾞﾚｼﾞｽﾀﾝｽﾃｽﾀｰ) |
| 反発弾性 | 20%以下 | SB 反発試験 |
| 衝撃吸収性 | 50～70%<br>20～60% | GB 反発試験<br>(ｸｯｼｮﾝあり)<br>(ｸｯｼｮﾝなし) |
| 対摩耗性 | 800mg 以下 | JIS K 7204 ﾃｰﾊﾟｰ摩耗試験機<br>(CS-17、9.8N、1000 回) |
| 接着性 | 0.3N/㎟$^2$ | JIS K 6854(20℃) |
| 耐候性:屋外暴露 | ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。 | 一年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。 |
| 耐候性:促進暴露 | | JIS A 1415 WS-A 型ｳｪｻﾞｰﾒｰﾀｰ<br>1000 時間 |

## 表4－8　ポリウレタン系表層材

| 項　目 | 標　準　値 | 試 験 方 法 |
|---|---|---|
| 硬 さ | 20℃　40～75<br>70℃　20℃の時の－10%以内 | JIS K 6253<br>デュロメーターA |
| 引張強さ | 2.0Mpa 以上 | JIS K 6521 |
| 伸び | 500%以上 | JIS K 6521 |
| 引裂強度 | 12N/mm 以上 | JIS K 6521 |
| 耐摩耗性 | 600mg 以下 | JIS K 7204 ﾃｰﾊﾟｰ摩耗試験機<br>（CS-17、9.8N、1000 回） |
| 耐候性:屋外暴露 | ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化を生じないこと。 | 一年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。 |
| 耐候性:促進暴露 | | JIS A 1415 WS-A 型ｳｪｻﾞｰﾒｰﾀｰ<br>1000 時間 |
| 下地との接着性 | 20℃　50N/25 ㎜以上 | JIS K 6854、90 度剥離<br>下地－アスコン |
| | 50℃　15N/25 ㎜以上<br>またはｱｽｺﾝ凝集試験 | |

## 表4－9　透水型現場施工品表層材

| 項　目 | 標　準　値 | 試 験 方 法 |
|---|---|---|
| 引張強度 | 0.5N/㎜以上 | JIS K 6521 |
| 伸び率 | 50%以上 | JIS K 6521 |
| 対摩耗性 | 200mg 以下 | JIS K 7204 ﾃｰﾊﾟｰ摩耗試験機<br>（CS-17、9.8N、1000 回） |
| 反発弾性 | 25%以下 | JIS K 6255 |
| 滑り抵抗 | 乾燥時　70 以上<br>湿潤時　40 以上 | ASTM E303-66T |
| 耐候性:屋外暴露 | ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化を生じないこと。 | 一年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。 |
| 耐候性:促進暴露 | | JIS A 1415 WS-A 型ｳｪｻﾞｰﾒｰﾀｰ<br>1000 時間 |

12. 受注者は、グラウンド・コート縁石工に使用するコンクリートブロックについては、JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）の歩車道境界ブロック、地先境界ブロックまたは、同等品以上の品質を有するものとする。
　また、コンクリートブロック以外の材料については設計図書によるものとする。
13. 見切材（仕切材）については、公園緑地編　園路縁石工の規定によるものとする。
14. 公認陸上競技場で使用する内圏縁石については、財団法人日本陸上競技連盟の認定を受けたものとする。
15. コンクリート二次製品については、第 1 編　セメントコンクリート製品の規定によるものとする。

16. 受注者は、使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び品質を証明する資料を作成し、監督員の承諾を得なければならない。

第3項　舗装準備工

舗装準備工の施工については、舗装準備工の規定によるものとする。

第4項　グラウンド・コート用舗装工

1. 下層路盤、上層路盤及び基層の施工については、一般舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、中層の施工については、以下の事項により施工しなければならない。
なお、中層は、クッション効果と、透水・保水効果をもち、表層が受ける衝撃を受け止め、表層から浸透してきた水を速やかに排水する一方、水分を保って表層が乾燥した場合に毛細管現象で水分を補給する層のこととする。
   (1) 受注者は、火山砂利の敷均しについては、材料の分離に注意しながら、1 層の仕上がり厚さで 15 ㎝を超えないように均一に敷均さなければならない。
   (2) 受注者は、火山砂利の締固めについては、修正 CBR 試験によって求めた最適含水比で、合格判定値を満足するように締固めなければならない。
   ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
   (3) 受注者は、中層の打継ぎを行う場合は、前日に施工した締固め路盤面の終端部をかき起こしてから当日の作業を行わなければならない。
3. 受注者は、舗装材料の各材料の混合については、以下の事項によらなければならない。
   (1) 混合機種については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、混合面積及び現場との取合いを考慮して機種を選定しなければならない。
   (2) 受注者は、舗装材料の混合を行う場合、1 層の仕上がり厚さが 20 ㎝を超えないように混合しなければならない。
   (3) 受注者は、混合については、土及び混合材のバランスをとりながら、縦方向、横方向交互に耕転し、均質に仕上げなければならない。
   また、耕転回数は 1 層につき 3 回以上行わなければならない。
   (4) 受注者は、混合については、開始から仕上げまで連続して施工し、混合幅の 1／3 以上重ねなければならない。
   (5) 受注者は、混合については、路床、路盤の先行層面に損傷を与えないように注意して施工しなければならない。
4. 受注者は、クレー舗装の施工については、以下の事項により施工しなければならない。
   (1) 受注者は、表層については、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、設計図書に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
   (2) 受注者は、仕上がり面に土塊が残らないように、十分かきならさなければならない。
   (3) 受注者は、表層仕上がり厚さが 30 ㎜以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅くかきならし、なじみよくしたうえで敷均し、転圧を行わなければならない。
   (4) 受注者は、化粧砂は厚さが 3 ㎜程度に均一に敷均し、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。
   (5) 受注者は、表層安定剤については、塩化マグネシウムまたは塩化カルシウムとし、表層安定剤の所定量(100 ㎡あたり 120 kg)を均一に散布し、転圧しなければならない。
5. 受注者は、アンツーカー舗装の施工については、以下の事項により施工しなければならない。
   (1) 受注者は、アンツーカーについては、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、設計図書に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
   (2) 受注者は、表層仕上がり厚さが 30 ㎜以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅くかきならし、なじみよくしたうえで敷均し、転圧を行わなければならない。
   (3) 受注者は、表層安定剤の所定量(100 ㎡あたり 120 kg)を均一に散布し、転圧しなければ

ならない。

6. 受注者は、天然芝舗装の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、下層がある場合は、先行層面に損傷を与えないよう基盤となる客土層を運搬、敷均し転圧し、設計図書に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。

(2) 基盤となる客土層の土壌改良の施工については、公園緑地編　土層改良工、土性改良工の規定によるものとする。

(3) 天然芝の芝張り施工については、公園緑地編　地被類植栽工の規定によるものとする。

7. 受注者は、人工芝舗装の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、基層を十分養生し、その仕上がりを確認してから表層の施工に入らなければならない。
　表層表面にローラーマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、平坦になるように修正しなければならない。

(2) 受注者は、基層表面の土砂、塵埃は完全に除去し、油分が認められる場合は、希塩酸または中性洗剤を用いてブラシ、ケレンで除去し、清掃後水洗いしなければならない。

(3) 受注者は、ラインの施工については、施工前にコート面に作図を行い、競技規則との適合を確認し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

(4) 受注者は、ラインの施工については、型定規を用いてアクリル樹脂系塗料をむらなく吹付けるか、または、ライン幅に人工芝をカットし、白色人工芝のライン用成形品を埋込み、継目は接着テープまたは、接着剤で全面接合しなければならない。

(5) 受注者は、砂入り人工芝の施工については、ライン芝埋込み後、専用砂散布機（サンド・スプレッダー）を用い均一に散布し、ブラッシングを繰り返しながら硅砂を設計図書に示す高さ及び厚さに充てんしなければならない。

(6) 受注者は、施工中、施工後とも火気及び油脂類を持ち込んではならない。

8. 受注者は、全天候型舗装のアスファルト乳剤系表層材の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、レベリング層の施工については、施工前に基層面の不陸検査のために水をまき、水たまり部分のマークをし、マスチックを用いて塗布乾燥後縦方向及び横方向の転圧を繰り返し、不陸を修正しなければならない。

(2) 受注者は、マスチック層の施工については、混合物が均一になるよう通常横型のプラスターミキサを用いて攪拌しなければならない。攪拌した混合物は、ゴムレーキを使用して均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。
　また、塗り重ねる場合は、前施工のレーキ塗り方向に直角方向でなければならない。
　なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とする。

(3) 受注者は、トップ層の施工については、均一に攪拌した混合物を、ゴムレーキを使用し均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。

(4) 受注者は、ライン塗りの施工については、ライン用塗料は完全に乾燥硬化したトップ層の上に毛質ハケを使用して塗布しなければならない。

(5) 受注者は、設計図書に関して監督員が承諾した場合を除き、気温 7℃以下の場合、あるいは、シーリングした材料の乾燥硬化前降雨雪凍結のおそれのある場合は施工してはならない。

9. 受注者は、全天候型舗装のアスファルト弾性混合物系表層材の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、アスファルト弾性混合物系表層材のアスファルト量及び弾性粒材量の決定については、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。
　ただし、小規模工事においては、これまでの実績または定期試験による試験結果を提出し、監督員が承諾した場合には、配合設計を省略できるものとする。

(2) 受注者は、アスファルト弾性混合物の混合作業については、バッチ式のプラントを用いる場合は、弾性粒材はアスファルト混合物に比して比重が小さいため、1 バッチの混合量（質量）はプラントの公称能力の 60～70%としなければならない。

なお、ミキサでの混合時間は、比重の異なる材料が分離しないよう設定し、均一な混合物を得るのに必要な時間とする。

(3) 受注者は、アスファルト弾性混合物の運搬時に温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。

(4) 受注者は、アスファルト弾性混合物の舗設作業を設計図書に関して監督員が承諾した場合を除き、気温 5℃以下のときに施工してはならない。
また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げなければならない。

(5) 受注者は、アスファルト弾性混合物の敷均しについては、敷均し機械は施工条件に合った機種を選定するものとし、平坦になるように施工しなければならない。

(6) 受注者は、機械仕上げが不可能な箇所の施工については、人力施工としなければならない。

(7) 受注者は、アスファルト弾性混合物の締固めについては、締固め機械は施工条件に合った機種を選定し、平坦になるように施工しなければならない。

(8) 受注者は、アスファルト弾性混合物の敷均した後、合格判定値を満足するように締固めなければならない。

(9) 受注者は、アスファルト弾性混合物について大型機械による締固めが不可能な箇所は、小型機械及び人力で締固めなければならない。

10. 受注者は、全天候型舗装のアクリル樹脂系表層材の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、レベリング層の施工については、施工前に基層面の不陸検査のために水をまき、水溜まり部分のマークを行わなければならない。

(2) 受注者は、基層面の不陸部分をアスファルト乳剤系の修正材を用い、事前に不陸を修正しなければならない。

(3) 受注者は、アクリル樹脂系表層材の仕様に従って、塗布材を適当な粘度になるまで水を加えて十分に攪拌しなければならない。

(4) 受注者は、塗布材の施工については、ゴムレーキを使用し均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。
塗りむらの凸部は塗布層毎に研磨修正を行い、各層毎十分乾燥させたうえで次層の塗布を行わなければならない。

(5) 受注者は、アクリル樹脂系表層の塗布作業を設計図書に関して監督員が承諾した場合を除き、気温 5℃以下、または基層表面の温度が 60℃以上の場合に施工してはならない。

11. 受注者は、全天候型舗装のポリウレタン系表層材の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、基層を十分養生し、その仕上がりを確認してから表層の施工に入らなければならない。
基層表面にローラーマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、ポリマーセメントペースト、樹脂モルタルを充てんした後、プライマー処理を行い、平坦になるよう施工しなければならない。

(2) 受注者は、ウレタンベース層の施工については、施工前に基層とベース層を密着、一体化させるとともに、基層からの湿気上昇を防ぐため、プライマーをゴムレーキを使用し全面均一に塗布しなければならない。

(3) 受注者は、ウレタンベース層の施工については、必要時間混合・攪拌されたウレタン混合材を切れ目なく均一な厚さとなるよう、ゴムレーキを使用し平坦に敷均さなければならない。

(4) 受注者は、ウレタンベース層硬化後にベース層と上塗り層を密着一体化させるため、特殊プライマー材を均一に散布しなければならない。

(5) 受注者は、特殊プライマー施工後、ウレタンベース層に順次ウレタン上塗り材を切れ目なく均一な厚さとなるよう、ゴムレーキを使用し平滑に塗布し、トッピング仕上げの場合は、塗

布後直ちにトッピング材（上塗り材と同色同質材の弾性チップ材）を過剰に散布し、1～2日後に過剰のトッピング材を除去しなければならない。
　また、トップコート仕上げの場合は、特殊トップコート材を均一に散布し敷均さなければならない。

(6) 受注者は、ポリウレタン系表層の舗設作業を設計図書に関して監督員が承諾した場合を除き、気温 10℃以下、または工程毎に完全硬化が得られないうちに降雨が予測される場合に施工してはならない。

(7) 受注者は、地下水や雨水により、表層のふくれが生じやすい場所に舗設する場合は、暗渠など集水効果のあるものを設置し、エア抜きアンダードレーンパイプ、脱気盤を設置しなければならない。

12. 受注者は、全天候型舗装の透水型表層材の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、基層（透水性アスファルト舗装）表面の土砂、塵埃は完全に除去し、油分が認められる場合は、希塩酸または中性洗剤を用いてブラシ、ケレンで除去し、清掃後水洗いしなければならない。

(2) 受注者は、基層表面にローラーマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、透水性のレベリング材を用い、平坦になるように施工しなければならない。

(3) 受注者は、ゴムチップ弾性層の施工については、施工前に基層とゴムチップ弾性層を密着させるために、プライマーを全面均一に塗布しなければならない。
　なお、プライマーは透水性を損なわないものを使用するものとする。

(4) 受注者は、ゴムチップ弾性層材の敷均しについては、厚さが均一でかつ平坦になるよう施工しなければならない。

(5) 受注者は、機械仕上げが不可能な場所の施工については、人力施工としなければならない。

(6) 受注者は、ゴムチップ弾性層の締固めについては、締固め機械は施工条件に合った機種のローラを選定しなければならない。

(7) 受注者は、ゴムチップ弾性層の敷均した後、合格判定値を満足するように締固めなければならない。

(8) 受注者は、ゴムチップ弾性層の大型機械による締固めが不可能な箇所については、小型機械及び人力で締固めなければならない。

(9) 受注者は、ゴムチップ弾性層の舗設後トップコート塗布作業まで、1 週間の養生期間をおかなければならない。

(10) 受注者は、トップコート塗布については、施工前にゴムチップ弾性層表面の土砂、塵埃は完全に除去しなければならない。

(11) 受注者は、ゴムチップ弾性層とトップコート層を密着させるために、プライマーを全面均一に塗布しなければならない。
　なお、プライマーは透水性を損なわないものを使用するものとする。

(12) 受注者は、プライマー施工後、トップコート材を切れ目なく均一な厚さとなるようにゴムレーキを使用し、平滑に塗布しなければならない。
　また、トップコート塗布の 1 回目と 2 回目の塗布間隔については、4 時間以上の間隔をとり、24 時間以内に 2 回目の塗布を行わなければならない。

(13) 受注者は、透水型表層の舗設作業を設計図書に関して監督員が承諾した場合を除き、気温 5℃以下、または各工程毎に完全硬化が得られないうちに降雨が予測される場合に施工してはならない。

13. グラウンド・コート砂舗装については、公園緑地編　土系園路工の砂舗装の規定によるものとする。

14. グラウンド・コートダスト舗装については、公園緑地編　土系園路工の石灰岩ダスト舗装の規定によるものとする。

第5項　グラウンド・コート縁石工

1. コンクリート縁石、舗装止めの施工については、 縁石工の規定によるものとする。
2. 見切材（仕切材）の施工については、公園緑地編　園路縁石工の規定によるものとする。
3. 受注者は、内圏縁石の施工については、以下の事項により施工しなければならない。
   (1) 基礎材及び均しコンクリートの施工については、公園緑地編　貯水施設工の規定によるものとする。
   (2) 基礎コンクリートの施工については、無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
   (3) 受注者は、構造物の完成後の埋戻しを行う場合は、作業土工の規定によらなければならない。
   (4) 受注者は、内圏縁石の据付けについては、公認種別毎に定められた位置に、距離の公差以内となるように施工しなければならない。

## 第4節　スタンド整備工

### 第1項　一般事項

1. 本節は、スタンド整備工としてスタンド擁壁工、ベンチ工、スタンド施設修繕工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 床掘り、埋戻しを行う場合は、作業土工の規定によるものとする。
3. 基礎材及び均しコンクリートの施工については、公園緑地編　貯水施設工の規定によるものとする。
4. コンクリートの施工については、無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
5. 受注者は、設計図書に示す木材の寸法については、製材においては仕上がり寸法とし、素材については設計図書に明示する場合を除き末口寸法としなければならない。
6. 受注者は、スタンド整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。

### 第2項　材料

1. 鋼材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

   JIS B 1180（六角ボルト）
   JIS B 1181（六角ナット）
   JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット）
   JIS B 1256（平座金）
   JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）
   JIS G 3201（炭素鋼鍛鋼品）
   JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼）
   JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）
   JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）
   JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）
   JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）
   JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）
   JIS G 5101（炭素鋼鋳鋼品）
   JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）
   JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）
   JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）
   JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）

2. 木材については、 一般事項、公園緑地編　材料の規定によるものとする。
3. 合成樹脂製品は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとす

る。

JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）

JIS K 6745（プラスチック－硬質ポリ塩化ビニル板）

JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）

JIS K 3412（ガラスロービング）

4. 塗料は JIS 規格に適合するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造所の製品を使用するものとする。
5. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS K 5621（一般用さび止めペイント）

JIS K 5551 （構造物用さび止めペイント）

JIS K 5674 （鉛・クロムフリーさび止めペイント）

~~JIS K 5623（亜鉛化鉛さび止めペイント）~~

~~JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）~~

JIS K 8610（電気亜鉛めっき）

6. プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁は、第 1 編 セメントコンクリート製品の規定によるものとする。
7. 製品は、原則として製作所の商標記号、製造年月を刻印したものを使用するものとする。

第3項　スタンド擁壁工

1. 受注者は、スタンド擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針」（日本道路協会、平成 24 年 7 月）5-11 施工一般及び「土木構造物」（全日本建設技術協会、平成 12 年 9 月）標準設計第 2 巻解説書 4.3 施工上の注意事項の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。
3. 受注者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。
4. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つように施工しなければならない。
5. 受注者は、水抜管の施工については、設計図書によるものとし、コンクリート打設後、水抜管の有効性を確認しなければならない。
6. 受注者は、吸い出し防止材の施工については、水抜管からスタンド擁壁背面の土が流出しないように施工しなければならない。
7. 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、現地の状況により、設計図書に示された構造により難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
8. コンクリート面の塗装については、コンクリート面の塗装及び公園緑地編　塗装仕上げの規定によるものとする。

第4項　ベンチ工

1. 受注者は、ベンチの施工については、ベンチ本体をコンクリート基礎または、ボルト脚部にボルトで取付けるものについては、設計図書によるものとし、アンカーボルト及びその付属品金物を設置しなければならない。
2. 受注者は、ベンチ腰板については、水平に取付け、ベンチ前面の足元地盤に停滞水が生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、ベンチの据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。
4. 受注者は、木製腰板のボルト埋木については、割れ、ひびがない腰板と同じ材質の材料を使用し、接着剤を塗布し、隙間のないように打込み、表面は平滑に仕上げなければなら

ない。

5.　塗装については、公園緑地編　塗装仕上げの規定によるものとする。

第5項　スタンド施設修繕工

スタンド施設修繕の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

## 第5節　グラウンド・コート施設整備工

第1項　一般事項

1. 本節は、グラウンド・コート施設整備工として、ダッグアウト工、スコアボード工、バックネット工、競技施設工、競技用砂場工、スポーツポイント工、審判台工、掲揚ポール工、衝撃吸収材工、グラウンド・コート柵工、グラウンド・コート施設修繕工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、基礎材及び均しコンクリートの施工については、公園緑地編　貯水施設工の規定によらなければならない。
3. コンクリートの施工については、無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
4. 受注者は、設計図書に示す木材の寸法については、製材においては仕上がり寸法とし、素材については設計図書に明示する場合を除き末口寸法としなければならない。
5. 受注者は、スタンド整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、また、公認施設については競技規則等に示される寸法並びに距離の公差に従い、正確に位置出しをしなければならない。

第2項　材料

1. 鋼材は、次の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

JIS B 1180（六角ボルト）

JIS B 1181（六角ナット）

JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット）

JIS B 1256（平座金）

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）

JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）

JIS G 3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）

JIS G 3125（高耐候性圧延鋼材）

JIS G 3201（炭素鋼鍛鋼品）

JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼）

JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）

JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）

JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）

JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）

JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）

JIS G 5101（炭素鋼鋳鋼品）

JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）

JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）

JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）

JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）

2.　鉄線、ワイヤロープ、鉄網材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を

有するものとする。

JIS G 3525（ワイヤロープ）

JIS G 3532（鉄線）

JIS G 3542（着色塗装亜鉛めっき鉄線）

JIS G 3543（合成樹脂被覆鉄線）

JIS G 3551（溶接金網及び鉄筋格子）

JIS G 3552（ひし形金網）

JIS G 3553（クリンプ金網）

JIS G 3554（きっ甲金網）

JIS G 3555（織金網）

3. 木材は、有害な腐れ、割れの欠陥のないものとし、公園緑地編　材料によるものとする。
4. 木材の防腐処理は、JIS K 1571（木材保存剤－性能基準及びその試験方法）及び加圧処理用木材防蟻剤の室内防蟻効力試験方法及び性能基準（JWPS-TW）の合格基準に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
5. 合成樹脂製品は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）

JIS K 6745（プラスチック－硬質ポリ塩化ビニル板）

JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）

JIS K 3412（ガラスロービング）

6. 塗料は JIS の規格に適合するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造所の製品を使用するものとする。
7. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS K 5621（一般用さび止めペイント）

JIS K 5551 （構造物用さび止めペイント）

JIS K 5674 （鉛・クロムフリーさび止めペイント）

~~JIS K 5623（亜鉛化鉛さび止めペイント）~~

~~JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）~~

JIS K 8610（電気亜鉛めっき）

8. バックネットの構成部材については、JIS A 6518（ネットフェンス構成部材）によるものとし、材質、寸法は設計図書によるものとする。
9. 砂場縁石の材質、規格及び砂の種類、規格については、設計図書によるものとする。
10. ラインマーク、ポイント杭で使用する材質、色、マークについては、設計図書によるものとする。
11. 衝撃吸収材の材質、規格寸法については、設計図書によるものとする。
12. グラウンド・コート柵工の構成部材については、JIS A 6518（ネットフェンス構成部材）によるものとし、材質、寸法は設計図書によるものとする。
13. グラウンド・コート柵工の支柱に用いるコンクリート柱については、プレキャストコンクリート製とし、表面は平滑で傷のないものとする。
14. 製品は、原則として製作所の商標記号、製造年月を刻印したものを使用するものとする。

第3項　ダッグアウト工

ダッグアウト基礎、ダッグアウト設置、ダッグアウト設備の施工については、公園緑地編　四阿工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

第4項　スコアボード工

スコアボード基礎、スコアボード設置、スコアボード設備の施工については、公園緑地編　四阿工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

第5項　バックネット工

1. 受注者は、バックネット基礎の施工については、杭打ち機により掘削する場合は、掘削穴が扁心及び傾斜しないように注意して掘削を行わなければならない。
2. 受注者は、掘削を行う場合については、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。
3. 受注者は、バックネット支柱の建込みについては、支柱の通り、支柱上端のキャップの有無を確認後、支柱が傾斜しないように施工しなければならない。
4. 受注者は、金網の施工については、たるみのないように取付けなければならない。
5. 受注者は、アンカーボルトの設置については、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。
6. 受注者は、バックネット支柱の基礎コンクリートを箱抜きした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れてモルタルやシーリング材で仕上げなければならない。

第6項　競技施設工

1. 競技施設工の施工については、設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、ファールポールの設置については、ファールポールはファールライン上に直立させ、仕上げ地盤面から高さ、水平、ポール上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれのないように施工しなければならない。
3. 受注者は、ネットポストの設置については、ネットポストはサイドライン中央部の外側に、サイドラインから同一の距離に直立させ、計画地盤面から高さ、水平、ポスト上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれのないように施工しなければならない。
4. 受注者は、ポストのボルト、ナットまたは軸による接合部については、緩み、抜け落ちがないように止めネジ、座金、割ピンを用いて十分締付けなければならない。
5. 受注者は、ゴールポストの設置については、ゴールポストはゴールライン上に直立させ、計画地盤面から高さ、水平、ポスト上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれのないように施工しなければならない。
6. 受注者は、支柱台の施工については、支柱台の頂部が助走路計画地盤面と同一面となるように仕上げなければならない。
7. 受注者は、使用するファールポール、ポスト、ゴールポスト、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板が JIS 製品以外の場合は、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
8. 受注者は、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、製造所の仕様によるものとする。
9. 受注者は、センターガイドの施工については、設計図書に示す位置に施工しなければならない。
10. 受注者は、ピッチャープレートの施工については、ピッチャープレートは規格品を使用し、設計図書に示す位置に水平に設置しなければならない。
11. 受注者は、ホームベース及び塁ベースの施工については、ホームベース及び塁ベースは規格品を使用し、設計図書に示す位置に水平に設置しなければならない。
12. 受注者は、塁ベース基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分に突固めなければならない。

第7項　競技用砂場工

競技用砂場工の施工については、公園緑地編　砂場工の規定によるものとする。

第8項　スポーツポイント工

1. スポーツポイント工の施工については、設計図書によらなければならない。

2. 受注者は、ラインマーク、ポイント杭、角石及び標示タイルの施工については、設計図書に示す位置に計画地盤面と同一面となるよう据付け、設置後動かないように施工しなければならない。

第9項　審判台工

受注者は、審判台の設置については、計画地盤面から高さ、水平に注意し、ねじれのないように施工しなければならない。

第10項　掲揚ポール工

掲揚ポールの施工については、公園緑地編　掲揚ポール工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

第11項　衝撃吸収材工

1. 受注者は、既設構造物表面に付着した塵埃、粉化物を除去しなければならない。
2. 受注者は、既設構造物表面に小穴、き裂または、突起物がある場合、穴埋めやサンダー処理を行い、表面を平滑にしなければならない。
3. 受注者は、衝撃吸収材の設置については、既存構造物と一体になるよう施工しなければならない。

第12項　グラウンド・コート柵工

1. 受注者は、グラウンド・コート柵工の基礎の施工については、杭打ち機により掘削する場合は、掘削穴が扁心及び傾斜しないように注意して掘削を行わなければならない。
2. 受注者は、掘削を行う場合については、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。
3. 受注者は、グラウンド・コート柵工の支柱の建込みについては、下記の事項によらなければならない。
   (1) 受注者は、支柱の通り、支柱上端のキャップの有無を確認し、支柱が傾斜しないように施工しなければならない。
   (2) 受注者は、付近の構造物に支障にならないようつとめなければならない。
4. 受注者は、金網、防球ネットの施工については、たるみのないように取付けなければならない。
5. 受注者は、アンカーボルトの設置については、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。
6. 受注者は、グラウンド・コート柵工の支柱の基礎コンクリートを箱抜きした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れてモルタル仕上げをしなければならない。

第13項　グラウンド・コート施設修繕工

グラウンド・コート施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

# 第5章　自然育成

## 第1節　摘要

1. 本章は、公園緑地工事における自然育成施設工、自然育成植栽工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、土木工事等共通仕様書の規定による。

## 第2節　適用すべき諸基準類

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

| | |
|---|---|
| 日本公園緑地協会　造園施工管理　技術編 | （令和 3 年 5 月） |
| 日本公園緑地協会　造園施工管理　法規編 | （令和 3 年 5 月）<br>~~（令和 3 年 7 月）~~ |
| 国土交通省　緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項（都市緑地法運用指針　参考資料） | （平成 23 年 10 月） |
| 環境省　自然公園等施設技術指針 | （令和 4 年 3 月） |
| 農林水産省　水田生態系の保全に視点をおいた整備技術の解説書 | （平成 23 年 3 月） |
| 農林水産省　水田生態系の保全技術ガイドブック | （平成 18 年 3 月）<br>~~（平成 28 年 3 月）~~ |

## 第3節　自然育成施設工

### 第1項　一般事項

1. 本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰堤工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、保護柵工、解説板工、自然育成型護岸基礎工、床固工、根固工、水制工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、動植物の生育・生息空間を創出・復元するために行う自然育成工法の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。
3. 受注者は、自然育成の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

### 第2項　材料

1. 受注者は、自然育成工で使用する材料の種類及び規格は、設計図書によるものとする。ただし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、現地で材料を採取する場合については、材料について監督員の確認を受けなければならない。

### 第3項　自然育成盛土工

1. 受注者は、自然育成盛土工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、自然育成盛土の施工について、締固めは、必要最小限にとどめ、目標とする生物の生育環境を理解して仕上げなければならない。

### 第4項　自然水路工

1. 受注者は、自然水路工については、自然に存在する水路の状態を再現するために行う趣旨を踏まえて、施工しなければならない。
2. 受注者は、水路の防水を自然環境に近づけるために行うたたき粘土の施工については、漏れがないよう緊密に叩いて仕上げなければならない。
3. ごろた石積及び崩れ積の施工については、公園緑地編　石積工の規定によるもののほか、

設計図書によらなければならない。

4. 受注者は、砂、礫敷の施工については、自然型水路床の洗掘防止機能と、生物の生育環境に配慮して施工しなければならない。

第5項　水田工

1. 受注者は、たたき粘土の施工については、公園緑地編　自然水路工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、水田土壌盛土の施工については、公園緑地編　自然育成盛土の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
3. 受注者は、流入口及び排出口の施工については、設計図書によらなければならない。
4. 受注者は、角落し及び角落し受枠の施工については、設計図書によらなければならない。

第6項　ガレ山工

受注者は、ガレ（自然石、コンクリート塊、管）を用いて動物や昆虫の生息空間を創出するガレ山の施工については、目標とする生物の生息環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。

第7項　粗朶山工

受注者は、粗朶を用いて動物や昆虫の生息空間を創出する粗朶山の施工については、目標とする生物の生息環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。

第8項　カントリーヘッジ工

受注者は、木の太鼓を編んだ垣根につる性植物をからませて、動物や昆虫の生育空間を創出するカントリーヘッジの施工については、つる性植物が絡めるよう堅固に組立てるとともに、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。

第9項　石積土堰堤工

1. 受注者は、土堰堤を石積で行い、動物や昆虫の生育の場を創出する石積土堰堤の施工については、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。
2. 石積の施工については、公園緑地編　石積工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

第10項　しがらみ柵工

受注者は、竹や木の枝を組んで法面の保護を行うしがらみ柵の施工については、生物の生息環境に配慮し、法面が保全できるように堅固に仕上げなければならない。

第11項　自然育成型護岸工

1. 受注者は、護岸を自然環境に近い状態に整備する自然育成型護岸工の施工については、工法及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。
2. 受注者は、じゃかご及びふとんかごの布設については、以下の事項により施工しなければならない。
   (1) 受注者は、じゃかごの中詰め用ぐり石については、15 ㎝～25 ㎝のもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
   (2) 受注者は、じゃかごの詰め石については、じゃかごの先端から石を詰め込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。
   (3) 受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをして、かご頭の位置を定めなければならない。
   (4) 受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。
   (5) 受注者は、じゃかごの詰め石の後、じゃかごの材質と同一の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。
   (6) 受注者は、ふとんかごの中詰め用ぐり石については、ふとんかごの厚さが 30 ㎝の場合は 5 ㎝～15 ㎝、ふとんかごの厚さが 50 ㎝の場合は 15 ㎝～20 ㎝の大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
   (7) 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならな

い。

3. 受注者は、柳枝の施工については、のりごしらえ後、ます形に、杭を垂直に打ち込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。
4. 階段ブロック積及び魚巣ブロック積の施工については、コンクリートブロック工の規定によるものとする。
5. 石張り、石積み及び雑割石張りの施工については、石積(張)工の規定によるものとする。
6. 受注者は、かごマットの詰め石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。
   また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰め石の施工の際、外壁、仕切りが扁平にならないように留意しなければならない。
7. 受注者は、かごマットの中詰め用ぐり石については、かごマットの厚さが 30 ㎝の場合は 5 ㎝～15 ㎝、かごマットの厚さが 50 ㎝の場合は 15 ㎝～20 ㎝の大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
8. 受注者は、木杭の施工については、木杭の材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、虫食い、割れ、曲がりのない材料を使用しなければならない。
9. 受注者は、木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の 1.5 倍程度としなければならない。
10. 受注者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の口元を上流側に向け、ます内に均一に敷きならべた後、梢柳の小枝を取り除いた帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。
11. 受注者は、ぐり石組粗朶工の施工については、柳枝に準じて帯梢を用いて柵を造り、中詰めぐり石の小口を表面に出して奥深く張る、ごぼう張りに仕上げなければならない。
12. 種子散布、公園筋芝、公園市松芝の施工については、植生工の規定によるものとする。

第12項　保護柵工

保護柵工の施工については、公園緑地編　柵工の規定によるものとする。

第13項　解説板工

受注者は、解説板工の施工については、設計図書によらなければならない。

第14項　自然育成型護岸基礎工

1. 現場打基礎、プレキャスト基礎の施工については、基礎工の規定によるものとする。
2. 一本土台、片梯土台、梯子土台、止杭一本土台の施工については、土台基礎工の規定によるものとする。

第15項　床固工

1. 受注者は、床固め工の施工については、予期しない障害となる工作物が現れた場合には、監督員と協議しこれを処理しなければならない。
2. 多段式落差、スロープ式護岸、堰堤の左官仕上げについては、公園緑地編　左官仕上げ工の規定によるものとする。
3. 堰堤の石積みの施工については、公園緑地編　石積工の規定によるものとする。
4. 堰堤の石張りの施工については、公園緑地編　石積工の規定によるものとする。

第16項　根固工

1. 受注者は、根固め工の施工について、予期しない障害となる工作物が現れた場合には、監督員と協議しこれを処理しなければならない。
2. 受注者は、乱杭の施工については、乱杭の材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、虫食い、割れ、曲がりのない材料を使用しなければならない。
3. 受注者は、乱杭の先端は、角すい形に削るものとし角すい形の高さは、径の 1.5 倍程度としなければならない。
4. 受注者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木では、生松丸太としなければならない。受注者は、使用する方格材を組み立て可能なように加工しなければならない

5. 受注者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の方格材に一格間の所定の本数を間割り正しく配列し、鉄線で方格材に緊結しなければならない。
6. 受注者は、木工沈床の施工については、連結用鉄筋の下部の折り曲げしろを12㎝以上とし、下流方向に曲げなければならない。
7. 受注者は、木工沈床の施工については、表面に大きな石を用い、詰め石の空隙を少なくするように充填しなければならない。
8. 受注者は、木工沈床を水制の根固めに使用する場合の幹部水制の方格材組立については、流向に直角方向の部材を最上層としなければならない。
9. 受注者は、改良沈床の施工におけるその他の事項については、本条4項～8項の規定により施工しなければならない。
10. 受注者は、粗朶沈床の施工について、連柴は梢を一方に向け径 15 ㎝を標準とし、緊結は長さおよそ60㎝ごとに連柴締金を用いて締め付け、亜鉛引鉄線、またはシュロ縄で結束し、この間2 箇所を二子なわで結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約15㎝を残すようにしなければならない。
11. 受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴及び敷粗朶を、縦横ともそれぞれ桁を下流と河心に向けて組立てなければならない。
12. 受注者は、粗朶沈床の施工については、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て後、完全に結束しなければならない。
13. 受注者は、粗朶沈床の設置については、流速による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。
14. 受注者は、沈石の施工については、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。
15. 受注者は、粗朶沈床の施工について、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。
16. 受注者は、吸い出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。
17. 受注者は、粗朶単床の施工については、本条10項～13項の規定によらなければならない。
18. 受注者は、異型ブロック積みの施工については、コンクリートブロック工の規定によらなければならない。
19. 受注者は、捨石基礎の施工については、表面に大きな石を選び施工しなければならない。
20. 受注者は、施工箇所において、波浪及び流水により捨石基礎に影響がある場合は施工方法について、監督員と協議しなければならない。
21. 受注者は、施工箇所における河川汚濁防止につとめなければならない。
22. 受注者は、捨石基礎の施工については、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士または測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。
23. 受注者は、捨石基礎の施工については、大小の石で噛み合わせ良く、均し面にゆがみがないよう施工しなければならない。
24. 受注者は、遣方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。
25. 植生根固めの施工については、公園緑地編　第2章植栽の規定によるものとする。
26. 受注者は、じゃかご及びふとんかごの施工については、公園緑地編　自然育成型護岸工の規定によらなければならない。

第17項　水制工

1. 受注者は、水制工の施工について、予期しない障害となる工作物が現れた場合には、監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、水制工の施工における水制群中の各水制の設置方法及び順序について、施工計画書に記載しなければならない。
3. 杭出し水制、木工沈床、改良沈床、粗朶沈床、粗朶単床、吸い出し防止材、牛、じゃかご、ふとんかご、捨石の施工については、公園緑地編　根固工の規定によるものとする。
4. 元付けの施工については、無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

## 第4節　自然育成植栽工

### 第1項　一般事項

1. 本節は、自然育成植栽工として、湿地育成工、水生植物植栽工、林地育成工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、自然環境の創出・復元を目的とした自然育成植栽工の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。

### 第2項　材料

1. 受注者は、使用する材料については、設計図書によらなければならない。
   また、現場搬入後は、水を切らさないようにし、材料を重ねて圧迫したり、長期間日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならない。
2. 受注者は、使用する材料については、みだりに天然ものを採取せず、採取する場合は、法律で規制された区域で採取を行ってはならない。
   また、採取場所については設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
3. 水生植物の材料は、以下の事項に適合したもの、または同等以上の品質を有するものとする。
   (1) 水生植物の材料の形状は設計図書によるものとし、傷、腐れ、病害虫のないもので、生育良好なものとする。
   (2) 茎葉及び根系が充実したものであって、着花類については花及びつぼみの良好なものとする。

### 第3項　湿地移設工

受注者は、湿地移設工の施工については、設計図書によるものとし、時期、工法については、施工前に十分調査のうえ、施工計画書を作成し、監督員の承諾を得なければならない。

### 第4項　水生植物植栽工

受注者は、水生植物植栽工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

### 第5項　林地育成工

1. 受注者は、林地育成工の施工については、残置する樹木及び周辺樹木を損傷しないよう十分注意しなければならない。
2. 受注者は、間伐(択伐)及び皆伐の施工については、伐採の時期が設計図書により難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、除伐の施工については、設計図書によるものとし、対象となる樹木を根元より伐採しなければならない。
4. 受注者は、切り株保護の施工については、萌芽枝を傷めないように切り株の周囲に生えている草やつるの除去を手刈りで行わなければならない。
5. 受注者は、株立整理の施工については、一株あたり数本の丈夫な新枝を残し、株の整理をしなければならない。
6. 受注者は、既存樹木の生育障害や景観上支障となるつる性植物のつる切りの施工については、つるを根元より切取らなければならない。
7. 受注者は、下刈りの施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
8. 受注者は、落葉かき及び林床整理の施工については、設計図書によらなければならない。
9. 受注者は、殻運搬処理については、樹木の主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。
   また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。